

史料目録 第99集

信濃国埴科郡松代伊勢町八田家文書目録  
(その7)

平成26年3月

大学共同利用機関法人 人間文化研究機構

国文学研究資料館  
調査収集事業部

史料目録 第99集

信濃国埴科郡松代伊勢町八田家文書目録  
(その7)

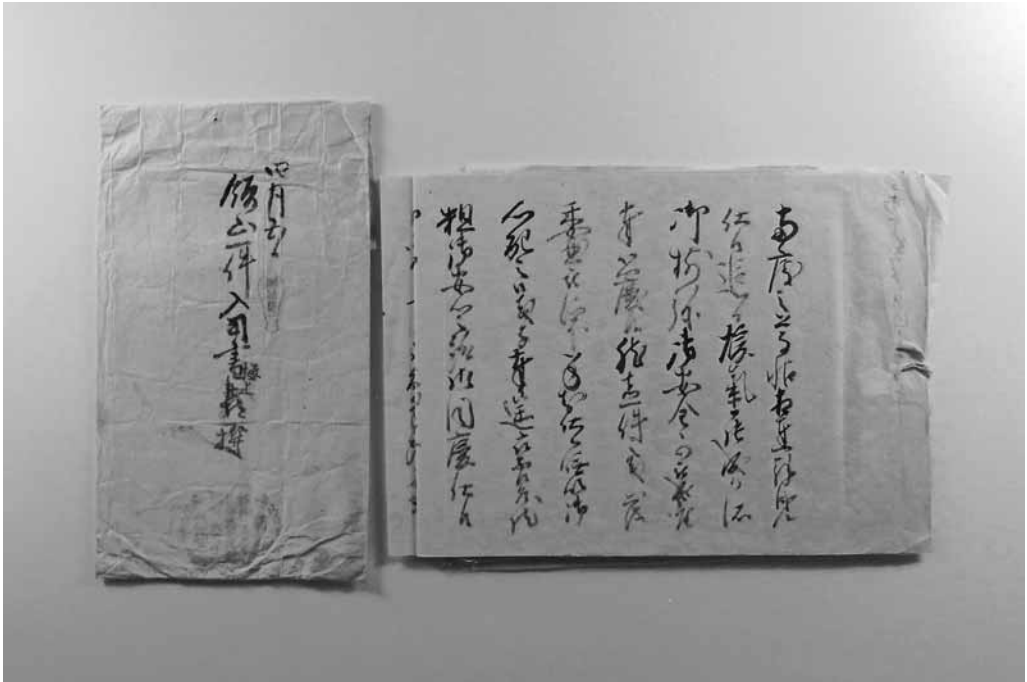


写真1 飯山一件入用書状綴 (え 1766)

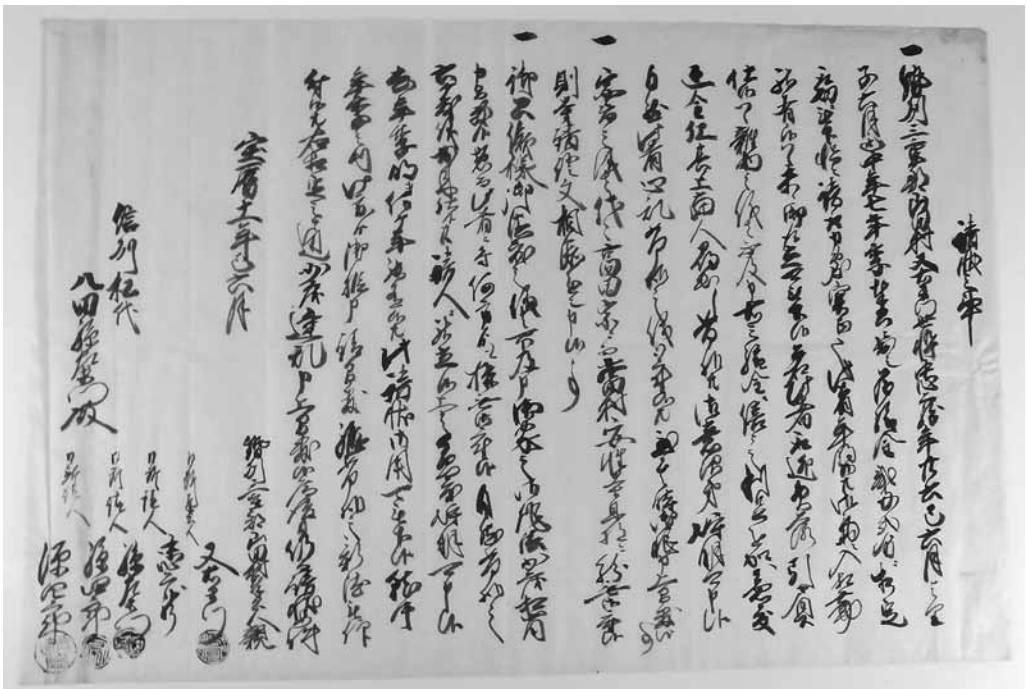


写真2 奉公人請状 (え 1934)

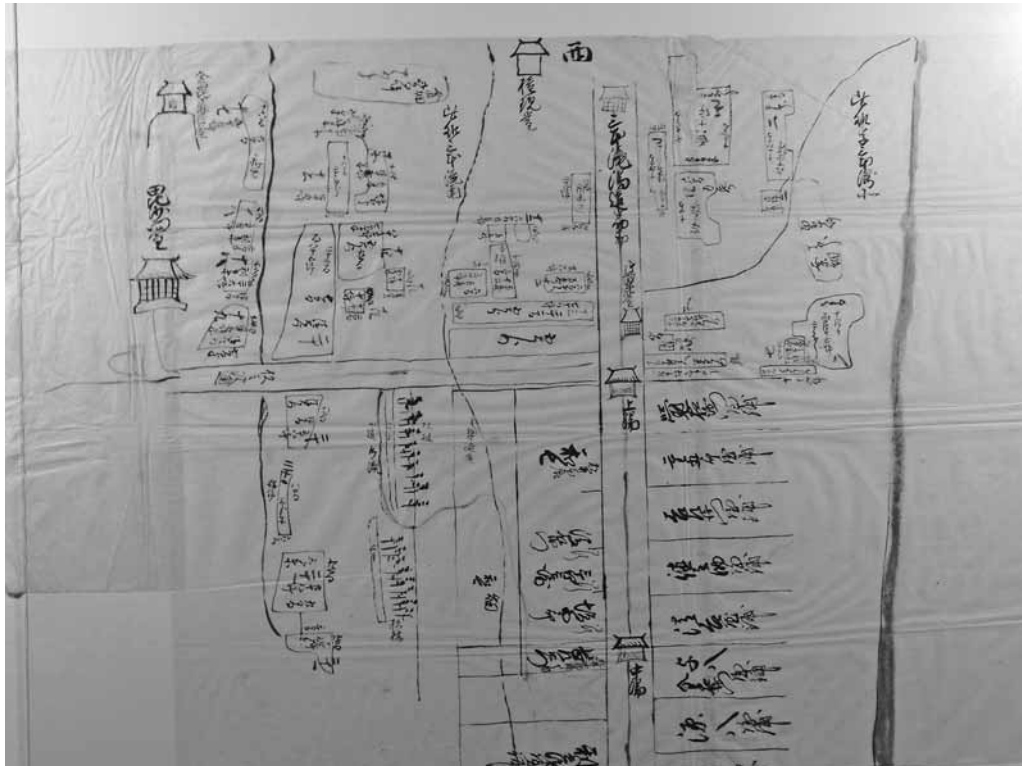


写真3 赤倉温泉田畑町並絵図 (え 1898)



写真4 赤倉温泉開湯記録 (え 1900)

## 凡 例

- 1 本目録は、『史料目録』第99集として「信濃国埴科郡松代伊勢町八田家文書目録（その7）」（文書記号：28B）を取めた。信濃国埴科郡松代伊勢町八田家文書（以下、八田家文書と略）に関しては『史料目録』第41集（1985年）・第48集（1989年）・第50集（1990年）・第94集（2012年）・第96集（2013年）・第97集（2013年）にも収録しており、合わせて参照頂きたい。
- 2 目録編成にあたっては、ISAD (G)（国際標準・記録記述の一般原則）の考え方も参考にしつつ、文書群を発生させた組織・集団の役割や活動に留意し、文書群の持つ内的構造を復元することに努めるとともに、上記既刊八田家文書目録の階層構造を生かすように心掛けた。
- 3 袋・包紙などによる一括文書や、袋・包紙を含めた綴り一括文書が非常に多く、当館へ譲渡後の仮整理時に一括されたと推定されるものも含め、その纏まりを尊重し最も適切と考えられる項目に一括掲載した。
- 4 本文記載は、(1) 表題、(2) 作成者または差出人、(3) 宛名、(4) 作成年月日、(5) 形態・数量、(6) 整理番号の順である。一括状況などの情報は、(5) 史料形態に続けて /（半角スラッシュ）で区切った上で、これを明記した。また紙質や保存状態などの情報も同様に適宜注記した。原文書の判読不能箇所などは、[ ]をもって字数を埋めた。
- 5 表題は原表題のあるものはそれを採り、ないものについては（ ）を付して仮表題を与えた。また、表題のみでは内容が判別できないものについても、簡単な内容摘記を行い、同様に（ ）を付した。
- 6 作成年は和年号で示し、干支だけの場合はそれを採録した。推定年月日については、（ ）を付した。
- 7 史料の形態は、本目録の大半を占める書付文書の場合、竪紙、折紙、竪切紙、横切紙、竪継紙、横切継紙、小切紙、小紙、札などと表記することで、料紙の使用法の違いを示した。冊子型史料では、半（半紙竪折判）、美（美濃竪折判）、横長半（半紙横折判）、横長美（美濃横折判）、横半半折（半紙横折紙半折判）などの略称によって原書の大概を示した。また絵図類や定形外の印刷物は、縦横の寸法をセンチメートル単位で示し、紙継があるものは鋪、ないもの（1枚もの）は枚とした。
- 8 整理番号は、仮整理時に付与されたものを踏まえ、一部に関しては今回新たにこれを付与した。
- 9 本目録は研究部大友一雄がこれを担当し、調査収集事業部の日裏祥子・上川准・武子裕美がこれを補佐した。文書の目録データの作成にあたっては、上條静香・澤村怜薫・芹口真結子・武林弘恵・古畑侑亮・望月良親の各氏の協力を得た。

---

## 総目次

---

口 絵

凡 例

総目次

信濃国埴科郡松代伊勢町八田家文書目録（その7）本文細目次 .....	1
解 題 .....	3
伊勢町八田家文書の伝来と整理方法 .....	3
八田家の来歴 .....	4
文書群の階層構造と内容 .....	5
伊勢町八田家略年表 .....	12
松代城下商人町並絵図 .....	13
伊勢町八田家家系図 .....	14
伊勢町八田家関係者一覧表 .....	16
目録本文 .....	17
内 方 .....	17
店 方 .....	165
町年寄 .....	184
会所・商社 .....	187
第六十三国立銀行頭取 .....	203
混合文書 .....	205
その他 .....	229
既刊目録に見られる八田家文書群の階層構造一覧 .....	230

---

信濃国埴科郡松代伊勢町八田家文書目録（その7）本文細目次

---

1. 内方	17
1.1. 儀礼	17
1.1.1. 婚姻・離縁	17
1.1.2. 葬儀・法事	27
1.1.3. 贈答	29
1.2. 奉公人	29
1.3. 所有地経営	39
1.3.1. 田野口村	39
1.3.2. 矢代村	39
1.3.3. 後町	44
1.3.4. 清野村	44
1.3.5. 東条村	45
1.3.6. 平林村	47
1.3.7. 練光寺	48
1.3.8. その他	49
1.4. 金融	52
1.4.1. 無尽	52
1.4.2. 貸借金	64
1.5. 金銭穀物請払	86
1.6. 飯山領	101
1.6.1. 無尽	101
1.6.2. 訴訟	103
1.7. 岩村田領	111
1.8. 藩への上納金	115
1.9. 藩関係	118
1.9.1. 御目見	118
1.9.2. 救恤	120
1.9.3. その他	122
1.10. 町関係	122

1.10.1. 立入人 .....	122
1.10.2. 上水関係 .....	123
1.11. 寺社奉加 .....	124
1.11.1. 菩提寺浄福寺 .....	124
1.11.2. その他 .....	130
1.12. 投資 .....	131
1.12.1. 松代貯積銀行 .....	131
1.13. 諸芸 .....	131
1.14. 書状類 .....	133
2. 店 方 .....	165
2.1. 酒店 .....	165
2.2. 呉服店 .....	166
2.3. 醤油方 .....	171
2.4. 赤倉松井店 .....	171
3. 町年寄 .....	184
3.1. 町政 .....	184
4. 会所・商社 .....	187
4.1. 産物会所 .....	187
4.2. 松代商法社 .....	196
5. 第六十三国立銀行頭取 .....	203
6. 混合文書 .....	205
7. その他 .....	229



---

## 信濃国埴科郡松代伊勢町八田家文書（その7）解題

---

文書群記号 28B

文書群名 信濃国埴科郡松代伊勢町八田家文書

年代 元禄3年（1690）～明治27年（1894）（江戸時代後期から明治初年のものが大半である）

数量 3531件（枝番号も含めた本目録上での文書件数）

### 伊勢町八田家文書の伝来と整理方法

松代伊勢町八田家文書は、宝永6年（1709）に松代城下町の伊勢町（現長野県長野市松代町）に居を構えて以来、今日に至っている八田家に伝来した文書群である。昭和28年（1953）、9代目当主八田恭平氏（1900年生、1961年没）によって、文部省史料館（現国文学研究資料館）へ譲渡された。譲渡当時の整理の様相については不明であるが、カード状の目録が作成された。その後、昭和33年（1958）に担当者の転出などによって整理作業が中断したが、昭和56年（1981）頃から再開され、昭和60年（1985）、『史料館所蔵史料目録第41集 信濃国埴科郡松代伊勢町八田家文書目録（その1）』（以下『八田家文書目録』と略す）が刊行された。本目録は『八田家文書目録』の7冊目（その7）となる。分冊での刊行は、概算で全体数量が数万点にのぼると推定されたことによる。本目録も含め刊行と収録される史料番号は次の通りである。

その1（第41集、1985年）請求番号あ1～3411

その2（第48集、1989年）請求番号い1～1046

その3（第50集、1990年）請求番号う1～937

その4（第94集、2012年）請求番号え1～870

その5（第96集、2013年）請求番号え871～1342、2289～2295

その6（第97集、2013年）請求番号え1343～1751

その7（第99集、2014年）請求番号え1752～2053

八田家文書は、その3まで分冊ごとに「あ」から「う」の文字を整理番号に冠し、整理年次を明らかにしたが、その4以降は煩雑を避け、全て「え」で統一した。

『八田家文書目録（その4）』の整理作業開始段階における未整理分は、衣装箱と目される黒塗りの箱9箱、段ボール箱3箱、AFハードボード製（中性紙）箱23箱であった（以上、「旧箱」とする）。黒塗りの箱への文書の収納については、文部省史料館へ譲渡された後に行われたものと推定される。旧箱にはそれぞれ番号が付されており、以前の整理段階の様相を反映している可能性もあるため、整理作業では旧箱1から順次開始し、旧箱9の途中から旧箱10の途中までを『八田家文書目録（その7）』として収録した。整理番号はえ1752か

らえ 2053 である。今後の整理作業および史料目録刊行の際も、現状を尊重することを目的とするため、この原則を遵守する。

未整理文書のほとんどは文部省史料館の酸性紙封筒に収められていたが、番号は付与されておらず、ひとつの封筒に複数の文書が入れられていた。そこで、現状を活かしながら、新しい番号を付与し、中性紙封筒へ入れ替えた。

## 八田家の来歴

真田家が領有した松代城下町は、馬喰町・紙屋町・紺屋町（以上「上三町」）、伊勢町・中町・荒神町（以上「本三町」）、肴町・鍛冶町（以上「脇二町」）があり、「町八町」と称された。このほかに、伊勢町の枝町として木町・鏡町があった。これらの町には町年寄 4 名と検断 1 名が置かれた。（解説末尾の絵図参照）

伊勢町八田家は、松代城下町の木町に居住した八田家より分家した家である。そのため、本家を木町八田家、分家を伊勢町八田家と呼び分けている（後掲の「伊勢町八田家系図」を参照）。移住当初は呉服と酒造を営んだようで、財力を背景にして藩権力との結び付きを強めた。

本家 3 代目長左衛門庸重の二男孫左衛門重以は、宝永 4 年（1707）6 月に分家し、同 6 年 6 月より伊勢町に居を構え、伊勢町八田家の初代となった。商業活動のほか、町年寄役を務め、松代藩の財政悪化に伴う多額の才覚金の上納により享保期には御目見を許された。一方の木町八田家は、早世や出奔により享保期には断絶し、以後は伊勢町八田家からの養子が継承した。

その後の伊勢町八田家当主の履歴を役職就任などを中心に示すならば次の通りである（後掲「伊勢町八田家略年表」、「家系図」など参照）。

2 代目嘉助は初代同様に藩御用（上納金）などに関わり 30 人扶持が給され、寛保 3 年（1743）12 月、御用金の切り捨てによって 20 人扶持が加増された。また、町年寄も務めた。宝暦 6 年（1756）に嘉助が死去すると、3 代目孫左衛門以親が 50 人扶持の相続を藩へ願い出たが、家替と 30 人扶持の給付となった。宝暦 11 年 3 月に町年寄に就任、寛政 4 年（1792）2 月まで務めた。また、享和 2 年（1802）12 月、給人格御勝手御用役を命じられ士分格となったが、翌 3 年正月に没した。

4 代目嘉右衛門知義は、明和 8 年（1771）に生まれ、寛政 3 年（1791）2 月に町年寄役に就任、享和 3 年（1803）正月に父孫左衛門以親の死去に伴って家督を相続した。藩からは 30 人扶持が給付され、父同様給人格の御勝手御用役に立ってられた。町の人別帳からは除かれ、町年寄の職からも離れた。文化 10 年（1813）10 月には、白鳥宮普請の才覚金上納の功績により、5 人扶持が加増され、この 5 人扶持をもって、養弟喜兵衛の分家許可を実現した。分家喜兵衛は、文政 9 年（1826）9 月、糸会所惣元方に、天保 4 年（1833）、産物会所元方に就任した。さらに文政元年（1818）12 月には、髯養子辰三郎が 4 代目嘉右衛門の功績によって召し出され、分家独立して 10 人扶持を受け、御勝手御用役に任じられた。文政 9 年 9 月には糸会所惣元方に、天保 4 年には産物会所元方に、嘉兵衛と同時に任じられた。この時期の産物会所関係の文書では、嘉右衛門・喜兵衛・辰三郎が連名で授受したものも広く確認できる。

嘉右衛門は、文化・文政期に産物御用掛、川船運送方御用役、糸会所取締役、産物会所取締役など松代藩による国産品の流通・統制に関して多くの役職を務めた。また、松代藩家中との縁戚関係の形成にも積極的で、

実娘2名を小山田六郎兵衛倅藤四郎、師岡七郎右衛門倅治助へ嫁がせたほか、増田徳左衛門と八田辰三郎の娘を養女にした上で、大瀬登と岡野弥右衛門倅陽之助に嫁がせている。

5代目嘉助知則は、文化4年(1807)生まれ、天保5年(1834)3月には御勝手御用役見習を命じられた。天保期から産物会所関係の書類にも名前を確認できる。嘉永元年(1848)12月、4代嘉右衛門(享年78才)の死に伴い、翌年嘉永2年2月に家督を相続し、30人扶持、御勝手御用役本役となった。しかし、嘉永4年11月、45才で没した。産物会所関係文書では、義理の叔父で元方を務めた喜兵衛との連名文書が広く見られる。

6代目慎蔵知道は、文政12年(1829)に生まれ、嘉永4年(1851)5代目嘉助知則の死去に伴って家督を相続した。父祖同様に、30人扶持が給付され、御勝手御用役に取り立てられた。ただし、当主相続以前より産物会所の業務を務めていたようである。明治2年(1869)に設立された松代商法社では、取締役に次ぐ商法掌に就任した。

伊勢町八田家は、初代孫左衛門以来、松代城下の町年寄を代々勤める一方、松代藩御用達商人として発展を遂げた。歴代の当主は藩より扶持を下されて給人格となり種々の藩の役職に就いている。本目録収録文書と関わっての役職は、町年寄、産物会所産物御用掛・取締役、松代商法社商法掌、第六十三国立銀行頭取などである。また、一族が関連の役職に就任する場合も少なくなかった。

## 文書群の階層構造と内容

本目録では、文書群の階層構造を追求することに努めた。八田家の内部組織・機能や当主の役職などを基準に大項目(サブフォンド)を設定し、各々の組織体や役職の機能に応じて中項目(シリーズ)・小項目の編成を行った。本目録に収録した文書は、大きく八田家の内部組織・機能に関わるもの(「内方」「店方」)、八田家当主の役職と深く関係するもの(「町年寄」「産物会所」「松代商法社」)に大別できる。基本的に既刊の『八田家文書目録』との統一性、利用者の利便性を考慮し、これまでの編成基準を踏襲することに努め、修正は一部とした。

文書群構造の編成作業は、以上を基本としたが、具体的作業では、紙縊紐などで書類を一括した「綴」の形をとるものや、袋入りのものが多数を占めたために、一定の制約が生じた。すなわち、一括文書は、内容・発信者・年次・不要のものなど、様々な基準でまとめられるため、たとえば年次で一括されるものであれば、機能・内容を異にするものが混在することになり、発信者で一括すれば、内容・年次などが多様なものとなる。

よって、実際の編成作業では、次のように処理した。①内容を基準にまとめられたものは、大項目レベルでは適切に編成できたが、中項目レベルでの編成を適切に行うには、「綴」である形態を無視して、「綴」を構成する個々の文書レベルでの編成が必要であった。しかし、まとめられていることの意味、状態を保持することも重要と考え、本目録では綴や袋入りなどの一括文書を、バラバラに編成し直すことは選択しなかった。そのため、中項目・小項目の編成そのものを多くの場合控えることになった。②年次・作成者・不要のものなどを一括した「綴」の場合は、役職・機能・活動などに関係なくまとめられるため、本目録の編成基準と大きく異なった。このため、本目録では、これらについては「混合文書」という大項目を設定し、そのもとに編成した。

その結果、本目録に収録した大項目レベルでの構成と件数は、1.内方2507件(71%)、2.店方267件(7.6%)、3.町年寄48件(1.4%)、4.会所・商法社246件(7%)、5.第六十三国立銀行頭取17件(0.5%)、6.混合文書442件(12.5%)、7.その他3件(0.08%)となった。

以下、大項目（サブフォンド）ごとに階層構造と内容を示すとともに、特記すべき中項目（シリーズ）について記述する。なお、既刊分の八田家文書目録6冊の編成も含め、全体的な編成については、本目録巻末に示した（各分冊によって階層構造認識には若干の差異も見られるが、閲覧利用の利便性も考え掲載した）。既刊分の解題とともに参照願いたい。

## 1. 内方（御茶之間）

内方（御茶之間）は、八田家の家政機関であるとともに、店方の統轄を行った。本目録収録の文書からは、部局・掛といった組織・機能が読み取れるものはほとんど見られなかった。そのため、中項目以下では八田家の機能的な面からの編成となった。

即ち、1.1. 儀礼（家族）、1.2. 奉公人、1.3. 所有地経営、1.4. 金融、1.5. 金銭穀物請払、1.6. 飯山領、1.7. 岩村田領、1.8. 藩への上納金、1.9. 藩関係、1.10. 町関係、1.11. 寺社奉加、1.12. 投資、1.13. 諸芸、1.14. 書状類である。

1.1. 儀礼では、家族などの1. 婚姻・離縁、2. 葬儀・法事、3. 贈答に関する文書を編成した。1. 婚姻・離縁では、4代目嘉右衛門の聳養子辰三郎、6代目慎蔵の弟鉄治郎関係の文書、葬儀・法事では、霊明院（2代目嘉助娘チカ）・悟連院（4代目嘉右衛門）・玉樹院（5代目嘉助娘ハル）・献光院（嘉右衛門妻チカ）などのものがある。

1.2. 奉公人は奉公人請状・寺送り証文などが大半である。既刊の目録では、奉公人請状などは見られない。これらの文書から奉公人の生国や雇用関係などが明らかとなる。

1.3. 所有地経営は、1. 田野口村、2. 矢代村、3. 後町、4. 清野村、5. 東条村、6. 平林村、7. 練光寺、8. その他に編成した。これらの所有地経営は、金銭貸借からの担保物件移動、無尽仕法などと関連するものも少なくない。したがって、「綴」が多い本目録では、所有地経営以外の関連文書なども本項目に混在する。また、関連の文書が、1.4. 金融などの他の項目に見られる場合もある。たとえば、2. 矢代村では、矢代宿本陣柿崎源左衛門関係の文書が見られるが、同家経営と関係する無尽関係の文書は、1.4. 金融にも編成されている。利用にあたっては、関連項目も参照されたい。

1.4. 金融は1. 無尽、2. 貸借金を設定した。八田家による貸付金などの金融は早くから行われており、寛政期には独立した質店が開設されていたが、貸金機能が質店に集約されたということではなく、内方でも行っていた。血縁・地縁、松代藩家臣などに対するものが多いのが特徴である。支援を要請された上での対応も少なくない。1.5. 金銭穀物請払は、買い物も含む請払いに関する文書である。

1.6. 飯山領、1.7. 岩村田領は、飯山藩・岩村田藩領の財政改革などの仕法に関わるものを収録した。関係する文書は多岐にわたり、既刊の『八田家文書目録』ではそれらを土地経営、訴訟、金融などに適宜編成してきたが、いずれも密接に関連するため、本目録では、内方に新規に中項目（シリーズ）を設定し、関連のものを集約した。これらの文書は、八田家が、飯山藩へは文政7年（1824）より5ヶ年季で金3000両、岩村田藩へは文政5年より10ヶ年季で金2000両を貸し付けたことによる。両藩は、それぞれ抵当として相当の領内村々を質地とした。質地村々は、毎年村役人が作徳を八田家に納めることになったが、滞納により訴訟が八田家側から起こされた。また、これらの円滑化のために無尽なども利用された。このように推移するなかで、土地経

営、訴訟、金融などに関わる文書が作成されたものである。本目録では、訴訟関係の文書がとくに多く確認できた。なお、こうした金融支援に関して、質を得、また無尽を起すといった事例は、他のケースでも見られた。それらの文書は1.4. 金融などに編成した。

1.8. 藩への上納金は、松代藩へのものであり、享和2年(1802)、幕府の川々浚御手伝普請に関連して300両、御用立金2500両などがあり、それらの元金の返済などを巡って文書が見られる。従来から指摘されるように、八田家では藩からの資金を運用する繰廻金の存在があった。これは、藩から資金運用を任せられ、八田家が拝借金(拝借・中借など)を商人などに貸し付け、その利潤をもって逼迫した藩財政を立て直すことを目的としたものである。八田家も藩へ多額の貸付けを行っており、両者の運用を踏まえて利子などを決算したことが指摘されている。八田家では様々な資金が広範に貸借されており、その実態の解明は今後の課題でもある。また、八田家文書には、松代藩家中(とくに縁者)への貸出も多く見られるが、これらは主に1.4. 金融に編成した。

1.9. 藩関係は、1. 御目見、2. 救恤、3. その他に編成した。1. 御目見は、4代目嘉右衛門、5代目嘉助の、藩への御目見に関する文書である。八田家における家督相続、藩からの扶持支給などと関連する行為と考えられる。2. 救恤は、天保7年(1836)の極窮人へ御粥の取計らいに関するものであり、3. その他は拝賀着陣次第書などである。

1.10. 町関係は、1. 立入人、2. 上水関係に編成した。八田家は町人・商人として町と関わったわけであるが、1. 立入人は、天保7年高井屋重助商売残金訴訟の仲裁役として、また、2. 上水関係は天保14年の町方の用水内水の取り調べ、および一件書類である。いずれも町の役人ということではなく、個人として関係したものと考えられるためここに編成した。なお、町年寄文書は、3. 町年寄に編成した。

1.11. 寺社奉加は、1. 菩提寺浄福寺、2. その他に編成した。本目録では寺社奉加の意味をやや広く取り、八田家と寺社に関する文書を編成した。とくに菩提寺である浄福寺との間では、貸付、無尽運営などの金銭運用面で関係を深めていた。なお、浄福寺は東條村字田中にあり、上州安中桂昌寺の末寺であった。

文化9年の諏訪社の再建に関する文書(え1861)、先住知門関係文書もまとめて存在する(え1892・1893、八田家文書目録その6に関連史料あり)。

1.12. 投資は、近代に八田家が行った株投資などに関連する文書を編成した。本目録では、明治14年3月設立、明治26年12月に解散した松代貯積銀行への株投資に関する文書2件を収めた。八田慎蔵は30株を有し、筆頭株主であった(え1880)。なお、頭取は清水角治、資本金3万円であった(『八十二銀行五十年史』p.39表参照)。

1.13. 諸芸は、和泉次郎兵衛屏風仕立関係書類、漢詩、和歌、書籍などがある。時期的には明和から文化期のものが多い。

1.14. 書状類は、他のものと同様に「綴」物が大半である。たとえば、「辰三郎分家被召出節一卷入」、「嘉永六癸丑年四月中より到来要用書状綴」「嘉永六癸丑年十月中より到来の要用書帖綴 八田知道」「嘉永七甲寅年七月中より到来之書状外ニ要用之書付類」「安政四年三月封不用書状綴」「万延元年八月より十二月までの来状綴 八田澹庵」などと袋の表に記される。内容的に1. 内方に関係すると判断されるものを、ここに編成した。

## 2. 店 方

八田家の営業部門である「店方」には、酒店（酒蔵・酒造）、呉服店（角店）、油店、醤油店（松井店）、質店などが存在したことが、すでに知られている。本目録でも、基本的にはこれに従いながらも、次のように中項目を構成した。すなわち、2.1. 酒店、2.2. 呉服店、2.3. 醤油方、2.4. 赤倉松井店である。

2.1. 酒店（28件）は、年々店向上納物関係、文政10年（1827）の酒造御免札引替関係、揚酒関係などであり、松代町に置かれた御町方酒造御仲間の存在、また、八田家では伝兵衛、和七などが酒店に関係したことを示す文書などが見られる。

2.2. 呉服店（60件）は、3つほどの綴りからなる。ひとつは、文化4年（1807）、呉服店を担当した傳兵衛が商いを止め、それを姻戚関係にあった増田徳左衛門が900両で引き受け、返済が滞ったことに関係する書類、嘉永5年（1852）呉服店を担当した富吉の不埒難渋片付に関する書類、京都伊勢屋茂兵衛との取引に関する書類などである。

2.3. 醤油方（8件）は、文政11年（1828）頃、松代中町の抱屋敷を醤油方が取り調べる内容であり、松代での醤油店に関するものと判断した（既刊目録では、越中赤倉の松井店関係文書のみが確認されていた）。

2.4. 赤倉松井店は、これまで「醤油店（松井店）」の項目名で示してきたが、同店は醤油商売に止まらず、温泉開発・小間物商売・店貸など様々な活動を行った。同店の活動・機能を的確に把握するには、「醤油店（松井店）」では困難と判断し、「赤倉松井店」と言い換えた。同店が関係した赤倉温泉（新潟県妙高市）の開発は文化13年（1816）であるが、それまで同地は関山三社大権現の支配下に有り、霊場であるため一般人の利用は許されていなかった。しかし、農村の疲弊・関山権現別当宝蔵院の経済的悪化から文化11年宝蔵院と高田藩の間で交渉が始まり、高田藩は松本斧次郎を初代温泉奉行に任命し、同13年に東俣新田の池田覚右衛門他6名が藩営事業として開発したものである。八田家は1000両の大金を出資した。松井店での活動・管理は、長く松井（笠井）和七が担当したが、弘化3年（1846）、高齢から管理・年貢上納などは栄八に交代した。次第に店舗での商売は停止し、屋敷・土地などの貸与関係の文書が専らとなる。温泉との関係は、明治11年（1878）頃も一部残っていたようである。

## 3. 町年寄

伊勢町八田家では、初代孫左衛門重以より4代目嘉右衛門知義まで、代々町年寄役を務めていた。享和3年（1803）に嘉右衛門知義が家督相続の上、30人扶持・給人格勝手御用役に任じられ、町の人別とは別帳扱いとされたため、以後は町年寄役に就任していない。したがって、八田家文書のなかの町年寄文書は、基本的にこれ以前のものということになる。

本目録収録の関係文書は、4つの綴と1点の絵図からなる。御陰中鳴り物停止儀書付など綴、宝暦引水一件綴、寛政12年（1800）4月火災音信物関係綴、松代関屋川添村絵図である。綴の中には、直接関係しないものも含まれるが、以上を町年寄の職務に関する町政に関するものとして編成した。

## 4. 会所・商社

八田家は商人として藩と深く関わった。文政9年（1826）、松代藩は領内の製糸業の育成と統制のために糸

会所を設置し、4代目嘉右衛門知義を取締役に、また、舎弟喜兵衛、養子辰三郎を惣元方に任じた。天保元年(1830)、糸会所の活動を引き継ぎ、その機能を拡大させた産物会所の設置においても、嘉右衛門は取締役に、喜兵衛が惣元方、辰三郎が元方に就任した。明治2年(1869)には、松代藩領内の商人を結集して横浜交易を進めるための松本商法社が、松代城下と羽尾村に設置された。取締役には横浜交易で成功した羽尾村(長野県千曲市)出身の大谷幸蔵(屋号「大黒屋」)が任命され、その他に商法掌9名、商法方22名、商法方補25名の体制であった。6代目八田慎蔵は明治2年12月に商法掌に就任している。

本文書目録では、糸会所に関わる文書は見られなかったため、4.1.産物会所、4.2.松本商法社と関係文書を編成した。

4.1.産物会所に関する文書は、その大半が書状類の「綴」であり、「綴」数は8綴、単体の文書は2点である。会所機能は、これまでの既刊目録において藩からの資金調達(中借金)と問屋への貸付、問屋からの袖買い占め、鑑札の発行による統制と冥加金の徴収、上方・江戸での売り捌き、産物取引をめぐる調停などが指摘されており、今回もこの機能に基づいて中項目を設定することが適切と考えられたが、大半が書状類の「綴」であるため、綴られひとまとまりにあることを優先し、綴りを分解する形で編成することは行わなかった。ちなみに「綴」のタイトルは、(御産物袖代金中借金請取証文)、(荒神町陶器釜場関係綴)、「荒神町陶器電一卷」、(三井店為替関係書綴)、(安政六未歳三月中より到来書簡綴)、(安政七庚申年三月中より之来簡綴 義井堂澹庵)などであり、内容・機能・年代などそれぞれ異なる基準でまとめられる。具体的な配列は、綴り単位で年代順に行った。

4.2.松本商法社の活動主体は在村の横浜交易商人であり、規模も圧倒的に羽尾村の商法社の方が大きかったという。そのため、八田家文書のなかに商法社関係の文書は少ない。本目録では、綴3点からなる。綴りは(富岡氏往来書状等綴)、来状綴(明治4年)、庶務掌贈答手紙であり、商社メンバー、横浜との連絡が中心である。

## 5. 第六十三国立銀行頭取

第六十三国立銀行は、明治11年(1878)12月1日、松代町331番地において開業した。当初の融資対象は製糸業関係者が中心であったが、松方デフレによって繭・生糸・織物などが暴落、第六十三銀行も業績を悪化させた。明治24年(1891)の松代大火などで経営危機に陥り、稲荷山に本店を置いていた稲荷山銀行の支援を得て本店を稲荷山町に移転、明治30年(1897)7月に普通銀行「六十三銀行」に転換した。その後、昭和6年(1931)6月に十九銀行(本店上田)と合併し八十二銀行となる。したがって、第六十三国立銀行は、明治11年から30年かけて存在したものである。八田慎蔵は、明治12年7月から明治19年7月まで頭取を勤めた(『八十二銀行五十年史』)。頭取職として私書偽造・盗印の告訴なども担当した(え1791-15)。文書は、袋に「従明治十八年五月 銀行江関係之書付入」と記されて一括され、年代も明治12年6月1日から明治18年のものである。なお、他に明治14年の第六回半季実際考課状も現存する(え1881)。

## 6. 混合文書

本目録では、大項目を跨いで綴られた文書綴を、混合文書という柱を建てて編成した。件数は442件と一定

の規模であるが、これらは9点の簿冊に綴られた文書群である。すなわち、(諸方到来状綴) (え 1813)、(金銭受払ならびに諸書類綴) (え 1843)、(嘉永7年閏7月中より12月迄到来之要用書簡) (え 1859)、(嘉永7年2月取調 要用書簡類綴) (え 1810)、(安政2年正月より到来要用書簡) (え 1827)、(安政3年5月中より来簡綴) (え 1857)、(明治元年12月中よりの来簡状綴) (え 1862)、(諸書類綴) (え 2012) などである。個々に綴られる文書名は、目録本文の通りであるが、内方、店方、会所・商社関係が入り交じる。綴られた状態、また綴られた意味を尊重して、本目録では、綴られた個々の文書レベルでの分類は行わなかった。利用者には不慣れた面もあるだろうが、了解願いたい。また、これらの情報は、国文学研究資料館が公開するデータベース「収蔵歴史アーカイブズ・データベース」に搭載される予定である。それらも検索手段として利用されたい。

## 7. その他

白紙や簡単なメモなど、編成について判断できなかったものを、便宜的にまとめた。

**史料状態** 綴じ紐が切れた文書が見られる。

**検察手段** 本目録(国文学研究資料館調査収集事業部『史料目録』第99集)。

**複製の存在** とくにない。

### 関連史料

八田家文書の明治期以降、昭和期に至る文書は長野市立博物館に所蔵されている。なお、八田家には「真田家中系図書」8冊、佐久間象山よりの書状を卷子仕立てにしたもの数巻、7代当主彦治郎の「日記」数冊などが保存されている。

### 出版物

- ・『松代町史』上巻・下巻(長野県埴科郡松代町役場、1929年)
- ・『長野市誌』第三巻歴史編近世一・第四巻歴史編近世二(長野市、2001年、2004年)
- ・『長野県史』通史編第四巻近世編一・第五巻近世編二・第六巻近世編三(長野県史刊行会、1987～1989年)
- ・『八十二銀行五十年史』(株式会社八十二銀行、1983年)
- ・吉永昭「松代商法会社の研究」(『社会経済史学』第23巻第3号、1957年)
- ・吉永昭「専売制度についての一考察」(『史学研究』第65号、1957年)
- ・吉永昭「紬市の構造と産物会所の機能－信州松代藩の場合－」(『歴史学研究』第204号、1957年)
- ・吉永昭「幕末期における専売制度の性格とその機能－信州松代藩の場合－」(『歴史学研究』第218号、1958年)
- ・吉永昭「製糸業の発展と糸会所の機能－信州松代藩の場合－」(『史学雑誌』第62編第2号、1959年)
- ・吉永昭「商家における『家政改革』について－信州松代八田家の場合－」(『愛知教育大学研究報告 人文科学・社会科学』第22輯、1973年)
- ・北條浩『赤倉温泉権史論』(楡書房、1975年)
- ・大藤修「信濃国松代八田家文書の整理を担当して」(『史料館報』第53号、1990年)
- ・古川貞雄「松代藩における非常出費時の御用金・借入金政策」(『市誌研究ながの』第5号、1998年)
- ・藤田雅子「天保期松代藩における国産紬の販売」(吉田伸之編『流通と幕藩権力』山川出版社、2004年)



- ・多和田雅保『近世信州の穀物流通と地域構造』（山川出版社、2007年）
- ・望月良親「近世後期における松代八田家と松代藩財政」（渡辺尚志・小関悠一郎編『藩地域の政策主体と藩政－信濃国松代藩地域の研究』岩田書院、2008年）
- ・荒武賢一郎「松代真田家の大坂交易と御用場」（渡辺尚志・小関悠一郎編『藩地域の政策主体と藩政－信濃国松代藩地域の研究』岩田書院、2008年）
- ・荒武賢一郎「在坂役人の活動と蔵屋敷問題－幕末維新期の混乱とその特質－」（荒武賢一郎・渡辺尚志編『近世後期大名の領政機構－信濃国松代藩地域の研究』、岩田書院、2011年）
- ・大橋毅頭「松代藩御用商人八田家の金融－文化・文政期を中心に－」（荒武賢一郎・渡辺尚志編『近世後期大名の領政機構－信濃国松代藩地域の研究』、岩田書院、2011年）

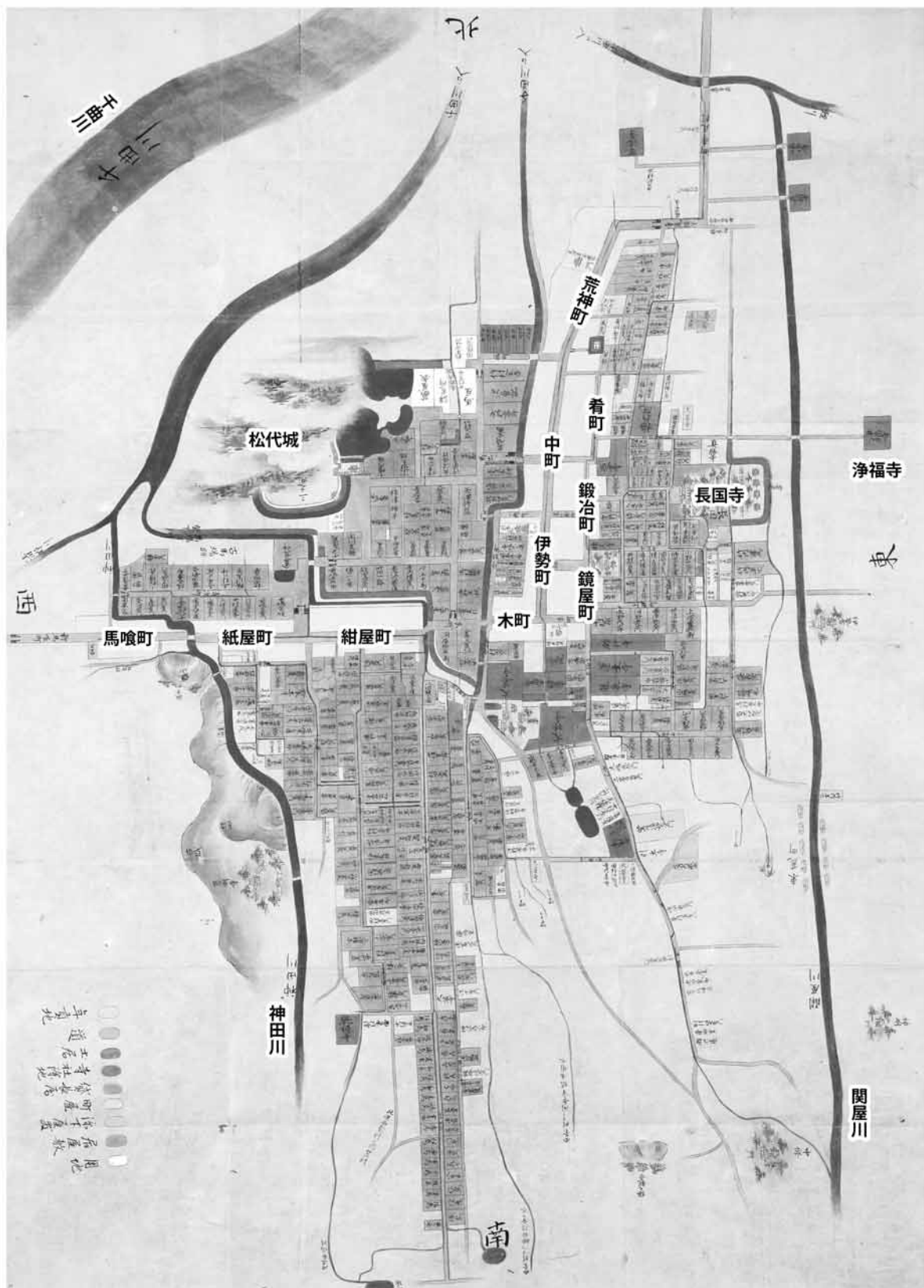
伊勢町八田家略年表

年代	人物	出来事
宝永 4.6	①孫左衛門重以	木町八田家より分家
宝永 6.6	①孫左衛門重以	伊勢町に居住。この年に町年寄就任
享保 11.4.6	①孫左衛門重以	御用金才覚により御目見
享保 12.12.23	①孫左衛門重以	御用金才覚により 30 人扶持
寛保 3.7	①孫左衛門重以	病気により町年寄退任
寛保 3.7	②嘉助芳茲	町年寄就任
延享 4.5.23	①孫左衛門重以	死去
延享 4.7.12	②嘉助芳茲	30 人扶持
寛延 3.12.1	②嘉助芳茲	御用金切り捨てにより 20 人扶持加増（計 50 人扶持）
宝暦 6.7.9	②嘉助芳茲	病気により町年寄退任
宝暦 6.7.15	②嘉助芳茲	死去（60）。鉄治郎（③孫左衛門以親）への相続と 50 人扶持下付を藩へ願い出る。ならびに養子嘉右衛門に本家再興を遺言
宝暦 6.9.20	③孫左衛門以親	30 人扶持
宝暦 8.11.28	③孫左衛門以親	元服して鉄治郎より孫左衛門と改める
宝暦 11.3.19	③孫左衛門以親	町年寄就任
寛政 3.3.22	④嘉右衛門知義	町年寄就任
寛政 4.2.15	③孫左衛門以親	病気により町年寄退任
寛政 10.7	③孫左衛門以親	金三百両才覚御用達
享和 2.3.25	③孫左衛門以親	300 両を藩に献上
享和 2.12.25	③孫左衛門以親	祖父以来の出精により給人格御勝手御用役
享和 3.1.1	③孫左衛門以親	死去（62 歳）
享和 3.2.9	④嘉右衛門知義	家督相続の上、30 人扶持・給人格御勝手御用役。ならびに町の人別と別帳になる
文化 3	④嘉右衛門知義	御用金を申し付けられる
文化 4	④嘉右衛門知義	御用金を申し付けられる
文化 10.5.10	④嘉右衛門知義	白鳥宮普請のため 100 両を献上
文化 10.10.7	④嘉右衛門知義	5 人扶持加増（計 35 人扶持）。この年、加増分を義弟喜兵衛に与えて分家させる
文化 13.5.11	④嘉右衛門知義	産物御用掛就任
文化 14.3.28	④嘉右衛門知義	川船運送方御用就任
文政 7. ⑧ .11	④嘉右衛門知義	数代御用を勤めたことにより給人永格
文政 7.11.7	④嘉右衛門知義	社倉調役就任
文政 9.9.10	④嘉右衛門知義	糸会所取締役就任
天保 4	④嘉右衛門知義	産物会所取締役就任
天保 5.3	⑤嘉助知則	御勝手御用役見習就任
天保 8.12.28	④嘉右衛門知義	切米納粉 30 俵下付
嘉永元 .12.9	④嘉右衛門知義	死去（78 歳）
嘉永 2.2	⑤嘉助知則	家督相続の上、30 人扶持・御勝手御用役本役
嘉永 4.11.23	⑤嘉助知則	死去（45 歳）
嘉永 5.1.16	⑥慎蔵知道	家督相続の上、30 人扶持・御勝手御用役
明治 2.12.13	⑥慎蔵知道	商法掌就任
明治 3. ⑩ .11	⑥慎蔵知道	士族に列する
明治 4.8.19	⑥慎蔵知道	商法掌免職。権少属補助商法方就任
明治 7.7	⑥慎蔵知道	第 13 大区 4 小区副区長就任
明治 7.8	⑥慎蔵知道	（同上）免職
明治 12.7	⑥慎蔵知道	第六十三国立銀行頭取就任
明治 13.3	⑥慎蔵知道	第六十三国立銀行頭取退任
明治 40.10.8	⑥慎蔵知道	死去（79 歳）

註：年代欄の丸数字は閏月、人物欄の丸数字は当主として何代目かを示したものの。

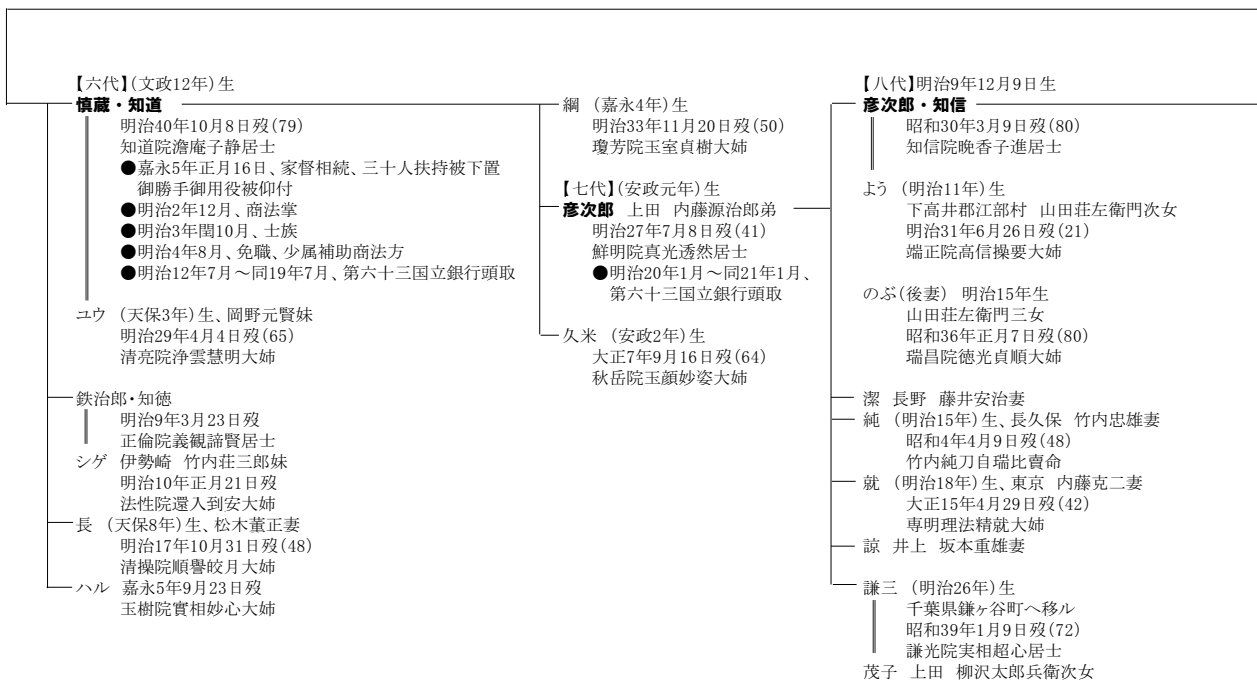
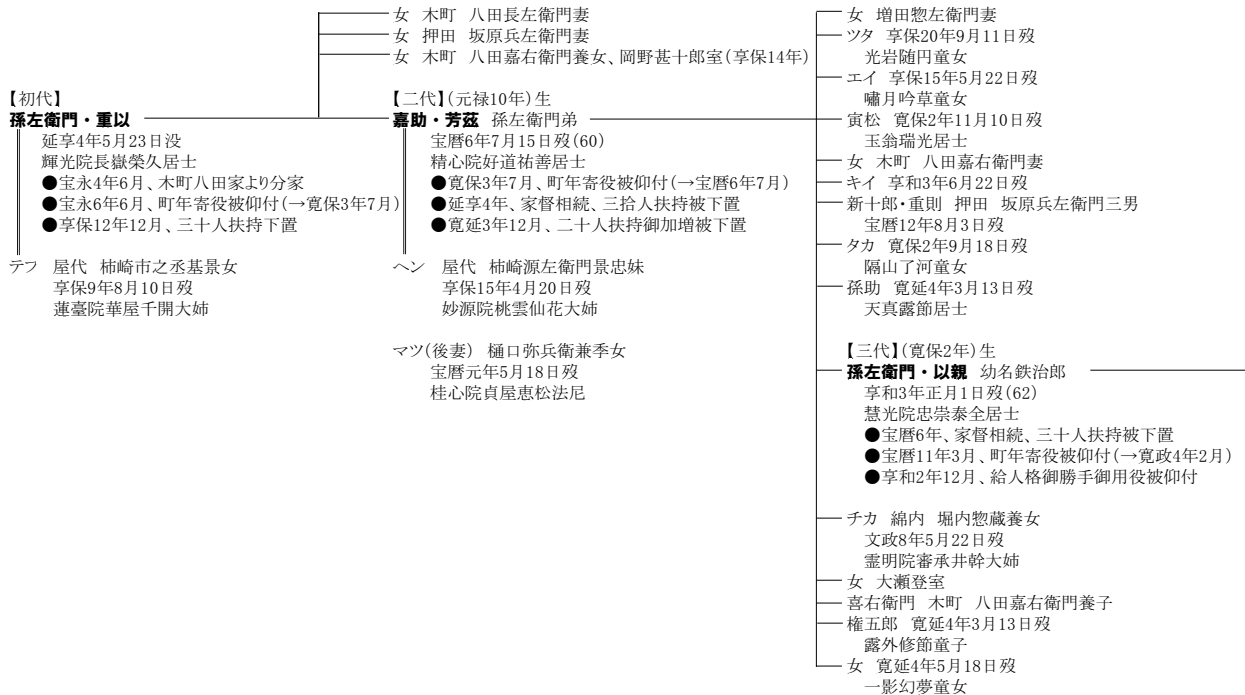
出典：既刊目録第 96 集に補訂した。

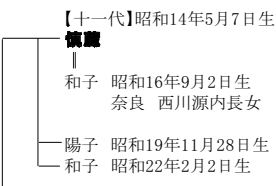
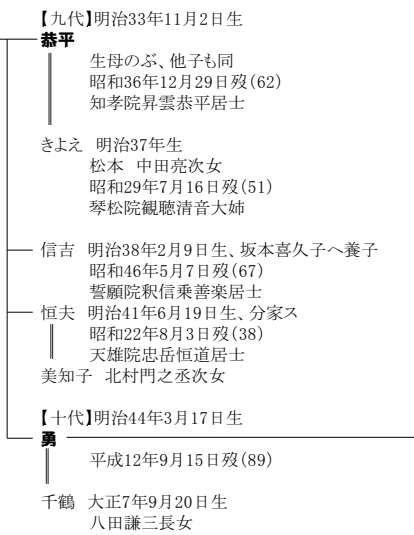
松代城下商人町並絵図



典拠：江戸時代後期「家中屋敷絵図」（真田 古文書204、真田宝物館所蔵）

# 伊勢町八田家家系図





◎『史料館所蔵史料目録』第41集154頁～157頁に基づいて、加筆の上、作成した。  
◎点線は養子・養女・養弟を示す。二重線は夫婦を示す。  
◎出典：既刊史料目録第96・97集所収に補訂した。

## 伊勢町八田家関係者一覧表

### 飯山藩関係人物

片岡源左衛門(松代藩士)	萩原勝大夫門
座間百人(松代藩士)	高田茂左衛門
関田守之丞	つかや与惣左衛門
水井忠藏(松代藩士)	直之進
平兵衛(町役人代兼差添人)	岡島莊藏(松代藩士)
菅沼弥惣右衛門	喜福寺
紀伊国屋利八	彦大夫
善藏	中野忠七
素弓	数右衛門
姿水園	万右衛門
竹山町	山岸三四郎
三橋源五右衛門	大和屋源兵衛
吉松四郎右衛門	依田弥五右衛門
常田善之助	神津定藏

### 岩村田藩関係人物

大澤喜右衛門	寛左衛門
関田守之丞	和合院
池田寛藏	又右衛門(田野口村)
後閑三吉	瀬左衛門(田野口村)
市兵衛	酒井忠治(岩村田宿)
平兵衛	池田源助(佐久郡上塚原村)
一山舎	依田弥五右衛門(佐久郡八幡宿)
花井仲八(紀伊国屋利八関係)	彦市
丸澤栄八(紀伊国屋利八関係)	文羽記
柄沢彦太夫	前田宗右衛門

### 田野口村関係人物

花井沖八	勝之助
丸澤栄八	源吾

### 矢代村関係人物

幸吉	三郎右衛門
柿崎源左衛門	太左衛門
浦野忠七	五郎右衛門
柿崎通丹	幸左衛門
文左衛門	長谷川善兵衛(松代藩士)
新十郎	平林縫殿進(松代藩士)
市之丞	関田守之丞
新九郎	四郎左衛門(柿崎源左衛門親類)
平九郎	文左衛門(矢代村名主)
四郎左衛門	七郎兵衛(矢代村組頭)
丈右衛門	勇左衛門(矢代村組頭)
嘉十郎(柿崎源左衛門親類)	傳左右衛門(矢代村長百姓)

### 後町関係人物

七郎兵衛	新藏(後町組合惣代)
甚之丞	甚之丞(八郎右衛門親類)
新右衛門	長右衛門
半十郎(後町小作人)	長右衛門(後町小作人)
深美甚十郎(後町名主)	定藏(半十郎親類)
文四郎	徳松
伊左衛門(後町長百姓)	八郎右衛門(後町)
伊左衛門(徳松親類)	半十郎
吉之丞(唯七親類)	文四郎(後町組合惣代)
重藏(後町組合総代)	文四郎(後町組合惣代)
重兵衛(後町組頭)	唯七(後町小作人)
小野唯右衛門(松代藩士)	友十郎(七郎兵衛親類)
新右衛門(後町組合惣代)	利助(長右衛門親類)

表題・作成等	年代	形態・数量	整理番号
(文化8年海野結婚関係綴)		綴/(え1760-1~7は一綴)・1綴	え1760
(袋) * (袋上書)「文化八未九月ヨリ海野婚姻一卷入」	文化8(年)未9月	袋・1点	え1760-1
御祝儀申合帳下案(婚儀に付双方御祝儀仰合の旨) 八田嘉右衛門	8月	横長半・1冊	え1760-2
内証調書 藤田市太夫手扣(岩村田領無尽仕法取調書) * (裏貼紙)「藤田市大夫殿内証取調紙面不用之帳面」		横長半・1冊	え1760-3
(荷物長持1箱など委細取決めに付)	9月吉日	横長半・1冊	え1760-4
御内談別紙(結納持参物など取決めに付)		横長半・1冊	え1760-5
海野引受逢(縫カ)立帳(花嫁衣装代金など書上)	9月	横長半・1冊	え1760-6
御祝儀申合帳下案(ご縁女様引越、婚姻に付双方御祝儀仰合の旨) 工藤富治郎	9月吉辰	横長半・1冊	え1760-7
(海野縁組関係書状綴)		綴/(え1761-1~15は一綴)・1綴	え1761
(書状、海野表書立て不分明にて御算当成り兼ね、田畑作入・上納諸役明白に差引き当時金高、居屋敷当時売払い値段是又承りたきに付) 雪惇→書鳩公	12月28日	横切継紙・1通	え1761-1
口上(媒酌人へ20疋、兩人へ扇子下さっては如何に付) (関田)庄助→(八田)嘉右衛門様	5日	横切紙・1通	え1761-2
(縮み55匁ほか合152匁5分金銭書上)		横切紙・1通	え1761-3
(書状、別紙人数の儀減らすべきに付)		横切紙・1通	え1761-4
(包紙) * (包紙上書)「文化八未年十月十六日金三両馬場町へ御貸印証入」		包紙・1点	え1761-5
(書状、令女様御肥立ちなどの御祝儀、且望月多作殿の問合わせなど申上げ、矢代へも早速御通達下され、柿崎氏岩村田より無尽懸出し等書調べ委細承知に付) 藤田傳左衛門→八田嘉右衛門様参人々御中	9月11日	横切継紙・1通	え1761-6
(書状、松代馬場丁の儀、私推参すべき旨承知、当村七左衛門方100両無尽13日に2番会あり、馬場丁の義無尽15日頃推参仕りたきに付) 工藤富治郎→藤田傳左衛門様尊服	9月10日	横切継紙・1通	え1761-7
(書状、藤田氏縁組一件、下拙丸子名目世話役、下拙仲人の義藤田家治り方に付、腹藏無く内談下され御懸引下されたきに付) 堀内五十治→八田嘉右衛門様	8月20日	横切継紙・1通	え1761-8

1.内方/1.儀礼/1.婚姻・離縁

(書状、須坂御役米巳ノ作方にて500俵引受けの儀、捌方へ掛合い引合わせ置くに付、序での砌巳ノ作方へ御伝達下されたき旨、又丸子より表向き申入れさせ、近日格式目録差出し等に付)	9日	横切継紙・1通	え1761-9
(書状、縁談の儀馬場丁にても内々承知下され、先10日工藤富治郎罷越すところ堀内五十治挨拶内々承知にて、婿入引越、婚姻日限承知下され、家族一同歎び申す等に付)	9月20日	横切継紙・1通	え1761-10
(書状、幾久目出度く御世話下さる様、伯母様・母上様へも御伝聞頼上げ、銘々様へ千代七産品御目に掛け、小祝物下され恐悦に付) 藤田傳左衛門應約(花押)→八田嘉右衛門様参人々御中	極月26日	横折紙・1通	え1761-11
(書状、祢津より飛脚御細書下され拝見、然るべく取計い下され、綿内へ御着代小判1両御笑納下さるべく、御細書の趣承知等に付) 湖水→書鳩様	12月26日	横折紙・1通	え1761-12
おほへ(しほ1包ほか御祝い書上)		横折紙・1通	え1761-13
(書状、拝見の帳面略儀ながら木町より御出で下さるに付、御頼み先ず返却申し落手下され、仰せに任せ下げ札致すに付) *(端裏書)「口上 馬場丁」	10月7日夜	横切継紙・1通	え1761-14
親類書(工藤傳兵衛親類人名書上)	9月	横折紙・1通	え1761-15
(鉄治郎養子縁組関係書状等綴)		綴・1綴	え1802
(袋) *(袋上書)「嘉永五子四月廿一日御立[ ]市兵衛」市兵衛	嘉永5(年)子4月21日	袋/(虫損甚大)・1点	え1802-1
(書状、昨年来より鉄治郎義お世話にて、今度滞り無く引移り万事相済むに付) *下書		横切継紙・1通	え1802-2
(書状、昨年来より弟鉄治郎儀御懇望に付、去月中市兵衛差添え差出す処、4月3日引越祝盃成下さる段承知仕り幾久しく目出度きに付) *下書		横切紙・1通	え1802-3
(書状、昨年来より弟鉄治郎儀御養子御懇望に付、去月4月4日引越滞り無く祝盃成下さる段承知仕り幾久しく目出度に付) *下書		横切紙・1通	え1802-4
(書状、本書にて先書の返章、彼是申しても大事の前の極微々たる事ゆえ、申し演ず迄も無けれども、この身分を掛ける事最早遅く、今日に至りては左を顧み右を顧みの術も有る間敷、決して御懸念有る間敷など本文の条一時の寓言とのみ御聞取り下されたきに付) *(端裏書)「御内儀」(八田)鉄治郎敬白→上		横切継紙・1通	え1802-5
(書状、昨年より今年は御家御興敗の手段六ヶ敷、皆画餅と成る無易の事にて、先ず今度は寒中お見舞い御歳暮旁鳥渡哥詞を以て、母・妻・全孫等々御安否承りたく等に付) (八田)鉄治郎→執政市兵衛様	12月15日	横切継紙・1通	え1802-6
覚(羽織寸法に付) 喜八	29日	横切継紙/(虫損)・1通	え1802-7
(代金3分2朱ト416文受取証) 金家定右衛門代久兵衛(印)→八田様上	8月11日	横切紙・1通	え1802-8



覚(表具仕立直し代11匁に付) 経師吉五郎→上	8月22日	横切紙・1通	え1802-9
覚(5月29日御店37匁8分14人など代金2分2朱余受取に付) 山田屋又兵衛(印「江戸小伝馬式丁目山田屋又兵衛」)→菊屋市兵衛様・増治様	6月7日	横切継紙・1通	え1802-10
覚(硯蓋他3点金2分受取に付) 山本屋源蔵[印「人形町通古道具山本屋源蔵」]→上	6月2日	横切紙・1通	え1802-11
覚(瀬戸物3品代金1分115文受取に付) 今利屋嘉兵衛(印「今川橋今利屋瀬戸物店」)→上	6月2日	横切継紙・1通	え1802-12
覚(ふくさ包1つ・御状1通請取に付) □□□や新兵衛見世→源兵衛様御使中	子年6月朔日	横切継紙・1通	え1802-13
(羽織代50匁などに付覚) *後欠 大丸や喜八[印「江戸大伝馬三丁目現金下むら札付かけねなし大丸屋」]	5月	横切継紙・1通	え1802-14
(今般養子縁組約定双方質素の取計い次第書上) 八田慎蔵手代市兵衛→松村新兵衛御手代久蔵殿	嘉永5子年6月吉日	横切紙・1通	え1802-15
覚(鼠中10本分金2分など受取に付) 万や善太郎(印「杉ノ森新材木町萬善」)→菊屋市兵衛様	6月5日	横切継紙・1通	え1802-16
(八田競外15人人名書上)		横切紙・1通	え1802-17
口上(御注文の品代金1分請取覚) 福廣新八(印「両国橋通吉川町福廣」)→菊屋市兵衛様	子年8月21日	横切継紙・1通	え1802-18
覚(御紙入1つ代31匁4分など受取に付) 丸屋利兵衛(印「本町三丁目裏川岸丸屋」)→八田様	8月7日	横切継紙・1通	え1802-19
覚(上々中色代金7匁5分受取に付) 大坂や庄兵衛(印「江戸横山町壹丁目大庄」)→上	8月26日	横切紙・1通	え1802-20
覚(雪踏八幡黒代金2朱余受取に付) 六門屋源助(印「新材木町六門屋」)→八田市兵衛様	8月15日	横切紙・1通	え1802-21
覚(鼠色布袋御印籠等代金112匁5分等に付) 丸屋利兵衛(印「本町三丁目裏川岸丸屋」)→八田様	8月6日	横切紙・1通	え1802-22
諸進物調(扇子3対200文など書上)		横長半・1冊	え1802-23
記(御龍・火事羽織1枚など相納めに付) □□や久五郎→山田屋又兵衛様御宅市兵衛様 小伝馬町式丁目	8月11日	横切紙・1通	え1802-24
記(別紙御売上品に付) □□屋久五郎・金七→山田屋又兵衛御内市兵衛 小伝馬町式丁目	8月21日	横切継紙・1通	え1802-25
(銀1枚久兵衛他11人書上) →おひろ殿		横切紙・1通	え1802-26
(清八様他8人名書上)		横切継紙・1通	え1802-27
(書状、善光寺常行坊様より尊家への書状不到着に付、詫状並びに鉄治郎様の儀無異の儀なれども、松屋様方5月中御家出後、松屋へ御帰宅は遊ばされ間敷様申すにて、尊君御出張無くば片付申さず等に付) 久寿田源兵衛→菊屋市兵衛様参人々御中	8月9日	横切継紙・1通	え1802-28
(書状、源八より尊君へ金2両時借り、万一未だ御渡しなければ明日和助殿御出の節御渡下されたきに付) 久寿多源兵衛→菊屋市兵衛様参人々御中	3月朔日	横切継紙・1通	え1802-29

1.内方/1.儀礼/1.婚姻・離縁

(書状、別紙一昨日季吟短冊差上げ御受取る哉伺いに付)		横切紙・1通	え1802-30
持参金遣払覚(金92両1分余差引残金2両3分余市兵衛内拝借入用に付)		横切紙・1通	え1802-31
(書状、鉄治郎出府の儀当月28、9日出立御承引下され、秋田様へも仰下されたき等に付) *下書		横切継紙・1通	え1802-32
おぼえ(はなかんざし2本他22件書上に付)		横切継紙・1通	え1802-33
(書状、春中御約諾の縁談一条、取極に此般源兵衛他衆中結納品持参の由、当地受納は致し兼ね、何れ出府にて御地にて申し受けたき等に付) *下書		横切継紙・1通	え1802-34
(書状、今度結納御名代市兵衛殿差向けられ有り難き処、主家余儀無き差支えにて当地での結納致し兼ね、此程出府の節御受けの積もりに付) *下書		横切紙・1通	え1802-35
(書状、出府の儀6月中の積もりにて、万事用立つも8月中相成る哉に付) *下書		横切紙・1通	え1802-36
(書状、鉄治郎様御縁談段々延引仕れども、浅草の方も種々取込み、松新様も御地に入来、相談致したくも叶わず間、御親類より1人御案内来月下旬御地にお出で下されたき等に付) 久寿田源兵衛→菊屋市兵衛様参人々御中	2月20日	横切継紙・1通	え1802-37
(書状、主家鉄治郎懇望、今般溝口省翁様遠渡の所尊来下され御縁談一条御内約相調う等に付) *下書		横折紙・1通	え1802-38
(書状、主人申付にて出府昨夕刻到着、極内密申上たく儀にてお出合下されたきに付) *下書		横切紙・1通	え1802-39
(書状、春中御約諾の縁談一条、取極に此般源兵衛外衆中結納品持参の由、折悪敷時節にて差支え当地受納は致し兼ね、何れ出府御地にて申し受けたき等に付) *下書		横切継紙・1通	え1802-40
(書状、私義当7日善光寺へ着、御祭礼前上田より同道の仁あり、昨日法然堂町甚妙坊へ旅宿変更、且出府の趣首尾能きや御左右承りたきに付) 久寿田源兵衛→菊屋市兵衛様参人々御中	6月14日	横切継紙・1通	え1802-41
(書状、一条首尾能く調い大悦至極等に付) 久寿田源兵衛→菊屋市兵衛様御返事	6日16日	横切継紙・1通	え1802-42
(書状、春中溝口様入来に付御挨拶申上置き、御縁談一条取極めに此度源兵衛外衆中結納品持参の由、主人へ申聞かせの処、当地受納は致し兼ね、何れ出府御地にて申受けたき等に付) *下書		横切紙・1通	え1802-43
(源兵衛事は言語道断の人物に付申上書)	4月13日	横切継紙・1通	え1802-44
(書状、源兵衛子帰国に付、送り状認め方内密申上等に付) *下書		横切継紙・1通	え1802-45
(書状、私病気日々難渋の所28日には宿駕籠にても罷出、御方28日吉辰目出度出立下さるべきに付) 久寿田源兵衛→菊屋市兵衛様参人々御中	7月26日夕刻	横切継紙・1通	え1802-46

(書状、御注文の真手桶、安直の品入手により代3分差上げ、並びに鉄次郎御縁談の義松木宗四郎様同道にて参上仕り種々ご相談仕るに付) 久寿田源兵衛→菊市(菊屋市兵衛)様参人々御中	4月10日	横切紙・1通	え1802-47
(書状、江戸表御返事如何に付) 久寿田源兵衛→菊市(菊屋市兵衛)様尊下	6月11日	横切紙・1通	え1802-48
覚(金1両2朱他、金1両3分代金受取に付) 石町4丁目久寿田源兵衛(印)→松代菊屋市兵衛様行御飛脚中様	11月19日	横切紙・1通	え1802-49
(書状、数寄屋絵図代料1両2分2朱御立替え飛脚へ御払下されたく等に付) 久(久寿田)源兵衛→菊市(菊屋市兵衛)様		横切紙・1通	え1802-50
(書状、先月中御礼如何届くや、並びに石州公哥切金1両2分・手付炭取金20匁御意に叶うや等に付) 久寿田源兵衛→菊市(菊屋市兵衛)様参人々御中	12月11日	横切紙・1通	え1802-51
(書状、松新様の一条帰宅早速出立迄の事主人へ巨細申聞かせ他に付) *下書/墨消		横切紙・1通	え1802-52
(書状、鉄次郎縁談一条に付) *下書		横切紙・1通	え1802-53
口上(右の通り手紙参り、誠に当惑致し一寸申上、跡より詳しく申上げ先様へお出でに付) 葛田内より→きくや市兵衛様	9月4日	横切紙・1通	え1802-54
(書状、今津方への書状早速拝見の処、八田氏の相談はその後も沙汰無く、殊に当4月中惣領の女子病死致すに付、後口次女妻にと八田氏へ、此段然るべき様御挨拶下されたきに付) 松木宗四郎→葛田源兵衛様御返事	9月3日	横切紙・1通	え1802-55
(書状、旧冬石州公横物差上御意に叶い申す哉承りたく、並びに御主家鉄様御縁談の儀及び改春賀状) 久寿田源兵衛→菊屋市兵衛様御年始御伺	正月3日	横折紙・1通	え1802-56
8月12日 吉辰結納の事(土産の事書上)		横切紙・1通	え1802-57
覚(小形利久ほか直段願上げに付)		横切紙・1通	え1802-58
(11日、12日のし代ほか書上)		横切紙・1通	え1802-59
高師(唐棧袴ほか書上)		横切紙・1通	え1802-60
江戸(夏冬火事羽織ほか書上)		横切紙・1通	え1802-61
(書状、江戸表着後不順の天気にて拙者別条もなく、留守中のことくれぐれ願い等に付) (菊屋)市兵衛→音吉殿	8月7日	横切紙・1通	え1802-62
(アユほか9丁書上)		横切紙・1通	え1802-63
(書状、鉄治郎養子の儀、失礼ながら市兵衛差添え差出す処、13日御日柄も宜敷引越万端相済む等に付) *下書 (八田)慎蔵→(松屋)新兵衛様	9月10日	横切紙・1通	え1802-64
(書状、昨年来より弟鉄治郎懇望下され去月中差出す処、同13日結納、引越滞り無く万端相整う等に付) *下書		横切紙・1通	え1802-65

1.内方/1.儀礼/1.婚姻・離縁

(書状、私義帰国仕り、先般罷出で万端御祝儀相整 い、幾久しく目出度と存ず(付) *下書		横切継紙・1通	え1802-66
(書状、秀次郎様一条態々御光来下され、御咄の趣驚 き入るに付) *下書		横切継紙/(虫 損)・1通	え1802-67
(深井村ほか村名書上)		横折紙/(虫損)・1 通	え1802-68
土産物調(袴地1反御肴代秋田内記殿ほか書上)		横切紙・1通	え1802-69
持参道具(科紙硯箱ほか書上)		横切継紙・1通	え1802-70
(書状、鉄治郎儀、今般取計向き仰下され、当人不束 の儀に付、昨秋中御懸合い、その御挨拶に及ぶに 付) *下書		横長半・1冊	え1802-71
御茶之間買物(下駄3足金1分2朱余ほか差引覚)		横折紙・1通	え1802-72
注文買(寺町分下駄3足金1分2朱余など書上)		横折紙・1通	え1802-73
手前用(雪駄1足金2朱余など書上)		横長半・1冊	え1802-74
(金40両ほか、金97両3分余差引覚)		横折紙・1通	え1802-75
(名前書上並びに伴嘉右衛門へ同名長左衛門姉縁組に 付口上書など) *雛形 八田孫左衛門→何様御内何様	正月	横長半/(破損甚 大)・1冊	え1958
(八田慎蔵令弟鉄治郎縁組関係書状類)		旧封筒入/(え 1759-1~3は旧封 筒一括)・1点	え1759
(佐久間氏より書状之写綴)		綴/(え1759-1-1 ~5は一綴)・1綴	え1759-1
(書状、令弟は宅を出て突然お出でにて私方に逗留 の旨、鉄砲打ち方修練等に付) (佐久間)修理→(八 田)慎蔵様	6月2日	綴(茶色罫紙)・1 綴の内	え1759-1-1
(書状、令弟に一先ず帰省するよう勧めた旨、異船騒 擾等に付) (佐久間)修理→(八田)慎蔵様	7月念三	綴(茶色罫紙)・1 綴の内	え1759-1-2
(書状、令弟差因りの儀は松屋の方御離縁など如何 に付) (佐久間)修理→(八田)慎蔵兄	中秋念五	綴(茶色罫紙)・1 綴の内	え1759-1-3
(書状、令弟離縁の取計い先方何と申しても致し方 なき旨に付) (佐久間)修理→(八田)慎蔵様	9月29日	綴(茶色罫紙)・1 綴の内	え1759-1-4
(書状、令弟離縁の事は何事も私へお任せ下さるべ きに付) →八田監殿	6月16日	綴(茶色罫紙)・1 綴の内	え1759-1-5
(書状写、縁組支度申し合わせ等に付)		綴(茶色罫紙)/ (え1759-2-1~2 は一綴)・1綴	え1759-2
壬子閏二月松屋新兵衛頼を受此表へ罷越シ差出候 新兵衛心得書省翁自筆(御持参金・支度・兄弟世話 など) 溝口省翁→八田慎蔵様御手代市兵衛殿	(嘉永5年)壬子閏月(閏 2月)朔日	綴(茶色罫紙)・1 綴の内	え1759-2-1
壬子五月中市兵衛出府新兵衛へ直談ニ而為取替規 定致候帳面之写(今般養子縁組取計い申合わせ等 に付書状) 松村新兵衛手代久蔵→八田慎蔵様御手代市 兵衛殿	嘉永5子年6月吉日	綴(茶色罫紙)・1 綴の内	え1759-2-2

(松屋新兵衛方より来状の写綴)		綴/(え1759-3-1 ~4は一綴)・1綴	え1759-3
(書状、御談一条にて金子無心がましき儀は懸け合 わぬ旨に付) 松屋新兵衛内久蔵・清八→菊屋市兵衛様	6月27日	堅紙・1綴の内	え1759-3-1
(書状、鉄治郎家出にて佐久間氏へ参り居るので、貴 公様にお出で下されたき旨に付) 松屋新兵衛→き くや(菊屋)市兵衛様	9月2日	堅紙・1綴の内	え1759-3-2
(書状、心配の鉄治郎の儀にて貴様にお立会なされ たきに付) (松屋)新兵衛→(菊屋)市兵衛様	9月20日	堅紙・1綴の内	え1759-3-3
(書状、鉄治郎は芸者所帯など私方踏み付けの致方 に付) 松屋新兵衛→きくや(菊屋)市兵衛様	3月27日	堅紙・1綴の内	え1759-3-4
(八田慎蔵・鉄次郎関係書状綴)	(安政6年6月以来)	綴/(え1863-1~ 23は一綴)・1綴	え1863
(袋) * (袋上書)「安政六己未載夏六月来書入」	安政6己未6月	袋・1点	え1863-1
(書状、祖母へ私病再発にて退身の旨聞き入れず、源 左衛門へ離別願いの処、祖母是非共帰宅の儀に 付)		横切継紙・1通	え1863-2
(書状、いなり山源之助願いにて杏仁御払い、減目多 く不容易なる儀もあるに付) (八田)喜兵衛→(八 田)慎蔵様	10月22日	横切継紙・1通	え1863-3
(書状、杏仁御払いなされず不都合にて佐助へ願 い金子勘定にて上納分もあるに付) (八田)喜兵衛→ (八田)慎蔵様	10月15日	横切継紙・1通	え1863-4
(書状、御礼金上納去年の分引受の義は3人にて申談 じ、松源へ引渡方勝手次第にて3人内談にて算段 致すべき等に付) (八田)喜兵衛→(八田)慎蔵様	8月6日	横切継紙・1通	え1863-5
(書状、当月中には1両2分程親父方へ調えにて、御地 に居らば早く帰るよう仰せ下されたき等に付) 金 井鉄次郎→八田御兄上様尊下	9月28日	横切継紙・1通	え1863-6
(包紙) * (包紙上書)「御母上様御直披 鉄次郎」		包紙・1点	え1863-7
(書状、私の処遇聞済無く困り身の片付け方勘考致 し、御地へ呼び寄せ御相談申上たきに付) (金井) 鉄次郎→御母上様尊下	9月28日	横切継紙・1通	え1863-8
(書状、主水殿へ差上確かに落手致しご挨拶に付) 権左衛門→(八田)慎蔵様	正月28日	横切継紙・1通	え1863-9
(書状、八田氏より鹿猟の条について贈り物御達下 され落手に付) 主水→権左衛門様	正月27日	横切継紙・1通	え1863-10
(書状、急場差支えにて300疋ほど時借り願いに付) 松山丁→い勢町様	3日	横切継紙・1通	え1863-11
(書状、交易場の絵図遅延御海容下され、並びに栄八 南部坂屋敷栄十郎世話にて、芝屋敷二番組へ部屋 入り致し、御台場付足軽に相成る旨、儀野右衛門 杯も世話致す事他に付) (金井)鉄次郎→御兄上様	6月19日	横切継紙・1通	え1863-12

1.内方/1.儀礼/1.婚姻・離縁

(玄蕃稻荷しくじりとか、實在様に御座る哉ほか留書)		横切紙・1通	え1863-13
(何とか御手段成し下され、金玉糖遣わし下される様仰付け有り難くに付留書)		横切紙・1通	え1863-14
(書状、貴書の趣承知にて急ぎ取計い並びに新八帰宅の節松山町よりも委細御示教の趣承知下さる哉、源左衛門殿より申来れば、早速相談取計いに付)		横切紙・1通	え1863-15
(書状、去月28日夜和泉屋伊兵衛方へ参り夜半になり迎え参り帰宅後、母参り祖母少々不塩梅との由詫び入る処、勘弁成らざるに付) (金井)鉄次郎→御兄上様	10月3日夜七ツ時	横切紙・1通	え1863-16
(書状、11月下旬限り退去致したく承知下し置かれ、松山丁君と御相談下され御取計い下さる様等に付)		横切紙・1通	え1863-17
(松木公への金子、元金・当7月迄の利息合わせて金11両2分1朱差上の分源八公へ御上げ下さる様、尤も証文書替致すべきにて願書) *下書		横切紙・1通	え1863-18
(小筆筒早速御送り下さる様願書) *下書		横切紙・1通	え1863-19
(新八儀今月上旬病気の由江戸より申し、13日出立し江戸へ参る等留書)		横切紙・1通	え1863-20
(書状、新八江戸より帰宅、栄八扶持の切手持参の由、書中の通りお断り下さるべく他に付) (金井)鉄次郎→御兄上様・御母上様	9月12日夜八ツ時認	横切紙・1通	え1863-21
(書状、祖父妻の一周忌も過ぎ、親父夫婦の間に妻の儀申したき処、親父不承知にていかり居る等に付) *下書		横切紙・1通	え1863-22
(書状、唯今小竹屋に罷在り、親類1人出向下さる様申上のところ取合わず等に付) *下書		横切紙・1通	え1863-23
(鉄治郎離縁ほか書状綴)		綴/(え1954-1~45は一綴)・1綴	え1954
(袋) *(袋上書)「信州上田原町極定上田白絹 萬屋金兵衛」の廢紙利用 萬屋金兵衛		袋・1点	え1954-1
(書状、加州様御供方多分にて1人では手繰り兼ねに付)	25日夜	横切紙/(虫損)・1通	え1954-2
口上(御内室様方へ急速御引き取りの手段取運びに付) いせ屋八作→金井鉄次郎様参人々御中	正月8日	横切紙/(虫損甚大)・1通	え1954-3
(書状、10年も苦勞になり今更不縁にては困るに付)		横切紙/(虫損甚大)・1通	え1954-4
(書状、19日御状拝見し当惑のところ佐久間様・大草様御談にて御薬用なさるべきに付) 三郎右衛門→(金井)鉄次郎様貴答	閏月25日夜	横切紙/(虫損甚大)・1通	え1954-5
(御細工頭支配御筋鍛冶棟梁小細工次郎右衛門病死により、株式は今津仁兵衛次女へ賀養子にて別宅させる旨書付)		横切紙/(虫損)・1通	え1954-6

(御細工頭支配御蒔絵師塗師棟梁橋本筑後の由緒書並びに家内人数書上)		横切継紙/(虫損)・1通	え1954-7
(今津仁兵衛の由緒書並びに家内人数書上)		横切継紙・1通	え1954-8
覚(团扇32本代金2朱受取に付) さのや喜兵衛[印「現金 芝三嶋町佐野屋喜兵衛 地本絵画紙团扇」]→上	4月25日	横切継紙・1通	え1954-9
覚(御猪口異風形代錢7匁5分受取に付) 花菱屋太市郎[印「江戸 芝神明前猪口益店花菱屋太市郎」]→上	4月25日	横切継紙・1通	え1954-10
(書状、御飾方小畑様株が今津様へ参り、養子別宅になる旨宜しきに付) 久寿田源兵衛→菊屋市兵衛様尊下	2月21日	横切継紙・1通	え1954-11
(書状、御本家様鉄様御養子の口は、橋本様より今津様へお世話したきに付) 久寿田源兵衛→菊屋市兵衛様参人々御中	2月20日	横切継紙・1通	え1954-12
(書状、先日より御左右承りたく存じながら遅くなり)に付) 松しろははより→おちかさま[ ](綴紐)	5月2日	横切継紙/(虫損甚大)・1通	え1954-13
(書状、帰りの儀は、荷物は当方に預け置き、道明次第引取るよう取計うべきに付) 加部祖父→金井鉄次郎殿	8月5日	横切継紙/(虫損甚大)・1通	え1954-14
(書状、迎への節は天保5年金御遣わし下さるべきに付) 祖父→(金井)鉄次郎殿	8月5日	横切紙/(え1954-1~45は一綴)・1通	え1954-15
(書状、家内の事はどこまでも私引き請けにて、早くお帰りになるべきに付) か部は、より→松代ニ而金井鉄次郎殿用書	ミな月4日	横切継紙/(虫損甚大)・1通	え1954-16
(書状、留主中挨拶遣わさざるも、帰宅のうえ尊君まで御返事申上げる旨ご承知願うに付) *下書 金井鉄次郎→佐藤源左衛門様	正月	横切紙/(虫損)・1通	え1954-17
(書状、私身分の儀、委細は源左衛門様まで申上げ、父上御帰の上御相談なされたきに付) *下書/後欠		横切継紙/(虫損)・1通	え1954-18
(書状、鉄治郎離縁一条、この方差出の送書お戻しの上は、妻離縁状引替え差出すべきに付) 傳兵衛→弥三兵衛様・(笠井)和七様	5月3日	横切継紙/(虫損)・1通	え1954-19
(書状、佐久間氏朱書の評等、対顔の節申上に付)	2日	横切紙/(虫損甚大)・1通	え1954-20
覚(金30両時借し、引当として小判3枚小粒7両分差出に付) *写 →小井巳治殿	万延元年申年4月	横切紙・1通	え1954-21
覚(慎蔵へ金200疋末廣御肴1折他書上)	3月	横切継紙/(虫損甚大)・1通	え1954-22
(書状、御預り古金引替の儀、小判3両小粒4両返上の旨他に付) 忠治→(金井)鉄次郎様玉床下	6月17日	横切継紙/(虫損)・1通	え1954-23
(書状、御縁女様の件御取極めか伺いに付) * (端裏書)[御内[ ](綴紐)被成下候]	6月17日	横切継紙・1通	え1954-24
(書状、日を追って冷ややかになる等書状前文) * 下書/え1954-26と関連 →八田御母上さま		横切継紙・1通	え1954-25
(書状、若旦那より申上の通り文案も書取難き旨他		横切継紙・1通	え1954-26

1.内方/1.儀礼/1.婚姻・離縁

に付) *下書/え1954-25と関連 →(八田御母上さま)			
(書状、松屋方へ御用の金子を半金にて勘弁の件、早々否御報仰下されたきに付) *(端裏書)「御報」	6月18日	横切継紙/(虫損)・1通	え1954-27
(書状、離縁の儀、帰宅せざるよう言葉を替えて滞留するも、振合にては行立ざる訳柄に付) (金井鉄次郎)		横切継紙・1通	え1954-28
(書状、離縁の儀にて松枝宿俣田又兵衛殿お出向相談の趣、其方親類様で評議取極願うに付) *(端裏書)「松井田宿俣田又兵衛九月廿二日着翌日より相談相始同廿七日出立ニ付翌廿八日の夜飛却之者江願遣し候分源左衛門江之書状下案 但日付者廿七日付」 (金井鉄次郎)	(9月27日)	横切継紙・1通	え1954-29
覚(当戌年穀代金1分銭1貫文と見廻り料銭100文寺納に付) 高崎慈上寺用役桑原市郎兵衛[印]→坂本宿御役人中	戌9月17日	横切紙・1通	え1954-30
覚(柏屋傳右衛門持杉250本ほか本数書上)		横切紙・1通	え1954-31
(上本陣金5両1分余ほか金銭書上)		横切紙・1通	え1954-32
(高崎会合の件ほか書上)		横切紙・1通	え1954-33
(藤三郎払代銭8貫800文ほか/15貫472文金銭書上)		横切紙・1通	え1954-34
(送り状) *前欠 肴屋藤三郎(印「上州安中肴藤」)→ふるき屋様・坂本柏屋喜兵衛殿行	2月13日	横切紙・1通	え1954-35
覚(上半紙3束代ほか/銭1貫212文受取に付) 久保田屋惣兵衛(印「安中上町久保田屋」)→坂本宿御役所様	(文久2年)壬戌8月12日	横切継紙・1通	え1954-36
覚(手桶代銭100文ほか/銭708文金銭書上) *墨消桶屋八兵衛→御本陣様	戌7月	横切紙・1通	え1954-37
覚(釘10本代銭124文受取に付) のまや弥兵衛→下御本陣様	3月14日	横切紙・1通	え1954-38
覚(杉4本書上) 木屋角次郎→坂本宿御本陣御作事様		横切紙・1通	え1954-39
覚(掛金2組として銭100文ほか受取に付) 松井田宿中屋喜四郎→上	3月17日	横切紙・1通	え1954-40
(大竹12本下増田村人足6人ほか書上)		横切継紙・1通	え1954-41
覚(瀬戸物代銭4貫548文など受取に付) 松井田くいからや為五郎(印「上州松井田中沢屋」)→上	11月6日	横切紙・1通	え1954-42
覚(小日向村人足8人ほか書上)		横切紙・1通	え1954-43
(当用銀149匁8分5厘ほか/金24両1分程金銭書上)		横切紙・1通	え1954-44
覚(米屋持杉100本程ほか書上)		横切紙・1通	え1954-45
(執り成し仰せ上られ下さりたきに付願書) *前欠 志川村傳蔵、寺町忠左衛門→八田嘉右衛門様御内御役人中様	弘化4未年12月	縦紙/(虫損甚大)・1通	え1965



## 1.1.2.葬儀・法事

(悟達院様御葬式及御法事取計書類)	(嘉永元・2年)	袋入/(え1781-1 ~10は袋一括)・1 点	え1781
(袋) * (袋上書)「悟達院様御葬式百ヶ日迄御法事諸事取計 一卷入式袋之内」	嘉永元申年12月	袋・1点	え1781-1
悟達院様御死去ニ付御到来物帳(到来品名・人名書 上)	嘉永元申年12月9日	横長半・1冊	え1781-2
悟達院様初七日御法会執行ニ付取調帳(御客附・献 立・献納物など書上)	嘉永元申年12月13日夕 より14日朝迄	横長半・1冊	え1781-3
悟達院様御遺物取調帳(小袖・御納戸紬綿入・上田縞 ・袷など分配書上)	嘉永2酉年正月	横長半・1冊	え1781-4
悟達院様七々日百ヶ日献光院様七回忌御法会執行 ニ付取調帳(法事執行案内・御出入之者・御布施覚 ・料理献立など書上)	嘉永2酉年正月21日夕 より22日朝迄	横長半・1冊	え1781-5
悟達院様御七々日御百ヶ日献光院様七回忌御到 来物帳	嘉永2年正月21日夕よ り22日朝迄	横長半・1冊	え1781-6
御悔帳簿(9日60人以後23日1人まで計318人お悔や み人名書上)	嘉永元年申12月9日	横長半・1冊	え1781-7
(悟達院七々日、百ヶ日並びに献光院七回忌故障の 儀に付、来る21日夕より22日朝迄法事執行の旨案 内書上)	(嘉永元年)	横長美・1冊	え1781-8
悟達院様七々日御法会ニ付御飾餅配箇所取調帳(御 飾餅配付人名・配布物書上)		横長美・1冊	え1781-9
悟達院様遺品配当録(遺品名・配当人名書上)		横長美・1冊	え1781-10
(安政2年献光院様13回忌法事取調書類一括)		袋入/(え1774-1 ~5は袋一括)・1 点	え1774
(袋) * (袋上書)「献光院様十三回忌四月朔日相当ニ付三月 廿九日夕より四月朔日於浄福寺法事致執行候ニ付諸事取 調一卷入 安政二乙卯年三月」	安政2乙卯年3月	袋・1点	え1774-1
覚(白米2升・金2朱と9匁受取書) 浄福寺→八田様	(安政2年)3月28日	横切紙・1通	え1774-2
覚(八田喜兵衛様御香典10匹ほか3口受取書) 浄福 寺納所→八田慎蔵様御内瀧澤藤五郎様	(安政2年)4月1日	横切紙・1通	え1774-3
献光院様十三回忌ニ付御備物到来覚	安政2(年)乙卯3月29日	横長美・1冊	え1774-4
献光院様十三回忌四月朔日相当ニ付来ル廿九日夕 より四月朔日朝迄於浄福寺法事致執行候ニ付諸 事取調帳	安政2卯年3月	横長美・1冊	え1774-5
(安政4年霊明院様33回忌法事取調書類一括)		袋入/(え1775-1 ~7は袋一括)・1 点	え1775
(袋) * (袋上書)「霊明院様三十三回忌御法事御執行ニ付法 事玄曠院様七回忌取調一卷 安政四巳年五月廿一日夕より	安政4巳年5月21日より 22日朝迄	袋・1点	え1775-1

1.内方/1.儀礼/2.葬儀・法事

廿二日朝迄於浄福寺」			
靈明院様三十三回御忌玄曠院様七回御忌ニ付五月廿一日夕より廿二日朝迄於浄福寺法事執行諸事取調帳	安政4辰年(マ)	横長美・1冊	え1775-2
靈明院様三十三回玄曠院様七回忌御備もの到来覚 (まんちう等献立書上)	安政4(年)丁巳5月21日 (安政4年)	横長美・1冊 横切紙・1通	え1775-3 え1775-4
覚(御布施金2朱ほか受取書) * (包紙上書)「覚 浄福寺納所」 浄福寺納所→八田慎蔵様御内瀧澤藤五郎様 (寺町2人ほかメ78人名前書上)	(安政4年)5月21日 (安政4年)	横切紙・1通 横切紙・1通	え1775-5 え1775-6
覚(八田喜兵衛はじめ香奠など受取書) * (包紙上書)「覚」 浄福寺納所→八田慎蔵様御内瀧澤藤五郎様 (元治2年献光院様23回忌法会取調書類一括)	(安政4年)5月22日 (安政4年)	横切紙・1通 横切紙・1通	え1775-7 え1775-7
(袋) * (袋上書)「獻光院様二十三回御忌御相当ニ付三月廿九日夕より四月朔日迄於浄福寺御法会執行取調帳」 (寺町1人ほかメ家内21人人数書上)	元治2乙丑歳3月 (元治2年)	袋・1点 横切紙・1通	え1773 え1773-1 え1773-2
覚(御布施金2朱ほか受納書) * (包紙上書)「覚 浄福寺納所」 浄福寺納所→八田慎蔵様御内瀧澤藤五郎様	(元治2年)3月	横切紙・1通	え1773-3
獻光院二十三回御忌御相当ニ付三月廿九日夕より四月朔日朝迄於浄福寺御法事執行取調帳 (悟達院様二十三回智海浄展様百回法事関係書類)	元治2乙丑歳3月	横長美・1冊	え1773-4 え1817
(袋) * (袋上書)「悟達院様二十三回智海浄展様百回御相当ニ付十月八日夕より九日朝迄於浄福寺御法事執行取調帳 明治三庚午年十月」	明治3庚午年10月	袋・1点	え1817-1
獻光院様二十七回御忌御相当ニ付三月晦日より四月朔日迄於浄福寺御法事執行取調帳	明治2巳年3月	横長半・1冊	え1817-2
悟達院様二十三回智海浄展様百回御相当ニ付十月八日夕より九日朝迄於浄福寺御法会執行取調帳 (鹿の子餅・山椒餅など品物書上)	明治3庚午年10月	横長半・1冊 横切紙/(え1817-5を巻込)・1通	え1817-3 え1817-4
覚(諸品代200文に付) 中澤屋友七→菊や傳兵衛様	10月7日	横切紙/(え1817-4に巻き込まれていた)・1通	え1817-5
覚(さつま芋1貫匁ほか食材書上)		横切紙・1通	え1817-6
(靈明院様悟連院様玉樹院様御法要於浄福寺一件取調書類一括)		袋入/(え1770-2~7は袋一括)・1点	え1770
(袋) * (袋上書)「靈明院様五十回御忌悟達院様廿七回御忌玉樹院廿三回相当ニ付十月廿一日夕より廿二日朝迄於浄福寺御法事執行諸事取調一卷入」	明治7甲戌年10月	袋/(紙縫共)・1点	え1770-1

(角店10人ほかノ87人人数書上) * (端裏書)「明治七戌年十月」	明治7戌年10月	横切紙/(朱書)・1通	え1770-2
(書状、御法会御案内の趣にて21日夕より僧1人貴宅へ出頭し回向に付) 浄福寺→八田知道様	(明治7年)26日	横切紙・1通	え1770-3
(10月21日夕食及び22日朝食の108人分献立書上)	(明治7年)	横切継紙・1通	え1770-4
記(御三靈御供料として御布施金300匹ほかを寺納披露に付) 浄福寺納所→八田知道様御使中	(明治7年)10月21日	横切継紙・1通	え1770-5
酉年願人之覚(客61人ほかノ108人人数書上)	(明治7年)	横切継紙・1通	え1770-6
靈明院様五十回御忌悟達院様廿七回御忌玉樹院廿三回忌御相当ニ付十月廿一日夕より廿二日朝迄於浄福寺御法会御執行取調帳	明治7甲戌年10月	横長美・1冊	え1770-7

## 1.1.3.贈答

(包紙) * (包紙上書)「進上 御肴代 三十匹」 八田嘉助		横折紙/(虫損甚大)・1通	え1968
(包紙) * (包紙上書)「進上 御肴代 二十匹」 八田嘉助		横折紙/(虫損甚大)・1通	え1969
(包紙) * (包紙上書)「進上 御肴代 三十匹」 八田嘉助		横折紙/(虫損甚大)・1通	え1970
(包紙) * (包紙上書)「進上 御肴代 百匹」 八田嘉助		横折紙/(虫損甚大)・1通	え1971
(包紙) * (包紙上書)「上 奥[ ](虫損)」 吉村隼人		縦紙/(虫損甚大)・1通	え1972

## 1.2.奉公人

宗旨手形之事(この長兵衛浄土宗拙寺旦那に付) 知恩院派大坂西幸町[ ]光明寺(印)→八田孫左衛門殿	享保10巳年7月	縦紙/(え1947-1~14は一綴)/(虫損甚大)・1通	え1947-1
宗旨証文之事(東町金右衛門伴彦三郎当寺旦那に付) 勢州亀山万町遍照寺(印)→信州松城木町八田孫左衛門殿	享保17年子ノ4月13日	縦紙/(虫損甚大)・1通	え1947-2
宗旨手形之事(そこ許召抱の庄兵衛、生国河内国大懸郡神宮寺村理右衛門伴にて代々東本願寺門徒拙僧旦那に付) 京都東本願寺末下撰州東成郡中川村光泉寺(印*扇型)→真田弾正忠様御城下信州松代八田孫左衛門殿	元文2丁巳年7月	縦紙/(虫損甚大)・1通	え1947-3
宗旨証文之事(大坂天満堀川はし長左[ ]代々浄土宗愚寺旦那に付) 京黒谷金戒光明寺末寺大坂生[ ]→八田孫左衛門殿	元文5申年7月	縦紙/(虫損甚大)・1通	え1947-4
宗旨証文之事(木町孫太郎伴万太郎当寺旦那に付) 勢州高宮村正蓮寺(印*雪洞型)→信州松城木町八田嘉助殿	寛延3年午6月	縦紙/(虫損甚大)・1通	え1947-5
寺請書之事(本郷村甚兵衛、代々禅宗拙僧旦那に付) 勢州楠村正覚寺[印]→信州松代八田孫左衛門殿	延享2年丑ノ5月	縦紙/(虫損)・1通	え1947-6
宗旨証文之事(松代東町重郎兵衛伴富四郎、代々天	延享2丑年10月	縦紙/(虫損)・1通	え1947-7

1.内方/2.奉公人

台律宗当寺旦那に付) 勢州亀山万町遍照寺(印)→信州松代八田孫左衛門殿			
寺証文之事(勢州神戸庄右衛門、代々本願寺宗拙僧旦那に付) 勢州中箕田村安養寺在天(印)→八田孫左衛門殿	延享4年卯11月	豎紙/(虫損)・1通	え1947-8
宗旨証文(高田宗喜八、当所伊予町孫兵衛俵当寺檀那に付) 勢州津彰見寺(印*壺型)→信州松代八田孫左衛門殿	延享4丁卯年2月19日	豎紙/(虫損)・1通	え1947-9
宗旨証文(浄土宗八十次郎、国府村与惣左衛門俵当寺檀那に付) 勢州国府村慶運寺(印)→信州松城八田孫左衛門殿	延享4卯年2月	豎紙/(虫損)・1通	え1947-10
(勢州三重郡菰野御領山田村定右衛門、代々浄土宗当寺旦那に付寺請証文) 勢州三重郡宝山村法藏寺(印*壺型)	延享4年卯10月	豎紙/(虫損甚大)・1通	え1947-11
宗旨請状之事(当駅平右衛門俵藤兵衛、代々禅宗当寺檀那に付) 勢州莊野駅禅宗妙法寺[印]→信州松代八田嘉助殿	宝曆2壬申年12月	豎紙/(虫損)・1通	え1947-12
宗旨証文之事(当村惣三郎、代々禅宗当寺檀那に付) 勢州原尾村宗徳寺[印「宗徳禅寺」]→信州松代木町八田嘉助殿	宝曆2申年6月	豎紙・1通	え1947-13
(寺請証文) *前欠/裏書きのみ 西条開善寺(印)	西9月日	豎紙/(虫損)・1通	え1947-14
請状之事(金右衛門俵15歳彦三郎、子年4月2日より12年季奉公にて給金2両に付) *(端裏書)「勢州亀山彦三郎請状」 勢州鈴鹿郡亀山東町親金右衛門(印)、同所親類傳蔵(印)・同断久次郎(印)・同断善右衛門(印)→信州松城木町八田孫左衛門殿	享保17年子ノ4月2日	豎継紙/(え1932-1~5は一綴)/ (虫損)・1通	え1932-1
御請状之事(覚之丞娘ひち17歳、子の2月2日より9年季奉公にて給金3両に付) *(端裏書)「兩宮村ひち」/(包紙紙背文書仕様) 兩宮村置主覚之丞(印)、同村請人六之助(印)・与五右衛門(印)→八田孫左衛門殿	享保17年子ノ2月2日	豎紙・1通	え1932-2
御請状之事(文六子卯左衛門歳15、辰2月2日より10年季奉公にて給金3両2分に付) *(端裏書)「子九月改 手代酒師油ねり 請状入 二包之内」 伊織村置主文六(印)、同村受人勘六(印)・理兵衛(印)→八田孫左衛門殿	享保21年辰2月日	豎紙・1通	え1932-3
宗旨証文之事(天台宗律宗政之丞俵善六、当寺旦那に付) 津西来寺下西楽寺[印]→信州松代八田孫左衛門殿	元文5庚申年8月	豎紙・1通	え1932-4
請状之事(政之丞俵13歳善六、申年8月より12年季奉公にて給金3両1分に付) 国府村親政之丞(印)、請人同村庄屋覚左衛門(印)、同村肝煎甚右衛門(印)・同断親類小兵衛(印)→信州松城伊勢町八田孫左衛門殿	元文5年申8月	豎継紙・1通	え1932-5
宗旨請状之事(藤吉代々禅宗にて当寺旦那に付) 勢州庄野駅禅宗妙法寺[印]→信州松代八田孫左衛門殿	寛保元辛酉年4月	豎紙/(え1933-1~10は一綴)・1通	え1933-1
御請状之事(松城新小越町九兵衛年37歳、当西8月より戌7月迄切米金10両にて酒頭司奉公に付) 紺屋町請人善兵衛(印)、西条村同断久右衛門(印)、奉公人久兵衛→八田孫左衛門殿	寛保元年酉9月	豎紙・1通	え1933-2
宗旨証文(高田宗市川吉左衛門、当寺旦那に付) 勢	寛保2(年)戌6月	豎紙・1通	え1933-3

州三重郡今宿村常超院[印]→信州松城伊勢町八田孫左衛門殿			
請状之事(吉右衛門43才、戌6月より7年季奉公にて給金3兩に付) 勢州今宿村親類吉兵衛(印)・同断請人文右衛門(印)・同村組頭請人平兵衛(印)→信州松城伊勢町八田孫左衛門殿	寛保2年戌6月17日	縦紙/(虫損)・1通	え1933-4
宗旨証文之事(東町万助倅仙次、天台律宗に付) 勢州亀山萬町遍照寺(印)→八田孫左衛門殿	寛保2戌年3月	縦紙/(虫損)・1通	え1933-5
請状之事(万助倅17歳仙次郎、戌3月より10年季奉公にて給金3兩に付) 亀山東町親万助(印)・同五人組頭勘七(印)・同請人親類孫次郎(印)・同断甚七(印)→信州松城伊勢町八田孫左衛門殿	寛保2年戌年3月	縦紙/(虫損)・1通	え1933-6
請状之事(六左衛門倅15歳藤吉、酉年4月より11年季奉公にて給金3兩に付) 勢州鈴鹿郡庄野宿親六左衛門(印)・請人親類八郎左衛門(印)・同断兵左衛門(印)・同断与兵衛(印)→信州松城伊勢町八田孫左衛門殿	寛保元辛酉歳4月	縦紙/(虫損)・1通	え1933-7
宗旨一札(手前に御抱えの勢州鈴鹿郡亀山領分田村弥重郎源次郎天台律宗当寺旦那に付) 田村天台律宗光明寺[印]→信州松城木町八田孫左衛門殿	寛保3年亥6月	縦紙/(虫損)・1通	え1933-8
請状之事(田村弥重郎源次郎、当亥6月より12年季奉公にて給金3兩に付) 田村親弥重郎(印)・田村請人次郎右衛門(印)・同村請人弥惣右衛門(印)→信州松城木町八田孫左衛門殿	寛保3年亥6月	縦紙/(虫損)・1通	え1933-9
請状之事(勢州鈴鹿郡亀山領分田村吉兵衛、亥の霜月より5年季奉公にて給金3兩に付) * (端裏書)「伊勢国亀山之内善兵衛請状」 奉公人善兵衛(印)・親類忠右衛門(印)・五人組幸大夫(印)→信州松城八田孫左衛門殿	寛保3年亥11月	縦紙/(虫損)・1通	え1933-10
宗旨証文之事(傳次郎禪宗に付) 小社村洞水寺[印]→信州松城伊勢町八田孫左衛門殿	延享元年子霜月日	縦紙/(え1937-1~11は一綴)・1通	え1937-1
請状之事(平七倅16歳傳次郎、子年11月より11年季奉公にて給金2兩2分に付) 小社村親平七(印)・請人同村庄屋甚七(印)・同断肝煎加兵衛(印)・同断親類介七(印)→信州松城伊勢町八田孫左衛門殿	延享元年子11月	縦紙・1通	え1937-2
請状之事(孫兵衛倅喜八16歳、巳極月より11年季奉公にて給金2兩2分に付) * 後欠 勢州津いよ町奉公人親孫兵衛(印)・同国奉公人喜八	延享2丑年12月	縦紙・1通	え1937-3
請状之事(勢州三重郡桑名領分楠村勘兵衛倅甚兵衛26歳、当巳5月より8年季奉公にて給金2兩に付) * (端裏書)「勢州桑名御領楠村之内倅勘兵衛請状」 人主勘兵衛(印)・請人庄右衛門(印)・同傳右衛門(印)→信州松代八田孫左衛門殿	延享2年丑年5月	縦紙・1通	え1937-4
請状之事(十郎兵衛倅24歳富四郎、丑10月より11年季奉公にて給金2兩2分に付) * (端裏書)「勢州亀山東町富四郎請状」 勢州鈴鹿郡亀山東町親十郎兵衛(印)・同請人伊右衛門(印)・同親類利右衛門(印)→信州松城木町八田孫左衛門殿	延享2年丑10月	縦紙・1通	え1937-5
請状之事(宗太郎13歳、子年より10年季奉公にて給金2兩2分に付) * (端裏書)「勢州平尾村惣兵衛倅惣太郎」 勢州鈴鹿郡原尾村親宗兵衛[印]・同国同所請人源太郎(印)→信州松城伊勢町八田孫左衛門殿	延享3年子3月	縦紙/(虫損)・1通	え1937-6

## 1.内方/2.奉公人

(勢州白子西町庄八41歳、卯4月より8年季奉公にて給金2両2分に付) 国府村請人と兵衛[印]・奉公人庄八(印)・親類平兵衛(印)→八田孫左衛門殿	延享4年卯4月8日	縦継紙/(虫損)・1通	え1937-7
請状之事(勢州河曲郡神戸領分当町庄右衛門28歳、当卯10月より7年季手代奉公にて給金2両2分に付) 奉公人庄右衛門(印)、請人平六(印)・同善太郎(印)→信州松代八田孫左衛門殿	延享4年卯10月	縦紙・1通	え1937-8
請状之事(勢州三重郡菰野領山田村定左衛門、卯10月より5年季奉公にて給金2両2分に付) * (端裏書)「伊勢国山田村定左衛門請状」前欠 奉公人定左衛門殿(印)、山田村請人嘉七郎(印)・神戸請人藤吉郎(印)→八田孫左衛門殿	延享4年卯10月	縦紙・1通	え1937-9
請状之事(与惣左衛門伴八十次郎19歳、卯2月より8年季奉公にて給金2両2分に付) * (端裏書)「伊勢国国府村八十二郎請状」 勢州国府村奉公人親与惣左衛門(印)、同村奉公人八十次郎、同村請人多七(印)→信州松城八田孫左衛門殿	延享4卯年2月	縦継紙・1通	え1937-10
(奉公人請状) * 前欠 請人親類洪見村又兵衛(印)→信州松城八田孫左衛門殿		縦紙・1通	え1937-11
宗旨証文之事(源太郎甥源四郎禪宗に付) 勢州原尾村宗徳寺[印]→信州松城木町八田嘉助殿	寛延2年巳4月	堅切紙/(え1935-1~2は一綴)・1通	え1935-1
請状之事(源五郎甥17歳源四郎、当巳4月より7年季奉公に付) 勢州鈴鹿郡原尾村置主源太郎(印)、奉公人源四郎(印)、請人惣兵衛(印)→信州松城木町八田嘉助殿	寛延2年巳4月	縦継紙・1通	え1935-2
寺請証文(新三郎宗旨高田宗に付) 勢州神戸町常善寺(印)	寛延2年巳5月日	縦紙/(え1936-1~2は一綴)・1通	え1936-1
請状之事(新三郎14歳、巳4月より11年季奉公にて給金2両2分に付) 勢州神戸親与兵衛(印)、同所請人佐ふ市(印)・請人太郎治(印)→八田加助殿	寛延2年巳4月	縦継紙・1通	え1936-2
請状之事(孫太郎伴13歳万太郎、午6月より12年季奉公にて給金2両2分に付) * (端裏書)「伊勢国高宮村万太郎請状」 勢州鈴鹿郡高宮村置主孫太郎(印)、請人親類孫七(印)・同断文七(印)・同断半七(印)、奉公人万太郎(印)→信州松城木町八田嘉助殿	寛延3年午6月	縦紙/(虫損甚大)・1通	え1934
請状之事(平右衛門伴23歳藤兵衛、申11月より8年季奉公にて給金2両2分に付) * (端裏書)「庄野内藤兵衛請状」 勢州鈴鹿郡庄野宿置主平右衛門(印)、請人親類吉大夫(印)・同茂右衛門(印)・同九大夫(印)・奉公人藤兵衛(印)→信州伊勢町松城木町八田加助殿	宝暦2申年11月	縦継紙/(え1938-1~35は一綴)・1通	え1938-1
宗旨証文之事(銭屋三郎兵衛第九十郎高田門徒宗に付) 勢州鈴鹿郡龜山東町福泉寺(印)→信州松城八田嘉助殿	宝暦2年申ノ6月	縦紙・1通	え1938-2
請状之事(銭屋三郎兵衛第九十郎14歳、申4月より10年季奉公にて給金2両2分に付) 勢州龜山東町奉公人兄三郎兵衛(印)、奉公人九十郎、請人平七(印)・請人利左衛門(印)→信州松代八田嘉助殿	宝暦2年申4月	縦継紙・1通	え1938-3
請状之事(惣兵衛粉17歳惣三郎、申6月より年季奉公に付) * (端裏書)「伊勢国原尾村惣兵衛状惣入」 勢州鈴鹿郡平尾村置主惣兵衛(印)、奉公人物三郎(印)、請人源五郎(印)→信州松城木町八田嘉助殿	宝暦2年申6月	縦継紙・1通	え1938-4

一札(安塚村長右衛門弟八次郎高田宗に付) 三日市撰取院[印]	宝暦2(年)壬申6月	縦紙・1通	え1938-5
請状之事(勢州河曲郡亀山領安塚村長右衛門弟八次郎13歳、申5月より11年季奉公にて給金2両2分に付) 置主長右衛門[印]・受人久四郎(印)・受入小兵衛(印)→信州松城八田嘉助殿	宝暦2年申5月	縦継紙/(虫損甚大)・1通	え1938-6
請状之事(清兵衛俸14歳空之丞、申8月より10年季奉公にて給金2両2分に付) 勢州鈴鹿郡庄野宿親清兵衛(印)・請人親類平右衛門(印)・同六左衛門(印)・同孫六(印)・奉公人空之丞(印)→信州松城八田嘉助殿	宝暦2壬申年8月	縦紙・1通	え1938-7
一札(清兵衛俸空之丞禪宗に付) 勢州庄野駅妙法寺[印]→信州松代八田嘉助殿	宝暦2申年8月	縦紙・1通	え1938-8
奉請(久兵衛真言宗に付) 伊賀山田郡鳳凰寺村薬師寺(印)智鏡(花押)→信州松代八田嘉助殿	宝暦3酉年5月日	縦紙・1通	え1938-9
奉公人請状之事(喜右衛門勲27歳久蔵、当西5月より8年季手代奉公にて給金2両2分に付) 奉公人親鳳凰寺村喜右衛門(印)・奉公人久蔵(印)・同村親類請人権兵衛(印)・勢州関町親類請人安右衛門(印)・鳳凰寺村庄屋喜八郎(印)→信州松代八田嘉助様	宝暦3酉年5月	縦継紙・1通	え1938-10
宗門手形之事(善兵衛俸糸之助、高田宗門に付) 勢州北長太村高田宗三誓寺[印]	宝暦3年酉3月	縦紙・1通	え1938-11
請状之事(善兵衛勲14歳久米之助、酉3月より11年季奉公にて給金2両2分に付) 勢州紀州御領北長太村奉公人親善兵衛(印)・奉公人久米之助(印)・請人市郎右衛門(印)・同断三右衛門(印)・同村庄屋代肝煎新兵衛(印)→信州松代八田嘉助殿	宝暦3年酉ノ3月	縦継紙・1通	え1938-12
宗門請状之事(新右衛門俸豊治郎、浄土宗に付) 勢州三重郡薦野郷浄土宗如来寺(印)→信州松代八田嘉助殿	宝暦4年甲戌3月	縦紙・1通	え1938-13
請状之事(新右衛門俸15歳豊次郎、戌3月より11年季手代奉公にて給金2両2分に付) 勢州東薦野奉公人親新右衛門(印)・請人佐兵衛(印)・同断喜三郎(印)・同断村庄屋善左衛門(印)→信州松代八田嘉助殿	宝暦4年戌3月	縦継紙・1通	え1938-14
請状之事(市左衛門俸16歳武助、戌より10年季奉公にて給金2両2分に付) 勢州鈴鹿郡三日市新田村置主市左衛門(印)・請人親類藤兵衛(印)・同断文太郎・同断嘉右衛門(印)・奉公人武助(印)→信州松代木町八田嘉助殿	宝暦4年戌12月	縦継紙・1通	え1938-15
寺請状(忠右衛門高田宗に付) 一身田末流勢州玉垣正信寺(印)→信州松城八田加助殿	宝暦5年亥4月	縦紙・1通	え1938-16
請状之事(忠兵衛甥17歳忠右衛門、亥4月より10年季奉公にて給金2両2分に付) 勢州川曲郡玉垣村置主忠兵衛(印)・請人親類新四郎(印)・右同断久兵衛(印)・右同断傳九郎(印)・奉公人忠右衛門(印)→信州松城木町八田嘉助殿	宝暦5(年)亥4月日	縦継紙・1通	え1938-17
宗旨一札(惣八俸惣治高田宗に付) 勢州津賀村高田宗朱教寺[印]→信州松城八田鐵治郎殿	宝暦6(年)丙子11月	縦紙・1通	え1938-18
請状之事(惣八俸12歳宗治、子11月より13年季奉公にて給金2両2分に付) 勢州鈴鹿郡津賀村親宗八(印)・請人親類金六(印)・同断惣左衛門(印)・奉公人宗治、(奥書)勢州鈴鹿郡津賀村庄屋久七(印)・肝煎林兵衛(印)→	宝暦6丙子年11月	縦継紙・1通	え1938-19

## 1.内方/2.奉公人

信州松代八田鐵治郎殿、(奥書)信州松代八田鐵治郎殿			
宗旨一札(茂右衛門伴与七禪宗に付) 勢州庄野駅禪宗妙法寺[印]→信州松城八田嘉右衛門殿	宝曆6(年)丙子11月	豎紙・1通	え1938-20
請状之事(茂右衛門伴13歳与吉、子11月より12年季奉公にて給金2両2分に付) 伊勢国鈴鹿郡庄野宿置主茂右衛門(印)・請人親類三右衛門(印)・同市三郎(印)・同久兵衛(印)・奉公人与吉(印)→信州松城八田嘉右衛門殿	宝曆6丙子年11月	豎紙・1通	え1938-21
寺請状(新右衛門伴茂吉浄土宗に付) 勢州三重郡薦野浄土宗如来寺(印)→八田鐵次郎殿	宝曆7丑年5月	豎紙・1通	え1938-22
請状之事(勢州三重郡薦野領東薦野新右衛門伴茂吉14歳、丑5月より12年季奉公にて給金2両2分に付) 奉公人親新右衛門(印)・請人忠右衛門(印)・同佐兵衛(印)・奉公人茂吉、庄屋善左衛門(印)→信州松代八田鐵次郎殿	宝曆7丑年5月日	豎紙・1通	え1938-23
寺請(平右衛門伴熊五郎曹洞宗に付) 勢州関弘善寺(印)→信州松城八田鐵治郎殿	宝曆7年丁丑8月	豎紙・1通	え1938-24
請状之事(平右衛門伴13歳熊五郎、丑3月より12年季手代奉公にて給金2両2分に付) 勢州龜山御領関木崎村奉公人親平右衛門(印)・同熊五郎、同所請人孫四郎(印)・同孫三郎(印)・同平十郎(印)→信州松代八田鐵次郎殿	宝曆7年丑8月	豎紙・1通	え1938-25
寺請証文之事(茂市浄土真宗に付) 勢州薦野正念寺(印)→信州松代木町八田鐵次郎殿	宝曆7年丑5月日	豎紙・1通	え1938-26
請状之事(又八伴茂市14歳、巳5月より12年季奉公にて給金2両2分に付) 薦野奉公人親矢田又八(印)・請人同幸助[印]・同同傳八(印)・庄屋谷田源次(印)・矢田茂市→信州松代木町八田鐵次郎殿	宝曆7年丑5月日	豎紙・1通	え1938-27
請状之事(林七伴13歳利三郎、寅9月より11年季手代奉公にて給金2両2分に付) 勢州長鳴御領生桑村奉公人親林七(印)・同村請人組合弥七(印)・右同断又三良(印)→信州松代八田鐵次郎殿	宝曆8年寅9月	豎紙・1通	え1938-28
請状之事(藤吉、卯5月より5年季奉公に付) 勢州三重郡山田村置主忠助(印)・同鈴鹿郡辺法寺村請人庄左衛門(印)・同伊舟村請人平蔵(印)・奉公人藤吉(印)→信州松代木町八田孫左衛門殿	宝曆9年己卯5月	豎紙・1通	え1938-29
宗旨証判之事(徳兵衛本願寺門徒に付) 勢陽度会郡一之瀬報光寺(印)玄恵(花押)→信州松代八田孫左衛門殿	宝曆9年己卯5月	豎紙・1通	え1938-30
請状之事(市郎右衛門伴33歳徳兵衛、寅12月より7年季奉公にて給金2両2分に付) 勢州田丸領市之瀬谷市場村親市郎左衛門[印]・右請人親類市之丞(印)・同断同権三郎(印)・奉公人徳兵衛→信州松代木町八田孫左衛門殿	宝曆8歳寅11月	豎紙・1通	え1938-31
寺請状之事(又右衛門伴忠蔵高田宗に付) 勢州三重郡山田村安性寺(印)→信州松代八田孫左衛門殿	宝曆11年己6月	豎紙・1通	え1938-32
請状之事(又右衛門伴忠蔵26歳、巳6月より7年季奉公にて給金2両2分に付) 勢州三重郡山田村奉公人親又右衛門(印)・同所奉公人忠蔵、同所請人孫左衛門(印)・孫四郎(印)・源四郎(印)→信州松代八田孫左衛門殿	宝曆11年己6月	豎紙・1通	え1938-33
宗旨証文之事(文左衛門伴佐助、禪宗に付) 勢州鈴鹿郡庄野駅禪宗妙法寺[印]→信州松代八田孫左衛門殿	宝曆11年辛巳6月	豎紙・1通	え1938-34



請状之事(文左衛門伴16歳佐助、当巳6月より10年季奉公にて給金2両2分に付) 勢州鈴鹿郡伊舟村親文左衛門(印)、親類請人弥兵衛(印)・右同断伊八[印]・右同断定七(印)、奉公人佐助→信州松代伊勢町八田孫左衛門殿	宝暦11年巳6月	縦継紙・1通	え1938-35
宗旨証文之事(喜惣多伴要助禅宗に付) 伊舟村養泉寺[印]→八田孫左衛門殿	宝暦13(年)未10月9日	縦紙/(え1939-1~2は一綴)・1通	え1939-1
請状之事(勢州龜山領伊舟村喜惣太伴藤助14歳、未10月より10年季奉公にて給金2両2分に付) 奉公人親喜惣太[印]・奉公人藤助、請人同村源兵衛(印)・請人石薬師勘十郎(印)→信州松代八田孫左衛門殿	宝暦13(年)未10月	縦継紙・1通	え1939-2
寺請判(久兵衛禅宗に付) * (端裏書)「荒神町久兵衛寺請」 梅翁院[印]	宝暦9卯年	縦紙/(え1946-1~4は一綴)・1通	え1946-1
覚(喜右衛門禅宗に付) 浄福寺[印「浄福」]	宝暦8年寅2月	縦紙・1通	え1946-2
店請寺証文之事(清吉・女房・子供兩人浄土宗に付) 笹平村正源寺(印「将豊」)→御店主八田孫左衛門殿	安永2癸巳年2月	縦紙・1通	え1946-3
一札(新御安口林蔵浄土宗に付) * (端裏書)「新御安口林蔵寺請状」 森村興正寺(印)→松代伊勢町八田孫左衛門殿	天明3(年)卯5月朔日	縦紙・1通	え1946-4
宗門請状之事(平野村彦次郎浄土真宗に付) 同国三重郡室山村法蔵寺(印)	明和3年戌5月日	縦紙/(え1940-1~7は一綴)・1通	え1940-1
請状之事(彦次郎37歳、戌5月より6年季奉公にて給金2両2分に付) 勢州三重郡平野村奉公人彦治郎(印)、同村請人半兵衛(印)・同郡小山村請人幸次郎(印)→信州松代八田孫左衛門殿	明和3年丙戌5月	縦継紙・1通	え1940-2
一札之事(新田村市郎兵衛伴市次郎浄土宗に付) 勢州神戸観音寺[印]→八田屋孫左衛門殿	明和3年戌6月	縦紙・1通	え1940-3
請状之事(市次郎20歳、戌6月より8年季手代奉公にて給金2両2分に付) 勢州神戸領地子町新田奉公人親市郎兵衛(印)、同国同村請人八助(印)、同国下薬師村親類傳蔵(印)・同国神戸領木田村親類孫七[印]→信州松代八田孫左衛門殿	明和3年戌6月	縦継紙・1通	え1940-4
宗旨手形之事(播州加古郡寺家町二ツ塚里利助子利兵衛、浄土真宗に付) 大坂讀岐屋町常元寺(印)→八田孫左衛門殿	明和5戊子年4月	縦紙・1通	え1940-5
寺送一札(関町儀兵衛弟幸助、浄土真宗に付) 勢州鈴鹿郡龜山領沓掛村本願寺末寺超泉寺[印]	明和9辰年4月	縦紙・1通	え1940-6
請状之事(儀兵衛弟26歳幸助、辰5月より8年季奉公にて給金2両2分に付) 勢州関宿兄儀兵衛(印)、請人親類儀之助(印)・右同断龜山東町五郎右衛門(印)、五人組長左衛門(印)、奉公人幸助→信州松代伊勢町八田孫左衛門殿	明和9年辰5月	縦継紙・1通	え1940-7
送り証文之事(藤四郎子午之介其元様御長屋へ引越に付) 雨宮村肝煎林兵衛(印)・組頭兵蔵(印)・長百姓佐五兵衛(印)→八田鉄次郎様	宝暦7丑年2月	縦紙/(え1948-1~12は一綴)・1通	え1948-1
送り状之事(半六家内4人内男子1人甥1人夫婦、是迄自分長屋差置処、其の方へ引越に付) 西村新八→田町幸七殿	安永3午年2月2日	縦紙・1通	え1948-2

## 1.内方/2.奉公人

一札(荒神町喜四郎浄土宗に付) 網嶋村安養寺(印)	安永3(年)午8月	豎紙・1通	え1948-3
宗旨請覚(御借家引越の仙助浄土真宗に付) 田町真勝寺[印]→八田孫左衛門殿役代仁右衛門殿	安永4年未2月	豎切紙・1通	え1948-4
一札(吉左衛門家内共に禪宗に付) 御安口禪宗龍泉寺[印]	安永4年未4月	豎切紙・1通	え1948-5
覚(表書の通り拙寺檀那吉兵衛儀禪宗に付) 牧田中禪宗興禪寺(印「福善山」)	安永6年酉ノ8月	豎切紙・1通	え1948-6
送り証文之事(田町浄土宗真勝寺檀那九左衛門親子男女メ5人貴殿借家へ引越に付宗旨請) 田中村之内外田町肝煎左衛門(印)→八田孫左衛門様御役代三七殿	天明2寅年2月	豎紙・1通	え1948-7
一札之事(杵淵村より引越の久蔵夫婦浄土宗当寺檀那に付) 西尾村浄真寺[印]→外田町御役人衆中	天明5年巳8月日	豎切紙・1通	え1948-8
送り証文之事(伴右衛門親子3人御当所へ引越にて宗旨浄土宗にて西尾村浄真寺檀那に付) 杵淵村名主与左衛門(印)→外田町御役人中	天明5巳年3月	豎紙・1通	え1948-9
送り状事(幸七家内3人其方へ引越に付) 河原隼之進(印)→八田孫左衛門役代三七との	寛政3亥年2月	豎切紙・1通	え1948-10
送状之事(惣助借家又左衛門母同人後家つや、松代浄土宗大信寺檀那すま、同所法花宗蓮乗寺檀那つや其の御組下へ引越に付) 吉田村名主大蔵(印)→八田孫左衛門殿肝煎中	寛政8辰年3月	豎紙・1通	え1948-11
送一札之事(傳兵衛家内平兵衛去年中御村方へ別家致し、今度幸吉と引替え願出でに付) *下書 松代伊勢町名主惣八郎印→中之御支配所柳沢村御役人中	天保3辰年正月	豎継紙・1通	え1948-12
寺受状之事(市太郎禪宗に付) 石川宗十郎寺長州寺[印]→八田孫左衛門殿	安永2年癸巳3月8日	豎紙/(え1941-1~6は一綴)・1通	え1941-1
請状之事(市郎兵衛甥13歳市太郎、巳3月より12年季奉公にて給金2両2分に付) 勢州亀山領小社村置主市郎兵衛(印)、同村親類請人源蔵(印)、同村五人組文左衛門(印)、同村庄屋甚八(印)→信州松代伊勢町八田孫左衛門殿	安永2年巳閏3月	豎継紙・1通	え1941-2
請状之事(伊兵衛粉27歳庄兵衛、当巳年より手代奉公にて給金2両2分に付) 伊勢国鈴鹿郡亀山領中富田村奉公人親伊兵衛(印)、同断親類請人藤次郎(印)、同親類請人勘兵衛(印)、同断組合請人与右衛門(印)、同断庄屋麻生藤右衛門(印)→信州松代八田孫左衛門殿	安永2年巳9月	豎継紙・1通	え1941-3
寺請状之事(徳兵衛俸半兵衛、浄土宗に付) 播州赤石郡東嶋村浄土宗定善寺(印)→信州松代八田孫左衛門殿	安永7戊戌年7月	豎紙・1通	え1941-4
御請状之事(甚左衛門俸友吉16歳、禪宗に付) 御幣川村置主甚左衛門(印)、同村口入吉五郎(印)、同村請人八右衛門(印)、(裏印)桑原龍銅院[印]→八田孫左衛門殿	安永8亥年11月	豎継紙・1通	え1941-5
御請状之御事(荒神町鉄五郎23歳、禪宗にて子3月より6年季手代奉公切米金3両に付) 欠村置主源五左衛門(印)、同村受人政右衛門(印)・右同断清蔵(印)→八田孫左衛門殿	安永9子年3月	豎継紙・1通	え1941-6

請状之事(伊勢国鈴鹿郡庄野宿三四郎甥糸助33才当丑年より3年季手代奉公にて給金1ヶ年金3両に付) 奉公人糸助(印)・置主三四郎(印)、親類請人孫七(印)、組合武兵衛(印)→信州松代八田孫左衛門殿	天明元丑年8月	縦継紙/(え1942-1~4は一綴)・1通	え1942-1
御請状之事(伊七22才5年季手代奉公にて御切米金3両に付) * (端裏貼紙)「川合村手代年季請人伊七」川合村置主彦三郎(印)、同村請人喜左衛門(印)・同断幸七(印)→八田孫左衛門殿御役代傳兵衛殿	天明5年巳6月	縦紙・1通	え1942-2
御請状之事(幸七伴梅吉21才申2月より5年季手代奉公にて金2両に付) * (端裏書)「梅吉請状」川合村置主幸七(印)、受人彦三郎・同断喜左衛門(印)→八田孫左衛門殿	天明8年申2月	縦紙・1通	え1942-3
御請状之事(鍛冶町甚四郎伴清治郎16才申7月より6年季手代奉公にて金3両に付) * (端裏書)「鍛冶町清治郎請状」置主甚四郎(印)、受人甚蔵(印)・同断久四郎(印)→八田孫左衛門殿	天明8申年7月	縦紙・1通	え1942-4
御請状之事(七郎次伴嘉介年20才、子7月より6年季手代奉公にて金3両に付) 水内郡権堂村置主七郎次(印)、善光寺西浮ヶ町受人久右衛門(印)・同所新田町受人幸吉(印)→八田孫左衛門殿手代傳兵衛殿	寛政4年子7月	縦紙/(え1944-1~7は一綴)・1通	え1944-1
指上申借地証文之事(御屋敷様御持地荒町村御高辻の内、今度私義勝手を以て御借地仕り家作仕りて、妻子召し連れ引越住居仕りたきに付) * (端裏貼紙)「文化五辰十月荒町村彦左衛門借地証文」御役代彦左衛門(印)、桑根井村親類常五郎(印)、西条村請人惣四郎(印)、(裏印)西條村西楽寺(印)→八田嘉右衛門殿御役人中様	文化5年辰9月	縦紙・1通	え1944-2
差上申奉公人御請状之事(栄次郎年20才、午2月2日より未2月2日迄御奉公にて切米金1両2分並びに御衣束に付) * (端裏貼紙)「文化七庚午年伊勢町栄次郎奉公請状菩提所西条村西楽寺」伊勢町奉公人栄次郎(印)、矢代村親類置主喜三郎(印)、新町請人友蔵(印)→八田嘉右衛門様御内嶺村吉兵衛殿	文化7(年)午2月	縦紙・1通	え1944-3
奉公人御請状之事(量左衛門妹まさ年27才、午8月より未2月2日まで御奉公にて御切米金1両に付) 奉公人まさ、矢代村置主量左衛門(印)、同村受人永七(印)→伊勢町菊屋傳兵衛殿	文化7午年8月	縦継紙・1通	え1944-4
差上申御請状之事(平八年62才、午2月2日より3年季御奉公にて御切米金5両並びに夏冬御仕着に付) * (端裏貼紙)「文化七庚午六月奉公人請状 鍛冶町平八」鍛冶町奉公人平八(印)、中町置主吉左衛門(印)、新馬喰町請人治左衛門(印)→八田嘉右衛門様御内嶺村吉兵衛殿	文化7年午2月	縦継紙・1通	え1944-5
御請状之事(吉郎治子きた年23才、当子2月2日より来丑2月2日迄御奉公にて御切米金1両3分に付) * (端裏書)「山穂刈村きた」山穂刈村置主吉郎治(印)、受人菊蔵(印)→八田嘉右衛門様御内浦野忠七様	文政11子年2月2日	縦紙・1通	え1944-6
奉公人御請状之事(伴右衛門年52才、当丑2月2日より未寅2月2日まで御奉公にて御切米金3両2分に付) 倉科村置主伴右衛門(印)、親類与惣左衛門(印)、請人弥平太(印)→八田嘉右衛門様御内	文化14丑年2月	縦継紙・1通	え1944-7
御請状之事(浄土宗善光寺東之門前縁町寛慶寺旦那善右衛門同居平兵衛、当寅2月2日より来卯2月2日まで奉公にて給金3両付) 善光寺伊勢町置主木曾屋	文政13(年)寅2月2日	縦紙・1通	え1943

1.内方/2.奉公人

善右衛門(印)、同所横沢町受人磯七(印)→松代伊勢町傳兵衛殿			
送一札之事(増七年36才、御城下にて渡世に付) 越後一本松温泉庄屋嘉藤次(印)→信州松代中町御役人中	天保15辰年9月	豎紙・1通	え1945
御請状之事(八郎右衛門子喜三郎禪宗源真寺旦那にて当酉2月2日より戌2月2日迄御奉公、御切米金1兩3分に付) 上条村置主八郎右衛門(印)、奉公人喜三郎(印)、請人丈右衛門(印)→伊勢町傳兵衛殿	天保8酉年2月	豎紙/(え1952-1~4は一綴)・1通	え1952-1
奉公人御請状之事(久松当酉2月2日より戌2月2日迄御奉公にて御切米金2兩、並びに浄土宗中野村法雲寺旦那に付) 大熊村置主久四郎(印)、請人仙四郎(印)、奉公人久松→いせ町傳兵衛様	天保8酉年2月	豎紙・1通	え1952-2
御請状之事(弥十郎禪宗念仏寺村臥雲院旦那にて当亥2月2日より子2月2日迄御奉公、御切米金1兩2分に付) 橋詰村置主左十郎(印)、奉公人弥十郎(印)、受人牛蔵(印)→松代伊勢町傳兵衛殿	天保10亥年2月	豎紙・1通	え1952-3
御請状之事(専左衛門子大蔵禪宗古山村法蔵寺旦那にて当丑2月2日より寅2月2日迄御奉公、御切米金1兩に付) 山中上野村置主千左衛門(印)、受人弥兵衛(印)、受人義左衛門(印)→松代伊勢町傳兵衛殿	天保12丑年2月	豎紙・1通	え1952-4
御請状之事(量吉子重治禪宗松代町付浄福寺旦那にて、当亥2月2日より子2月2日迄御奉公差にて御切米金1兩3分に付) 大室村置主量吉(印)、奉公人重吉(印)、松代下田町受人和左衛門(印)→伊勢町傳兵衛殿	天保10亥年2月	豎紙/(え1949-1~6は一綴)・1通	え1949-1
御請状之事(民五郎弟六助禪宗にて当村広徳寺旦那、当亥2月2日より子2月2日迄御奉公差にて御切米金1兩3分に付) 保科赤野田村置主民五郎(印)、奉公人六助(印)、松代下田村和左衛門(印)→伊勢町傳兵衛殿	天保10亥年2月	豎紙・1通	え1949-2
御請状之事(角蔵子むろ御屋敷様御奉公にて御切米金1兩3分に付) 竹山同心町置主角蔵(印)・女房いわ、受人作右衛門(印)→八田嘉右衛門様御内御役人中様	天保10年亥7月	豎紙・1通	え1949-3
御請状之事(東荒町村五郎治兄茂八禪宗にて須坂御領綿内村如法寺檀那に紛れ無く、当子2月2日より丑2月2日迄御奉公にて御切米金2兩3分に付) 茂八、置主五郎治(印)、請人常弥(印)→伊勢町傳兵衛殿	天保11子年2月	豎紙・1通	え1949-4
御請状一札之事(千代吉須坂来谷幸国寺旦那にて当酉2月2日より巳2月2日迄御奉公にて御切米4兩に付) 野辺村奉公人千代吉(印)、同村受人多蔵(印)→伊勢町傳兵衛殿	天保15辰年2月	豎紙・1通	え1949-5
御請状一札之事(健右衛門子吉治綿内村浄土真宗善法寺旦那にて当酉2月2日より巳2月2日迄御奉公にて御切米2兩3分に付) * (端裏書)「下書」 川合村奉公人吉治、置主健左(マ)衛門、受人逸作→伊勢町傳兵衛殿	天保15辰年2月	豎紙・1通	え1949-6
御受状事(常五郎弟常吉大塚村明桂寺にて当巳2月2日より来る2月2日迄御奉公にて御切米3兩2分に付) 東寺尾村奉公人常吉(印)、請人莊右衛門(印)・常五郎(印)→伊勢町傳兵衛殿	弘化2巳年2月	豎紙/(え1951-1~4は一綴)・1通	え1951-1
差上申御請状之事(幸作当未2月2日より申2月2日迄御奉公にて御切米金1兩3分年中兩度下さるに付)	弘化4丁未年2月	豎紙・1通	え1951-2

* (端裏書)「不用」 青木村奉公人幸作、置主市郎右衛門、請人→伊勢町傳兵衛殿			
差上申御請状之事(万作当未2月2日より申2月2日迄御奉公にて御切米金3兩年中兩度下さるに付) * (端裏書)「ふ」 埋牧村奉公人万作、置主嘉左衛門、請人→伊勢町傳兵衛殿	弘化4丁未年2月	縦紙・1通	え1951-3
差上申御請状之事(幸作当未2月2日より申2月2日迄御奉公にて御切米金1兩2分年中兩度下さる御極め、並びに禪宗大安寺旦那に付) * (端裏書)「青木村」 青木村奉公人幸作、置主市郎衛門(印)、請人清助(印)→伊勢町傳兵衛殿	弘化4丁未年2月	縦紙・1通	え1951-4
差上申御請状之事(娘はつ当丑2月2日より寅2月2日迄御奉公にて御切米金2兩2分に付) 田町置主平右衛門(印)、西寺尾村請人源右衛門(印)、奉公人はつ→八田慎蔵様御内御役人中様	嘉永6丑年2月	縦紙/(え1950-1~2は一綴)・1通	え1950-1
差上御請状之事(娘いや当丑2月2日より寅2月2日迄御奉公にて御切米金2兩2分に付) 川合村置主栄十郎(印)、同村請人吉治(印)、奉公人いや→八田慎蔵様御内御役人中様	嘉永6丑年2月	縦紙・1通	え1950-2
奉公人御請状之事(何村何組誰当去何才宗旨の義は何宗にて何村旦那に付) * 雛形 何村置主誰、請人誰→八田慎蔵様御内御役人中様	安政7年2月	横切継紙/(え1953-1~2は一綴)・1通	え1953-1
奉公人御請状之事(八右衛門兄宮吉真言宗上越道村玉泉寺旦那にて当申2月2日より酉2月2日迄御奉公、御切米金3兩1分に付) 久木村置主八右衛門(印)、請人弥惣右衛門(印)→八田慎蔵様御内御役人中様	安政7申年2月	縦継紙・1通	え1953-2

### 1.3.所有地経営

#### 1.3.1.田野口村

(田野口村一件関係書類綴)		綴/(え1860-1~3は一綴)・1綴	え1860
(袋) * (袋上書)「田野口村 質地証文巻通・小作請証文巻通・年貢夫銀年季中受取書村役人預り置可申段対談印書巻通」		袋・1点	え1860-1
(書状、田野口村一件内済すべき旨の処、日延の始末を御役所へも内伺い成されたく願いに付) 花井沖八・丸澤栄八、(奥書)兩人→(笠井)和七様・勝之助様・源吾様、(奥書)菊屋傳兵衛様用書	8月22日	横切継紙・1通	え1860-2
(書状、飛脚の趣評議の所、委細熟談のうえ早速出府し平兵衛殿へ示談下されたきに付) * 控		横切継紙・1通	え1860-3

#### 1.3.2.矢代村

(柿崎源右衛門矢代村小作料関係書類)	(寛政8年~天保5年)	綴/(え1999-1~8は一綴)・1綴	え1999
(袋) * (袋上書)「文政九丙戌年十月廿三日矢代村持地柿崎氏より引請之分小作入上初代金差引帳六右衛門より請取」	文政9戌年10月23日	袋・1点	え1999-1
返証文一札之事(名所中原田高7斗5升他代金130兩にて譲請け、丑年まで地代金調達地所返納に付)	寛政8辰年2月	縦紙・1通	え1999-2

1.内方/3.所有地経営/2.矢代村

* (端裏書)「古返之証文右之趣を以今度返証文遣ス」 請人幸吉(印墨消)・八田嘉右衛門(印墨消)→柿崎源左衛門殿			
覚(御内借金御願い金30兩拝借にて具足1領・楠公御筆1幅御手元へ差上宜敷取計いに付) * (端裏貼紙)「文化十四年 一、金三拾兩柿崎源左衛門殿かし印書」 矢代村柿崎源左衛門(印)、同人親類惣代四郎左衛門(印)・同断嘉十郎(印)→八田嘉右衛門様	文化10酉年7月	縦紙・1通	え1999-3
覚(金1兩に付1斗2升他お譲り下されば金子調達に付) (柿崎)源左衛門・五郎右衛門	12月2日	縦紙・1通	え1999-4
差上申御日延之事(横町屋敷、貰下げたく、来月下旬には帰国にて御日延へ願いたきに付) 矢代村柿崎源左衛門(印)→関田守之丞様	天保5年年8月	縦紙・1通	え1999-5
覚(田地金542兩にて讓請け金辻書上に付)	12月14日	縦紙・1通	え1999-6
覚(未年御差引残拝借辻金4兩1歩余他に付) 柿崎源左衛門→浦野忠七殿	亥年7月9日	縦紙・1通	え1999-7
讓渡申御田地証文之事(高5升当村御水帳名源左衛門分御高辻居屋敷高之内田地、御殿向き御普請金に差詰まり代金20兩請取に付) 矢代村持地居屋鋪之内柿崎源左衛門(印)、請人四郎左衛門(印)、名主文左衛門(印)、組頭七郎兵衛(印)・勇左衛門(印)、長百姓傳左衛門(印)→八田嘉右衛門様御内	文政6未年2月	縦継紙・1通	え1999-8
(借用証文関係綴)	(文化2年～文政7年)	綴/(え1926-1～11は一綴)・1綴	え1926
御内借証文之事(御上納金差詰り金50兩請取に付) * (端裏貼紙)「丑十二月金五拾兩矢代村源六 右者済切証文歟」 矢代村名主源六(印)・組頭四郎左衛門(印)・同十郎兵衛(印)・長百姓甚左衛門(印)→八田嘉右衛門様御内	文化2丑年12月	縦紙・1通	え1926-1
御年貢上納初年賦証文之事(御小作入上初の内引負い初30俵上納の処勝手向き難渋差支え10ヶ年賦上納に付) * (端裏貼紙)「文政元寅年十二月 初三拾俵 松崎平左右衛門 壹ヶ年三俵、指出候筈」/雛形 親類加判	文政元寅年12月	縦紙・1通	え1926-2
御借用金子之事(当春払方差詰り金2兩受取、来春中女子共御家中様へ御奉公のうえ御給金にて金子御返上に付) * (端裏貼紙)「二月 金貳兩 矢代村善助」 矢代村借用主柳町善助(印)、請人伴同仙藏(印)→八田嘉右衛門様	文化5辰年12月	縦紙・1通	え1926-3
御借用金年賦証文之事(当村彦兵衛金10兩借用の処9兩巳年より9ヶ年長賦上納に付) * (端裏貼紙)「金九兩 矢代村市左衛門」 矢代村市左衛門(印)・名主新重郎(印)・組頭久右衛門(印)・同断常治郎(印)・長百姓安左衛門(印)→八田嘉右衛門様御内嶺村吉兵衛殿	文化5辰年12月	縦継紙・1通	え1926-4
御借用金証文之事(御上納金差詰り金15兩借用、1割5分利にて当寅11月中旬返済に付) * (端裏貼紙)「金拾五兩 矢代村幸八」 矢代村借り主幸八(印)、名主寿吉(印)・組頭郡治(印)・同断軍藏(印)・長百姓金十郎(印)→御口合野村忠藏様	文化3寅年正月	縦継紙・1通	え1926-5
一札之事(矢代宿柿崎源左衛門殿去る亥年金500兩無尽半口且那方加入致し、当年取番にて金292兩2分請取の処御請負証文詮議致す処当時見え兼ねに付) 小沢平藏(印)→八田嘉右衛門様	文化8年未12月	縦紙・1通	え1926-6

借用申金子之事(要用にて金8両請取に付) * (端裏貼紙)「文化十三子年八月 金八両 壱割極 矢代村丈右衛門」 矢代村借用主傳兵衛(印)、受人源左衛門(印)→八田嘉右衛門様御内御役人中	文化13子年8月	縦紙・1通	え1926-7
金子御時借証文之事(源左衛門要用にて御恩借下され金10両請取に付) 矢代村借用主四郎左衛門(印)、同断文左衛門(印)・同断五郎左衛門(印)、同断丈右衛門(印)・同断市之丞(印)→八田嘉右衛門様	文政5午年12月	縦紙・1通	え1926-8
御年貢上納初年賦証文之事(御小作入上初の内疋負い仕る分初30俵、この度上納の処勝手向き難渋上納差支え願の処、格段の義を以て10ヶ年賦成下され有り難きに付証文) * (端裏貼紙)「文政元寅年十二月 初三拾俵 松崎平左衛門 壱ヶ年三俵ツ、指出候筈」/ 雛形 矢代村平左衛門(印)、親類御受人小兵衛(印)→八田嘉右衛門様御内浦野忠七様	文政元寅年12月	縦紙・1通	え1926-9
為取替証文之事(久兵衛分1軒前御高17石3斗1升3合3勺3才の地所私引請け所持致し、相談の上譲渡代金90両の内残金39両1ヶ月1両に銀5分懸りにて6ヶ月分利足を加え譲渡証文引渡しに付) 矢代村生蓮寺役代四郎左衛門(印)、請人柿崎源左衛門(印)→伊勢町傳兵衛殿	文政7申年8月	縦紙・1通	え1926-10
差上申一札之事(先年8ヶ村へ貸付年賦割合金妹婚礼入用金3両御渡下されに付) 柿崎源左衛門(印)→八田嘉右衛門様	文化14丑年12月	縦紙・1通	え1926-11
(矢代村柿崎源左衛門田地質入関係綴)	(文化7年～文政元年)	綴/(え1916-1～10は一綴)・1綴	え1916
覚(御預金12両に付) 柿崎源左衛門(印)→八田嘉右衛門様	文政元寅年12月	横切紙・1通	え1916-1
(名主源六への貸付金50両利下げに付覚)		横切紙・1通	え1916-2
覚(金254両渡し方等に付)	11月21日	横切紙・1通	え1916-3
覚(金47両1分差引に付) 幸左衛門	文化7年12月	横切紙・1通	え1916-4
覚(新十郎分15両2分など59両銀4匁8分1厘書上) 幸左衛門	午12月27日	横切紙・1通	え1916-5
覚(口々取集金59両余差引に付)	文化7年午12月	横切紙・1通	え1916-6
覚(御預金利分金12両受取証) * (端裏貼紙)「柿崎源左衛門拾貳両利分」 柿崎源左衛門(印)→八田嘉右衛門様御取次中	亥12月	横切紙・1通	え1916-7
覚(八田様分金395両などメ金605両3分2朱書上に付)		横折紙・1通	え1916-8
無尽入金覚(岩村田150両などメ金580両書上に付)		横折紙・1通	え1916-9
覚(辰暮元金40両の巳年から申年までの利分など書上に付)		横切紙・1通	え1916-10
(矢代村柿崎源左衛門田地質入関係綴)	(文化10年)	綴/(え1914-1～2は一綴)・1綴	え1914
差上申一札之御事(亡父源左衛門の田畑引戻し手段取決め之処大借により家名相続も成兼ね、今般金		横切紙・1通	え1914-1

1.内方/3.所有地経営/2.矢代村

200兩頼母敷御取り持ちに付) *控			
差上申一札之御事(亡父源左衛門田畑引戻家名相続のため今般金200兩頼母敷御取持ちに付) 柿寄源左衛門(印)・柿寄通丹(印)・文左衛門(印)・新十郎(印)・市之丞(印)・新九郎(印)・平九郎(印)・四郎左衛門(印)・丈右衛門(印)・嘉十郎(印)・三郎右衛門(印)・太左衛門(印)・五郎右衛門(印)→八田嘉右衛門様	文化10酉年12月	縦継紙・1通	え1914-2
(田地質入関係綴)		綴/(え1913-1~4は一綴)・1綴	え1913
覚(御殿立継金20兩急借に付) 柿崎源左衛門代印丈右衛門(印)→八田嘉右衛門様御内	午7月12日	横切紙・1通	え1913-1
覚(金30兩請取に付) 柿崎源左衛門(印)→伊勢町様御内	文政5午年7月	横切紙・1通	え1913-2
覚(御殿立金10兩急借に付) 柿崎源左衛門(印)→八田嘉右衛門様御内	文政5午年7月	横切紙・1通	え1913-3
覚(金22兩、生蓮寺様御約束金の内請取に付) 八田嘉右衛門内傳兵衛(印)→矢代宿四郎左衛門殿	文政7申年12月28日	横切継紙・1通	え1913-4
(矢代村柿崎源左衛門田地質入関係綴)	(文政5年)	綴/(え1915-1~4は一綴)・1綴	え1915
(包紙) * (包紙上書)「金拾兩借附証文 一札」 柿崎源左衛門	文政5(年)壬午6月	包紙/(貼紙あり)・1点	え1915-1
覚(御殿立継金10兩急借に付) 柿崎源左衛門(印)→八田嘉右衛門様御内	文政5午年7月	切紙・1通	え1915-2
覚(矢代宿柿崎源左衛門御殿向普請にて、金10兩私共御時借御無心承知下され、同人分家丈右衛門へ御渡しに付) 長谷川善兵衛(印)、平林縫殿進(印)→八田嘉右衛門殿	文政5午年6月	横切紙・1通	え1915-3
御内金一札之事(金20兩、御殿向御居立継手入れのため借用請取に付) 借用主柿崎源左衛門(印)、受人丈右衛門(印)→八田嘉右衛門様御内	文政5午年6月	縦紙・1通	え1915-4
(矢代村柿崎源左衛門田地質入関係綴)	(文政6年)	綴/(え1918-1~10は一綴)・1綴	え1918
(袋) * (袋上書)「文政六未年三月屋代村柿崎源左衛門方差引入用書類入此内印書有」	文政6未年3月	袋・1点	え1918-1
(書状、是迄の勘定納めたこと等に付) 柿崎源左衛門→菊屋六右衛門様	12月4日	横切継紙・1通	え1918-2
覚(巳年不納分金10兩12匁9厘書上に付)		横切継紙・1通	え1918-3
(書状、巳年不納分御覧入れたきに付) 柿崎源左衛門	(文政6年)未12月	横切継紙・1通	え1918-4
(書状、小作方調えの儀漸く相調ったことに付) 柿崎源左衛門→菊屋六右衛門様	10月21日	横切継紙・1通	え1918-5
覚(巳年から午年まで上納辻などメ金39兩3朱銭152文書上に付)		横切継紙・1通	え1918-6
覚(源左衛門より預金42兩分の元利差引に付)		横切継紙・1通	え1918-7
覚(屋代村五郎右衛門金45兩2分2朱余を上納に付)	(文政6年)未12月7日	横切継紙・1通	え1918-8



(御役代滞初代に付書上)		横切紙・1通	え1918-9
聞書(金100両請取内訳に付) *後欠		横切紙・1通	え1918-10
(矢代村御持地巻絵図)	(文政8年)	袋入/(え1846-1 ~3は袋入一括)・ 1点	え1846
(袋) *(袋上書)「矢代村御持地券絵図 弐巻 文政八酉年二月 御役代傳兵衛」	文政8酉年2月	袋・1点	え1846-1
矢代村御持地絵図面柿崎源左衛門殿より御引請之分 御役代傳兵衛	文政8酉年2月	28.7×341.2/(下 札・貼紙あり)・1 鋪	え1846-2
矢代村御持地絵図面仁兵衛分御引請之方 御役代傳兵衛	文政8酉年2月	28.7×299.1/(下 札・貼紙あり)・1 鋪	え1846-3
(矢代村柿崎源左衛門田地質入関係綴)		綴/(え1917-1~4 は一綴)・1綴	え1917
(袋) *(袋上書)「柿崎家入用書付」		袋・1点	え1917-1
(書状、同苗すへ罷越し等に付) 柿崎幾太内用事→八田嘉右衛門様	6月	横切継紙・1通	え1917-2
(一口分発当持にて懸出し会料など550両相済みに付書上)		横折紙・1通	え1917-3
(御年貢諸役差引残入之初など書上)		横折紙・1通	え1917-4
(矢代村小作人上初代金差引関係書類)		綴/(え1998-1~ 10は一綴)・1綴	え1998
覚(金30両・利金42両、文化10酉年7月より文政10亥年迄入置14年他金銭書上に付)		横折紙・1通	え1998-1
一札之事(源左衛門氏享和元戌年御手元地の内7筆引請代金474両にてお貸渡しに付) *写 柿崎源左衛門→八田嘉右衛門様御	年号月	横切継紙・1通	え1998-2
覚(名所前田・中原田・古屋敷初81俵6合3勺代金小作人差引に付)		横折紙・1通	え1998-3
覚(享和元戌年引請代金474両にて内談の上残地の分金20両御引渡し請取に付) *写 八田嘉右衛門→柿崎源左衛門		横切継紙・1通	え1998-4
(絵図面2枚、役代請証文1通飯山一件の節御手元へ差出に付覚)	寅9月	横切継紙・1通	え1998-5
(矢代村地面指引に付、買入の節引受地面より取り入れの金子高直に付覚)		横切紙・1通	え1998-6
(この分別段御書立御差出上初金高に付覚)		横切紙・1通	え1998-7
覚(上納辻初108俵1斗5升6合5勺差引願上げに付) 柿崎源左衛門	未12月	横切継紙・1通	え1998-8
(高メ8石8斗6升5合9勺9才ほか石高金銭書上)		横折紙・1通	え1998-9
(古屋敷7斗4升御直下ケ地ほか書上)		横切紙・1通	え1998-10

## 1.3.3.後町

(後町村田地質入一件関係書類)		綴/(え2001-1~5 は一綴)・1綴	え2001
(袋) * (袋上書)「文政二卯年五月七日善光寺後町村深美甚十郎頼ニ付金六拾五両同村七郎兵衛金貳拾兩半十郎貳拾五両長右衛門金拾兩八郎右衛門金拾兩唯七拾兩徳松卜金百四拾兩年中壺割極を以質地預かり置申候尤名主深美甚十郎長百姓重兵衛組頭伊右衛門町内宿用金之趣申立候付御郡方金井左源太殿江申立御手入村々付懸り小野唯右衛門殿致末書取究明候 右金子之儀者先年無尽相企終会之節町内非常手充指出可申約束致置候処去寅年終会金百四拾兩致取入候付右之心得共今度借出候旨已来手前有物不相成除置可申事尤右取計方未相極候ハ、追而相極可申事別段横帳面江年々遣払取計記置可申事 八田知義」	(文政2卯年5月)	袋・1点	え2001-1
覚(当村七郎兵衛・長右衛門・八郎右衛門・唯七・徳松質地御高2石5斗3升6合4勺、御年貢御役夫銀年季中預かりに付) 後町村名主深美甚十郎(印)→八田嘉右衛門様御内	文政2卯年5月	縦紙・1通	え2001-2
覚(別紙差上げの小作初代金9両20匁11月限り上納に付) 後町村小作人半十郎(印)・長右衛門(印)・唯七(印)、(奥書)右村名主深美甚十郎(印)、組頭重兵衛(印)、長百姓伊左衛門(印)→八田嘉右衛門様御内	文政2卯年5月	縦紙・1通	え2001-3
小作証文之事(御高4斗1合4勺地代小作初11俵2斗8升2合、地所並びに住居家とも当卯年より5ヶ年間私共3人へ御預かり、地代家賃とも1ヶ年金14両宛年々11月限り上納に付) 後町村小作人半十郎(印)・長右衛門(印)・唯七(印)、受人新右衛門(印)・甚之丞(印)・文四郎(印)、(奥印)右村名主深美甚十郎(印)、組頭重兵衛(印)、長百姓伊左衛門(印)→八田嘉右衛門様御内	文政2卯年5月	縦継紙・1通	え2001-4
質地証文之事(高4斗1合4勺屋敷地1ヶ所間口5間1尺・奥行20間、当卯年より5ヶ年間質入れ、御町方御用金の内代金140両御渡しに付) 後町村質置主七郎兵衛(印)・親類友十郎(印)・組合惣代新蔵(印)、質置主長右衛門(印)・親類利助(印)・組合惣代新蔵(印)、質置主半十郎(印)・親類定蔵(印)・組合惣代新右衛門(印)、質置主八郎右衛門(印)・親類甚之丞(印)・組合総代重蔵(印)、質置主唯七(印)・親類吉之丞(印)・組合惣代文四郎(印)、質置主徳松(印)・親類伊左衛門(印)・組合惣代文四郎(印)、(奥書)右村名主深美甚十郎(印)、組頭重兵衛(印)、長百姓伊左衛門(印)、小野唯右衛門(印)→八田嘉右衛門様御内	文政2卯年5月	縦継紙・1通	え2001-5

## 1.3.4.清野村

(清野村畑山売渡証文関係綴)	(元禄3年~享和3年)	綴/(え1878-1~11は一綴)・1綴	え1878
(短冊、「清野村田山証文」)		札・1点	え1878-1
売渡シ申畑之事 * (端裏貼紙)「元禄八亥十月なめ沢畑高壺斗四升六合代金壺両清野村分讓主石倉作左衛門・買主新開坊」/(端裏貼紙)「五十」 清野村うり主喜左衛門(印)、肝煎安右衛門(印)・組頭喜平次[印]・口入弥次兵衛、(裏書)石倉作左衛門(印)・清野村肝煎安右衛門(印)・組頭弥次兵衛(印)→石倉作左衛門様御内、(裏書)新開坊	元禄3年午極月28日	縦紙・1通	え1878-2

売渡申畑之事 * (端裏貼紙)「享保六丑十二月十八日清野村名所なめ沢高四斗六升六合市兵衛分内九升銘々川欠同所高壺斗四升六合磯左衛門分代新金三兩三分讓主馬喰町吉兵衛 八田孫左衛門」/(端裏貼紙)「五拾」 馬喰町売主吉兵衛(印)、清野村肝煎祖兵衛(印)・組頭清右衛門(印)・同彦大夫(印)・同次右衛門(印)外長百姓3名→八田孫左衛門殿	享保6年丑ノ12月18日	縦紙・1通	え1878-3
売渡申畑山之事 * (端裏貼紙)「享保八年卯三月三日清野分名所なめ沢畑高六斗四升四合午御水帳七左衛門分名所木をとし山高壺斗七升五合代新金拾壺兩三分讓主清野村門兵衛 八田孫左衛門」 清野村売主門兵衛(印)・肝煎祖兵衛(印)・組頭清右衛門(印)・同断治右衛門(印)・同断渡右衛門(印)・長百姓孫右衛門(印)・同断甚之丞[印]・口人武兵衛(印)→八田孫左衛門殿	享保8年卯12月12日	縦紙・1通	え1878-4
売渡シ申畑証文之事(甚五左衛門分5石5斗2升1合8勺と3斗7升5合9勺代金25兩2分にて売渡に付) * (端裏貼紙2枚あり)/(端裏付箋)「五拾」 河野与左衛門内売主甚兵衛(印)、清野村肝煎藤右衛門(印)、組頭宇左衛門(印)・利左衛門(印)・源七(印)、長百姓九大夫(印)→八田孫左衛門殿	享保14年酉ノ8月5日	縦紙・1通	え1878-5
売渡申畑之事(なめ沢畑高3斗7升6合代金2兩2分にて売渡に付) * (端裏貼紙)「馬喰町吉兵衛清野村なめ沢讓渡古証文式通之内」 馬喰町売主吉左衛門(印)、清野村肝煎五郎右衛門(印)・組頭太兵衛(印)・同門兵衛(印)・同徳右衛門(印)→五兵衛殿	正徳元年卯ノ12月15日	縦紙・1通	え1878-6
売渡申山之事 * (端裏貼紙)「宝暦四年戌四月清野村名主名所みねの山高六斗代金式兩式分讓主八之丞 八田嘉助」/(端裏貼紙)「五十」 清野村売主八之丞(印)・肝煎次郎左衛門(印)・組頭左五兵衛(印)・同断長左衛門(印)・長百姓磯右衛門(印)/(裏書)売り主平左衛門(印)・肝煎次郎左衛門(印)→平左衛門殿、(裏書)八田嘉助殿	宝暦4年戌7月	縦紙・1通	え1878-7
売渡申山之事 * (端裏貼紙)「寛延元年辰九月清野村只越山高五升代金六兩三分 清野村讓主勇右衛門 八田嘉助」/(端裏貼紙)「五拾」 清野村売主勇右衛門(印)・肝煎惣左衛門(印)・組頭吉右衛門(印)・同断清蔵(印)・同断弥一兵衛(印)・長百姓忠助(印)→八田嘉助殿	寛延元年辰9月	縦紙・1通	え1878-8
売渡申山之事 * (端裏貼紙)「寛延元辰八月清野村山高五升代金六兩壺分 清野村讓主伊右衛門 八田嘉助」 清野村売主伊右衛門(印)・同村肝煎惣左衛門(印)・同組頭吉左衛門(印)・同断清蔵(印)・同長百姓次左衛門(印)→八田嘉助殿	寛延元年辰8月	縦紙・1通	え1878-9
売渡申畑之事 * (端裏貼紙)「延享二年丑三月清野村伊兵衛分名所八丁高七斗一升一合代金七兩清野村讓主九郎右衛門 浄天坊」/(端裏貼紙)「五十」 清野村売主九郎右衛門(印)・肝煎銀右衛門(印)・組頭嘉右衛門(印)他2名・長百姓七左衛門(印)→浄天御坊	延享2年丑12月	縦紙・1通	え1878-10
売渡申畑証文之事 * (端裏貼紙)「享和三亥年十二月畑調証文代金四兩三分 讓主五反田才助 八田嘉右衛門役代傳兵衛」 五反田譲り主才助(印)・名主利左衛門(印)・組頭栄左衛門(印)・同断恒左衛門(印)・長百姓祖兵衛(印)→八田嘉右衛門様御役代傳兵衛殿	享和3亥年12月	縦紙・1通	え1878-11

## 1.3.5.東条村

(山地讓渡証文綴)	(天保6～15年)	綴/(え1996-1～12は一綴)・1綴	え1996
-----------	-----------	----------------------	-------

1.内方/3.所有地経営/5.東条村

讓渡中山地証文之事(東条村南組山御年貢初の内、名所長坂初1斗1升3合を地代金17兩にて讓渡に付) 東条村南組長百姓讓主文治郎(印)、受世話人才治(印)・名主傳兵衛(印)・組頭永助(印)→伊勢町傳兵衛殿	天保6未年12月	豎紙・1通	え1996-1
讓渡申証文之事*(端裏貼紙)「天保七申年十二月十日東條村後作より南組之内笠原山榎立壱割代金拾五兩ニ而買請証文 但山部兩・ホコ兩之積りニ相談出来候」 東条村南組讓主孝作(印)、世話人与五左衛門(印)・名主傳兵衛(印)・組頭栄助(印)・長百姓文治郎(印)→伊勢町傳兵衛殿	天保7申年12月	豎紙・1通	え1996-2
讓渡中山地証文之事(名所日影林竹山高1斗4升9合6勺を地代金50兩にて讓渡に付) 南角勇右衛門役代讓主清兵衛(印)、東条村世話人才治(印)・東条村北組名主仙蔵(印)・組頭勝蔵(印)・長百姓民左衛門(印)→伊勢町傳兵衛殿	天保10亥年7月	豎紙・1通	え1996-3
讓渡中山証文之事(名所北柴原初5升山年貢、牧内村御高辻の内代金16兩請取に付) 東條村讓主市郎左衛門(印)、牧内村世話人林兵衛(印)・名主栄作(印)・組頭磯五郎(印)・長百姓栄兵衛(印)→伊勢町傳兵衛殿	天保13寅年12月	豎紙・1通	え1996-4
無役本田讓渡申証文之事(御水帳伊平治分名所前山木立9間半・12間3畝24歩を地代金4兩2分にて讓渡に付) 東條村北組讓主豊蔵(印)、南組世話人才治(印)、北組名主忠右衛門(印)・組頭弥兵衛(印)・長百姓勇右衛門(印)→伊勢町傳兵衛殿	天保13寅年12月	豎紙・1通	え1996-5
讓渡中山地証文之事(草山御年貢名所熊穴初4升7合2勺を地代金4兩2分にて讓渡に付)* (端裏書)「天保十四年三月廿三日買入山證文売主東条北組柳右衛門」 東條村北組讓主柳右衛門(印)、南組世話人才治(印)・名主忠右衛門(印)・組頭浅右衛門(印)・長百姓嘉右衛門(印)→伊勢町傳兵衛殿	天保14卯年3月	豎紙・1通	え1996-6
讓渡中山地証文之事(名所松之久保山初4斗6升5合を地代金42兩2分にて讓渡に付) 東條村北組讓主才助(印)、同村南組口入人才治(印)・名主磯右衛門(印)・組頭次五右衛門(印)・長百姓八郎右衛門(印)→伊勢町傳兵衛殿	天保14卯年12月	豎紙・1通	え1996-7
差上中山御請負一札之事(八田嘉右衛門様御役代傳兵衛殿御所持皆神山南平石取場御無心にて冥加として1ヶ年金1兩宛傳兵衛方へ納めるに付) 伊勢町石工請負人政右衛門(印)、馬喰町石工受人勇作(印)、(奥印)平林村弥曾左衛門(印)→平林村弥曾左衛門殿	天保14卯年12月	豎紙・1通	え1996-8
讓渡中山証文之事(名所早坂山高初6升を地代金8兩にて讓渡に付) 平林村入作植木幸蔵役代讓渡主勘兵衛(印)、世話人林兵衛(印)・名主友左衛門(印)・組頭和左衛門(印)・長百姓弥曾左衛門(印)→伊勢町傳兵衛殿	天保14卯年12月	豎紙・1通	え1996-9
讓渡中山証文之事(名所早坂山高初7升を地代金12兩にて讓渡に付) 平林村讓渡主友左衛門(印)、世話人林兵衛(印)・名主友左衛門(印)・組頭和左衛門(印)・長百姓弥曾左衛門(印)→伊勢町傳兵衛殿	天保14卯年12月	豎紙・1通	え1996-10
為取替一札之事(山高8升但し右の内山地の中へ用水堰幅2尺に附可申条取極の右地所代金15兩にて讓渡に付) 東寺尾村讓主治右衛門(印)、東條村世話人弥兵衛(印)→伊勢町傳兵衛殿	天保15年辰3月	豎紙・1通	え1996-11
讓渡中山地証文之事(東条村草山御年貢初の内名所松之窟山初高8升を地代金15兩にて讓渡に付) 東條村南組東寺尾村讓主治右衛門(印)、話人才治(印)・名	天保15辰年4月	豎紙・1通	え1996-12

東條村南組東寺尾村讓主治右衛門(印)、話人才治(印)・名主永助(印)・組頭善平(印)・長百姓健左衛門(印)→伊勢町傳兵衛殿			
<b>1.3.6.平林村</b>			
(山売渡証文)	(延享4年～文化7年)	綴/(え2000-1～9は一綴)・1綴	え2000
永々売渡シ申山証文之事(平林村名所忠哥山高1俵4斗4升8合の地所代金14両請取に付) 平林村売主源六(印)・肝煎圓藏(印)・組頭孫三郎(印)・長百姓権六(印)・荒町村口入助右衛門(印)→八田競様御内吉兵衛殿	延享4年卯ノ5月	縦紙・1通	え2000-1
永売山証文之事(山高1斗2升8合名所忠哥山代金2兩3分に付) 平林村売主嘉右衛門(印)・肝煎圓藏(印)・組頭孫三郎(印)・長百姓権六(印)・口入源六(印)→八田競様御内吉兵衛殿	延享5年辰之3月	縦紙・1通	え2000-2
売渡申証文之事*(裏書あり)/(端裏貼紙)「安永九子年十一月山高初式斗五升八合五勺代金四兩三分先達而馬場丁より讓渡置候相原勘右衛門殿より此元此方へ取戻申候平林村之内名所虫歌」当時山高初二口メ毫表八升六合八夕」八田健之助役代売主勝六(印)・証人三郎左衛門(印)・平林村名主惣左衛門(印)・組頭源六(印)・長百姓清左衛門(印)→相原勘右衛門殿	安永2癸巳年7月	縦紙・1通	え2000-3
売渡申証文之事*(裏書あり)/(端裏貼紙)「安永九子年十一月平林村山高初式斗五升八合五勺名所虫歌代金貳兩貳分十拾匁先達而安永貳癸巳年七月馬場丁徳間新左右衛門殿江讓渡候所訖合有之手前へ取戻申候」八田健之助役代売主勝六(印)・証人三郎左衛門(印)・平林村名主惣左衛門(印)・組頭源六(印)・長百姓清左衛門(印)→徳間新左衛門殿	安永2癸巳年7月	縦紙・1通	え2000-4
売渡申山証文之事(当村御高辻の内笠原山2割代金10兩受取に付) 牧内村売主銀左衛門(印)・名主喜兵衛(印)・組頭武右衛門(印)・長百姓儀右衛門(印)・東条村立合善藏(印)→八田孫左衛門御内御役代傳兵衛殿	安永7戌年閏7月	縦紙・1通	え2000-5
名所忠歌山高初之事(初2斗9升3合4勺勘太郎分、同2斗9升3合4勺新左衛門分相違無きに付) 平林村名主三郎左衛門(印)・組頭兵左衛門(印)・長百姓幸藏(印)・古役人立合惣左衛門(印)・立合三郎左衛門(印)→八田健之助様御内六助殿	安永10丑年正月	縦紙・1通	え2000-6
売渡申山証文之事*(端裏貼紙)「天明七未年十二月名所拾貳平土口村御高辻之内山高三筆メ九斗六升代金貳拾五兩銀四匁五分讓主高野車様御役代伊八ハ当時世話人同村助左衛門 役代傳兵衛」高野車役代土口村売主伊八(印)・同村名主清七(印)・組頭吉左衛門(印)・同断弥右衛門(印)・長百姓新右衛門(印)・口入勘右衛門(印)→八田孫左衛門御内御役代傳兵衛殿	天明7年未11月	縦紙・1通	え2000-7
讓渡申竹山高之事*(端裏貼紙)「寛政十年十二月東條村北組名所前山高一斗代金十七兩大林寺より讓請(貼紙「廿六兩」)役代傳兵衛」大林寺讓主役僧[印]・東条村北組名主仁左衛門(印)・組頭与左衛門(印)・長百姓常右衛門(印)→伊勢町傳兵衛殿	寛政10年午12月	縦紙・1通	え2000-8
讓渡申竹山高之事*(端裏貼紙)「文化七午年四月山高五斗六升五合代金三拾七兩三歩也」土口村地主助左衛門(印)・名主吉右衛門(印)・組頭三郎右衛門(印)・同断幸吉	(文化7年4月)	縦紙・1通	え2000-9

1.内方/3.所有地経営/6.平林村

(印)・長百姓又三郎(印)→八田嘉右衛門様御内傳兵衛殿 荒神町武左衛門江取替金差引元帳(糸方惣調へ荒神町武左衛門不埒荷物御貸下金分私共上納方引請に付) (八田辰三郎・八田喜兵衛など)→(中嶋三右衛門殿、伊勢町傳兵衛殿など)	天保3辰年12月	半・1冊	え2006
--	----------	------	-------

1.3.7.練光寺

(練光寺田地質入関係書類綴)	(享和2年・弘化3年)	綴/(え2008-1~10は一綴)・1綴	え2008
(袋) * (袋上書)「練光寺江星供並正月護摩料ニ田地寄附致置付為取替証文 但先年享和之度光徳院より買入地名所下田町ニ而高六石八升四合之地所前条之料ニ致寄附置尤此方役代名面ニ而其儘差出置上納小作者練光寺ニ而取計候約定為取替并案詞外右地所光徳院より買入証文共都合之通入置 文政十亥年五月中取計致候事」		袋・1点	え2008-1
証文写(練光寺田地譲渡し証文、並びに八田嘉右衛門所持の田地小作入24俵地当寺へ寄附証文) (練光寺兼帯所光徳院・練光寺門末惣代東光寺・同寺且中惣代東条村利右衛門印・同断六兵衛印など)→八田嘉右衛門様御役代傳兵衛殿	(享和3年・文政10年)	半・1冊	え2008-2
借用証文之事(下田町明屋敷田地小作入24俵の場所書入、金41両借用に付) 練光寺納所(印)、(裏書)練光寺→伊勢町傳兵衛殿	享和2戌年12月	縦紙・1通	え2008-3
覚(返済残元利金21両1分、来未3月中迄借継証文) * (端裏貼紙)「午十二月 練光寺 金貳拾壹両一分」 練光寺(印)、(奥書)東光寺[印]・佐藤小文治(印)→八田嘉右衛門殿	文化7午年12月	縦継紙・1通	え2008-4
譲渡申田地証文之事(拙寺持地下田町作場道下下ノ段中田4反6畝24歩、代金34両にて譲渡に付) 練光寺兼帯所光徳院(印)・練光寺門末惣代東光寺[印]・同(練光寺)寺且中惣代東条村利右衛門(印)・同断(東条村)六兵衛(印)→八田嘉右衛門様御役代傳兵衛殿	享和3亥年12月	縦継紙・1通	え2008-5
覚(星供祈祷例年正月護摩に備え、八田嘉右衛門所持の下田町明屋敷田地小作入24俵の地、当寺へ寄附に付) * (端裏書)「練光寺江田地寄附為取替証文下案」八田嘉右衛門役代傳兵衛、(奥書)八田嘉右衛門→練光寺様御納所	文政10亥年5月	縦継紙/(虫損)・1通	え2008-6
覚(入上初は星供祈祷例年正月護摩料に備え、八田嘉右衛門所持の下田町明屋敷田地小作入24俵地を当寺へ寄附に付) 練光寺納所(印)・門末惣代東光寺[印]・且中惣代金左衛門(印)・同五兵衛(印)・同平左衛門(印)・同傳兵衛(印)・同源兵衛(印)・同小平治(印)、(奥書)練光寺(印)榮傳(花押)→傳兵衛殿	文政10亥年5月	縦継紙・1通	え2008-7
(書状、練光寺榮堅代は光徳院下田町明屋敷畑のうち25俵の地、享和年中に貴様方より金30両にて質入に付) 弥惣[ ](虫損)→(八田)嘉右衛門様・(八田)嘉助様	3月23日	横切継紙/(虫損甚大)・1通	え2008-8
覚(文政10年5月に練光寺より金25両受取に付)	弘化3(年)午3月	横切継紙・1通	え2008-9
(札、「文化八未年十二月分 金貳拾五両」)		札・1点	え2008-10

## 1.3.8.その他

(享保20年、知行所百姓へ申付、田畑質地入金子借出させ候類に付触書写)	(享保20年)卯5月	堅紙・1通	え1956
(田町村半兵衛家屋敷譲渡関係書類綴)	(寛政12年～文政11年)	綴/(え2052-1～6は一綴)・1綴	え2052
奉差上候証文之御事(要用の儀にて、所持の田地引請、金109両頂戴に付) 願主半兵衛(印)・同断直作(印)・親類御請人伊惣治(印)・同断田村昌仙(印)→八田嘉右衛門様御取次中様	文化8末年12月	堅継紙・1通	え2052-1
譲渡申家屋敷之事(田中村本畑外田町良助分高3斗2升4合、家屋敷代金20両受取譲り渡しに付) 外田町良助屋敷親類讓主名代半兵衛(印)・同所口合八郎治(印)・五人組幸右衛門(印)他7名、肝煎勇右衛門(印)・組頭林右衛門(印)→伊勢町傳兵衛殿	文政3辰年12月	堅継紙・1通	え2052-2
覚(我等所持の屋敷地無代金にて譲渡証文) *下書 讓主伊勢町傳兵衛・外田町五人組一・田中村名主助右衛門・組頭権左衛門・長百姓伊惣太→(田町半兵衛殿)	文政5年年正月16日	横切継紙/(え2052-3-1～2は貼付一括)・1通	え2052-3-1
覚(酒頭司半兵衛は田町へ引越、手当として抱屋敷のうち良助より引受分家屋敷無代にて下さるに付) 田中村取証文ニ付参り候傳兵衛・田町半兵衛代栄吉・組合利左衛門ノ三人参り候	文政5年年正月16日	横切継紙・1通	え2052-3-2
譲渡申屋敷地証文之事(田中村御高辻の内役高5斗1升8合4勺屋敷地、代金20両にて受取に付) 外田町良助私曲ニ付引請証人肝煎勇右衛門(印)・右同断請人組頭林右衛門(印)・田中村名主権左衛門(印)・組頭久兵衛(印)・長百姓伊惣太(印)→伊勢町傳兵衛殿	文政3辰年12月	堅紙・1通	え2052-4
覚(貴殿住居年々地代金20両受取に付) *写 傳兵衛印→半兵衛殿	寛政12申年6月	横切紙・1通	え2052-5
覚(私実兄桜井直作御奉公隠居の処跡式無く内借金30両滞るもこの度金20両返上に付) 成本栄助(印)→八田嘉右衛門様	文政11子年11月	堅紙・1通	え2052-6
(文政2年西寺尾村・東寺尾村御年貢配府綴)	(文政2年)	綴/(え1783-1-1～4は一綴)・1綴	え1783-1
卯御年貢配府(卯御年貢金1両2分余皆済に付) 西寺尾村旧藏元徳右衛門(印)→長岡助右衛門様	文政2年卯12月	横切継紙・1通	え1783-1-1
卯御年貢(卯御年貢並びに御小役夫銀品々入料代金2両1分余皆済に付) 東寺尾村名主吉兵衛(印)→長岡助右衛門様御内音松殿	文政2年卯12月	横切継紙・1通	え1783-1-2
卯御年貢配府(卯御年貢並びに御小役諸夫銀代金2両1分余皆済に付) 西寺尾村名主徳右衛門(印)→長岡様御役代嘉伝治殿	文政2年卯12月	横切継紙/(え1783-1-3-1～2は貼付一括)・1通	え1783-1-3-1
覚(当卯御上納辻金3両余に付) 西寺尾村御役代嘉伝治(印)→長岡助右衛門様御内	文政2年卯12月	横切紙・1通	え1783-1-3-2
御請申上候御事(御小作入世話料として金1両頂戴に付) * (端裏貼紙)「文政二卯年西寺尾東寺尾両村配符請取長岡氏より三月一日入」 西寺尾村直左衛門(印)→長岡助右衛門様御内	文政2年卯12月	横切紙・1通	え1783-1-4

1.内方/3.所有地経営/8.その他

覚(地所譲渡代金のうち金20両受取に付) 八田嘉右衛門役代傳兵衛(印)→東寺尾村甚八殿	天保4巳年10月朔日	縦紙・1通	え2046
覚(古川式地所譲渡代金56両受取に付) 伊勢町傳兵衛(印)→東寺尾村甚八殿	天保4巳年12月	縦紙・1通	え2047
(中島三右衛門引請金並びに荒神町武左衛門居屋敷譲渡書類)	(天保3~4年)	綴/(え2007-1~6一綴)・1綴	え2007
(袋) *(袋上書)「天保四巳年十一月中嶋三右衛門殿引請金三百兩取替証文 壹通 天保三辰年荒神町民左衛門より居屋敷譲請証文 壹通 同年右同人江東寺尾村畑地請証文 壹通 右一卷留并差引元帳 壹通 東寺尾村役元巳年酉年配符式通 天保六未年十一月改入」	天保4(年)11月	袋・1点	え2007-1
御恩借証文之事(糸方惣調べの処荒神町武左衛門不埒荷物御貸下金200両、私共取計い不行届のゆえ上納方引請にて調達方御相談に付) 八田辰三郎(印)・八田喜兵衛(印)、(奥印)中島三右衛門(印)→中島三右衛門殿	天保4巳年2月11日	縦継紙・1通	え2007-2
(東寺尾村へ礼1朱名主友左衛門添役3人へ30匹宛、11月21日御配相済等に付覚)	辰11月	横切紙・1通	え2007-3
譲渡申畑証文之事(東寺尾村御高の内六兵衛分高1石9斗2升他4筆、代金76両請取譲渡に付) 荒神町讓主武左衛門(印)・立合儀左衛門(印)・東寺尾村名主友左衛門(印)・組頭喜右衛門(印)・同断七野右衛門(印)・長百姓治五右衛門(印)→伊勢町傳兵衛殿	天保3辰年9月	縦継紙・1通	え2007-4
天保3辰年11月20日中嶋三右衛門様より此証文御引請右証文之覚(御奉行所2貫800文宛荒神町武左衛門より請取に付)	辰11月	横切紙・1通	え2007-5
家屋敷売渡証文之事(家屋敷御町役1軒代金75両請取に付) 荒神町売主武左衛門(印)・南隣儀右衛門(印)・北隣庄右衛門(印)、(奥印)五人組泰助(印)・喜右衛門(印)・大蔵(印)・惣吉(印)・重助(印)・治助(印)・儀右衛門(印)、(裏書)長町人佐吉(印)・名主庄右衛門(印)・御町検断伴栄作(印)・御町年寄横谷総右衛門(印)・同北村茂兵衛(印)・同渋谷権兵衛(印)・同増田徳左衛門(印)→伊勢町傳兵衛殿	天保3辰年10月	縦継紙美・1通	え2007-6
(東福寺村・田中村・東寺尾村・荒町村など年貢皆済目録関係綴)		綴/(え1792-1~22は一綴)・1綴	え1792
(明屋敷御年貢金2両2分12匁9厘受取書) 中島渡浪(印)→八田喜兵衛殿内田村久蔵殿	万延元申年12月	横切紙・1通	え1792-1
辰年配府(無役御本田高1石ほか辰年上納残らず皆済に付) 東福寺村御蔵本源助(印)→いせ町傳兵衛殿	辰12月	横切紙・1通	え1792-2
午御年貢目録(当午年貢・小役など皆済に付) 町分名主平作(印)→伊勢町傳兵衛殿	安政5午年12月	横切継紙・1通	え1792-3
午之御上納配府(御上ケ高2石3斗6升3合ほか矢島源左衛門様当午上納皆済に付) 東福寺村御蔵元長蔵(印「西市田氏」)→伊勢町傳兵衛殿	安政5年12月	横切紙・1通	え1792-4
矢島源左衛門様辰配府(無役本田御上ケ高2石3斗6升3合ほか年貢皆済に付) 東福寺村御蔵元長蔵(印「西市田氏」)→いせ町傳兵衛殿	安政3・4辰・巳年12月	横切継紙・1通	え1792-5



申御年貢目録(高4石7合取米1石8斗3合2勺ほか申御年貢皆済に付) 荒町村名主吉三郎(印)→いせ町傳兵衛殿	万延元年12月	横切継紙・1通	え1792-6
当巳御年貢目録(高1石3斗1升6合ほか巳御年貢皆済に付) 田中村名主久兵衛(印)→伊勢町傳兵衛殿	安政4巳年12月	横切継紙・1通	え1792-7
午御年貢御年貢目録(高1石3斗6升6合ほか午御年貢皆済に付) 田中村名主喜惣太(印)→いせ町傳兵衛殿	安政5午年12月	横切継紙・1通	え1792-8
申御年貢(粃8升5合9勺代銀4匁1分2厘ほか申御年貢皆済に付) 東寺尾村名主関治(印)→伊勢町傳兵衛殿	万延元申年12月	横切継紙・1通	え1792-9
辰御年貢配府(粃13俵4升3合4勺ほか辰御年貢皆済に付) 東福寺村名主名左衛門(印)→伊勢町傳兵衛殿	安政3辰年12月	横切継紙・1通	え1792-10
申御年貢目録(高4石2升4合ほか申御年貢皆済に付) 町分名主平作(印)→伊勢町傳兵衛殿	万延元年申12月	横切継紙・1通	え1792-11
御年貢配府(粃13俵4升3合4勺ほか未御年貢皆済に付) 東福寺村名主作右衛門(印)→いせ町傳兵衛殿	安政6未年12月	横切継紙・1通	え1792-12
御年貢配府(粃13俵4升3合4勺ほか巳御年貢皆済に付) 東福寺村名主名左衛門(印)→伊勢町傳兵衛殿	安政4巳年12月	横切継紙・1通	え1792-13
午御年貢目録(高4石7合ほか午御年貢皆済に付) 荒町村名主友右衛門(印)→伊勢町傳兵衛殿	安政5年12月	横切継紙・1通	え1792-14
午配府(粃13表4升3合4勺ほか午御年貢皆済に付) 東福寺村名主作左衛門(印)→いせ町傳兵衛殿	安政5午年12月	横切紙・1通	え1792-15
申御年貢皆済目録(高1石3斗1升6合ほか申御年貢皆済に付) 田中村名主吾太夫(印)→いせ町傳兵衛殿	万延元申年12月	横切継紙・1通	え1792-16
申御年貢配府(粃13表4升3合4勺ほか申御年貢皆済に付) 東福寺村名主作左衛門(印)→いせ町傳兵衛殿	万延元申年12月	横切継紙・1通	え1792-17
戌御上納配府(高1石無役本田ほか戌御年貢皆済に付) 菅鉞太郎様御旅所東福寺村御藏本源助(印)→伊勢町傳兵衛殿	文久2戌年12月	横切紙・1通	え1792-18
戌御年貢配府(高2石3斗6升3合ほか矢島源左衛門様戌年貢皆済に付) 東福寺村御藏元長蔵(印)→いせ町傳兵衛殿	文久2戌年12月	横切継紙・1通	え1792-19
戌御年貢配府(粃13表4升3合4勺ほか戌御年貢受取皆済に付) 東福寺村名主庄一(印)→伊勢町傳兵衛殿	文久2戌年12月	横切継紙・1通	え1792-20
巳御年貢目録(高4石7合ほか巳御年貢皆済に付) 荒町村名主友右衛門(印)→伊勢町傳兵衛殿	安政4年12月	横切継紙・1通	え1792-21
巳配府(高1石無役本田ほか巳物成皆済に付) 東福寺村御藏元源助(印)→伊勢町傳兵衛殿	安政4年12月	横切継紙・1通	え1792-22
(袋) * (袋上書)「地位等級総計地租御改正調書類」 第四大区六小区御馬寄村	(明治)8(年)9月ヨリ	袋・1点	え1990
(袋) * (袋上書)「地租改正書類入 未写」 御馬寄村	明治8年	袋・1点	え1995
(袋) * (袋上書)「臼田村出張中地租御改二付諸取調書類」 第四大区六小区御馬寄村	明治9子年1月31日ヨリ	袋・1点	え1989

1.内方/3.所有地経営/8.その他

(袋) * (袋上書)「野沢出張ちん 地券書換願在中」 依田仙右衛門→町田良右衛門殿	(明治)9(年)3月18日	袋・1点	え1986
(袋) * (袋上書)「人參仕切」	明治9年・10年	袋・1点	え1992
(袋) * (袋上書)「人參方帳簿仕切書小書付入 福田屋用」	明治11年9月ヨリ	袋・1点	え1991
(袋) * (袋上書)「地所売却二付諸書類納」	明治26年	袋・1点	え1994
臼田彦五郎不作粉滞り御勘定書(26年度年貢粉54俵5斗5升他ノ248円83銭に付)		堅切紙・1通	え1978
(宅地反別6町9畝22歩内訳書上)		堅紙・1通	え1979
(包紙) * (包紙上書)「猷地一札」		袋・1点	え1980
小作証(北佐久郡中津村御馬寄田畑小作証文) * 下書		半・1冊	え1981
小作証(田小作証文) * 下書		堅紙・1通	え1982
枇杷掛橋有志連名簿 * 記載は表紙のみ	明治14年正月	半・1冊	え1983
(袋) * (袋上書)「信濃国佐久郡御馬寄村千曲川岸十二新田記録(畑成田)ノ(貼紙)「三通ツ、ノ(貼紙)「三冊となす 其一 其二」		袋/(貼紙あり)・1点	え1984
小作証(北佐久郡中津村御馬寄畑小作証文) * 下書		堅紙・1通	え1985
(屋敷見取概図)		31.0×25.3・1鋪	え1987
(袋) * (袋上書)「地租御改正二付諸書類入」 第四大区六小区御馬寄村用係		袋・1点	え1988
(包紙) * (包紙上書)「売買田地 考」		包紙・1点	え1993

1.4.金融

1.4.1.無尽

(柿崎源左衛門殿無尽関係綴)	(文化4年～文政元年)	綴/(え1921-1~9は一綴)・1綴	え1921
預金一札之事(柿崎源左衛門殿御発起無尽2番鬮当たり御取入金150両請取に付) * (端裏書)「柿崎久弥方へ遣候下案右書面遣候処右様ニ及不申何分元帳印主呉様頼付書記候」 八田嘉右衛門内久保榮治郎(印)	文化11戌年12月	堅紙・1通	え1921-1
口上書以申上候(幸右衛門病氣にて取続き難しきところ遊女旅籠泊など不行跡に付) 柿崎源左衛門	西正月	堅紙・1通	え1921-2
差上申一札之御事(勝手向難波にて酒造商売成難く、既に商売相休み借蔵仕りたき旨御内談仕る処、今般徳嵩甚蔵様より金100両御請合にて商売取続き出精の約束に付) * (端裏貼紙)「森村八郎左衛門徳嵩甚蔵殿より金百両貸入付傳兵衛致受印候付右頼印書」 森村八郎左衛門(印)・同村親類受人只八(印)・同村同断八左衛門(印)→菊屋傳兵衛殿	文化8未年11月	堅紙・1通	え1921-3
預り申金子証文之事(発起御頼母敷2番会にて御懸	文化11戌年11月	堅紙・1通	え1921-4

戻引当御頼み、金15両年利1割2分にて預かりに付) * (端裏貼紙)「柿崎丈右衛門方拾五両預り証文文化十二亥十二月取戻不用之証文ニ候得共残置候」 八田嘉右衛門内久保栄治郎(印墨消)→柿崎丈右衛門殿			
一札之御事(金18両、柿崎源左衛門發起頼母敷御渡下され有難く受取に付) * (端裏貼紙)「矢代村平九郎方へ金拾八両利分相渡候仰出」 矢代村平十郎(印)→八田嘉右衛門様御取次中様	文化12亥年12月	縦紙・1通	え1921-5
差上申一札之事(本家柿崎源左衛門身上難渋にて持地年季譲渡の処、粉子など引足し多く地所売払内談のうえ200両御譲渡証文御下げに付) 矢代村新十郎(印)・五郎右衛門(印)→八田嘉右衛門様御内	文化12亥年4月	縦紙・1通	え1921-6
乍恐以口上書奉願候御事(御料所杭瀬下村儀大夫帳下八三郎年32、当村源左衛門地下借家へ引越たく、宗旨は代々禪宗にて松代田中村浄福寺旦那に紛れなく、当村宗門人別帳面御載せ下されたきに付) 矢代村名主源六(印)・同断寿吉(印)、組頭四郎左衛門(印)・同断市左衛門(印)・同断軍蔵(印)・同断十郎兵衛(印)、長百姓源弥(印)・同断安左衛門(印)、(奥書)田中村浄福寺→宗門御奉行所	文化4卯年6月	縦継紙・1通	え1921-7
覚(金12両請取、源左衛門發起無尽へ掛継ぎに付) 矢代村四郎左衛門(印)→八田嘉右衛門様御内	文政元寅年12月	縦紙・1通	え1921-8
御約定御頼一札之事(伯父幸左衛門後見にて家督相続のところ私不束にて身上立行兼ね御賢慮御約定の取計い下されたきに付) 柿崎源左衛門景道(花押)→生蓮寺方丈様・平林縫之進様・八田嘉右衛門様	文化10(年)癸酉4月	縦継紙・1通	え1921-9
(長屋普請にて明置く儀丹蔵家賃取り申さず伊勢町様へ取り成し願いに付) * 前欠		横切継紙・1通	え1919
(柿崎源左衛門無尽金関係書類)	(文化10年～文政9年)	綴/(え1851-1～17は一綴)・1綴	え1851
覚(源左衛門發起無尽掛戻金12両受取に付) 矢代村四郎左衛門(印)→八田嘉右衛門様御内	文政2卯年12月	横切継紙・1通	え1851-1
覚(源左衛門預け金のうち金14両3分銀3匁受取に付) 矢代村源左衛門(印)・五郎右衛門(印)→八田嘉右衛門様御内	文政6年末ノ12月	横切継紙・1通	え1851-2
覚(柿崎源左衛門殿新会寄はメ金10両2朱銀6匁1分7厘の割合引請金高に付) * (端裏貼紙)「未十二月柿崎源左衛門殿無尽立会指滞候付連中申合新会相立候付取調書記入用書類」	(文政6年)未12月16日	横切継紙・1通	え1851-3
覚(源左衛門より請取金18両3分銀2匁2分4厘金銭書上)	12月16日	横切紙・1通	え1851-4
覚(柿崎源左衛門殿無尽掛金35両1分銀4匁2分9厘書上納に付)	(文政6年)未12月16日	横切紙・1通	え1851-5
覚(金6両野村忠造様他メ金54両のうち、金5両1分2朱銀1匁5分は当未掛出金に付) 柿崎源左衛門	12月16日	横切紙・1通	え1851-6
覚(手前持金20両他メ金120両金銭書上)		横切継紙・1通	え1851-7
覚(金168両より預け金等差引金129両2分銀6匁金銭書上)		横折紙・1通	え1851-8

1.内方/4.金融/1.無尽

差上申一札之事(亡父源左衛門大借にて相続成り兼ね、取持にて200両頼母子加入の処、年限中は借財等にこの金子は懸かり申し立てざるに付) *下書		横切継紙・1通	え1851-9
覚(浄福寺様亥年中恩借8両3分銀11匁6分8厘他ノ金47両1分2朱銀2匁4分2厘上納込に付) 柿崎源左衛門	卯12月6日	横切継紙・1通	え1851-10
御借用申金子之事(金10両恩借し、私発起取立無尽へ1ヶ年に金1両銀12匁掛出に付) 矢代宿御借用主柿崎源左衛門(印)→八田嘉右衛門様御内	文政3辰年12月	縦紙・1通	え1851-11
借用申年賦証文之事(私手持無尽金掛出の内4両2分借用に付) * (端裏貼紙)「文政六未年十二月金四兩式歩無利足拾ヶ年賦壹ヶ年金老分式朱銀四匁五分ツ、返済極 柿崎源左衛門」 借用主柿崎源左衛門(印)・受人丈右衛門(印)→八田嘉右衛門様御内	文政6未年12月	縦紙・1通	え1851-12
借用申年賦証文之事(私手持無尽掛出の内金6両3分借用に付) 柿崎源左衛門(印)、請人丈右衛門(印)・市之丞(印)→八田嘉右衛門様	文政9戌年12月	縦紙・1通	え1851-13
覚(寄金168両より法花寺掛金不足金ほか差引、当戌無尽割合金は1人前金33両2分2朱銀1匁5分に付)	戌12月	縦紙・1通	え1851-14
借用申金子之事(私発起無尽人別の半口分手持の内当会金に調達仕り兼ね、金4両1分2朱銀5匁4分3厘借用に付) * (端裏貼紙)「文化十二亥十二月 金四兩一分式朱五匁四分三リン 柿崎源左衛門」 借用主源左衛門(印)、受人市之丞(印)→四郎左衛門殿	文化12亥年12月	縦紙・1通	え1851-15
借用申金子之事(私発起無尽人別の半口分手持の内当会金に調達仕り兼ね、金4両1分2朱銀5匁4分3厘借用に付) * (端裏貼紙)「文化十二亥十二月 金四兩一分式朱五匁四分三リン 柿崎源左衛門」 借用主源左衛門(印)、受人市之丞(印)→浄福寺様	文化12亥年12月	縦紙・1通	え1851-16
覚(今度発起200両取頼母敷取入金の内金100両受取に付) 八田嘉右衛門→柿崎源左衛門殿	文化10酉年12月	縦紙・1通	え1851-17
(柿崎源左衛門無尽関係綴)	(文政3辰年)	綴/(え1920-1~4は一綴)・1綴	え1920
(包紙) * (包紙上書)「文政三辰三月六日柿崎源左衛門方無尽懸出金調書右同人より預金利潤受取書入名代六右衛門指遣候」	文政3(年)辰3月6日	包紙・1点	え1920-1
覚(源左衛門発起無尽掛金18両請取証) 矢代村平九郎(印)→八田嘉右衛門様御内	文政3辰年12月5日	横切紙・1通	え1920-2
覚(辰年利息金9両受取証) 柿崎源左衛門(印)→八(八田)嘉右衛門様御内	辰12月6日	横切紙・1通	え1920-3
覚(矢代村無尽金150両請取の内懸金差引金13両2歩2朱上納に付)	辰12月5日	横切紙・1通	え1920-4
(頼母敷講御寄合関係書類)	(文化6年~文政元年)	綴/(え1870-1~31は一綴)・1綴	え1870
(袋) * (袋上書)「頼母敷講御寄合帳」 会主八田嘉右衛門	文化6己巳年11月	袋・1点	え1870-1
覚(取候半口之内25両ほか引ノ金47両2分10匁7分2厘差引に付) →甲田勝太郎殿	(文化10年) 酉閏11月	横切継紙・1通	え1870-2

戌年六会目(懸戻金50兩会主八田嘉右衛門他ノ金200兩2分余書上) * (端裏書)「戌年金寄下案」	(文化11年)	横切紙・1通	え1870-3
子八会目金寄(發起懸戻金50兩八田嘉右衛門他ノ2口金500兩書上) 取番八田嘉右衛門	(文化13年)子11月	横切紙・1通	え1870-4
戌年六会目(懸戻金50兩八田嘉右衛門他ノ2口金500兩書上)	(文化11年)戌11月	横切紙・1通	え1870-5
覚(取候半口懸戻金28兩3分他ノ金28兩3分余御無尽懸出金差引御渡下さるべきに付) 工藤傳兵衛、平吉代判(印)→八田嘉右衛門殿	文化10酉年閏11月9日	横切紙・1通	え1870-6
覚(取候半口懸戻金28兩3分他ノ金28兩1分余御無尽懸出金差引御渡下さるべきに付) 藤田繁三郎(印)→八田嘉右衛門殿	文化10酉年閏11月9日	横切紙・1通	え1870-7
亥七会目金寄(發起懸戻金50兩八田嘉右衛門他ノ2口金500兩書上)	(文化12年)亥11月	横切紙・1通	え1870-8
未三会目覚(金50兩発当八田嘉右衛門他ノ500兩差引に付)		横切紙・1通	え1870-9
覚(取候半口懸戻金28兩3分他2口ノ金125兩1分6厘差引に付)	(文化11年)戌正月	横切紙・1通	え1870-10
覚(取候懸戻金25兩3分7匁5分他ノ金62兩3分4匁5分受取申す分に付)	(文化12年)亥正月	横切紙・1通	え1870-11
覚(取候懸戻金25兩3分7匁5分ノ金62兩3分4匁5分受取申す分に付)	(文化12年)亥正月	横切紙・1通	え1870-12
覚(取候4分1金14兩1分7匁5分出沢由治郎他ノ金45兩34匁3分今晚掛出金差引御渡下さるべきに付) 後閑藤右衛門・利根川雄之助代出沢十大夫(印)→八田嘉右衛門殿	文化10酉年閏11月	横切紙・1通	え1870-13
覚(金50兩正金持出し他ノ金139兩1分90文正金上納に付)	(文化10年)酉閏11月	横切紙・1通	え1870-14
覚(金60兩請取預置き差引の節出金致すべきに付) 八田嘉右衛門(印)→藤田繁三郎殿	文化10酉年閏11月	横切紙・1通	え1870-15
覚(金307兩3分永150文差引に付)	(文化10年)酉閏11月10日	横切紙・1通	え1870-16
申四会目(懸戻金50兩会主八田嘉右衛門他3口ノ金500兩蘭金書上)	11月22日	横切紙・1通	え1870-17
覚(金307兩3分永150文御取替金の内受取に付) 八田嘉右衛門→内藤兵部少輔様御内後閑源吾殿	文化10酉年閏11月	横切紙・1通	え1870-18
覚(500兩無尽海野方にて寄金金214兩6匁5分差引他2件に付)		横切紙・1通	え1870-19
覚(2番会取候分半口金258兩、当戌冬掛利28兩3分差引御勘定下さるべく、又其表御帳面にも御印置き下されたきに付) 工藤傳兵衛・工藤左一兵衛→八田嘉右衛門様	文化11戌年極月19日	横切紙・1通	え1870-20
覚(金57兩2分2番取掛他ノ138兩3分2朱錢112文他に付)		横切紙・1通	え1870-21

1.内方/4.金融/1.無尽

戌年六会目(懸戻金50兩八田嘉右衛門他ノ金496兩1分225匁書上)		横切継紙・1通	え1870-22
覚(金100兩丑5番浄福寺名目半口鬮金差引書上に付)	11月	横切継紙・1通	え1870-23
丑九会金寄(発起懸戻金50兩八田嘉右衛門他2口ノ金500兩書上)		横切継紙・1通	え1870-24
寅拾会金寄(発起懸戻金50兩八田嘉右衛門他2口ノ金500兩書上) 小幡庄作・廣田筑後	(文政元年)寅11月	横切継紙・1通	え1870-25
酉五会目(懸戻金50兩会主八田嘉右衛門他ノ金500兩鬮金書上)	(文化10年)閏11月	横切継紙・1通	え1870-26
覚(金25兩2分4匁2分9厘、御発起御頼母敷20日迄出金仕るべきに付) 甲田勝三郎代判藤田繁三郎→八田嘉右衛門	文化10酉年閏11月	横切紙・1通	え1870-27
手前ニ無尽取入候分(金28兩3分、藤田名目引受分、他ノ金67兩1分12匁2分5厘に付覚)	文化12亥年12月	横切継紙・1通	え1870-28
覚(取候4分1厘、懸戻金14兩1分7匁5分ほか差引金192兩2分に付) 八田嘉右衛門→岩村田	(文化12年)亥12月	横切継紙・1通	え1870-29
覚(取候懸戻金25兩3分7匁5分、田ノ金37兩1分に付) 八田嘉右衛門→甲田佐右衛門殿	(文化12年)亥12月	横切継紙・1通	え1870-30
亥年七会目(発起懸戻金50兩、木町分八田嘉右衛門他ノ金179兩3分101匁2分5厘に付)		横切継紙・1通	え1870-31
(堀内千吾殿差引書入用書類一括)	(文化7年~文政4年)	綴/(え1771-1~43は一綴)・1綴	え1771
(袋) *(袋上書)「堀内千吾殿差引書入用書類入」/(袋裏書)「堀内千吾殿方文政四巳年迄指引書入」	文政4巳年	袋・1点	え1771-1
(書状、法会に辰三郎様お出で下さり、御香料30匹と煎薬1箱貴意を懸けられ忝なく霊備仕り御礼に付) 堀内千吾→八田嘉右衛門様	2月6日	横切継紙・1通	え1771-2
(書状、旧冬差引書・残金落手にて別紙受取書差上げに付) (堀内)千吾→(八田)嘉右衛門様	正月23日	横切継紙・1通	え1771-3
覚(戌10月5日備用金50兩他ノ76兩2朱余、御披見改めの上差引勘定すべき旨書付) 堀内千吾→八田嘉右衛門様	正月14日	横切継紙/(懸紙あり)・1通	え1771-4
覚(発起無尽是迄御取入懸戻金11兩3分他ノ74兩余無尽金差引勘定書) 堀内千吾→八田嘉右衛門様	丑12月	横切継紙/(下札あり)・1通	え1771-5
覚(発起喜福寺無尽寅年取入懸戻金7兩1分余他、残金93兩2分余差引勘定書) 堀内千吾→八田嘉右衛門様	巳年4月	横切継紙/(懸紙・下札あり)/(虫損)・1通	え1771-6
口上(駒沢勇左衛門殿貸付証文金200兩他ノ400兩鬮中金差引に付) 堀内半右衛門→八田嘉右衛門様要用	亥12月20日	横切継紙・1通	え1771-7
覚(戌暮元金475兩他2口ノ885兩余より新証文分等差引勘定書)		横切継紙・1通	え1771-8

覚(発起無尽是迄取入分懸戻し金51兩3分他ノ金74兩10匁8分より当年鬮金等差引勘定書) * (端裏書)「丑年指引書」/下書 八田嘉右衛門→堀内千吾様	寅8月	横切継紙・1通	え1771-9
覚(発起無尽当子鬮中金150兩他ノ金199兩1分余より懸戻金差引勘定書) 堀内千吾→八田嘉右衛門様	2月	横切継紙・1通	え1771-10
(手前無尽渡分金63兩3分他ノ124兩2朱余など金銭書付覚) * (端裏書)「寅十二月指引書」	卯3月20日	横切継紙・1通	え1771-11
覚(堀内千吾様分御大小拵代金229匁余など4兩1分7余受取証文、堀内千吾宛柄糸代受取証文共) 祐助→中野忠七様	巳4月4日	横切紙/(貼継あり)/(虫損)・1通	え1771-12
覚(仁礼村口入金200兩預り証文) 八田嘉右衛門(印墨消)→堀内千吾殿	文政3辰年2月22日	横切紙・1通	え1771-13
覚(金124兩2朱余預り証文) * (端裏書)「差引済返証文」八田嘉右衛門(印墨消)→堀内千吾殿	文政元寅年12月	横切継紙・1通	え1771-14
(書状、内々頼みの金談の儀繁用中御取継ぎ下され、殊に御叮嚀な文談にて落手御礼に付) (堀内)千吾→(八田)嘉右衛門様	3月6日	横切継紙・1通	え1771-15
覚(無尽御預金200兩差引勘定書上、玄米3石3斗6升代金勘定書共)	丑2月	横切継紙/(下札あり)・1通	え1771-16
(書状、御副書拜見、無尽帳のうち喜曾七無尽御下札を穿鑿の処、外無尽よりは割合相違の仕立てに付) 堀内千吾→八田嘉右衛門様貴答	2月29日	横切継紙・1通	え1771-17
覚(預け金455兩余受取証文) 堀内千吾(印)代木曾七→八田嘉右衛門殿	文政2(年)卯3月	横切紙・1通	え1771-18
御預金証書覚(年々金子預け金証書) 八田嘉右衛門(印墨消)→堀内千吾殿	(文化11年12月～文化13年12月)	横半半・1冊	え1771-19
覚(御無尽金差引にて金500兩証文1通ほか受取に付) 堀内千吾(印)→八田嘉右衛門殿	文政3(年)辰2月	横切継紙・1通	え1771-20
(書状、印証並びに金子御送下され落手仕り、別紙請取書差上げ、印証は一兩日中に喜曾七差出し申すべきに付) 堀内千吾→八田嘉右衛門様	2月15日	横切継紙・1通	え1771-21
口上(無尽差引書委細認め近日の内喜十七差出し、宜しく御差引き仰付られたきに付) 堀内千吾→八田嘉右衛門様	2月25日	横切継紙・1通	え1771-22
覚(金358兩2分余より新証文金分差引金8兩2分余御渡しに付) (八田)嘉右衛門→(堀内)千吾様	丑2月	横切継紙/(下札あり)・1通	え1771-23
(袋) * (袋上書)「松代御預金通帳・頼母鋪受取帳入 堀内千吾」		袋・1点	え1771-24
覚(黒柿根付代ほか取替分、並びに吸物椀10人前代65匁ほか私取替分書上)	申11月	横切継紙・1通	え1771-25
(袋) * (袋上書)「文化十一戌年 堀内千吾殿 金子取替通帳面」	文化11戌年	袋・1点	え1771-26
覚(段々御取入金高487兩2分の懸戻金56兩余ほかノ72兩3分余金銭書上) * (端裏書)「綿内寅十二月指引書」	寅12月	横切継紙・1通	え1771-27

1.内方/4.金融/1.無尽

堀内千吾→八田嘉右衛門様			
覚(元金300両の利分30両ほか渡分メ金475両証文差遣わす旨) * (端裏書)「戌年指引書」	(戌)2月	横切継紙・1通	え1771-28
(書状、先達て喜曾七参上の筋金子返答すべき処延引、金子の儀御厄介ながら預置き下されたきに付) (堀内)千吾→(八田)嘉右衛門様	正月27日	横切継紙・1通	え1771-29
覚(去寅年預け金ほかメ868両1分余の内、発起無尽卯年取入金など差引き金567両1分余金銭書上、且つ綿内家年寄養育料寅年分差引立たず御加え申すべきに付) * (端裏貼紙)「文政二卯年差引書」 (堀内)千吾→(八田)嘉右衛門様	(文政3年)辰2月	横切継紙・1通	え1771-30
(書状、御内差曳き御調べ下さる由仰下され承知、且つ頼母子私方懸け戻しの他種々御取替の方書き加え、割合等も不行届相違があれば加筆願うに付) 堀内千吾→八田嘉右衛門様御報	4月8日	横切継紙・1通	え1771-31
(この度遣わし金受取金差引金553両2分余の内、金53両2分余は正金、金500両は新証文の旨金銭書上)		横切紙・1通	え1771-32
覚(飯山無尽11番取入渡し金590両ほか金銭書上)		横切紙・1通	え1771-33
覚(玄米3石3斗6升代金2両3分3匁ほか寅卯兩年玄米2升8斗入12表宛綿内様へ差上の旨書付)	辰正月	横切継紙・1通	え1771-34
(初会金50両他、12会分無尽金書上)	(文化7年午5月～文政3年辰11月)	横切継紙・1通	え1771-35
(書状、本多豊後守様御内三橋新右衛門殿・大本願上人様御内柄沢彦太夫殿発起頼母數千両11番頼みあり、拙者名前にて懸出し、取金590両御渡下さるべきに付) * 下書		横切紙・1通	え1771-36
覚(2会目発起懸戻金60両など無尽掛金に付書付)		横切紙・1通	え1771-37
(寄金12両2分2朱他メ金15両2朱5匁7分など無尽金勘定書上)		横切継紙・1通	え1771-38
新御懸金扣(坂原持金3両1分3匁等メ金13両1分2朱余金銭書上)		横切継紙・1通	え1771-39
(書状、別紙預金の儀仰下され、金500両預置き、証文差出し入手下さるべきに付) * 下書 (八田)嘉右衛門→(堀内)千吾様几下	2月15日	横切紙・1通	え1771-40
(書状、堀内名跡の儀問合せ、その筋へ相尋ねの処家柄何にても故障無く、他はその方にて穿鑿下さるべきに付) * 下書 (八田)嘉右衛門→(堀内)千吾様几下	2月15日	横切継紙・1通	え1771-41
(書状、発起頼母數当年渡金156両1分の内にて掛戻分引取り、残りはこの者へ御渡し遣わされたきに付) 齊藤曾右衛門→八田嘉右衛門様玉机下	11月24日	横切継紙・1通	え1771-42
新御懸金扣(発起2番取入懸戻金3両1分3匁ほか新口惣メ11両3分余など金銭書上)		横折紙・1通	え1771-43



(無尽入用書状綴)	(文化12年)	綴/(え1855-1~16は一綴)・1綴	え1855
(袋) * (袋上書)「文化十二亥年 無尽方入用紙面入」	文化12亥年12月	袋・1点	え1855-1
(書状、半口延引半口は願いたく、明日御寄合開催に付) 五郎兵衛→(八田)嘉右衛門様	12月22日	横切継紙・1通	え1855-2
(書状、佐野村掛金6両今日持参等に付) 梅斎→書鳩君	12月20日	横切継紙・1通	え1855-3
(書状、昨晚仰付けらる通り今未明人つかわす所別紙の趣にて近日挨拶有るべきに付) 田中→伊勢町様玉下貴報	臘月末四(マ)	横切継紙・1通	え1855-4
(書状、当年も訴訟があるので許容されたきに付) 弥四郎参上→(八田)嘉右衛門様	12月25日	横切紙・1通	え1855-5
覚(無尽金懸不足2両8匁2分5厘に付) 成沢縫殿右衛門(印)→八田嘉右衛門殿	文化12亥年12月	横切紙・1通	え1855-6
覚(金9両1分10匁5分受取証) 成沢縫殿右衛門(印)→八田嘉右衛門殿	文化12亥年12月	横切紙・1通	え1855-7
覚(真田志摩守殿無尽御懸金26両他ノ73両1分3匁7分5厘受取に付) 関田庄助(印)→八田嘉右衛門殿	文化12亥年	横切継紙・1通	え1855-8
覚(市川五郎兵衛分金13両2分他ノ金81両書上)		横切紙・1通	え1855-9
覚(無尽金ノ76両1分5匁9分7厘差引113両3分5匁9分7厘願上に付) 堀内千吾→八田嘉右衛門殿	12月20日	横切紙・1通	え1855-10
(書状、去年中拝借の利分10両遣わし御落手下されたきに付) 主計→八田嘉右衛門殿	正月晦日	横切継紙・1通	え1855-11
覚(懸戻金28両3分他ノ70両1分4朱3匁7分5厘書上) →工藤左一兵衛様	(文化12年)亥11月	横切継紙・1通	え1855-12
(書状、先年御口入れの塩崎村御貸付金、御返上延引迷惑至極等に付) 柿崎源左衛門様→浄福寺様・御同寺御世話人中様	12月24日	横切紙・1通	え1855-13
覚(矢代村弥兵衛亥年上入上初代金10両受取証) 名主左兵衛(印)→八田嘉右衛門様御使中	(文化12年)亥12月24日	横切継紙・1通	え1855-14
(越中公別家御高50石松平主膳様御養子安藤対馬守様江戸家老河合左中殿ほか人名書上)		横切紙・1通	え1855-15
(書状、無尽金4両1分差上に付) 江戸屋与助→伊勢屋傳兵衛様	12月17日	横折紙・1通	え1855-16
(無尽金書上ほか綴)		綴/(え1856-1~12は一綴)・1綴	え1856
(包紙) * (包紙上書)「無尽方入用書」		包紙・1点	え1856-1
覚(元金100両之内済残金50両他ノ金59両口入金元利請取に付) 関田庄助(印)→妻科村之内右入作安左衛門殿	文化12亥年12月	横切継紙・1通	え1856-2
覚(金6両、御預り金当亥年利足受取に付) 長谷川善兵衛(印)→八田嘉右衛門様	文化12亥年12月15日	横切紙・1通	え1856-3

1.内方/4.金融/1.無尽

覚(金15両、関田庄助殿、鎌原兵庫殿御無尽掛不足他 メ金123両に付)		横切継紙・1通	え1856-4
(書状、綿貫殿無尽帳直しの儀他に付) (関田)庄助→ (八田)嘉右衛門様	12月23日	横切継紙・1通	え1856-5
(書状、八田喜右衛門・養子長右衛門兩名死去後家名 断絶同様にて、今度喜兵衛を嘉右衛門養弟として 五人扶持頂戴分家にて八田慶助養母の姪を同人 養女として喜兵衛へ縁組仕りたきに付)		横切継紙・1通	え1856-6
覚(金72両、真田公の方他メ83両3分3匁差引に付)		横切継紙・1通	え1856-7
覚(金2両7匁5分、三井寿一郎殿無尽御懸金他メ金4 両7匁5分請取に付) 長谷川善兵衛(印)→八田嘉右衛 門殿	(文化12年)亥12月15日	横切紙・1通	え1856-8
(書状、昨夕成治殿無尽相済み差引書面お目に懸け に付) (関田)庄助→(八田)嘉右衛門	12月15日	横切紙・1通	え1856-9
覚(金72両、真田志摩殿無尽御懸戻他メ83両3分3匁 請取に付) 関田庄助(印)→八田嘉右衛門殿	文化12亥年12月24日	横切継紙・1通	え1856-10
(金18両13匁4分5厘金銭書上に付)		横切継紙・1通	え1856-11
(男12、3人扇子2本ずつ他書上に付)		横切紙・1通	え1856-12
(小川録兵衛発起無尽関係書綴)	(文政2年～文政12年)	綴/(え1793-1～ 32は一綴)・1綴	え1793
(袋) * (袋上書)「文政二卯六月戸陰山小川録兵衛殿発起無 尽約定書其外指引入用書類入 懸り合和七 小川差引之内 可見浅右衛門懸り合之書面も有之右一巻書類要書ニ付紛 乱敷間敷事」	文政2卯年6月	袋・1点	え1793-1
(書状、善光寺表にて働き心当たり一両ヶ所無心申 入れ出来兼ね、和七殿へ働き方頼む、また和七殿 越後辺へ対面出来に付) 小川録兵衛→八田嘉右衛門 様	11月22日	横切継紙・1通	え1793-2
(書状、兼々申談ず通り今度相済み申さずば明会差 支えに付、是非とも才覚下されたき旨) 小川六兵 衛→松井和七様用事	11月21日	横切継紙・1通	え1793-3
(書状、少子義長々出府11月上旬帰国、その後一向御 尋ねなく、且つ今度少々内用有り一寸お伺い申上 げたき等に付) 可見浅右衛門→峯山御院主様内々	正月15日	横切継紙・1通	え1793-4
覚(金56両、取替金元利請取に付) * (端裏書)「大内源 之丞和七罷越候而及対談候事 文政十亥年九月廿一日於戸 陰山小川氏宅和合院執事請取印書引替濟右金子之義ニ付 以来差合無之候事」 八田嘉右衛門(印墨消)→小川録兵衛 殿	文政3辰年5月14日	横切紙・1通	え1793-5
(書状、頼母敷會合御案内のところ内田亦七病死に て延引、当月20日開催にて、その節浄福寺無尽証 文及び浅右衛門へ差出証文ご持参下されたきに 付) 小川録兵衛→八田嘉右衛門様	9月17日	横切継紙・1通	え1793-6
(書状、来る18日無尽會合ご来駕下され、その節浅右 衛門へ差出の証文ご持参致されたきに付) 小川 録兵衛→八田嘉右衛門様	5月9日	横切紙/(貼紙あ り)・1通	え1793-7

(書状、戸陰山小川録兵衛より金56両借付印書引替えに付御山へ御印証願いに付)	9月18日	横切紙・1通	え1793-8
頼母敷取極一札之事(今度300両頼母敷企て、御無心30両懸3口御加入忝なく、及び無尽取極の趣にては連中揃い兼ね迷惑に付、私名目24口加入、7番会より圖当り次第御渡し申すべく、尤も発起の節借入金50両元利返済に付) * (端裏貼紙)「頼母敷付義定書入用紙面紛敷致間敷候」 小川録兵衛(印)→八田嘉右衛門様	文政2卯年5月9日	横切継紙・1通	え1793-9
(御馳走御礼延引に付書状並びに小川録兵衛様宛礼状) * 下書 八田嘉右衛門→善法院様貴下	11月	横切継紙・1通	え1793-10
(書状、柴津無尽一件にて善光寺御出会の所、野生病氣にて延引、当21日善光寺へ御出会仕り是迄掛合一件等残らず済せ、去年中引合の通り差引残金並びに印書等ご持参下され、止宿善光寺良性院方へ野生共出張に付御光来されたき旨) 小川録兵衛・善法院→八田嘉右衛門様人々御中	9月19日	横折紙・1通	え1793-11
借入金証文之事(金60両、5年季年利12両にて借用に付) * 下書 土路村借用人小出仁右衛門、請人村越伴治・内田亦七→戸陰山小川録兵衛殿	文政8年酉6月日	横切継紙・1通	え1793-12
請取一札(金50両、牟礼宿浅右衛門名当証文金訳合預り手形と引替に付) * 下書 松代八田嘉右衛門→戸隠小川録兵衛殿	文政3年辰5月日	横切継紙・1通	え1793-13
(書状、発起懸出金和七へ御談じ下され、善光寺表御穿鑿あり出来兼ね、並びに和七無心宜しく願いに付) * 下書 →小川録兵衛様		横切継紙・1通	え1793-14
覚(金81両、今般御発起御頼母敷25両懸3口15両口出金借用に付) * (端裏貼紙)「辰六月三日金八十一両小川山無尽懸出金預り指出候証文下案」 松代家中八田嘉右衛門内笠井和七→戸隠山小川録兵衛殿	文政3辰年6月	横切紙・1通	え1793-15
一札之事(貴殿御発起無尽、会合差支え取縮み、終会追々差引金滞り無く相済むに付) 笠井和七→小川録兵衛殿	文政12丑年9月	横切継紙・1通	え1793-16
覚(今般御発起御頼母敷3口分金90両出金借用に付) 松代家中八田嘉右衛門→戸陰小川録兵衛殿	文政2(年)卯6月	横切継紙・1通	え1793-17
覚(辰4月元金31両3分差引に付)		横切継紙・1通	え1793-18
覚(金20両余小川録兵衛殿無尽残金相渡し、印書入ほか差引相済に付)	(文政12丑年9月26日)	横切紙・1通	え1793-19
覚(20両拝借差引覚)	9月27日	横切継紙・1通	え1793-20
覚(戊亥兩年分淨福寺発起頼母敷割崩し年賦金12両受取、寅より9ヶ年賦八田嘉右衛門名宛証文返却に付) 八田嘉右衛門内笠井和七(印)→小川録兵衛殿	文政12丑年9月	横切紙・1通	え1793-21
覚(去卯6月中当山へ入金元利ご返済金56両受取に付) * 下書/小川録兵衛より八田嘉右衛門様宛包紙紙背文書使用 皆神山執事→上野村小川録兵衛殿	文政3(年)辰5月	縦紙・1通	え1793-22
覚(今般御発起御頼母敷懸金81両借用に付) * (端裏書)「元利巳五月二十七日返済/墨消 松代家中八田嘉右	文政3辰年6月	縦紙・1通	え1793-23

1.内方/4.金融/1.無尽

衛門内笠井和七(印墨消)→戸隠山小川録兵衛殿			
覚(去卯年元金90両御預ケ金当辰6月迄利分金10両3分余受取に付) * (端裏貼紙)「文政三辰六月金拾両三分銀三匁文政二卯年六月小川録兵衛殿発起三百兩無尽三口九百兩懸出金預り置候利分指出受取印書」 戸隠山小川録兵衛(印)→松代御家中八田嘉右衛門殿	文政3辰年6月	縦紙・1通	え1793-24
覚(今般300両講頼母敷御無心申上げ、3口90両御掛出金預りに付) * (端裏貼紙)「文政二卯年金九十兩小川録兵衛殿三百兩無尽初春懸出金受取印書」 戸隠山小川録兵衛(印)→松代御家中八田嘉右衛門殿	文政2卯年6月	縦紙・1通	え1793-25
(今般御発起御頼母敷3口分金90兩借用に付証文) * (端裏書)「文政十二丑九月二十五日戸陰山小川録兵衛殿発起頼母敷來寅年終会之處種々差問有之二付念会取縮割崩差引致度段被及示談二付善光寺於良性院式会差引為究候書類一卷入」 松代家中八田嘉右衛門(印墨消)→戸陰山小川録兵衛殿	文政2年卯6月	縦紙・1通	え1793-26
借用仕金子之事(急難にて金50兩借用に付) * 写/後欠 上野村借用人小川六兵衛印、請人連中惣代仁右衛門印・牟礼宿請人浅右衛門印・野尻宿請人伝右衛門印→(切除)	文政2年卯6月	縦紙・1通	え1793-27
(和七を以て戸陰小川六兵衛へ群神山主より差送り書面、小川へ貸付の50兩無尽発起、赤倉にて立合の御、寄金など不足返済相立たず、無尽加入破談に及び金子返済など懸合顛末書上) * 控	(文政5午年6月21日)	縦紙・1通	え1793-28
(先年八田嘉右衛門より浅右衛門金50兩借用証文、利金返済に付証文取戻したく度々掛合に付書留) * 下案 和蔵→小川録兵衛	午6月	縦紙・1通	え1793-29
(書状、去年5月中御発起御無尽席にて、嘉右衛門より先年取替金50兩返金約定の処、去10月中まで日延べ頼入り、浅右衛門・伝右衛門立入り精々相継りに付) * 下書		縦紙・1通	え1793-30
(金60兩2口懸戻など頼母敷無尽懸金懸戻し、借入金・印書など無尽金に付約束留書) * (端裏書)「戸陰山小川録兵衛殿頼母敷文政八酉年五月七日取計書取」 名代笠井和七	文政8乙酉年5月7日	縦紙・1通	え1793-31
(金158兩9匁1分などメ金181兩2分5匁無尽積金など差引に付書上) * (端裏書)「申三月廿七日御上向御差引調書」	(申年12月27日)	縦紙・1通	え1793-32
(澤守禮発起無尽関係綴)	(文政2~7年)	綴/(え1847-1~18は一綴)・1点	え1847
(袋) * (袋上書)「御預金引当有所証文・沢守禮殿発起頼母鋪二付証文・御上壱口半口国産取立候無尽余金手前半口持懸出金差引帳」		袋・1点	え1847-1
覚(金10兩未12月大沢久也より預りの処、同人死去にて元金子息へ御渡しに付) * (端裏書)「文政七甲申十二月十六日済切」 八田嘉右衛門(印墨消)→佐川又左衛門殿	文政2卯年12月	縦紙・1通	え1847-2
覚(金50兩他メ金100兩無尽懸出金請取に付) * (端裏貼紙)「文政二卯年十二月 金百兩 澤守禮殿頼母敷懸置分受取証文」 澤守禮(印)→八田嘉右衛門殿	文政2卯年12月	縦紙・1通	え1847-3

覚(年賦金借用にて、引当は発起無尽加入にて籤当の節元利金287両3分余引取り下さるべきに付) 八田嘉右衛門、加判八田喜兵衛→沢守禮殿	文政4巳年12月	縦紙・1通	え1847-4
覚(沢守禮方無尽にて内々加入の処取番にて受取、9ヶ年の間懸け戻しの儀は500両の利分50両ずつ御渡しに付) 中嶋三右衛門(印)、(奥印)恩田鞆負(印)→八田嘉右衛門殿	文政4巳年12月	縦紙・1通	え1847-5
覚(年賦金請取借用にて、引当ては発起無尽加入にて籤当の節元利引取下さるべきに付) 八田嘉右衛門(印)、加判八田喜兵衛(印)→沢守禮殿	文政4巳年12月	縦紙・1通	え1847-6
覚(沢守禮様発起無尽取番にて掛出金25両受取に付) 木町巳之作(印)→八田嘉右衛門様	文政5午年12月18日	縦紙・1通	え1847-7
覚(沢守禮様発起無尽取番にて掛出金43両3分受取に付) 下真嶋村与右衛門(印)→八田嘉右衛門様	文政5午年12月18日	縦紙・1通	え1847-8
覚(澤守禮殿発起無尽取番にて掛戻金50両受取に付) 堀内与一右衛門(印)→八田嘉右衛門殿	文政5午年12月18日	縦紙・1通	え1847-9
覚(沢守禮様発起無尽取番にて掛出金18両3分受取に付) 下真嶋村与右衛門(印)→八田嘉右衛門様	文政5午年12月18日	縦紙・1通	え1847-10
御借入金証文之事(商売方仕入れに121両3分請取、引当は私持分矢代村高辻の内差出に付) 伊勢町御借主伝兵衛(印)、矢代村名主文左衛門(印)・組頭七郎兵衛(印)・同断勇左衛門(印)・長百姓伝左衛門(印)・御田地指配人慶治(印)→澤守禮様御内	文政6未年12月	縦継紙・1通	え1847-11
覚(沢守禮無尽加入の内取入無き分掛出金へ139両2分余請取に付) *(端裏貼紙)「沢守禮殿無尽割戻二相成御上御加入御懸出金へ懸り候分文政七申十二月大嶋武左衛門殿入安兵衛殿へ相渡候請取証文」 入安兵衛(印)・大嶋武左衛門(印)→八田嘉右衛門殿	文政7申年12月	縦紙・1通	え1847-12
(5会500両ほか金銭書上)		横長半・1冊	え1847-13
口上覚(沢守禮無尽割取に付、並びに2回目から6回目まで八田嘉右衛門懸出にて金67両2分余、八田嘉右衛門損金難渋にて元金不足の分は懸け戻し引当てに付、及び発当懸け戻し55両より金217両3分余他金銭書上) 大嶋武左衛門・入安兵衛	12月	横長半・1冊	え1847-14
覚(澤守無尽加入の内掛割取金139両2分余請取に付) *下書 入安兵衛・大嶋武左衛門→八田嘉右衛門殿		縦継紙・1通	え1847-15
覚(澤守禮無尽の所損耗にて御下金23両1分余有難きに付) *下書 八田嘉右衛門→大嶋武左衛門殿・入安兵衛殿		縦紙・1通	え1847-16
覚(来酉年より向6会御積金217両3分余など澤守様無尽加入請取に付) *下書 八田嘉右衛門→大嶋武左衛門殿・入安兵衛殿		縦紙・1通	え1847-17
覚(金250両差引残金92両2分余御渡申すに付) →八田嘉右衛門様	(文政6)未年12月18日	横切継紙・1通	え1847-18
(沢守禮無尽関係綴)		綴/(え1848-1~4は一綴)・1綴	え1848

1.内方/4.金融/1.無尽

(沢守禮無尽割取に付御上にてご加入分金210両3分にてメ金44両3分余嘉右衛門手取に付覚)		横切継紙/(下札あり)・1通	え1848-1
覚(金11両2分、宿方割増預金利分請取に付) 伴榮作(印)・増田徳左衛門(印)→八田嘉右衛門様	申12月27日	横切紙・1通	え1848-2
(金150両銀9匁余ほか181両2分余差引残金42両2分余書上)		横切継紙/(下札あり)・1通	え1848-3
(書状、大嶋氏・入氏口上書残らず書き留め、並びに窪田十八借財片付け手段の内、相済まずの金主3分預りにて片付き承知にて返金となり、差支え難渋にて何卒金4両恩借願ひ、来春中は返上仕りたき等に付) * (端裏書)「口上書取 守之丞」 (関田)守之丞	12月25日	横切継紙・1通	え1848-4

1.4.2.貸借金

(坂原兵左衛門金子手形綴)	(享保17年～宝暦3年)	綴/(え2010-1～9は一綴)・1綴	え2010
(包紙) * (包紙上書)「メ金貳百三拾四兩三分貳百文 金子手形」		包紙・1点	え2010-1
覚(金10両借用に付) 坂原兵左衛門(印)→八田新十郎殿	西2月8日	縦紙・1通	え2010-2
覚(金15両時借に付) 坂原兵左衛門(印)→八田嘉助様	宝暦3年酉7月	縦紙・1通	え2010-3
借用申金子之事(文金15両借用に付) 坂原兵左衛門(印)→八田嘉助様	元文3年午12月	縦紙・1通	え2010-4
覚(金20両借用に付) 坂原兵左衛門(印)→八田嘉助様	延享5年辰3月	縦紙・1通	え2010-5
借用申金子之事(合金34両3分銭200文借用に付) 坂原兵左衛門(印)→八田嘉助様	享保17年子4月9日	縦紙・1通	え2010-6
覚(金20両借用に付) 坂原兵左衛門(印)→八田嘉助様	延享5年辰2月	縦紙・1通	え2010-7
覚(金20両借用に付) 坂原兵左衛門(印)→八田嘉助様	延享5年辰6月	縦紙・1通	え2010-8
借用申金子之事(10ヶ年賦にて金100両借用に付) 坂原兵左衛門(印)→八田嘉助様	延享2年丑極月	縦紙・1通	え2010-9
借用申金子之事(坂原文三郎不勝手により10年賦にて金20両借用に付) 坂原兵左衛門(印)→八田嘉助殿・同(八田)惣三郎殿	享保19年寅9月	縦紙・1通	え2010-10
(坂原兵左衛門借用金関係書状綴)	(宝暦6年カ)	綴/(え2009-1～5は一綴)・1綴	え2009
(包紙) * (包紙上書)「坂原兵左衛門様貸金手形 丙子九月改」	(宝暦6年カ)丙子9月	包紙・1点	え2009-1
(書状、3、4月時分早々返金にて金子15両御時借願ひに付) 坂原兵左衛門→八(八田)嘉助様人々御中	12月21日	横切継紙・1通	え2009-2
(書状、文字金不足にて今日10両なり共15両なり共御貸し願ひに付) 坂原兵左衛門→八(八田)嘉助様参人々御中	12月6日	横切継紙・1通	え2009-3
(書状、来月中旬には返金にて金15両御取替願ひに	3月12日	横切継紙・1通	え2009-4

付) 坂原兵左衛門→八田嘉助様			
(書状、又々金子20両御取替願いに付) 坂原兵左衛門 →八(八田)嘉助様参入々御中	3月10日	横切継紙・1通	え2009-5
(坂原家助成金一件書付綴)	(寛政7年頃カ)	綴/(え1780-1~9 は一綴)・1綴	え1780
(包紙) * (包紙上書)「右者不用之書類ニ候得共坂原家於当 家数拾年来数百金之助成相成候義為後來存付致置候誠誠 拾度取計ニ付書類致裂捨候」		包紙・1点	え1780-1
(書状、先日の御勘定残金18両、内取金・掛取金にて 昨日迄凌げども明日の払方間に合いかね、銭20貫 文今日此者にお払い下さるよう願に付)	12月27日	横折紙・1通	え1780-2
口上(私家内難渋にて此度50両無尽にて調べ、右の 内掛戻方不足にて金15両引除き戴き、不足分は暮 方徳分の内にて引払い片付けたきに付) (坂原) 兵助	寛政7(年)11月23日	横長半・1冊	え1780-3
(押田身上向き難渋のため金子100両工面、御上へ対 し又外聞も迷惑に付、密々各様へお含み下された き等に付) *下書		横切継紙・1通	え1780-4
覚(丑暮金5両ほか金子書上げに付)		横折紙/(貼紙あ り)・1通	え1780-5
覚(園右衛門様金7両860文ほか金子書上に付)		横切継紙・1通	え1780-6
(書状、先達で御願ひ申上げ、内々指引勘定の件今日 お窺ひ申上に付) (坂原)兵助→(八田)競様	7月21日	横切紙・1通	え1780-7
覚(銭20貫文借用に付) 坂原兵助[印「坂原 信州三井野 村和泉屋」]→八田孫左衛門様	子12月27日	横切紙・1通	え1780-8
(辰12月22日金3両貸し他金銭書上)		横折紙・1通	え1780-9
(鈴木安兵衛御殿金証文一件関係書類)	(安永2~3年)	綴/(え1811-1~ 24は一綴)・1綴	え1811
(袋) * (袋上書)「安永二巳年十二月九日 鈴木安兵衛罷下り 候より一件」	安永2巳年12月	袋・1点	え1811-1
(普請金残らず孫左衛門引受内済の件書付)		堅切紙・1通	え1811-2
(金67両孫左衛門受取嘉右衛門より大橋嘉左衛門出 立之節差遣わす件書付)		堅切紙・1通	え1811-3
(吉村嘉右衛門・八田孫左衛門異論内済金83両2分孫 左衛門受取の件書付)		堅切紙・1通	え1811-4
(吉村嘉右衛門・八田孫左衛門異論内済にて惣普請 金70両銀12匁孫左衛門引受の件書付)		堅切紙・1通	え1811-5
(岩出六右衛門松代での大借金引受け依頼に付金23 両証文受取の件書付)		堅切紙・1通	え1811-6
(金4両右同断の旨書付)		堅切紙・1通	え1811-7
(伊兵衛罷越之節の金1両の旨書付)		堅切紙・1通	え1811-8

## 1.内方/4.金融/2.貸借金

(私商売躰の金子御殿より京両伝奏広橋大納言様他へ届出の御貸付金100両証文利用に付書付)		縦紙・1通	え1811-9
乍恐口上書を以奉願上候御事(廣田御師手代岩出六右衛門掛合花山院様名目金返上残金8両3分永御年賦願) *下書 いせ町平助・伊兵衛→御奉行所	安永2巳年12月	縦紙・1通	え1811-10
乍恐口上書を以奉申上候御事(御殿名目金請人証文鈴木安兵衛譲り引に付) * (端書)「正月廿二日下書」惣右衛門・伊兵衛	年号月	縦紙・1通	え1811-11
御尋ニ付以口上書申上候御事(鈴木安兵衛御殿御証文金100両中野表より為替にて相済し、右御証文取扱いに付) 八田孫右衛門→御奉行所	安永3午年正月	縦紙・1通	え1811-12
乍恐口上書ヲ以奉願上候御事(鈴木安兵衛貸付金六右衛門引請のうえ中野町・吉田村・湯田中村の者共3名懸合仕り、日延願いに付) * (端書)「正月廿八日」下書 いせ町伊兵衛・惣右衛門→御奉行所	安永3午年正月28日	縦紙・1通	え1811-13
乍恐口上書を以奉願上候御事(鈴木安兵衛金8両3分永年賦不承知にて廣田御師懸合難洪に付て永年賦再願) * (端裏書)「安永三年正月伊兵衛兵助口上書」下書 伊勢町伊兵衛・兵助→御奉行所	安永3午年正月	縦紙・1通	え1811-14
乍恐口上書を以奉願上候御事(鈴木安兵衛金8両3分永年賦不承知にて廣田御師懸合難洪に付て永年賦再願) * (端裏書)「安永三年正月廿三日 兵助惣右衛門口上書」下書 伊兵衛・兵助、(奥書)茂兵衛→御奉行所	安永3午年正月23日	縦紙・1通	え1811-15
(御殿之御金取扱に付書付) * 写/前欠カ		縦紙・1通	え1811-16
乍恐口上書を以奉願上候御事(金8両6分永年賦の儀、旧冬願上げの処安兵衛不承知に付永年賦再願下書) * (端書)「正月廿六日下書」兵助・伊兵衛	年号月	縦紙・1通	え1811-17
乍恐口上書を以奉願上候御事(安兵衛訴えの件再返答書日延願) * (端裏書)「安永二巳十二月惣右衛門口上書」写 いせ町惣右衛門→御奉行所	安永2巳年12月	縦紙・1通	え1811-18
口上書を以奉願上候事(金8両3分永年賦不承知に付済方早々仰付けられたく願) * 写 鈴木安兵衛印→御奉行所	安永3午年正月	縦紙・1通	え1811-19
(鈴木安兵衛御殿金一件訴訟返答書) * 下書	正月29日	縦紙・1通	え1811-20
(鈴木安兵衛御殿金一件訴訟返答書) * 下書 伊兵衛・惣右衛門→御奉行所	年号2月9日夜	縦紙・1通	え1811-21
御尋ニ付口上書を以奉申上候御事(鈴木安兵衛悪徳至極の申立に付内済引受けがたき旨) * 下書 八田孫右衛門	年号月	縦紙・1通	え1811-22
(鈴木安兵衛御殿金一件御尋ねに付口上書) * (端裏書)「午安永三 二月十日上ル」下書 いせ町伊兵衛・宗右衛門、(奥印)茂兵衛→御奉行所	安永3甲午年2月10日	縦紙・1通	え1811-23
御尋ニ付以口上書申上候御事(鈴木安兵衛口上の花山院証文金100両私預り置く儀一向御座なき旨申上書) * (端裏書)「正月廿三日下書 孫左衛門より」八田孫右衛門(印墨消)→御奉行所	安永3午年正月	縦紙・1通	え1811-24



(包紙) * (包紙上書)「寛政九巳年金銀借貸御触写棄捐被仰出候心得茂相成候事故書留置候」	(寛政9巳年)	包紙・1通	え1955
(袋) (山越市之丞様貸借関係書類綴入) * (袋上書)「文政二己卯五月松平縫殿頭様御領内佐久郡三ツ塚村半左衛門・新八金式百八拾六兩質地代金相渡小作人田野口村瀬左衛門・又右衛門作徳滞二付日延証文、小県郡手塚村山極口(虫損)左衛門質地年限明二付二付(マ)日延証文、文政四巳年正月上塚原村政五郎金五拾貳兩質地代金相渡壹年金[ ](虫損)分永式十七文八分[ ](虫損)受取地面証文共指戻可申約束右入上初滞二付立入人塚原村池田源助殘金三兩貳分戌冬迄取延呉候様頼紙面入」	文政2己卯年5月	袋/(え1872~え1877は旧封筒一括)・1点	え1872
借入金払方元帳(山越市之丞様貸借関係)	文化2丑年12月	横長半・1冊	え1873
(山越市之丞様貸借関係書類綴)	(享和3年~文政6年)	綴/(え1874-1~15は一綴)・1綴	え1874
覚(田中井左衛門殿返金分金5兩他メ金25兩余金銭書上) (清水)長十郎	申12月25日	横切紙・1通	え1874-1
覚(金2兩余、返済午12月上旬までに付) * (端裏書)「山越市之丞様」 山越市之丞(印)→清水長十郎殿	文化6年巳12月	横切紙・1通	え1874-2
恩田様御上納辻(金1兩3分他メ金8兩2分上納に付) 三輪村・南堀村→八田嘉右衛門様	文化7午年12月	横切紙・1通	え1874-3
覚(金8兩2分請取に付) 北沢平蔵(印)→三輪村・南堀村	文化7午年12月朔日	横切紙・1通	え1874-4
覚(出府用立金8兩借用にて請取に付) * (端裏貼紙)「亥八月金八兩山越市之丞殿」 山越市之丞(印)→八田嘉右衛門様	享和3年亥8月15日	横切紙・1通	え1874-5
覚(山越市之丞江戸において要用にて借入金17兩請取に付) * (端裏貼紙)「子年金拾七兩山越氏」 八田古仲(印)→八田嘉右衛門殿	子8月	横切紙・1通	え1874-6
覚(入用にて金5兩請取に付) * (端裏貼紙)「文政六未年十二月位金五兩山越市之丞殿」 山越市之丞(印)→八田嘉右衛門殿	文政6年未12月	横切紙・1通	え1874-7
(書状、無尽発起にて委細承知、来春まで取計い下さるべきに付) (赤沢)嘉司馬→(山越)市之丞様	12月20日	横切紙・1通	え1874-8
覚(山越市之丞様入料にて金6兩3分請取に付) * (端裏貼紙)「金六兩三分清水氏山越行」 清水長十郎(印)→八田嘉右衛門様	文化6年巳9月22日	横切紙・1通	え1874-9
覚(要用にて金1兩3分2朱請取に付) * (端裏貼紙)「金壹兩三分式朱片羽/(端裏書)「九月廿五日差合之節競手紙ニ而三兩御時借申置候間入払高貳厘相殘御差引済」 山越市之丞(印)→八田嘉右衛門様	文化9年申9月25日	横切紙・1通	え1874-10
(書状、残りの処受取申したくご承知下されたきに付) * (端裏書)「口上 競」 (八田)競	10月27日	横切紙・1通	え1874-11
覚(金3兩2分差引金2兩1分2朱御渡下さるべくご承知願いに付)	10月	横切紙・1通	え1874-12
(書状、20金の処12金は前借りの処、病氣にて片付け兼ね、一兩日の内出勤致すべきに付) (山越)市之丞→(八田)嘉右衛門様	15日	横切紙・1通	え1874-13

1.内方/4.金融/2.貸借金

(書状、少々囲金持参致したく、金3両拝借願いに付) (山越)市之丞→(八田)嘉右衛門様	亥正月27日	横切紙・1通	え1874-14
覚(金3両拝借にて請取に付) (山越)市之丞→(八田)嘉右衛門様	(享和3亥年)閏正月27日	横切紙・1通	え1874-15
当午之御年貢御小役御勘定目録 南堀村御蔵本藤蔵(印)→山越市之丞様御内	文化7年12月	横長半・1冊	え1875
(貸借金関係書状綴)		綴/(え1876-1~2は一綴)・1綴	え1876
(書状、借用残金3両3分余り当春中差上げる処、江戸屋敷役人此方へ出張など訳あり、当冬一同に差上たきに付) 代田源助→笠井和七様	8月14日	横切継紙・1通	え1876-1
(書状、借入金利分金20両永20文落手下され、勘定不練り合いを勘弁下さるべきに付) 笠輪新八・瀬下七左衛門→八田嘉右衛門様	5月29日	横切継紙・1通	え1876-2
(山越市之丞貸借証文関係綴)	(寛政11年~文政元年)	綴/(え1877-1~14は一綴)・1綴	え1877
(袋) * (袋上書)「山越市之丞殿方借附証文入」		袋・1点	え1877-1
御借用申証文之事(上納金差詰まりにて金1両請取、来申11月15日限り返上に付) 御借り主藤蔵(印)、請人名主幸左衛門(印)・組頭久蔵(印)・長百姓作左衛門(印)→八田孫左衛門様御内	寛政11未年12月	豎紙・1通	え1877-2
借用申金子証文之御事(上納金差詰まりにて金1両請取、来申11月20日限り返上に付) * (端裏貼紙上)「山越家内御百姓へ遣可申紙面」/(端裏貼紙下)「未十二月金壹両三輪村弥惣治」 三輪村御借用主弥惣治(印)、同村組合治右衛門(印)・同村名主彦市(印)・組頭与惣次(印)・長百姓久次郎(印)→恩田蔵之丞様御内	寛政11未年12月	豎紙・1通	え1877-3
覚(要用品82両2分借用にて請取、来寅12月中元利返済に付) 借用山越市之丞(印)、組合八田左仲(印)→八田嘉右衛門殿	文化2丑年12月	豎紙・1通	え1877-4
目録(御小役高15石にノ2貫725文にて勘定目録差上に付) 青木村御蔵本善右衛門(印)→山越市之丞様	文化7午年	豎紙・1通	え1877-5
借入金証文之事(要用品10両借用にて請取、来未12月上旬返済に付) 山越市之丞(印)→八田嘉右衛門殿	文化7午年12月晦日	豎紙・1通	え1877-6
覚(要用品10両借用にて請取、来未11月中旬返済に付) 山越市之丞(印)→恩田右膳殿御内井堀勇右衛門殿	文化7午年12月	豎紙・1通	え1877-7
巳御小役目録(高15石御小役にノ2貫821文にて勘定目録差上に付) 青木村御蔵本善右衛門→山越市之丞様御内	文化6年巳12月	豎継紙・1通	え1877-8
借用申金子証文之事(入用品5両借用にて請取、来申正月下旬返済に付) * (端裏書)「山越市之丞様」 山越市之丞(印)→清水長十郎殿	文化8年末12月	横切紙・1通	え1877-9
御時借金子証文之事(要用品4両2分借用にて請取、来月下旬返金に付) * (端裏貼紙)「文化八未十月一、金四両貳分山越市之丞殿かし印書」 山越市之丞(印)→八田嘉右衛門殿	文化8(年)未10月26日	豎紙・1通	え1877-10

借用証文之事(口入金15両請取、無尽出来の上元利共返済に付)* (端裏貼紙)「山越様分申四月朔日」山越市之丞(印)→御口入清水長十郎殿	文化9申年4月	縦紙・1通	え1877-11
差上申一札之事(無尽1口掛金10両出来兼ねにて借用、正月下旬返済に付)* (端裏貼紙)「文化九申年十二月一、金拾両也山越市之丞殿へかし印書」山越市之丞(印)→八田嘉右衛門殿	文化9申年12月27日	縦紙・1通	え1877-12
覚(無尽私出入の分差懸かり金9両余借用にて来戊正月下旬返済に付) 赤沢嘉司馬(印)→山越市之丞殿	文化10酉年12月22日	縦紙・1通	え1877-13
覚(韓左衛門帰国に付差送り金5両借用にて請取、当寅暮迄返済に付)* (端裏貼紙)「文政元寅八月金五両韓左衛門殿東茂へ迎金遣候付山越市之丞殿」山越市之丞(印)→八田嘉右衛門殿	文政元年7月	縦紙・1通	え1877-14
(関田庄助引替証文綴)	(寛政9年)	綴/(え1884-1~7は一綴)・1綴	え1884
(証文3通×金28両の口入金引替証文) 関田庄助(印)→八田嘉右衛門殿	寛政9巳年12月	堅切紙/(綴穴あり)・1通	え1884-1
(証文5通×金58両の口入金引替証文) 関田庄助(印)→八田嘉右衛門殿		縦紙/(綴穴あり)・1通	え1884-2
(証文3通×金30両の口入金引替証文) 関田庄助(印)→八田嘉右衛門殿	寛政9巳年12月	堅切紙/(綴穴あり)・1通	え1884-3
(証文2通×金23両の口入金引替証文) 関田庄助(印)→八田嘉右衛門殿	寛政9巳年12月	堅切紙/(綴穴あり)・1通	え1884-4
(証文5通×金31両の口入金引替証文) 関田庄助(印)→八田嘉右衛門殿	寛政9巳年12月	縦紙/(綴穴あり)・1通	え1884-5
(証文4通×金60両の口入金引替証文) 関田庄助(印)→八田嘉右衛門殿	寛政9巳年12月	縦紙/(綴穴あり)・1通	え1884-6
(証文2通×金20両の口入金引替証文) 関田庄助(印)→八田嘉右衛門殿	寛政9巳年12月	堅切紙/(綴穴あり)・1通	え1884-7
(関田庄助引替証文綴)	(寛政10年~文化2年カ)	綴/(え1883-1~13は一綴)・1綴	え1883
(証文3通×金58両の口入金引替証文) 関田庄助(印)→八田嘉右衛門殿		堅切紙/(綴穴あり)・1通	え1883-1
(証文4通×金93両の口入金引替証文) 関田庄助(印)→八田嘉右衛門殿	未8月	堅切紙/(綴穴あり)/(訂正貼紙あり)・1通	え1883-2
(口入金引替証文)*前欠 関田庄助(印)→八田嘉右衛門殿		堅切紙・1通	え1883-3
(証文3通×金60両の口入金引替証文) 関田庄助(印)→八田嘉右衛門殿		堅切紙/(綴穴あり)・1通	え1883-4
(申年引替証文6通の口入金引替証文) 関田庄助(印)→八田嘉右衛門殿		縦紙/(綴穴あり)・1通	え1883-5
(証文8通×金78両の口入金引替証文) 関田庄助(印)→八田嘉右衛門殿		縦紙/(綴穴あり)・1通	え1883-6
(申年引替証文5通の口入金引替証文) 関田庄助(印)→八田嘉右衛門殿		横切紙/(綴穴あり)・1通	え1883-7

1.内方/4.金融/2.貸借金

覚(松木源八殿へ助成金去子年分金2両受取証文) *(端裏貼紙)「金式両 松木源八殿助成金遣候付関田氏印書」関田庄助(印)→八田嘉右衛門殿	文化2丑年5月	堅切紙・1通	え1883-8
(申証文替2通の口入金引替証文) 関田庄助(印)→八田嘉右衛門殿		堅切紙/(綴穴あり)・1通	え1883-9
(証文3通×金38両の口入金引替証文) *(端書)「申七月引替」 関田庄助(印)→八田嘉右衛門殿		堅切紙/(綴穴あり)・1通	え1883-10
(証文2通×金25両の口入金引替証文) 関田庄助(印)→八田嘉右衛門殿	午12月	堅切紙/(え1883-11~13は一綴)・1通	え1883-11
(×金55両の口入金引替証文) 関田庄助(印)→八田嘉右衛門殿		堅継紙・1通	え1883-12
(証文2通×金20両の口入金引替証文) 関田庄助(印)→八田嘉右衛門殿	寛政10午年2月	堅切紙・1通	え1883-13
(関田庄助金銭借用証文等綴)	(寛政11年~文化13年)	綴/(え1890-1~26は一綴)・1綴	え1890
(証文11通×金116両の口入金引替証文) 関田庄助(印)→八田嘉右衛門殿	寛政11未年12月	堅切紙/(訂正貼紙あり)・1通	え1890-1
覚(年中1割2分にて中借金100両受取証文) *(端裏貼紙)「西十二月 金百両 関田御氏中貸」 関田庄助(印)→八田嘉右衛門殿	享和元酉年12月	堅紙・1通	え1890-2
覚(金110両借用に付受取証文) *(端裏貼紙)「文化二丑年三月湯田中村梅翁寺発起百兩頼母敷懸戻引当証文頼付此方へ預置申候済切之節返可申事」 湯田中村梅翁寺名主磯右衛門(印)・組頭儀右衛門(印)・長百姓斧右衛門(印)→八田嘉右衛門殿	文化2丑年12月	堅紙・1通	え1890-3
御借入金証文之御事(金40両口入金内借受取に付) *(端裏貼紙)「徳駕御氏 金四拾兩 向八幡喜右衛門 徳駕」/(端裏貼紙朱書)「済切」 向八幡村御借り主組頭喜右衛門(印)・同断民七(印)、名主武助(印)・長百姓覚左衛門(印)・預主圓治郎(印)、(奥書)徳駕甚蔵(印)→徳駕甚蔵様御内、(奥書)八田嘉右衛門殿	文化2丑年3月	堅継紙・1通	え1890-4
御内借金証文之事(金45両内借受取に付) *(端裏貼紙)「丑十二月 金四拾五兩 徳駕 西和田村」/(端裏貼紙朱書)「済切」/後欠 西和田村御借主与左衛門(印)・同断勝五郎(印)・同断重次郎(印)・同断弥治兵衛(印)、名主惣右衛門(印)・組頭名左衛門(印)・長百姓勝五郎(印)→徳駕甚蔵様	文化2丑年12月	堅継紙/(訂正貼紙あり)・1通	え1890-5
覚(無利足来寅より12年賦にて金60両借用受取証文) 関田庄助(印)、請合関田利左衛門(印)→八田嘉右衛門殿	文化2丑年12月	堅継紙・1通	え1890-6
覚(巳年より無利足1ヶ年金1両宛返済にて金5両中借証文) 関田庄助(印)→八田嘉右衛門殿	文化6巳年4月	堅紙・1通	え1890-7
覚(真田志摩殿発起300両無尽は、4会目より終会迄私より懸戻金を毎会渡す約定にて、金300両受取証文) 八田嘉右衛門(印墨消)→関田莊助殿	文化7午年12月	堅紙・1通	え1890-8
覚(真田志摩殿発起300両無尽は、終会に至り金300両御渡下さるまで、金57両預り証文) 関田庄助(印)→八田嘉右衛門殿	文化7午年12月	堅継紙・1通	え1890-9

覚(真田志摩殿発起300両無尽は、4会日より終会迄私より懸戻金を毎会渡す約定にて、金300両受取証文) * (端裏書)「下案」 八田嘉右衛門→関田莊助殿	文化7午年12月	縦紙・1通	え1890-10
覚(真田志摩殿発起300両無尽は、4会日より終会迄私より懸戻金を毎会渡す約定にて、金300両受取証文) * 下書 八田嘉右衛門→関田庄助殿	文化7午年12月	縦継紙/(訂正貼紙あり)・1通	え1890-11
乍恐御日延一札之御事(去未の御礼金上納は村方混雑に付) * (端裏貼紙)「文化八未年伊打村借付滞付日延印証 関田殿」 伊折村名主元右衛門(印)・組頭弥忠(印)・同断弥五左衛門(印)・長百姓五郎右衛門(印)・同断吉郎右衛門(印)→関田庄助様	文化9申年正月26日	縦紙・1通	え1890-12
覚(真田志摩殿頼母敷講発起にて、金100両借用受取証文) 関田庄助(印)→八田嘉右衛門殿	文化10酉年12月	縦紙・1通	え1890-13
覚(大熊衛士殿発起300両無尽鬮金引当、金120両借用証文) * (端裏貼紙)「文化十一年戌十二月 金百貳拾両壹割貳分 関田莊助殿」 関田庄助(印)、加判関田利左衛門(印)→八田嘉右衛門殿	文化11戌年12月	縦紙・1通	え1890-14
覚(衛士出府にて用意金並びに詰中入用金として金50両内借証文) * (端裏書)「松本名右衛門殿」 大熊衛士内松本名右衛門(印)→関田庄助様	文化12亥年5月	縦紙・1通	え1890-15
覚(松本名右衛門口入証文引当てに金50両借用証文) 関田庄助(印)→八田嘉右衛門殿	文化12亥年6月	縦紙・1通	え1890-16
覚(東寺尾村喜右衛門・吉田村太兵衛証文引当てに金48両借用証文) 関田庄助(印)→八田嘉右衛門殿	文化12亥年正月	縦紙・1通	え1890-17
(証文24通ノ金300両余質入れ借用に付、引渡し証文) * (端裏書)「不用印書」 関田庄助(印)、加判関田利左衛門(印)→八田嘉右衛門殿	文化12亥年12月	縦紙・1通	え1890-18
覚(私借出の証文を質入れ、金300両余預替証文) 関田庄助雅致(花押)→八田嘉右衛門殿	文化12亥年12月	縦紙・1通	え1890-19
覚(今晚掛金不調達にてノ金18両2分時借証文) * (端裏貼紙)「文化十二亥十二月金三両貳分湯田中村梅翁寺 金拾五両関田御世話湯田中村六右衛門/(端裏貼紙)「別口物」梅翁寺(印)→八田嘉右衛門殿	文化12亥年12月	縦紙・1通	え1890-20
覚(御扶持方御賄所渡り辻のうち玄米15石3斗8升7合9勺借用証文) 関田庄助(印)→八田嘉右衛門殿	文化12亥年3月	横切継紙・1通	え1890-21
口舌(先刻取落としの切手差上に付) (関田)庄助→(八田)嘉右衛門様	8月10日	横切紙・1通	え1890-22
覚(御扶持方のうち玄米6石5斗6舂9合5勺借用証文) 関田庄助(印)→八田嘉右衛門殿	文化12亥年8月	横切継紙・1通	え1890-23
覚(借入金276両のうち金243両は御引取の約定にて、残金33両はご相談の旨、向年異乱なきに付) * (端裏貼紙)「文化十三子年十一月金貳百七拾六両 関田莊助殿」 関田庄助(印)、加判関田利左衛門(印)→八田嘉右衛門殿	文化13子年11月	縦紙・1通	え1890-24
覚(借用残金151両1分余、当子より無利足10年賦にて返済の約定に付) * (端裏貼紙)「文化十三子年十一月 金百五拾壹両壹分拾壹匁五分四厘 関田莊助殿」 関田	文化13子年11月	縦紙・1通	え1890-25

1.内方/4.金融/2.貸借金

庄助(印)、加判関田利左衛門(印)→八田嘉右衛門殿			
覚(望月権之進殿発起無尽私懸戻金9両調達兼に付日延証文) 関田庄助(印)→布野村仁左衛門殿	文化13子年12月	縦紙・1通	え1890-26
(関田庄助金銭借用証文等綴)	(寛政12年・文化2年)	綴/(え1886-1~2は一綴)・1綴	え1886
(証文2通×金40両を引当に金100両預り証文) 関田庄助(印)→八田嘉右衛門殿	文化2丑年2月	堅切紙・1通	え1886-1
借入金証文之事(年中1割5分にて口入金10両内借に付) * (端裏書)「夏和村元右衛門」夏和村御借主元右衛門(印)、名主甚右衛門(印)・組頭五郎七(印)・長百性元右衛門(印)→関田庄助様	寛政12申年12月	縦紙・1通	え1886-2
(関田庄助貸借関係書状綴)	(享和3年~文化10年カ)	綴/(え1891-1~15は一綴)・1綴	え1891
(書状、この間返上の時借金の利足差上に付) * (端裏貼紙)「三月廿三日到来入用紙面」(関田)庄助→(八田)嘉右衛門様	3月23日	横切継紙・1通	え1891-1
覚(時借金1分余より冥加銀差引、残金1分余金銭書上)		堅切紙・1通	え1891-2
覚(時借金10両受取証文) 関田庄助(印)→八田嘉右衛門殿	文化10酉年9月5日	堅切継紙・1通	え1891-3
(書状、御取替の金10両受取切手差上に付) (関田)庄助→(八田)嘉右衛門様	5日	横切継紙・1通	え1891-4
(書状、道圓寺懸出の儀内談のところ、金12両2分にしたき嘶にて、示談なされたきに付) (関田)庄助→(八田)嘉右衛門様	3月晦日	横切継紙・1通	え1891-5
覚(伊折村亥年滞役人借分金1両ほか元利×金91両1分余金銭書上)	辰2月	横切継紙・1通	え1891-6
(書状、歳暮の御祝詞に付) (関田)庄助→(八田)嘉右衛門様	12月晦日	横切継紙・1通	え1891-7
覚(岩村田領丸子村工藤傳兵衛殿へ口合金60両元利のうち金2両当暮返金に付) * (端裏貼紙)「文化十二亥十二月金式両関田御口合成沢縫殿右衛門殿」成沢縫殿右衛門(印)、(奥書)関田庄助(印)→関田莊助殿、(奥書)八田嘉右衛門殿	(文化12年)亥12月29日、(奥書)文化12亥年12月	横切継紙・1通	え1891-8
口上覚(×金60両御取替のところ、金10両借り増し願いに付) (関田)庄助→(八田)嘉右衛門様	12月13日	横切継紙・1通	え1891-9
覚(布野村分金9両ほか金銭書上) * (端裏貼紙)「布野村仁左衛門元金拾兩借附九兩関田氏より望月氏無尽誤一札可差出置候筋返之儀二者候得共差引置本証文」		堅切継紙・1通	え1891-10
覚(口入金は去巳年済切により南牧村庄治郎証文1通ほか受取に付) 関田庄助(印)→八田嘉右衛門殿	文化7午年4月	横切紙・1通	え1891-11
覚(松木源八殿へ助成金として金2両受取証文) 関田庄助(印)→八田嘉右衛門殿	享和3亥年12月	横切継紙・1通	え1891-12
(書状、この程仰せの浦丁一儀を内話のところ、腹痛にて善光寺医家療用の趣に付) (八田)嘉右衛門→	4月5日	横切継紙・1通	え1891-13

太左衛門様			
(書状、裏町の儀は何れ勘弁ご挨拶申上げたき趣に付) *下書	3月29日	切紙・1通	え1891-14
(書状、竹山町よりの書面拝見のところ、何れ勘弁ご挨拶申上る趣に付) 素弓拜→書鳩君机下	弥生未29日	横切継紙・1通	え1891-15
(関田庄助宛借用証文綴)	(文化2年正月)	綴/(え1885-1~6は一綴)・1綴	え1885
(証文5通メ金169両1分の口入金引替証文) *前後欠/裏にえ1885-2との割印あり		堅切紙・1通	え1885-1
御借入金証文之事(1割利足付丑より10年賦口入金のうち金55両3分余に付) 和佐尾村御借主久五郎(印)、受人名主治右衛門(印)・同断組頭善右衛門(印)・同断長百姓小右衛門(印)→関田庄助様御内	文化2丑年正月	堅継紙・1通	え1885-2
御借入金証文之事(1割利足付丑より10年賦口入金のうち金26両1分余に付) 郡村御借主与惣右衛門(印)・同断平次郎(印)・同断長治郎(印)・同断直右衛門(印)・名主嘉蔵(印)・長百姓助三郎(印)→関田庄助様御内	文化2丑年正月	堅継紙・1通	え1885-3
御借入金証文之事(1割利足付丑より10年賦口入金のうち金37両1分) *(端裏書)「竹山町 小森村」小森村御借主重蔵(印)、受人庄治郎(印)・名主勘左衛門(印)・組頭利平治(印)・長百姓幸右衛門(印)・同断彦五郎(印)→関田庄助様御内	文化2丑年正月	堅継紙・1通	え1885-4
御借入金証文之事(1割利足付丑より10年賦口入金のうち金24両3分余に付) 妻科村御借主市右衛門(印)、受人磯右衛門(印)・名主幸七(印)・組頭四郎右衛門(印)・長百姓文次郎(印)→関田庄助様御内	文化2丑年正月日	堅継紙・1通	え1885-5
御借入金証文之事(1割利足付丑より10年賦口入金のうち金24両3分余に付) *(端裏書)「竹山町御分上八町村」/(裏貼紙)「文化二乙丑年五月貸出金百六拾九兩壹分壹割利付拾年賦壹ヶ年金式拾七兩式分式匁六分八リ返済究松木氏関田口氏御口入」上八町村御借主文左衛門(印)、請人名主沖右衛門(印)・同断組頭栄八(印)・同断長百姓徳右衛門(印)→関田庄助様御内	文化2年丑正月	堅継紙・1通	え1885-6
(関田庄助金銭借用証文など綴)	(文化9年)	綴/(え1887-1~2は一綴)・1綴	え1887
覚(木村殿証文写御見せ下されたき旨などに付) (関田)庄助→(八田)嘉右衛門様	正月	横切継紙・1通	え1887-1
覚(私元屋敷土蔵一戸前屋根瓦地形石共売払代金10両受取証文) 関田庄助(印)→八田嘉右衛門殿	文化9申年4月	堅紙・1通	え1887-2
(河内屋北村九兵衛家屋敷始末一件関係綴)	(寛政12年~享和3年)	綴/(え1787-1~14は一綴)・1綴	え1787
(袋) *(袋上書)「河内屋家屋引受始末一件書物入五通入 證蓮寺」		袋・1点	え1787-1
覚(金40両、河内屋九兵衛方へ相渡しの金子御無心申入れ、九兵衛居屋敷、土蔵3か所、油メ道具共買取に付借用証文) *下書		横切紙・1通	え1787-2
覚(金30両、北村九兵衛殿家屋敷代の内受取に付) 駒沢勇左衛門内小山友七(印)→證蓮寺様御使僧真随様	申ノ5月28日	横切紙・1通	え1787-3

1.内方/4.金融/2.貸借金

覚(屋根板32束代金1兩余等ノ金1兩2分2朱余差引受取に付) 丸屋長右衛門(印「信州松代伊勢町丸屋長右衛門」)→菊屋金七様	戌8月7日	横切継紙・1通	え1787-4
覚(金20兩、北村仁兵衛家名相続金受取り、家名相続人北村幾五郎方へ相渡すに付) 證蓮寺(印「證蓮寺」)→八田嘉右衛門殿	子12月	横切紙・1通	え1787-5
覚(金4兩受取り、北村仁兵衛殿へ相渡すに付) 證蓮寺(印「證蓮寺」)→八田嘉右衛門殿	戌9月7日	横切紙・1通	え1787-6
一札之事(貴殿近年御勝手向き不如意にて家屋敷金100兩にて拙寺方へ引請約定、且内20兩家名相続人幾五郎へ譲渡等に付) *(端裏貼紙)「北村仁兵衛殿於須坂表申候疑惑致候御引受家屋敷成行之趣書面ニ而為覚被下候致度頼ニ付認遣候一札」第四ノ下書	年号月	横切継紙・1通	え1787-7
(書状、北村家近来相続不手廻り家屋敷120兩位で売払い申したく、また名跡相続等の義に付)		横長半・1冊	え1787-8
覚(金100兩、所持之居屋敷建家其外土蔵とも代金差引に付) 北村九兵衛(印)→證蓮寺様	享和3年亥11月16日	横折紙・1通	え1787-9
(書状、今度北村九兵衛殿勝手向不都合に付須坂表へ引越、屋敷拙寺買取の内約束致し、家名ご令孫幾五郎殿へ相続引請申す様致したきに付) *下書		横折紙・1通	え1787-10
(私義今度身上向相衰え家屋敷建家共譲渡のうえ須坂表親類共方引移るに付、杭全平左衛門方孫幾五郎へ家名貫下され相続下さる様願書) *下書		横折紙・1通	え1787-11
一札之事(貴殿近年御勝手向不如意にて家屋敷金100兩にて拙寺引請約定致し、且内20兩家名相続人杭全平左衛門殿孫幾五郎へ譲渡等に付) *下書 證蓮寺→北村仁兵衛殿	享和2戌年8月	横長半・1冊	え1787-12
覚(金40兩、河内屋九兵衛方へ相渡す金子御無心申入れ、九兵衛居屋敷土蔵3か所、油ノ道具共買取置くに付借用証文) 證蓮寺・練光寺[印]→八田嘉右衛門殿	寛政12年庚申7月4日	横切紙・1通	え1787-13
杭全氏之口述扣(御祖父様北村家御相続人幾五郎殿へ引渡申すべく品、兼ねて仁兵衛殿よりご相談のところ屋敷拙寺へ引受け、地面は北村氏相続申出等に付)		横切継紙・1通	え1787-14
(坂原兵助殿方貸付証文並びに差引書)	(享和3年～文化2年)	綴/(え1826-1～11は一綴)・1綴	え1826
(袋) *(袋上書)「坂原兵助殿方借附証文并差引書入」		袋・1点	え1826-1
金銀御指引覚 紙数三枚(8月11日金2兩受取御差引済み他書上) 坂原兵助(印「景慶」)→八田嘉右衛門様	享和3亥歳	横長半・1冊	え1826-2
覚(金2分2朱、無尽無心に付) 坂原兵助(印「景慶」)→増田徳左衛門様	文化5(年)9月11日	横切紙・1通	え1826-3
覚(金2兩2分、無尽無心に付) 坂原兵助(印「景慶」)→八田嘉右衛門様	文化5(年)9月11日	横切紙・1通	え1826-4
覚(金9兩、今度御取替わせ他私共年々ご助力下され未年分の内御取越下さるに付) 坂原兵助(印「景慶」)→八田嘉右衛門様	文化7(年)午2月22日	横切紙・1通	え1826-5



(書状、金子15両何分御取替下されたき他に付) 坂原兵助→八田嘉右衛門様用事	12月24日	横切継紙・1通	え1826-6
(書状、8月中手前持山松など切り払いは、氏神様より社山の儀申し出で、名主村惣代2人役所へ罷出で、山の儀ご案じお氣遣い無きよう他に付) * (端裏書)「子十一月九日金三両貸遣手紙」 坂原兵助→八田嘉右衛門様用事	(文化元年)11月9日	横切継紙・1通	え1826-7
(書状、御懸金27両下され落手に付) 主計→(八田)嘉右衛門様	12月23日	横切継紙・1通	え1826-8
(書状、先日ご相談の小一右衛門殿入証文御覧に入れ、然るべきやご相談、ご承知下されば御懸金27両渡下さるべきに付) 主計→(八田)嘉右衛門様	12月23日	横切継紙・1通	え1826-9
覚(坂原兵助組へ助力金10両受取に付) 巢雲(花押)→八田孫左衛門様	12月21日	横切継紙・1通	え1826-10
覚(金10両など取替借用に付) 坂原兵助(印「景慶」)→八田嘉右衛門殿	文化2(年)丑9月24日	横切紙・1通	え1826-11
(借金証文綴)	(文化元年)	綴/(え1922-1~2は一綴)・1綴	え1922
借入金証文之御事(金15両御取替下され受取に付) 八町村徳右衛門(印)・沖右衛門(印)、(奥印)八町村名主沖右衛門(印)・組頭庄左衛門(印)・長百姓徳右衛門・頭立傳右衛門(印)・柿崎幾太(印)・柿崎源左衛門(印)→小林傳左衛門殿	文化元子年11月	堅継紙・1通	え1922-1
借入金証文之御事(金15両御取替下され受取に付) 水内郡押鐘村借り主考藏(印)、請人兵左衛門、(奥印)名主吉左衛門(印)・組頭仁左衛門(印)・長百姓伊兵衛(印)・柿崎幾太(印)・柿崎源左衛門(印)→柿崎忠左衛門殿	文化元甲子年11月	堅継紙・1通	え1922-2
(借用証文関係綴)	(文化元年~文化5年)	綴/(え1927-1~7は一綴)・1綴	え1927
借入金証文之事(勝手向き要用の義にて金30両御無心借用請取に付) * 写 下横田村借主六郎治印、受人藤吉印、(奥書)下横田村五兵衛印・組頭源藏印・長百姓権十郎印・柿崎幾太印・柿崎源左衛門印→出沢由治郎様	文化元子年11月	堅継紙・1通	え1927-1
(書状、無尽懸戻し幾太引当附置き村方別紙の通り、且幸左衛門懸返し案文、金高調帳と見合わす所返金不足にて、委細は関田方へ申し談ずべきに付) 才助→(八田)嘉右衛門様	(文化6)巳11月20日	横切継紙・1通	え1927-2
覚(御発起無尽辰年より年々御入用次第返金致すべく、金35両2朱余受取預りに付) 柿崎幾太→柿崎茂一郎殿	文化5辰年正月	堅紙・1通	え1927-3
借入金証文之事(勝手向き要用にて金15両借用に付) 八町村徳右衛門・沖右衛門、(奥書)八町村名主沖右衛門・組頭庄左衛門・長百姓徳右衛門・頭定傳右衛門・柿崎幾太・柿崎源左衛門→小林傳左衛門殿	文化元子年11月	堅継紙・1通	え1927-4
覚(金30両上八町村徳右衛門ほか金子書上に付)		横切紙・1通	え1927-5
借入金証文之事(勝手向き要用にて金30両借用に付) 奈良井村佐五兵衛・長左衛門、(奥書)奈良井村名主治兵衛・組頭新左衛門・長百姓仲右衛門・柿崎幾太・柿崎源左衛門→赤沢各三郎様御内	文化元子年11月	堅継紙・1通	え1927-6

1.内方/4.金融/2.貸借金

借入金証文之事(勝手向き要用にて金15兩御無心借用に付) *1922-2の写 水内郡押鐘村借り主考蔵、請人兵左衛門、(奥書)名主吉左衛門・組頭仁左衛門・長百姓伊兵衛・柿崎幾太・柿崎源左衛門→柿崎忠左衛門殿	文化元甲子年11月	縦継紙・1通	え1927-7
(木綿問屋杭全平左衛門拝借金関係書類綴)	(享和4年~文化12年)	綴/(え2043-1~11は一綴)・1綴	え2043
乍恐以口上書御日延奉願候御事(酉戌兩年の上納来月10日迄日延願に付) *控 杭全平左衛門印、(奥書)五人組市五郎印・栄治印・金弥印・名主七郎治印→御町御奉行所	文化12亥年5月	縦紙・1通	え2043-1
(札、「慈悲御聞濟共ニ闕字カ」)		札/(え2043-2-1~3は帯封一括)・1点	え2043-2-1
(札、「借金□計ニ而ハ如何ニ御座候哉」)		札・1点	え2043-2-2
(札、「支配所之所御役所之所当 御領之所ハ闕字ニ而ハ如何」)		札・1点	え2043-2-3
乍恐以口上書御日延奉願候御事(拝借金上納当月25日迄日延願に付) *控 杭全平左衛門印、(奥書)五人組市五郎印・栄治印・金弥印・名主七郎治印→御町御奉行所	文化12亥年6月	縦紙・1通	え2043-3
覚(戌年分辰年迄7ヶ年金2兩1分余ほか金銭書上)		横切継紙・1通	え2043-4
差上申拝借証文之御事(紬問屋商売杭全平左衛門拝借金132兩余、私引受に付) *控 伊勢町傳兵衛印・中町五人組杭全平左衛門印・七郎治印・市五郎印・栄治印・金弥印、(奥書)中町名主七郎治、(奥書)八田嘉右衛門印、(奥書)杭全鉄之助(印)→御勘定所御拝借掛御役所	文化12亥年9月、(奥書)弘化2巳年2月)	半・1冊	え2043-5
(無借金5兩受取、未年より年々杭全平左衛門へ渡すに付証文) 大嶋多吉(印)・徳嵩甚蔵(左)、(奥書)渡友右衛門(印)・綿五郎兵衛(印)・管九左衛門(印)	文化7午年11月	縦紙・1通	え2043-6
借用具金子証文之御事(手代要助、綿問屋初め金15兩恩借に付) 御借主杭全平左衛門(印)→八田嘉右衛門様御内	文化8未年8月	縦紙・1通	え2043-7
乍恐以口上書奉願候御事(木綿問屋初め拝借金滞り当25日迄日延願に付) *控 中町杭全平左衛門、(奥書)五人組市五郎・栄治・金弥・(奥書)名主七郎治→御町御奉行所	文化12亥年6月	縦継紙・1通	え2043-8
差上申一札之事(木綿問屋初め拝借金182兩余のうち、代金50兩は町方抱屋敷役代傳兵衛方へ譲渡に付) 杭全平左衛門(印)、親類惣代受人嘉兵衛(印)・受人名主七郎治(印)、(奥書)五人組市五郎(印)・同断栄治(印)・同断金弥(印)・名主七郎治→八田嘉右衛門様	文化12亥年9月	縦継紙・1通	え2043-9
借入金年賦証文之事(御宮建立金として天明3年11月中に金64兩借用のところで返済滞り63ヶ年賦返上に付) 御借主杭全平左衛門(印)、御引受人杭全善右衛門(印)・請人嶋屋弥兵衛(印)→練光寺様御納所中	享和4年子2月	縦紙・1通	え2043-10
一札之御事(城下木綿商売は近年衰微にて、御上様へ金子500金程御借出願に付) 杭全平左衛門(印)→八田嘉右衛門様御内	文化7午年9月	縦継紙・1通	え2043-11
証文一札之事(平川村治左衛門質地内借残金12兩2分余返済に付) *(端裏貼紙)「拾式両式分銀一匁八リン	文化2丑年12月27日	縦継紙・1通	え1888

大瀬義八郎殿」大瀬義八郎(印)、(奥書)関田庄助(印)→ 関田庄助殿、(奥書)八田嘉右衛門殿			
(柿崎源左衛門借入金証文綴)	(文化10酉年12月)	綴/(え1923-1~5 は一綴)・1綴	え1923
借入金証文之御事(金15両御取替下され受取に付) 矢代村借用主柿崎源左衛門(印)、同村受人新十郎(印)、(奥 印)矢代村名主弥兵衛(印)・組頭勇左衛門(印)・同断林左衛 門(印)・長百姓四郎左衛門(印)→八田嘉右衛門様・足立善 治郎殿	文化10酉年12月	縦継紙・1通	え1923-1
借入金証文之御事(金15両御取替下され受取に付) 矢代村借用主柿崎源左衛門(印)、同村請合証人嘉十郎 (印)、(奥書)矢代村名主弥兵衛(印)・組頭勇左衛門(印)・同 断林左衛門(印)・長百姓四郎左衛門(印)→浄福寺様	文化10酉年12月	縦継紙・1通	え1923-2
借入金証文之御事(金15両御取替下され受取に付) 矢代村借用主柿崎源左衛門(印)、同村受人五郎右衛門 (印)、(奥印)矢代村名主弥兵衛(印)・組頭勇左衛門(印)・同 断林左衛門(印)・長百姓四郎左衛門(印)→浄福寺様・四郎 左衛門殿	文化10酉年12月	縦継紙・1通	え1923-3
借入金証文之御事(金15両御取替下され受取に付) 矢代村借用主柿崎源左衛門(印)、同村請合証人新十郎 (印)、(奥印)矢代村名主弥兵衛(印)・組頭勇左衛門(印)・同 断林左衛門(印)・長百姓四郎左衛門(印)→浄福寺様・西沢 藤左衛門殿・安達善次郎殿	文化10酉年12月	縦継紙・1通	え1923-4
借入金証文之御事(金15両御取替下され受取に付) 矢代村借用主柿崎源左衛門(印)、同村請人市之丞(印)、(奥 印)矢代村名主弥兵衛(印)・組頭勇左衛門(印)・同断林左衛 門(印)・長百姓四郎左衛門(印)→八田嘉右衛門様・野村忠 藏殿・相沢長右衛門殿	文化10酉年12月	縦継紙・1通	え1923-5
(八田慶助新古取替印書並びに受取書綴)	(文化4年~文政11年)	綴/(え1849-1~ 40は一綴)・1綴	え1849
(袋) * (袋上書)「八田慶助殿新古御取替印書并請取書類入」		袋・1点	え1849-1
覚(金14両、小森村請証文利分御訴訟仕たく分他メ 29両3分寅年返上仕るに付) * 墨消あり 八田慶助	12月26日	横切継紙・1通	え1849-2
(書状、融通講發起にて借入金を元帳と引合わせ御 覧下されたきに付) 馬場丁より→伊勢町様	11月12日	横切継紙・1通	え1849-3
覚(卯正月慶助殿切手10両他メ27両2分2朱借用のと ころ、何分慶助殿御印書4通見出し、御手元より 引戻しの切手を以て同人へ差引仕りたきに付) (矢野倉)惣之進	巳7月	横切継紙・1通	え1849-4
(書状、金子1両恩借したきに付) (八田)慶助→(八田) 鉄之助様	文政11子年12月3日	横切紙・1通	え1849-5
(書状、御同苗様分返上不足、御知行所証文漸く出 来、別紙のとおり御引替仕りたきに付) (矢野倉) 惣之進→(八田)嘉右衛門様	7月15日	横切紙・1通	え1849-6
(書状、文政8酉之年借入金三筆滞りに付) 馬場丁→ 伊勢町様当用	11月23日	横切継紙・1通	え1849-7
覚(金1両借用証) 八田慶助(印)→八田嘉右衛門殿	文政8酉年10月6日	横切紙・1通	え1849-8

## 1.内方/4.金融/2.貸借金

覚(金1両借用証) 八田慶助(印)→八田嘉右衛門殿	文政8酉年8月24日	横切紙・1通	え1849-9
覚(金1両借用証) 八田慶助(印)→八田嘉右衛門殿	文政8酉年7月	横切継紙・1通	え1849-10
(書状、金1両借用したきに付) (八田)慶助→(八田)嘉右衛門様	6月29日	横切継紙・1通	え1849-11
覚(関田庄助御借用割合出金3両2分余他メ金4両2分余書上)	寅12月	横切継紙・1通	え1849-12
口上覚(浄福寺より借入金130両、時借など返済滞り相談したきに付) 八田慶助→八田嘉右衛門様	11月	横切継紙・1通	え1849-13
(書状、村方金子差支えのため別紙のとおり御恩借したきに付) 馬場丁→伊勢町様	8月24日	横切紙・1通	え1849-14
(書状、御同苗様より御内証にて御頼みの12両御借用、その後も難渋引当てに付) (矢野倉)惣之進→(八田)嘉右衛門様	正月21日	横切継紙・1通	え1849-15
覚(4月中借用6両2分2朱等4筆書上に付)		横切紙・1通	え1849-16
(書状、当暮12両返上の処、少々訳合あり10両は日延べ下さるべき等に付) (矢野倉)惣之進→(八田)嘉右衛門様	12月29日	横切継紙・1通	え1849-17
(書状、昨日遣わされの御願書下、別段御好みもなき間差上に付) 矢野倉惣之進→八田嘉右衛門様	2月7日	横切継紙・1通	え1849-18
(書状、4月中借用6両2分2朱借用の分岡部八十喜方へ遣わし右切手にて御承知、御引替え下さるべく且つ先月中6両江戸へ差出し分切手到来、右切手にて6両内借下されたきに付) *(端裏貼紙)「文政二卯年馬場町取替金矢野倉惣之進殿印書入」(矢野倉)惣之進→(八田)嘉右衛門様	(文政2卯年)7月4日	横切継紙・1通	え1849-19
(書状、御同苗様へ先月差上ぐべきの処延引仕り、当4日交代御便にて別紙のとおり内借下されたく、今度切りにて借用仕らず当暮は成るだけ返上すべく、左様御承知下さるべきに付) (矢野倉)惣之進→(八田)嘉右衛門様印書入	10月2日	横切継紙・1通	え1849-20
覚(金1両年賦金ほか小以2両返上に付) (八田)慶助→(八田)嘉右衛門様	戌12月	横切紙・1通	え1849-21
覚(金1両2分去暮借入金他メ金18両1分と銀5匁2分5厘此錢629文借入金且取り集め金落手下されたきに付) 八田慶助	申12月	横切継紙・1通	え1849-22
覚(金3両養父より印書差上借入金他メ13両2分余取集金利分年賦金共返済並びに金10両御助成金他メ15両差引勘定に付) (八田)慶助→(八田)辰三郎様	2月17日	横切紙・1通	え1849-23
覚(金10両利分1両2分久保寺村他メ金14両1分2朱と4匁5分此錢523文並びに金4両7月借用他メ金9両、2口メ金23両1分2朱と4匁5分書上に付)		横切継紙・1通	え1849-24
覚(金130両去酉年差引に付) (八田)慶助→(八田)嘉右衛門様	2月9日	横切継紙・1通	え1849-25
覚(金1両2分他メ金11両2分并金18両1分と銀5匁2分	申12月	横切継紙・1通	え1849-26

5厘差引残金6両3分と銀5匁2分5厘此錢629文返上 仕り落手下されたきに付) 八田慶助			
覚(金1両2分但シ元金10両の利足久保寺村嘉平治他 メ金4両1分12匁、取集金当巳年分御渡しに付) (八田)競→(八田)嘉右衛門様	12月26日	横切継紙・1通	え1849-27
調書(金2両子年12月23日印書1通ほか文政元年から 文政4年まで金銭借用などの証文15通書上に付)		横切継紙・1通	え1849-28
覚(金3両2分受取証) (八田)競(印)→(八田)嘉右衛門殿	文化9申年10月	横切継紙・1通	え1849-29
覚(助力金利分10両受取証) 八田競(印)→(八田)嘉右 衛門殿	文化4卯年12月	横切紙・1通	え1849-30
覚(合力として金10両落手に付) 八田慶助(印)→(八 田)嘉右衛門殿	文化5年辰12月	横切紙・1通	え1849-31
覚(助力金10両受取証) 八田競(印)→(八田)嘉右衛門 殿	文化6年12月26日	横切継紙・1通	え1849-32
覚(助力金10両受取証) 八田慶助(印)→(八田)嘉右衛 門殿	文化7年午12月26日	横切紙・1通	え1849-33
覚(助力金10両受取証) 八田慶助(印)→(八田)嘉右衛 門殿	文化8未年12月	横切紙・1通	え1849-34
覚(助力金10両受取証) 八田慶助(印)→(八田)嘉右衛 門殿	文化9年申12月	横切紙・1通	え1849-35
覚(助力金10両受取証) 八田慶助(印)→(八田)嘉右衛 門殿	文化10稔酉12月	横切継紙・1通	え1849-36
覚(助力金10両受取証) 八田慶助(印)→(八田)嘉右衛 門殿	文化11年戌12月	横切紙・1通	え1849-37
覚(助力金10両受取証) 八田慶助(印)→(八田)嘉右衛 門殿	文化12年亥12月	横切継紙・1通	え1849-38
覚(助力金10両受取証) 八田慶助(印)→(八田)嘉右衛 門殿	文化13歳子12月	横切紙・1通	え1849-39
覚(助力金10両受取証) 八田慶助(印)→(八田)嘉右衛 門殿	文化14年丑12月	横切継紙・1通	え1849-40
(袋) *(袋上書)「八田慶助殿内証御難決付是迄過分之取替 金有之候処、猶亦群神山御寄附金之内致口入遣儀、尤利分 之儀五年之間致助成、右年限相立候得共、競殿江御助成金 ニ而引取可申御約定右村方借附証文添書一卷入置」		袋・1点	え1911
(八田慶助借用関係書類)	(文化11年～文政6年)	綴/(え1912-1～6 は一綴)・1綴	え1912
覚(金130両借用に付) 八田慶助(印)・八田競(印)、(奥 書)片桐元吉(印)→八田嘉右衛門殿	文化11年戌正月	堅継紙・1通	え1912-1
指出置添証文之事(慶助知行所小森村六左衛門・長 井村民右衛門の証文をもって皆神山修堂金御口 入れにて金40両借用に付) 八田慶助(印)、(奥書)八 田競(印)→八田嘉右衛門殿	文政元年寅12月	堅切継紙・1通	え1912-2
御借用金年賦証文御事(金17両借用に付) 荒神町御 借主幸蔵(印)・同伴惣蔵(印)、五人組真福寺[印]・同市左衛	文化14丑年5月	堅切継紙・1通	え1912-3

1.内方/4.金融/2.貸借金

門(印)・同伊八(印)・同祖左衛門(印)・同武七(印)→八田慶助様御内御役人中様			
差上申借用金年賦追願証文之事(金8両借用に付) 荒神町御借主幸蔵(印)、五人組惣代受人市左衛門(印)・同断伊八(印)→八田慶助様御内野村忠蔵様	文政6未年正月	豎切継紙・1通	え1912-4
借用仕候金子証之御事(金20両借用に付) 信濃国水内郡長井村御借主民右衛門(印)、受人喜兵衛(印)・同国同郡名主新兵衛(印)・組頭平助(印)・長百姓惣五郎(印)→聖護院御門主様御内松代皆神山和合院様御役者衆中	文政元寅年12月	豎切継紙・1通	え1912-5
借用仕候金子証之御事(金20両借用に付) 信濃国更級郡小森村御借主六左衛門(印)・同断与左衛門(印)、受人幸右衛門(印)・同断半右衛門(印)・同断幾右衛門(印)・同国同郡名主彦五郎(印)・組頭茂左衛門(印)・長百姓利平治(印)・同断三左衛門(印)→聖護院御門主様御内松代皆神山和合院様御役者衆中	文政元寅年12月	豎切継紙・1通	え1912-6
(八田慶助借用金関係綴)	(文政10~12年)	綴/(え1910-1~8は一綴)・1綴	え1910
覚(年賦金返上残り95両など拝借辻御引合いに付) (八田)慶助	11月	横切紙・1通	え1910-1
(刀身1腰等5品書上)		横折紙・1通	え1910-2
御入ニ付品々調覚(献上箱入煙草五打代等ノ金6両3分2朱余書上) (八田)慶助	12月	横折紙・1通	え1910-3
覚(金2両借用に付) 八田慶助(印)→八田鉄之助殿	戊7月12日	横切紙・1通	え1910-4
覚(金1両借用に付) 八田慶助(印)→八田嘉右衛門殿	文政10年10月3日	横切紙・1通	え1910-5
覚(金2両借用に付) 八田慶助(印)→八田嘉右衛門殿	文政12巳年12月	横切紙・1通	え1910-6
覚(金2両借用に付) 八田慶助(印)→八田鉄之助殿	文政10年7月	横切紙・1通	え1910-7
覚(文化11年より借入金130両など書上に付)		横切継紙・1通	え1910-8
(証文綴)	(文化14年・文政7年)	綴/(え1924-1~2は一綴)・1通	え1924
為取替証文之事(久兵衛分1軒前御高17石3斗1升3合3勺3才の地所私引請け所持致し、相談の上譲渡代金90両に定め、右の内51両は請取、残39両1ヶ月1両に銀5分懸りを以て6ヶ月分利足を加え譲渡証文引渡しに付) 伊勢町傳兵衛(印)→矢代村生蓮寺様御役代中	文政7申年8月	豎継紙・1通	え1924-1
御役代請証文之事(御高17石3斗1升3合3勺3才御水帳名久兵衛分1軒分御田地御買入下されに付御役代願い田地御預け下され、則ち慥かなる者に小作入れ仕り、年々初子納取り御年貢差引仕るに付) 矢代村武田左学役代譲り主傳兵衛(印)、親類兵助(印)・受人宗作(印)・同断徳兵衛(印)、(奥印)名主善左衛門(印)・文七(印)・久左衛門(印)・平右衛門(印)→八田嘉右衛門様御内傳兵衛殿	文化14丑年9月	豎継紙・1通	え1924-2
(森村酒造のため拝借金関係書類)		綴/(え1845-1~8は一綴)・1綴	え1845
(包紙) * (包紙上書)「森村酒造方ニ付入用書面 谷蔵・民左		包紙・1点	え1845-1

衛門]			
覚(金30両3分、上納切手返納見兼ねに付) 森村八郎 左衛門(印)→八田嘉右衛門様御内浦野忠七殿	文政2卯年6月	横切継紙・1通	え1845-2
覚(金40両3分請取に付) * (端裏貼紙)「卯十一月十八日 金四拾両三分 森村民左衛門・谷蔵 中島公御口入」 森村 御借主民左衛門(印)・右同断谷蔵(印)→中嶋三右衛門様御 内	文政2卯年11月18日	横切紙・1通	え1845-3
覚(巳12月御拝借金200両ほか金銭拝借願いに付) 森村民左衛門(印)・太郎兵衛(印)	文政5午年11月	横切継紙・1通	え1845-4
(卯年・辰年拝借金利息上納金など兩年分金67両銀3 匁5分書上)		横折紙・1通	え1845-5
覚(寅極月金200両元金他ノ金236両金銭差引書上)	(文政2年)卯11月	横切継紙・1通	え1845-6
(善光寺本願上人御発起無尽、当寅10会目取入金530 両上納辻、卯年辰年懸戻に付金銭書上)		横切継紙・1通	え1845-7
覚(御願金証文1通金500両ほか金銭差引書上) * (端 裏貼紙)「寅十二月和七方へ森村行金子御下金指引書」	12月	横切紙・1通	え1845-8
(証文綴)	(文政7申年8月)	綴/(え1925-1~3 は一綴)・1綴	え1925
為取替証文之事(久兵衛分1軒前御高17石3斗1升3合 3勺3才の地所私引請け所持致し、相談の上譲渡 代金90両の内残金39両1ヶ月1両に銀5分懸りにて 6ヶ月分利足を加え譲渡証文引渡しに付) 伊勢町 傳兵衛→矢代村生蓮寺様御役代中	文政7申年8月	堅紙・1通	え1925-1
為取替証文之事(久兵衛分1軒前御高17石3斗1升3合 3勺3才の地所私引請け所持致し、相談の上譲渡 代金90両の内残金39両1ヶ月1両に銀5分懸りに て6ヶ月分利足を加え譲渡証文引渡しに付) *え 1926-10の雛形 矢代村生蓮寺役代たれ、請人たれ・同たれ →伊勢町傳兵衛殿	文政7申年8月	堅紙・1通	え1925-2
一札之事(拙者役代傳兵衛儀先年田地書入れにて金 子借用致す処利足滞りに付、田地御引上げか貴殿 御役代成さる処、田地才覚致し御貰い受けたきに 付) 武田左学(印)→八田嘉右衛門殿御内傳兵衛殿	文政7申年5月	堅紙・1通	え1925-3
覚(物成初代金のうち金700両受取に付) * (包紙上 書)「請取書 壱通」/(貼紙上書)「文政八乙酉年十二月金 七百両御物成代金請取紙面飯山一卷江入置可申事」 吉松 四郎左衛門(印)→八田嘉右衛門殿	(文政8年)酉12月	堅切紙/(包紙 共)・1通	え2049
(諸方金銭貸借関係)		袋入/(え1815-1 ~9は袋入一括)・ 1点	え1815
(袋) * (袋上書)「印証七通入 一、金百八拾壱両三分八匁 分八厘 中島三右衛門殿 内追々返済相立 残金百両余罷成 候去年中才木一件二付分散割合罷成可申趣御座候 一、金 式拾両 御勝手方様御書翰添 上村何右衛門殿 製墨入二付 尤残墨少々請取置申候 一、金拾両 御勝手方様御書翰添 高山内蔵進殿 一、金貳拾両 長国寺 一、金拾貳両 一、 金貳拾両 戸根山小右衛門 一、金八両貳分 但表木紙入用 二付 右之内残紙少々并道具之内預り置申候」		袋・1点	え1815-1
(永仁5丁酉4月17日妙證宗覺禪定門、貞時の伯父俗	文政10丁亥年正月	堅紙・1通	え1815-2

1.内方/4.金融/2.貸借金

名八田大隅之助、妻於菊位牌写) 善光寺之住成田何某所持			
(産物方東寺尾村武左衛門子7月貸出シ10両ほか金銭書上)		横折紙・1通	え1815-3
覚(桜井儀兵衛金5両ほかメ6通金銭書上) 上松村伊三郎		横切継紙・1通	え1815-4
(書状、願いの金子この者に拝借したく、証文差上げ御覧の上、思召しもあらば仰下さるべく願書) 忠左衛門→(八田)嘉右衛門様	7月11日	横切紙・1通	え1815-5
(書状、高山御手段金の内を以て内々拝借の儀承済み、尤も御礼金の義この節差懸かりにて、追って申し達す次第にて本証文取決める様に付) 恩田靱負→中嶋三右衛門殿	3月17日	横切継紙・1通	え1815-6
(書状、別紙の通り取計いの件、墨製方入用金20両中島三右衛門方へ懸合の件口上覚共) 恩田靱負→中嶋三右衛門殿	3月6日	横切継紙・1通	え1815-7
(書状、先便の通り預り金紙面差戻し矢野倉氏頼み申入れ別紙紙面にて尊君様取調べ下されたきに付) * (端裏書)「子三月廿一日認預り金一件ニ付中島氏江遣下候案」 (八田)嘉右衛門→(中嶋)三右衛門様几下	3月21日	横切継紙・1通	え1815-8
(荒神町喜左衛門差引勘定極候事ほか金銭関係書上)		横切継紙・1通	え1815-9
覚(要用の儀にて金200両時借受取に付) * (端裏書)「卯十二月廿三日皆済ニ付証文受取」 八田嘉右衛門(印墨消)→堀内与一右衛門殿	天保2(年)卯12月14日	縦紙・1通	え2048
(返済金年賦証文綴)	(天保7年)	綴/(え1973-1~8は一綴)・1綴	え1973
返済金年賦証文之事(年貢初2俵の内年々差滞り金2分1朱余にて当申年より6年賦皆納に付) * (端裏貼紙)「忠七」 新御安口御借主忠七(印)、親類受人柴丁田中専蔵(印)・新御安口受人武左衛門後家(印)→伊勢町傳兵衛殿	天保7申年11月	縦継紙・1通	え1973-1
返済金年賦証文之事(年貢初1俵2斗5升の内年々差滞り金3朱5厘にて申年より3年賦皆納に付) * (端裏貼紙)「民治」 新御安口御借主民治母(印)、親類御安口左市(印)・新御安口受人政平(印)→伊勢町傳兵衛殿	天保7申年11月	縦継紙・1通	え1973-2
返済金年賦証文之事(年貢初1俵4斗7升の内年々差滞り金3分2朱余にて当申年より7年賦皆納に付) * (端裏貼紙)「山口」御借主山口頼介(印)、受人岡田隆吉(印)→伊勢町傳兵衛殿	天保7申年11月	縦継紙・1通	え1973-3
返済金年賦証文之事(年貢初1俵2斗5升の内年々差滞り金1兩2朱6分2厘にて当申年より9年賦皆納に付) * (端裏貼紙)「政平」 新御安口御借主政平(印)、受人同所民治母(印)・親類受人石切丁伴左衛門(印)→伊勢町傳兵衛殿	天保7申年11月	縦継紙・1通	え1973-4
返済金年賦証文之事(年貢初2俵2斗5升の内年々差滞り金1兩3分余にて当申年より10年賦皆納御無心に及び御承知下されに付) * (端裏貼紙)「正覚院」 新御安口御借主正覚院(印)、西条村親類受人智照院(印)・新御安口組受人藤蔵(印)→伊勢町傳兵衛殿	天保7申年11月	縦継紙・1通	え1973-5



返済金年賦証文之事(年貢初2俵1斗6升の内年々差滞り金1両1分余にて当申年より10年賦皆納に付) *(端裏貼紙)「藤介」新御安口御借主藤蔵(印)、親類受人御村上善兵衛(印)・御村受人正覚院(印)→伊勢町傳兵衛殿	天保7申年11月	縦継紙・1通	え1973-6
返済金年賦証文之事(年貢初1俵3斗の内年々差滞り金3両1分3朱余にて当申年より10年賦皆納に付) *(端裏貼紙)「岡田」御借主岡田隆吉(印)、受人山口頼介(印)→伊勢町傳兵衛殿	天保7申年11月	縦継紙・1通	え1973-7
返済金年賦証文之事(年貢初2俵の内年々差滞り金2両3分余にて当申年より10年賦皆納に付) *(端裏貼紙)「武左衛門後家」新御安口御借主武左衛門後家(印)・受人山口頼介(印)・新御安口受人忠七(印)→伊勢町傳兵衛殿	天保7申年11月	縦継紙・1通	え1973-8
(嘉永5年2月取調諸証文)	(天保7年～嘉永5年)	綴/(え1816-1～28は一綴)・1綴	え1816
(袋) *(袋上書)「嘉永五壬子年二月取調 諸証文入」	嘉永5壬子年2月	袋・1点	え1816-1
覚(要用にて具足引当に金7両受取証文) 片岡利兵衛(花押)→八田嘉助殿	天保10亥年5月30日	横切継紙・1通	え1816-2
覚(入用出来にて金5両内借証文) 大塚孝三郎(印)→八田嘉助様	申12月28日	横切紙・1通	え1816-3
覚(要用にて金5両受取証文) 八田義三郎(印)→八田嘉助様	辰12月	横切継紙・1通	え1816-4
覚(当晦日迄金4両御時借にて受取証文) 大木伊左衛門(印)→八田嘉助様	辰9月22日	横切紙・1通	え1816-5
(書状、先日受取願いにて近日引替え差上る旨)	正月12日	横切継紙・1通	え1816-6
覚(要用にて金8両受取証文) 興津藤左衛門(印)→八田嘉助殿	天保7申年12月	横切継紙・1通	え1816-7
(書状、先日お命じの金子は俵が差上るので、証文下書願書) *(後筆)「覚 一、金八両 興津民之進 十二月十七日受取」(興津)藤左衛門→(八田)嘉助様内用	12月13日	横切継紙・1通	え1816-8
覚(修理方無尽及び御世話成下され、預りのうち金10両受取証文) 藤三郎(印)→(八田)嘉助様	丑12月29日	横切紙・1通	え1816-9
覚(要用にて金10両受取証文) 大木才治(印)→八田嘉助殿	天保10年亥12月29日	横切紙・1通	え1816-10
(書状、沢佳三郎・守礼への御取替金の儀にて、当人へ申談じ事したき旨) 藤岡甚右衛門→大林寺御隠居様	12月25日	横切継紙・1通	え1816-11
覚(差懸入用にて、金6両・6両2分御時借の受取借用証文) 澤佳三郎(印)・隠居澤守礼(印)、(奥書)藤岡甚右衛門(印)→大林寺御隠居様・口入実相院様	天保8年酉2月27日	横切紙・1通	え1816-12
覚(差掛要用にて金2両御時借の受取証文) 下布施村源吾(印)・藤作(印)→八田嘉助様御内高梨舛七殿	弘化2寅年8月	横切継紙・1通	え1816-13
覚(年始御祝儀青銅48銅受取り御納戸へ収める旨) 徳寫恒吉(印)→八田嘉助殿	弘化5申年	横切紙・1通	え1816-14
覚(要用にて金7両受取証文) 松木束(印)→八田嘉助	嘉永元年申10月	横切紙・1通	え1816-15

1.内方/4.金融/2.貸借金

殿 (書状、金子拝借願) (松木)東→(八田)嘉助様	(嘉永元年)10月5日	横切継紙・1通	え1816-16
覚(小山田重大夫殿無尽懸戻金不調達にて、金6両1分来る28日迄日延願書) 松木東(印)→八田慎蔵殿	嘉永5年子12月	横切紙・1通	え1816-17
覚(小山田重大夫殿無尽懸戻金不調達にて、金7両1分5匁を来る28日迄日延願書) 松木東(印)→八田慎蔵殿	嘉永5年子12月	横切継紙・1通	え1816-18
(書状、願い置き金子明朝までに願いたく切手差上げる旨) (松木)東→(八田)嘉助様内用	12月29日	横切紙・1通	え1816-19
覚(差懸りにて金15両受取証文) 松木東(印)→八田嘉助殿	弘化4未年12月	横切継紙・1通	え1816-20
覚(差懸り要用にて金10両受取証文) 松木東(印)→八田嘉助殿	嘉永2年酉4月	横切紙・1通	え1816-21
覚(呉服代金10両調達滞り来子3月中迄借用証文) 松木東内市川官左衛門(印)、(奥書)松木東(印)→菊屋傳兵衛殿	嘉永4亥年12月29日	横切継紙・1通	え1816-22
覚(要用にて金8両の御恩借証文) 矢野式左衛門→八田嘉助殿	寅正月	横切紙・1通	え1816-23
(書状、嘉兵衛・舛七一条は不容易にて八丁堀に穿鑿頼みたいが、栄八出府なければ片付かざる旨他に付) * (端裏朱書)「卯七月十七日到来 升七・嘉兵衛事」(佐竹)周蔵→(八田)嘉助様	7月9日	横切継紙・1通	え1816-24
御道具類左之通申上候(御大小他、追々売立て会所へ上納する品々書上)		横切継紙・1通	え1816-25
(書状、大小他積るも100両不足にて八丁堀へ内々頼むべきか両八田氏へ内談願に付) (佐竹)周蔵→(水井)忠蔵様	7月12日	横切継紙・1通	え1816-26
覚(銅拵大小1腰・白鞆身1腰預り証文) 豊屋清左衛門(印)→(八田)嘉兵衛殿・升吉殿	寅5月22日	横切継紙・1通	え1816-27
覚(赤かね大小は豊屋清左衛門殿をもって同人出入屋敷へ差出す旨ほか書上)		横切継紙・1通	え1816-28
覚(御頼み金20両御預りに付)(手習いあり) * 写(墨消) 八田嘉助→岡島御袋様	嘉永4亥年正月	縦紙・1通	え1959
(八田家金銭融通関係書状綴)	(安政6年)	綴/(え1799-1~11は一綴)・1綴	え1799
(袋) * (袋上書)「安政六未年拾月中より之来状入 義井堂」	安政6年10月以来	袋・1点	え1799-1
(書状、御母堂様へ一書御願い置き、2両2分今日貰いたきに付) 十太夫→(八田)慎蔵様内用	25日	横切継紙・1通	え1799-2
(書状、取替金一条に付委細仰下さる処、私方質地数年約定違いのため証文通り田地引渡し、または返済方挨拶依頼に付) (堀内)太一郎→(八田)慎蔵様	12月22日	横切継紙・1通	え1799-3
(昨日南原敬太郎参り、訴訟茶菓子料持参、受くべき謂われ無く返却、小出氏自ら無尽発起致す積りに		横切紙・1通	え1799-4

て御頼みを拵え加入すれば、兼ねては番取りには致さぬ覚悟にて、通財の連中談合も有るべく、是等も御含み然るべく頼むに付願書)			
(書状、昨21日三郎病臥永引く事ゆえ、当地の医者は勿論宮崎より武井領啓にも見せども保養第一の様に申すに付、安中の蘭家高橋左中を呼びたく存せども参らず、先達ての処には病付日数も立たず、湯治とも申すも身体疲労にて、松代にては三方安心ゆえ右に致したき等に付) (金井)鉄次郎→御兄上様	11月25日認	横切継紙・1通	え1799-5
(書状、角店300金拝借、10月より当月まで3ヶ月分御礼金9両上納の儀延引の段恐入るに付) *勘返状(八田)慎蔵→(水井)忠蔵	12月晦日	横切継紙・1通	え1799-6
(書状、1両金申合わせ、八田侯御出合の有無に拘わらず、お手元のご才覚にて内諾に付)	12月10日	横切継紙・1通	え1799-7
(書状、拜見の件承知のこともある処、難しき様子に付) *(端裏書)「拝答」	12月3日	横切紙・1通	え1799-8
(書状、先年取替差上金、子年より利分も下されず哉迷惑仕り、当暮れは元利滞るとも返済なさるべきに付) 堀内太一郎→八田慎蔵様	12月3日	横切継紙・1通	え1799-9
申配府(無役御本田高1石御借高、管菱鉞太郎様皆済に付) 東福寺村御蔵本源助(印)→いせ町(八田)傳兵衛殿	申極月	横切継紙・1通	え1799-10
(書状、利息の儀願上げ、暮出合い申すに付この品子供衆へお歳暮などに付) (金井)鉄次郎→御母上様・御兄上様	12月28日食夜8ッ時認	横切継紙・1通	え1799-11
(借用証文関係綴)	(文久2年)	綴/(え1928~1931は紐一括)/ (え1928-1~4は一綴)・1綴	え1928
内規定一札之事(荒神町抱屋敷地金250両にて譲渡に付) 荒神町与兵衛(印)、伊勢町親類利兵衛(印)、組合惣代万兵衛(印)、伊勢町立入人弥吉[印]、(添証文)荒神町与兵衛(印)、伊勢町立入人清吉[印]→伊勢町傳兵衛殿、(添証文)伊勢町傳兵衛殿	文久2戊辰2月	堅継紙・1通	え1928-1
覚(先年預け願いの内返済にて金50両請取に付) 水野清右衛門(印)→八田慎蔵殿	正月6日	横切紙・1通	え1928-2
一札之事(金80両皆済により証文を見出し次第返却したきに付) 荒神町島田大蔵(印)、加判関田庄助(印)→伊勢町菊屋傳兵衛殿	文久2年戊辰2月	横切紙・1通	え1928-3
家屋鋪借用証文之事(荒神町抱屋敷など借用致し渡世したきに付) 荒神町与兵衛(印)、伊勢町親類利兵衛(印)、組合惣代万兵衛(印)→伊勢町傳兵衛殿	文久2戊辰2月	堅継紙・1通	え1928-4
(今般各藩廃せられ従来の藩債別紙雛形の条々迅速取調べに付達) 太政官	(明治4年)辛未7月	半・1冊	え1957
(書状、銀710匁ほど不足のこと、大坂にて分ならず等に付) *前欠	卯6月	横切継紙・1通	え2013
(剥離貼紙、「寅より年々十一月廿日限無相」)		札・1点	え1889

## 1.5.金銭穀物請払

覚(西3月元金2両差引請取に付) 八田嘉右衛門内中 村金七(印)→紙屋町幸右衛門殿	文化11戌年2月	横半半折・1冊	え1867
(金銭受取書関係綴)	(文政9年～天保10年)	綴/(え1812-1～ 62は一綴)・1綴	え1812
(袋) * (袋上書)「預り金利分渡受取印書 助成金渡受取印書」	(文政9年～天保10年)	袋・1点	え1812-1
(書状、御内々仰せを蒙る硯蓋の儀、25日罷越し承る 処、先年お譲りの由にて委細申上げずの処、別紙 の通り申来り、小子差込り御勘弁下され、明朝委 細申上げるべきに付) 福助→(八田)嘉助様	12月26日	横切紙・1通	え1812-2
(書状、年忘れの御礼として内覧の上受取の旨) → 一泡御庵主様申上	12月28日	横切継紙・1通	え1812-3
(書状、当年知行所より飯米など十分取込みできず、 伊勢町へ道理をもって明日お繰り申したきに付)	12月21日	横切継紙・1通	え1812-4
覚(金2両2分、増田茂左衛門預け金当亥利分受取書) 片相重之助(印)→八田嘉助殿	天保10亥年12月17日	切紙・1通	え1812-5
(書状、妻儀御願申上げ、下し置き有り難きに付) *(端裏書)「申八月十五日金壹両壹分差遣し候受取書状」 友三→(八田)嘉助様	15日	切紙・1通	え1812-6
(書状、類焼にて当年10金余も入増あるゆえ、上納相 願いの金子一同には出来兼ね、8月中御手元へ願 置く25両へ5両足し30両にて拝借したきに付) 泰順拝→(八田)嘉右衛門様	12月14日	横切継紙・1通	え1812-7
覚(御脇差鞘かき入金10匁・御鞘ろ(蠟)色9匁×19匁 金銭書上) 鞘師重治→八田嘉右衛門様御役人中様	亥12月	横切継紙・1通	え1812-8
(戌御礼金20両他×金154両差引残金84両上納辻書 上)		横切継紙・1通	え1812-9
(戌御礼金20両他×金185両差引89両御廻し辻書上)		切紙・1通	え1812-10
(書状、去蠟差出分請取り、又松代町並びに寺町へも 御廻下され御礼に付並びに嘉助宛珍品兩種御礼 口上覚共) →(嘉助様)	11月28日	横切継紙・1通	え1812-11
嘉助様御分五拾両の方(御発当分22両×22両2分ほ か差引出金分27両2分余書上)	子12月	横切継紙・1通	え1812-12
(丑年取番大室村利右衛門ほか人名書上)		横切継紙・1通	え1812-13
覚(金5両3分余中島様御発起懸金請取書) 貞蔵(印) →勝之助様	西12月晦日	横切紙・1通	え1812-14
覚(1口分金3両2分6匁ほか当会懸金請取書) 大林寺 納所[印]→八田嘉助様御役人中	西12月20日	横切継紙・1通	え1812-15
覚(青銅10疋、当戌年始祝銭請取書) 佐藤左金吾(印) →八田嘉右衛門殿	天保9戌年正月	横切紙・1通	え1812-16

## 1.内方/5.金銭穀物請払

覚(青銅5疋、当戌年始祝銭請取書) 佐藤左金吾(印)→八田嘉助殿	天保9戌年正月	横切紙・1通	え1812-17
(書状、年頭挨拶) 山越嘉膳→八田嘉右衛門様・八田嘉助様人々御中	正月2日	横切紙・1通	え1812-18
覚(金11両、宿方割増御預け金利分御下げ金請取書) 伴栄作(印)→八田嘉右衛門様	戌12月24日	横切紙・1通	え1812-19
(三輪村・南堀村、金2両余他ノ3両1分余金銭書上)		横切紙・1通	え1812-20
(書状、添書かね願ひ置き金、万の事相談一翁高堂へ願ひに付) * (端裏書)「御直披封可被成下候」 梅兆		横切紙・1通	え1812-21
覚(願行寺割取金6両2分余去年割取金他ノ金11両1分余金銭書上)		横切紙・1通	え1812-22
(書状、御願通り金2両2分下され落手に付) 友三→八田公	12月晦日	横切紙・1通	え1812-23
(書状、今晚御懸金3両2朱この者に御渡下されたく願ひ) 長谷川藤五郎→八田嘉助様当用	12月23日	横切紙・1通	え1812-24
覚(外記殿御役人より酉年分12月27日請取りにて上納分金7両金銭書上) 太一郎	戌正月	横切紙・1通	え1812-25
覚(金25両、寿作上納佐竹周蔵殿より為替送金請取書) 大塚孝三郎(印)→八田嘉助殿	子12月23日	横切紙・1通	え1812-26
覚(金5両2分、割増御預け金当戌の利潤請取書) 伴栄作(印)・北村茂兵衛(印)→八田嘉右衛門様	天保9戌年12月	横切紙・1通	え1812-27
覚(金1両2分6匁、善光寺茂助無尽金利分受取書) 善光寺茂助代田中村源兵衛→八田嘉右衛門様御内長崎源吾様	天保4巳年12月27日	横切紙・1通	え1812-28
(書状、年末の御祝儀御肴代100匹の礼状) (関田)守之丞→(八田)嘉右衛門様	12月28日	横切紙・1通	え1812-29
覚(宿方割増金、丑・寅両年利金11両請取書) 伴栄作(印)・渋谷権兵衛(印)→八田嘉右衛門様	天保元年12月	横切紙・1通	え1812-30
覚(文政11子年9月3日金12両ほか利金差継ぎ金銭書上)	申11月26日	横切紙・1通	え1812-31
覚(金5両利息延滞分請取書) 八田嘉右衛門内長崎源吾(印墨消)→和合院様御納所中	天保7申年11月26日	横切紙・1通	え1812-32
覚(金1両12匁、当酉利息金請取書) 八田嘉右衛門内長崎源吾(印墨消)→和合院様御納所中	天保8酉年12月晦日	横切紙・1通	え1812-33
覚(金5両2分、割増御預け金当酉利潤金受取書) 伴栄作(印)・北村茂兵衛(印)→八田嘉右衛門様	天保8酉年12月	横切紙・1通	え1812-34
覚(金2分2朱余丑年利分請取書) 山越嘉膳→八田鉄之助様	12月28日	横切紙・1通	え1812-35
(書状、御願の御刀この者に御渡下さるよう願書) (佐竹)周蔵→(八田)嘉助様	7月22日	横切紙・1通	え1812-36
覚(金10両請取書) 片岡弥兵衛(印)→八田嘉助殿	天保4巳年12月27日	横切紙・1通	え1812-37

## 1.内方/5.金銭穀物請払

覚(金2両、当巳御懸金受取書) 与良内蔵助(印)→八田辰三郎殿	巳12月	横切継紙・1通	え1812-38
覚(本金15両当酉利分金1両2分受取書) 岡野陽之助(印)→八田嘉助殿	天保8酉年12月25日	横切紙・1通	え1812-39
覚(金3両、当辰利金請取書) 木町伊七(印)→浦野忠七殿	天保3辰年12月	横切継紙・1通	え1812-40
(上小嶋田村長十郎・源十郎元金20両証文他、3筆御下げ願い下書)		横切継紙・1通	え1812-41
覚(金3両2分6匁、平助無尽金請取書) 藤屋弥十郎→菊屋傳兵衛様	西11月晦日	横切紙・1通	え1812-42
覚(青銅10疋、当戌年始御祝儀請取書) 佐藤左金吾(印)→八田嘉右衛門殿	天保8酉年正月	横切紙・1通	え1812-43
覚(青銅5疋、当酉年始御礼請取書) 佐藤左金吾(印)→八田嘉助殿	天保8酉年正月	横切紙・1通	え1812-44
覚(金300両、取替金元利の内受取書) 水野友作(印)→八田嘉右衛門殿	天保9戌年正月3日	横切継紙・1通	え1812-45
覚(金5両2分、宿方割増御預け金当辰利潤請取書) 伴栄作(印)・渋谷権兵衛(印)→八田嘉右衛門様	天保3辰年12月	横切紙・1通	え1812-46
覚(金11両、宿方割増御預け金亥・子兩年利分請取書) 伴栄作(印)・北村左兵衛(印)→八田嘉右衛門様	文政11子年12月	横切紙・1通	え1812-47
覚(金10両、酉年より寅年迄5ヶ年八田嘉右衛門殿御助成金貴院より御渡下され請取書) 片岡源兵衛(印)→和合院御房	12月25日	横切紙・1通	え1812-48
覚(銭40貫文請取書) 八田嘉右衛門内浦野忠七(印墨消)→浄副寺様御納所	子2月23日	横切紙・1通	え1812-49
覚(金35両、取替元金350両利息金受取書) 水野友作(印)→八田嘉右衛門殿	天保10亥年12月25日	横切紙・1通	え1812-50
(川田大次郎金10両利下げ年賦願並びに金銭書上)		横切継紙・1通	え1812-51
覚(金500両、御町方融通穀代金受取書) (笠井)和七(印)→御元方	天保7申年12月	横切紙・1通	え1812-52
覚(金5両2分、宿方割増御預け金当巳利分請取書) 伴栄作(印)・増田徳左衛門(印)→八田嘉右衛門様	天保4巳年12月	横切紙・1通	え1812-53
(書状、糸会所の方も六ヶ敷御様子中島氏より承知仕り、小子も当年は急な物入りある上、望月主水殿へ差引ありて何とも御面倒なれども願上げの30枚、望月氏役人轟確左衛門へ御渡下されたきに付) * (端裏書)「書鳩君」 泰順→書旭君	11月12日	横切継紙・1通	え1812-54
(書状、飯山年賦金返済静間村へ出向き懸合の処、去寅年飯山ご領主様無尽の拘わり差引年々請取の金子有るもこの度返金無きに付) * 下書		横切紙・1通	え1812-55
覚(金5両2分、宿方割増金利潤請取書) 伴栄作(印)・増田徳左衛門(印)→八田嘉右衛門様	天保7申年12月	横切紙・1通	え1812-56
覚(元金150両分金15両他、金30両、取替金当申利足)	天保7申年12月24日	横切継紙・1通	え1812-57

金請取書) 水野友作(印)→八田嘉右衛門殿			
覚(金10両、戌年より4ヶ年八田嘉右衛門殿より助成 約定の金子戌年分貴院渡下され請取書) 師岡十 郎右衛門(印)→和合院御房	文政9年戌12月	横切継紙・1通	え1812-58
覚(金7両請取、所々無尽へ懸け出しに付) 堀内太一 郎(印)→八田嘉右衛門殿	天保8酉年12月	横切紙・1通	え1812-59
(書状、中嶋氏を以て仰せの儀、預り方承知に付証文 認め差遣わし、印形致し下さるべく、糸会所方差 引に付) 磯左衛門→(八田)嘉右衛門様証文入	9月4日	横切継紙・1通	え1812-60
覚(金3両3分、取替金利金の内落手に付) 水野友作 (印)→八田嘉右衛門殿	天保9戌年正月3日	横切紙・1通	え1812-61
覚(元金350両年中利足金35両他、金72両2分、取替 金当酉利分受取書) 水野友作(印)→八田嘉右衛門殿	天保8酉年12月23日	横切継紙・1通	え1812-62
(袋) * (袋上書)「戌極月 払方書出入並雑書類 角喜金場」	(天保9年)戌極月	袋・1点	え1839
(天保9戌年払方書出入並びに雑書類)	(天保9年)	巻込/(え1840-1 ~2は巻込一括)・ 1点	え1840
(帽子2ツ代464文ほか金銭書上)	(正月~8月)	横長半・1冊	え1840-1
覚(足袋仕立代金2朱余ほか金銭書上)	(2月~12月)	横長半・1冊	え1840-2
(金銭受取関係綴)	(天保11~12年)	綴/(え1868-1~ 59は一綴)・1綴	え1868
(袋) * (袋上書)「天保十一年子年中種々受取書并不限何義 取置候書類図意為にも可相成心得之ため」 東ノ弁政三郎	天保12丑年7月11日	袋・1点	え1868-1
覚(筵包2つ此目16貫200匁受取に付) 御飛脚組荒井 重平→長崎源吾様	(天保11)子年10月14日	横切紙・1通	え1868-2
覚(5月3日18匁9分飯山雀7枚他、銀46匁3分請取に 付) 豊屋義左衛門→八田嘉助様御内	5月	横切紙・1通	え1868-3
覚(金1両2分2朱銭146文杉苗2150本代請取に付) 東条村傳左衛門(印)→菊屋傳兵衛様	(天保11年)子3月	横切紙・1通	え1868-4
覚(10人葺手間代37匁5分他、金2両3分3朱348文に 付) 瓦屋銭八→(松井)和七様	(天保11年)子9月	横切継紙・1通	え1868-5
覚(8月25日白米粉から2升代2分受取に付) こしま や幸之助(印「松代東木町 小嶋屋」)→菊屋和七様	10月10日	横切紙・1通	え1868-6
覚(大極上梅板1駄送り駄賃424文請求に付) 新町大 和屋平左衛門[印「□□新町 大和屋」]→松代いせ町菊屋傳 兵衛様	4月20日	横切紙・1通	え1868-7
覚(金30両差引に付)		横切継紙・1通	え1868-8
覚(白米3石5斗石一五直段代金3両291文受取に付) 小嶋屋幸之助(印「松代東木町 小嶋屋」)→菊屋和七様	3月14日	横切紙・1通	え1868-9
(200疋3つ、300疋2つ 八味噌に付覚)		横切紙・1通	え1868-10
覚(正月184文他、3貫777匁受取に付) * (端裏書)「赤	(天保11年)	横切紙・1通	え1868-11

1.内方/5.金銭穀物請払

倉月割子正月より同八月迄]			
(書状、おんやくそくのはへ米ほんにち9斗さしあげにておうけ取りくださるべきに付) 中□村さくより→八田様御内(松井)和七様	10月11日	横切継紙・1通	え1868-12
(銀47匁3分9厘有地改入用紙屋町要助殿方へお約束に付書付) 東福寺村政本→いせ町傳兵衛殿		横切紙・1通	え1868-13
覚(1貫文菓子取合5倍他ノ1分2朱1貫413文に付) 布袋屋清二郎→太助様	8月6日	横切継紙・1通	え1868-14
覚(4月分元利金17両2分余月割上納謹請取に付) 菊や貞蔵[印「信州松代 菊貞」]→菊や傳兵衛様	(天保11年)子4月29日	横切紙・1通	え1868-15
覚(差替分葺手間6人他ノ83匁5分に付) 瓦屋彦十郎→上	10月7日	横切継紙・1通	え1868-16
口上(2匁にても宜しくに付) 市兵衛→(松井)和七様	7日	堅切紙・1通	え1868-17
(書状、お持ち下され有り難きに付) (堀内)与一右衛門→傳兵衛様	10日	横切紙・1通	え1868-18
覚(封物1包、湧泉亭御隠居遷化片付書類立合の方御預りに付) *(裏書)「表書之密書不在事廿日巳五刻源吾へ相渡被下先方へ返済之由」 観音院・向陽寺・宮沢虎之進・八田嘉右衛門代源吾・親類良助	天保11子年8月12日	横切継紙・1通	え1868-19
覚(金3分差引に付)	5月13日	横切紙・1通	え1868-20
覚(6月分金16両3分2朱銭393文月割上納金請取に付) 貞蔵[印「信州松代 菊貞」]→傳兵衛様	(天保11年)子6月29日	横切紙・1通	え1868-21
覚(子9月分548文ほか金銭書上に付) →松井和七様		横切紙・1通	え1868-22
(書状、切手差上ご落手くだされたきに付) (堀内)与一右衛門→傳兵衛様	26日	横切継紙・1通	え1868-23
(1束銀25両2包他ノ10包150両水井様へ相納に付覚)		横切紙・1通	え1868-24
(初3表但去亥暮請取下さるべき小手形) 御蔵納所→水野友作		横切紙・1通	え1868-25
(初4表但去亥暮請取下さるべき小手形) 御蔵納所→水野友作		横切紙・1通	え1868-26
(初5表但去亥暮請取下さるべき小手形) 御蔵納所→水野友作		横切紙・1通	え1868-27
(初6表但去亥暮請取下さるべき小手形) 御蔵納所→水野友作		横切紙・1通	え1868-28
(初7表但去亥暮請取下さるべき小手形) 御蔵納所→水野友作		横切紙・1通	え1868-29
(初8表但去亥暮請取下さるべき小手形) 御蔵納所→水野友作		横切紙・1通	え1868-30
(初9表但去亥暮請取下さるべき小手形) 御蔵納所→水野友作		横切紙・1通	え1868-31
(初10表但去亥暮請取下さるべき小手形) 御蔵納所		横切紙・1通	え1868-32



→水野友作			
(舂11表但去亥暮請取下さるべき小手形) 御蔵納所 →水野友作		横切紙・1通	え1868-33
(舂12表但去亥暮請取下さるべき小手形) 御蔵納所 →水野友作		横切紙・1通	え1868-34
(舂13表但去亥暮請取下さるべき小手形) 御蔵納所 →水野友作		横切紙・1通	え1868-35
(舂14表但去亥暮請取下さるべき小手形) 御蔵納所 →水野友作		横切紙・1通	え1868-36
覚(銀7匁柄杓3本に付) 庄三郎→八田御屋鋪様	6月24日	横切紙・1通	え1868-37
覚(金2両給金請取に付) 源吾→(松井)和七様	(天保11年)子7月12日	横切紙・1通	え1868-38
覚(29匁7分9厘差引請取に付) 三平(印「信松代荒神町 小川屋」)→(松井)和七様	(天保11年)子3月朔日	横切継紙・1通	え1868-39
(書状、御状下され忝なく、書状認め仰聞され賃銭相 揃え差上にて、又々返書御届け下されたきに付) 川内大治郎→松代木町菊屋左十郎様	6月5日	横切紙・1通	え1868-40
覚(80匁ほか差出にて御改め入帳下さるべきに付) 亀や三左衛門→菊屋伊七様	6月30日	横切紙・1通	え1868-41
覚(金4両3分奉公人男女共給金請取に付) 源吾→ (松井)和七様	4月3日	横切紙・1通	え1868-42
覚(金1両但作佐久郡へ出向造用3月21日受取他に 付) 源吾→(松井)和七様	4月5日	横切紙・1通	え1868-43
杉苗覚(3月19日300本他ノ2150本差上に付) 東条村 傳左衛門→上	3月	横切継紙・1通	え1868-44
覚(金1両2分1匁極上染蚊10疋請取に付) 小妻屋喜八 [印「信州善光寺 小妻屋」]→菊屋傳兵衛様	3月21日	横切継紙・1通	え1868-45
覚(322枚他ノ瓦350枚代銀40匁6分3厘他に付) 安 吉、(奥書)寺尾瓦や→八田様御内御役人中様	(天保11年)子10月19日	横切継紙・1通	え1868-46
覚(戌3月27日金1分他ノ6両1分58文差引に付)		横切継紙・1通	え1868-47
覚(5月分金16両3分33文月割上納金請取に付) 貞 藏[印「信州松代 菊貞」]→傳兵衛様	(天保11年)子5月29日	横切継紙・1通	え1868-48
覚(3月19日3人他ノ33人外苗110本に付) 才治・清兵 衛	4月	横切継紙・1通	え1868-49
覚(南之割8升他ノ5斗7升5合地代金立木共金35両に 付) 東条村明真寺分		横切継紙・1通	え1868-50
覚(金2分内川より証文の証物代料の内、抛ん所なき 入用にて時借落手に付) 藤田守蔵(印)→八田嘉助様	天保11子年4月21日	横切継紙・1通	え1868-51
覚(清風6目代3匁他ノ18匁此金1分1朱182匁受取に 付) かたや平兵衛[印「信州善光寺大門町僊掌堂□□平 兵衛」]→上	(天保11年)子5月13日	横切継紙・1通	え1868-52
覚(1帖1匁8分7厘5毛代金7匁5分ほか金銭書上) 竹	11月10日	横切継紙・1通	え1868-53

1.内方/5.金銭穀物請払

房村康蔵→上			
覚(金12兩3分1朱13文月割上納金7月分請取に付) 菊や貞蔵[印「信州松代 菊貞」]→菊や傳兵衛様	(天保11年)子7月29日	横切継紙・1通	え1868-54
覚(金3分2朱229文御蔵上納金御取替分請取に付) 増田店[印「信州松代木町 増田」]→きくや傳兵衛様	8月7日	横切紙・1通	え1868-55
覚(98枚他×152枚代18匁4分6厘他に付) 瓦屋錢八→ 菊屋傳兵衛様	(天保11年)子6月	横切継紙・1通	え1868-56
覚(木葉形皿5枚代金1兩2分買上代金受取に付) 表 柴町長兵衛(印)→八田嘉右衛門様御取次中様	(天保11年)子4月12日	横切紙・1通	え1868-57
覚(金2兩3分2朱喜三郎ほか御下金願上に付)	3月3日	横切継紙・1通	え1868-58
口上(21匁1分5厘小杉紙9束代金に付) 竹房村周作→ 上	2月7日	横切継紙・1通	え1868-59
(嘉永3年諸色受払書並びに諸書類綴)	(嘉永3年)	綴/(え1844-1~ 118は一綴)・1綴	え1844
(袋) *(袋上書)「嘉永三庚戌 諸色切手入」/「諸請取切手入 并配布入」袋紙背文書使用	嘉永3庚戌年	袋・1点	え1844-1
覚(長上下1下がり他衣服×11筆書上に付)		横切紙・1通	え1844-2
口上(小袖箆筒・手箆筒夜分に差越したく取計い願 に付) 竹山丁→藤五郎殿	5月27日	横切紙・1通	え1844-3
覚(当戊年渡高玄米34石9斗6升余差引に付)	(嘉永3年)	横切継紙・1通	え1844-4
覚(半切8つ他書上に付)		横切紙・1通	え1844-5
(籠末の火鉢15願いに付覚)		横切紙・1通	え1844-6
(書状、別紙拝借物宜しく願いに付) 草治→いせ町様 ニ而藤五郎様	12月5日	横切紙・1通	え1844-7
(書状、先頃御厚情の御品返上仕らず恐入り、今少々 の間御猶予下されたきに付) 草治→藤五郎様		横切紙・1通	え1844-8
(代燭台5つ控)		横切紙・1通	え1844-9
(書状、鳳凰太平1つ拝借願上げに付) とく田→八田 様	12月17日	横切紙・1通	え1844-10
(玉子・人参ほか書上控) *本文墨消		横切紙・1通	え1844-11
(正月7日1人千代吉ほか人名書上控)		横折紙・1通	え1844-12
(8月23日1人彦之丞ほか人名書上控)		横折紙・1通	え1844-13
覚(7月22日金1兩2分他×金34兩2分書上に付)		横切継紙・1通	え1844-14
覚(前椀皿10人前、湯桶2つ借用仕りたきに付) 本誓 寺納所[印]→八田嘉介様御役人衆中	10月25日	横切紙・1通	え1844-15
(書状、前椀皿・湯桶別紙の通り御恩借仕りたきに 付) 本誓寺→八田嘉介様	10月25日	横切紙・1通	え1844-16

## 1.内方/5.金銭穀物請払

覚(籠末な屏風1双に付) →伊せ町様		横切紙・1通	え1844-17
覚(100文鳥坂ほか書上に付) 能登や富作→上	5月7日	横切継紙・1通	え1844-18
戌5月8日源吾無尽調書(金3両3分3匁傳兵衛分、38両の利分他ノ金15両1分2朱余書上)	(嘉永3年)	横切紙・1通	え1844-19
(銀3匁ほか代金書上控)		横切紙・1通	え1844-20
覚(2月26日1匁5分手間代ほか金銭書上に付) 戸隠屋藤右衛門→八田様御内	(嘉永3)戌3月	横切継紙・1通	え1844-21
覚(3月26日24文箱2つ他代金書上に付) 戸隠屋藤右衛門→八田様御内	(嘉永3)戌6月	横切紙/(虫損)・1通	え1844-22
覚(正月164文けん上箱1つ他代金書上に付) 戸隠屋藤右衛門→八田様御内		横切継紙/(虫損)・1通	え1844-23
(大百合根2つ・糸こんにやく10わ書上控)		横切紙/(虫損)・1通	え1844-24
(木町八田嘉助様御長屋じばん1つ・綿入1つ・帯1筋書上控) 夫兼作	14日	横切紙/(虫損)・1通	え1844-25
(玉子10他書上控)		横切紙/(虫損)・1通	え1844-26
覚(16文青な他書上に付) 江戸屋三兵衛→上	9月13日	横切紙・1通	え1844-27
(ゆず1つ12文ほか直段書上控)		横切紙・1通	え1844-28
(書状、和歌尊評願いに付) 文領拜→心惠喜喜尊鉢師□□机下	菊月13日	横切継紙・1通	え1844-29
(みるふさ100文分ほか書上控)		横切紙・1通	え1844-30
覚(5月8日150文六丁ほか御法事の節差上に付) いつみや常吉→八田様御内御役人中様	(嘉永3年)戌7月	横切紙・1通	え1844-31
店衆(屏風1双ほか書上控)	11月17日	横切紙・1通	え1844-32
覚(10月7日・晦日6貫門1斗・5升ノ6斗に付) 現金屋理兵衛→菊屋傳兵衛様	(嘉永3年)戌11月	横切紙・1通	え1844-33
覚(2匁5分杉皮付1丁ほか書上に付)	2月28日	横切継紙・1通	え1844-34
(16文長物金ものうち代ほか書上控) 戸隠屋藤右衛門→八田様御内	(嘉永3年)戌9月	横切紙・1通	え1844-35
覚(初子2俵新米の分受取に付) 浄福寺納所→八田嘉助様御使中	(嘉永3年)戌11月17日	横切紙・1通	え1844-36
覚(御初穂金100匹神納に付) 戸田伊勢正(印)→八田嘉助様	(嘉永3年)戌10月13日	横切継紙・1通	え1844-37
覚(小杉1丸受取に付) 浄福寺納所→八田嘉助様御使中	12月7日	横切紙・1通	え1844-38
覚(大般若料金200匹ほか神納に付) 皆神山納所[印「皆神納所」]→八田喜兵衛様・八田嘉助様御使中	嘉永3戌年8月28日	横切紙・1通	え1844-39
覚(御鎮守御両社御祭日・御神酒他御渡下されに付) 内山上総	7月27日	横切紙・1通	え1844-40

1.内方/5.金銭穀物請払

覚(御神酒ほか受取に付) 内山上総→八田嘉助様御使 中	7月26日	横切紙・1通	え1844-41
覚(青銅50疋御初穂受取に付) 福寿院使僧(印)→八田 嘉助様御使中	(嘉永3年)戊8月25日	横切紙・1通	え1844-42
(書状、明21日より23日まで御星供修行仕るにて参 詣下さるべきに付)	2月20日	横切紙・1通	え1844-43
覚(御布施金200匹ほか落手披露に付) 浄福寺納所→ 八田嘉助様御内瀧沢藤五郎様	5月9日	横切紙・1通	え1844-44
(書状、今夕風流の俗人投宿に付尋常の夜具蒲団5人 前拝借仕りたきに付) 浄福寺納所(印)→八田様御内 瀧沢藤五郎様	26日晚	横切紙・1通	え1844-45
覚(生うるし本わん41人前ほか差上に付) 小出内よ り→伊せ町様御会所	(嘉永2年)閏4月17日	横切紙・1通	え1844-46
覚(御齋米初2俵受取に付) 浄福寺納所→八田嘉助様御 内御役人中様	(嘉永2年)酉12月23日	横切紙・1通	え1844-47
(重箱3組、大木伊左衛門殿頼みにて相廻し、面倒な がら御預り下されたきに付一札) 御膳所→八田嘉 右衛門様	(嘉永2年)閏4月24日	横切紙・1通	え1844-48
覚(御下屋敷小作初1俵上納に付) 恒作→御会所様	10月23日	横切紙・1通	え1844-49
(書状、御切米代金受取に付、別紙差紙のとおり2両 678匁差上げにて御落手下されたきに付) (水井) 忠蔵→(八田)嘉助様金紙入	7月11日	横切紙・1通	え1844-50
覚(中之条御役所より御触1通受取に付) 又右衛門 (印)→(八田)傳兵衛様	(嘉永2年)酉正月11日	横切紙・1通	え1844-51
(書状、私養女水井忠蔵伴忠治へ縁組仕りたく願 のとおりに仰付けられ有難くに付) *え1844-98、え 1844-99、え1844-102と同内容	8月20日	横切紙・1通	え1844-52
覚(御石塔磨き直し代銀2匁ほか受取に付) 御安口 石工安兵衛→八田様御内御役人中様	嘉永2年酉正月	横切紙・1通	え1844-53
(書状、無尽来たる18日寄合致にて、出席下されたき に付) 右当ばん→(八田)嘉助様	12月10日	横切紙・1通	え1844-54
覚(2月10日3匁4分5厘紺足袋1足他、25匁3分8厘262 文受取に付) 角店→瀧沢藤五郎様	(嘉永2年)酉7月	横切紙・1通	え1844-55
(11月29日楨8駄2束ほか書上控)		横切紙・1通	え1844-56
(書状、私儀御役替御勘定吟味役仰付らるに付) 原 権右衛門→伊藤一学様	3月1日	横切紙・1通	え1844-57
(6匁、高張桃燈張替他に付控) →上		横切紙・1通	え1844-58
覚(御石塔磨き直し代2匁他、1分752文に付) 石工 安兵衛→八田様御内御役人中様		横切紙・1通	え1844-59
(書状、無尽寄合仕度御光来下されたきに付) 紺屋 町栄八	2月	横切紙・1通	え1844-60
覚(850文、水風呂桶しやげ直し代他に付) 小越町桶	7月4日	横切紙・1通	え1844-61

屋八右衛門→八田様御内			
覚(7月22日49ほか御通御印下されたきに付) 泉屋代太兵衛→上	9月5日	横切紙・1通	え1844-62
覚(20日金1分高1坪他メ金2両2朱392文に付) *本文墨消 相模方世話人より→八田嘉助様御内	25日	横切紙・1通	え1844-63
覚(3貫文漆苗木1500本他メ4貫200文頂戴仕りたきに付) 瀬戸川村新八郎、(奥印)新八郎(印)→八田嘉助様御内	(嘉永2年)西6月21日	横切紙/(丁外れ)/(綴穴あり)・1通	え1844-64
おぼへ(いわたけ9升5合代448文に付) 水出南兵衛→才藤様御内	8月24日	横切紙・1通	え1844-65
覚(1匁2分9厘白地51坪5歩他に付) 柏屋賀助→上	(嘉永2年)閏4月10日	横切継紙・1通	え1844-66
(1匁5分ずつ肴紅白今坂数60メ20人まいに付) 鳥飼希吉→上	8月13日	横切紙・1通	え1844-67
(書状、例年どおり来たる14日火防神事執行に付) 吉田造酒→八田嘉助様	3月	横切紙・1通	え1844-68
覚(閏4月4日424文平め1杯に付) 美濃屋峯吉→八田嘉助様御内御役取次中様	(嘉永2年)西7月	横切紙・1通	え1844-69
(書状、来たる7日例年どおり当社諏訪宮神前において大般若執行に付) 練光寺→八田嘉助様	4月5日	横切継紙・1通	え1844-70
覚(鮭4本直95掛此日方2貫300目ほか差引21貫788文、為金3両2朱540文内金3両1分受取に付) 丸太屋安兵衛→八田嘉助様御内御役人中様	4月5日	横切継紙・1通	え1844-71
覚(内御預物分2月3日平目3枚代2貫200文他メ3貫974文、さし引924文に付) 現金屋祖吉→上	2月24日	横切継紙・1通	え1844-72
覚(杉根250本代1貫822文他、檜1100本・唐松50本内東條村・岩井山名所日影へ檜600本・同村名所白窪へ檜500本杉250本唐松50本植付相違無きに付) 東條村才治→菊屋傳兵衛様	(嘉永2年)西3月	横切継紙・1通	え1844-73
覚(3月17匁5分からかね鍋ふた2枚とも他に付)		横切紙/(丁外れ)/(綴穴あり)・1通	え1844-74
覚(白米8斗代3分2朱720文に付) 穀問屋孫兵衛→菊屋傳兵衛様	(嘉永2年)閏4月4日	横切紙・1通	え1844-75
覚(13人男代1貫624文他メ1貫824文に付) 千代吉→上	4月10日	横切紙/(丁外れ)/(綴穴あり)・1通	え1844-76
(銀8匁6分4厘火のし他メ12匁1分4厘差引書上) 常吉		横切紙・1通	え1844-77
覚(正月12日1匁7分青土びん1つ他メ1貫605文銀7匁3分に付) 升屋伊兵衛→八田嘉助様御内	(嘉永2年)西7月	横切継紙・1通	え1844-78
(八田茶之間方22日664文木戸大札5枚に付覚)		横切紙/(丁外れ)/(綴穴あり)・1通	え1844-79
覚(1石5斗1升4合并合米2斗5升他メ1石9斗2升差引に付) *本文墨消		横切紙・1通	え1844-80
(書状、寿嶽院七々日、百ヶ日法事法泉寺に執行にて	10月3日	横切紙・1通	え1844-81

1.内方/5.金銭穀物請払

5日夕8つ時より御焼香下されたきに付) *え1844-94と同内容 長右衛門→藤右衛門様			
覚(西7月7日大根1300本代5貫168文他ノ10貫20文に付)		横切紙・1通	え1844-82
(書状、西寺尾村私会所地面の儀申談じたく繰り合せお出で下されたきに付) 池田良右衛門口演→八田嘉助殿内米八	3月16日	横切紙・1通	え1844-83
覚(正月6日7分5厘縁付1枚糸手間代他ノ7匁5厘に付) 義左衛門→八田様御内	4月	横切紙・1通	え1844-84
覚(7月23日52他に付) いつミヤ→上	8月12日	横切紙・1通	え1844-85
覚(膳10人前他に付) 諏訪宮世話人[印]	5月6日	横切紙・1通	え1844-86
覚(大般若料200匹ほか神納に付) 皆神山納所[印「皆神納所」]→八田嘉助様・八田喜兵衛様御使衆中	(嘉永2年)西8月28日	横切紙・1通	え1844-87
覚(青銅20疋受納に付) 恵明寺納所→八田嘉助様御役人中	10月28日	横切紙・1通	え1844-88
覚(御水銭10疋寺納に付) 大莫寺納所→御使中	7月6日	横切紙・1通	え1844-89
(太田先生への30匹御出銅槌かに借用に付一札)	28日	横切紙・1通	え1844-90
覚(御水銭10疋受納に付) 願行寺納所(印「功德山知事」)→八田嘉助様御使	7月16日	横切紙・1通	え1844-91
(書状、例年のとおり来たる18日水職講修行仕るに付) 恵明寺→八田嘉助様	3月16日	横切紙・1通	え1844-92
覚(水銭10疋受取に付) 長国寺納所→八田嘉助様御内御使中	7月16日	横切紙・1通	え1844-93
(書状、寿嶽院七々日、百ヶ日法事法泉寺に執行にて、5日夕8つ時より御焼香下されたきに付) *え1844-81と同内容 長右衛門→(八田)喜兵衛様	10月3日	横切紙・1通	え1844-94
覚(御布施20匹受納に付) 恵明寺納所→八田嘉助様御使中	3月18日	横切紙・1通	え1844-95
覚(御祝賀20匹受納に付) 蓮乗寺納所→八田嘉助様御使中	10月13日	横切紙・1通	え1844-96
覚(長持一棹ほか書上に付)		横切紙・1通	え1844-97
(書状、私養女儀水井忠蔵伴忠吉へ縁組仕りたく、願のとおりに仰付られ有難くに付) *え1844-52、え1844-99、え1844-102と同内容	8月20日	横切紙・1通	え1844-98
(書状、私養女儀水井忠蔵伴忠吉へ縁組仕りたく、願のとおりに仰付られ有難きに付) *え1844-52、え1844-98、え1844-102と同内容	8月20日	横切紙・1通	え1844-99
(書状、無尽来たる15日昼会仕りたく、昼時お出で下されたきに付) 宮沢善吉→八田嘉助様	3月12日	横切紙・1通	え1844-100
(書状、私義足怪我にて明日登城仕り難く、腹痛にて御届け取計い下されたきに付) 八十歳→(八田)嘉助様尊下	3月2日	横切紙・1通	え1844-101

## 1.内方/5.金銭穀物請払

(書状、私養女儀水井忠蔵伴忠吉へ縁組仕りたく、願のとおりに仰付けられ有り難きに付) *え1844-52、え1844-98、え1844-99と同内容	8月20日	横切紙・1通	え1844-102
(書状、出立の節何よりの御品下され有難く、並びに仰付けの鯉節相調え差送り申すにて落手下されたきに付) 考三郎→(八田)嘉助様	2月7日	横切紙・1通	え1844-103
口上覚(父新助病氣養生叶わず死去に付) 伊勢町与作→八田嘉助様御役人中様	6月4日	横切紙・1通	え1844-104
口上覚(父忠兵衛病氣養生叶わず死去に付) 伊勢町芳三郎→八田嘉助様御取次中様	4月19日	横切紙・1通	え1844-105
口上覚(母病氣養生叶わず死去に付) 伊勢町周兵衛→八田嘉助様御取次中様	9月20日	横切紙・1通	え1844-106
口上覚(母病氣養生叶わず死去に付) 伊勢町民之助→八田嘉助様御取次中様	11月20日	横切紙・1通	え1844-107
覚(5月朔日172文足駄3足ほか書上に付)		横切紙・1通	え1844-108
覚(膳・わん・さじ・平30人揃い他書上に付)		横切紙・1通	え1844-109
(大根かす140本代100文、124文だちん下されたきに付一札) 川合吉治→松代御苗万作様	2月25日	横切紙・1通	え1844-110
(書状、先達で申置く金子この者へ御渡下されたきに付) 川合吉治→八田様御内御苗藤五郎様	極月14日	横切紙・1通	え1844-111
(書状、8ヶ月と存じたところ帳面を見れば7ヶ月に付、利分126匁にて宜しく取計い下されたきに付) 政元→藤五郎様	11日	横切紙・1通	え1844-112
口上覚(娘病氣養生叶わず死去に付) 木町吉左衛門→八田嘉助様御取次中様	4月3日	横切紙・1通	え1844-113
口上(頼み置きのため・長もち他代料御廻下されたきに付) 竹山町→藤五郎殿	18日	横切紙・1通	え1844-114
口上(先刻調書を以て相頼みの品々この者どもへ渡されたきに付) 浄福寺納所→八田様御役人衆中	7日	横切紙・1通	え1844-115
覚(御懸物申上置き1軸ほか拝借仕りたきに付) 浄福寺納所→八田様御役人衆中	5月7日	横切紙・1通	え1844-116
口上覚(妻病氣養生叶わず死去に付) 伊勢町兵蔵→八田嘉助様御取次中様	7月晦日	横切紙・1通	え1844-117
(書状、昨日願の御品の内3つ組盆、引盆この者へ御下げ下されたきに付) 草治→藤五郎様	12月16日	横切紙・1通	え1844-118
(袋) * (袋上書)「寅七月 茶之間当用書出払書入外ニ普請入用払書入」	(嘉永7年)寅7月	袋・1点	え1838-1
(茶之間当用書出払書入ほか普請入用払書)	(嘉永7年)	綴/(え1838-2-1~3-12は袋一括) / (え1838-2-1~2-22は綴)・1綴	え1838-2
(能登や留作通帳分372文ほか金銭書上に付覚)		横切紙・1通	え1838-2-1

1.内方/5.金銭穀物請払

覚(烏瓜代他2匁9分630文極月一同払いに付) *本文墨消 一文字屋清八郎→御茶間御取次中様	(嘉永7年)寅7月	横切継紙・1通	え1838-2-2
覚(烏粉代他372文極月一同払いに付) *本文墨消大丸屋惣平→八田慎蔵様御内	(嘉永7年)寅7月	横切継紙・1通	え1838-2-3
覚(まんちう代300文他に付) 河内屋芳左衛門→八田慎蔵様御内御役人中様	(嘉永7年)寅7月	横切継紙・1通	え1838-2-4
覚(米2斗8升入15俵他4貫908文に付) 車や弥忠太→八田藤五郎様御内	(嘉永7年)寅7月	横切継紙・1通	え1838-2-5
覚(輪島黒目米代金2朱受取、閏7月6日油店へ払いに付) 日野屋善治郎→上	(嘉永7寅年)5月8日	横切紙・1通	え1838-2-6
覚(綿打賃他、436文、丑極月分閏7月6日払いに付) 金兵衛→御茶之間	(嘉永7寅年)	横切紙・1通	え1838-2-7
覚(、315文7月16日払いに付) *本文墨消 升屋伊兵衛→八田慎蔵様御内	(嘉永7年)寅7月	横切継紙・1通	え1838-2-8
覚(小豆2升他、4貫212文払に付) *本文墨消 現金や理兵衛→八田様御内御役人衆中様	(嘉永7年)寅7月	横切継紙・1通	え1838-2-9
覚(炭2俵代600文に付) 上田水出嘉久蔵→幾久屋傳兵衛様	7月14日	横切継紙・1通	え1838-2-10
覚(上白糶1枚ほか払済みに付) かた田屋藤吉→八田慎蔵様御内	(嘉永7年)寅7月	横切継紙・1通	え1838-2-11
覚(湯呑1つ代金の内129文払いに付) *本文墨消 江戸屋利兵衛→八田嘉助様御内	(嘉永7年)寅7月	横切継紙・1通	え1838-2-12
覚(生坂1箇他、4匁1分払済みに付) みのや喜兵衛煙艸店→八田慎蔵様御内	(嘉永7年)寅7月	横切継紙・1通	え1838-2-13
覚(たはこ1升他、1貫72文払済みに付) 辰屋文源太→八田様御内御役人中様	(嘉永7年)寅7月	横切継紙・1通	え1838-2-14
覚(しんつほ直し他、629文払済みに付) 茶罐屋元吉→八田様御内御役人中様	(嘉永7年)寅7月	横切継紙・1通	え1838-2-15
覚(割6斗他の内209匁4分払いに付) 大丸屋嘉助→八田様御内	(嘉永7年)寅7月	横切継紙・1通	え1838-2-16
覚(義太夫代ほか払いに付) みのや与兵衛→八田慎蔵様御内瀧沢藤五郎様	(嘉永7年)寅7月	横切継紙・1通	え1838-2-17
覚(羊羹他14匁に付) *本文墨消 右引受人常吉→八田嘉助様御内御役人中様		横切継紙・1通	え1838-2-18
覚(たらい2枚他1貫119文払済みに付) 桶屋和吉→八田様御内	(嘉永7年)寅7月	横切継紙・1通	え1838-2-19
覚(40匁7分200文払済みに付) 音吉→御茶之間	(嘉永7年)寅7月	横切継紙・1通	え1838-2-20
覚(そうり5足他867文払いに付) 大沢や喜兵衛→八田御茶之間御役人中様	(嘉永7年)寅7月	横切継紙・1通	え1838-2-21
覚(醤油他5貫456文払いに付) *本文墨消 江戸屋佐吉→八田慎蔵様御内	(嘉永7年)寅7月	横切継紙・1通	え1838-2-22



## 1.内方/5.金銭穀物請払

(茶之間当用金銭受払書綴)		綴/(え1838-2-1 ~3-12は袋一括)/ (え1838-3-1~12 は一綴)・1綴	え1838-3
覚(三蔵・政吉他34人金1両2朱の内金2分受取に付) 寺町石嶋三蔵→八田様	7月12日	横切継紙・1通	え1838-3-1
覚(茶之間7人他27人半代1両1匁余に付) 常弥→上		横切継紙・1通	え1838-3-2
覚(1人他450文払いに付) 弥藤太→八田様御内		横切紙・1通	え1838-3-3
覚(酒蔵屋根1人他10工半、竹釘3升1合代金2分渡置 くに付) 御安口重吉→八田様御内御役人衆中様	(嘉永7年)寅7月	横切継紙・1通	え1838-3-4
覚(御沓石2つ他メ1両2分2朱余受取に付) 御安口石 工半兵衛→伊せ町八田様御内御役人御中	(嘉永7年)寅7月14日	横切紙・1通	え1838-3-5
覚(さつ鉄物340目代17匁他メ48匁5分払いに付) かつ 屋御口義吉[印「信州松代□□□□」]→木町上	7月6日	横切継紙・1通	え1838-3-6
覚(敷所葎3丸他メ803文払いに付) 吉井作兵衛→八田 慎蔵様御内	(嘉永7年)寅7月	横切継紙・1通	え1838-3-7
覚(はバ切4枚・半十浦付1枚代払済みに付) 豊屋儀 右衛門→八田様御内御役人中様	(嘉永7年)寅7月	横切紙・1通	え1838-3-8
覚(当用菓子箱直し他メ10匁余払いに付) 戸政屋藤 右衛門→八田様御内	(嘉永7年)寅7月	横切紙・1通	え1838-3-9
覚(鉈直し他メ27匁6分余に付) 豊町藤吉→伊勢町傳 兵衛様	(嘉永7年)寅7月	横切継紙・1通	え1838-3-10
おぼへ(御茶間分371枚平他メ銀214匁2分余に付) 東 福寺村瓦師市兵衛→八田様御役人様	(嘉永7年)とら7月	横切継紙/(虫 損)・1通	え1838-3-11
覚(4月14日平50枚他に付)		横切紙・1通	え1838-3-12
(諸取引書類)	(明治17~20年)	綴/(え2003-1~ 20は一綴)・1綴	え2003
(袋)		袋・1点	え2003-1
(書状、昨18年御貸与の株券60葉御返し下されたき に付) 八田知道→第六十三国立銀行御中	(明治19年)	横切紙・1通	え2003-2
記(経済雑誌代1円82銭受取に付) 東京々橋区弥左衛 門町7番地経済雑誌社[印「東京経済雑誌社」]→信州松代町 八田知道様	明治20年2月24日	印刷物・1通	え2003-3
記(11日分源3斗4升6合代金5円19銭他メ11円8銭受 取に付) ますた蔵→八田様	1月28日	横切紙・1通	え2003-4
(八田君手本紙1枚7厘ほか金銭書上控)		横切紙・1通	え2003-5
(書状、例の水井様の分御廻下されたきに付) (堀 内)荘作→(八田)知道様	3月31日	横切継紙・1通	え2003-6
(書状、水井様より中澤への年賦金御返し下され、受 取証差上げに付、御落掌下されたきに付)	16日	横切紙・1通	え2003-7
証(金3円水井氏より中澤氏への18年度年賦金割合 受取に付) 堀内荘作(印)→八田知道様	明治19年4月16日	横切紙・1通	え2003-8

1.内方/5.金銭穀物請払

(神戸の事・岡川慎蔵の事ほか書上)		横切紙・1通	え2003-9
(4月21日上納の事ほか書上)		横切継紙・1通	え2003-10
(慎1月7日21銭3厘小倉三ノ切1筋代ほか金銭書上)		横切紙・1通	え2003-11
(知道メ金43銭ほか金銭書上)		横折紙・1通	え2003-12
(現旁金15銭ほか金銭書上)		横切紙・1通	え2003-13
(金1円96銭9厘他メ金51円57銭2厘5毛書上)		横切紙・1通	え2003-14
(21銭5厘ほか金銭書上)		横切紙・1通	え2003-15
(10月10日金1円3銭ほか金銭書上覚)		横切紙・1通	え2003-16
(メ金1円10銭2厘ほか金銭書上)		横切紙・1通	え2003-17
記(作太郎明治18年度給金18円内訳覚)		横切継紙・1通	え2003-18
記(まき明治17年・18年給金15円内訳覚)		横切継紙・1通	え2003-19
記(せい明治17年・18年・19年給金15円内訳覚)		横切継紙・1通	え2003-20
内方指引覚(半紙代銀10匁5分ほか金銭書上)		横長半/(え1841 はえ1840に巻 込)・1冊	え1841
(金銭書上ほか綴)		綴/(え1858-1~9 は一綴)・1綴	え1858
(袋) *(袋上書)「用書類入」		袋・1点	え1858-1
覚(小出し入高金64両余ほかメ金233両余大法申上 に付) 南沢善太郎→八田慎蔵様	午年12月29日	横切継紙・1通	え1858-2
(4月26日金167両、奉書御買上代金ほか金銭書上に 付) *(端裏書)「御名中佐市差引」		横切継紙・1通	え1858-3
(今年地債53両ほか金銭書上に付覚)		横切紙・1通	え1858-4
(金何百両、正月中早々上納ほか金銭書上) *雛形		横切継紙・1通	え1858-5
(原村改所金30両2分2匁8分5厘差引ほか金銭書上に 付)		横切紙・1通	え1858-6
(書状、御細書下され御請け上納不足分勘考のとこ ろ、紙屋町源兵衛冥加金手帳へも載せず取調べ落 ち他に付) 荘右衛門拜上→八田様証文金子入	9月14日	横切継紙・1通	え1858-7
(辰4月金100両ほか金銭書上に付覚)		横切紙・1通	え1858-8
差上申一札(巳12月20日36丸代金21両外に1分包入 用1分2朱駄賃他に付) 竹房村孫右衛門→松代六曲供 方御役所	未9月29日	横切紙/(下札あ り)・1通	え1858-9
覚(御部屋御当用博多帯1本代他メ金85両2朱余の内 残金47両2分余書上)	(正月~12月)	横長半・1冊	え1842
(98円ほか書上)		堅切紙・1通	え1977

## 1.6.飯山領

## 1.6.1.無尽

(飯山領無尽年々懸差引書類関係綴)	(文政5~9年)	綴/(え1764-1~18は一綴)・1綴	え1764
(袋) * (袋上書)「(表)飯山年々暮ニ至懸差引之書類入置」 「(裏)文政八乙酉十一月飯山御領ニ付飯山町芝津浅野懸合 紙面請取印書村割致入置申候(墨消)」/(御菓子 鏡屋町升 屋袋再利用)	(文政8乙酉年11月)	袋・1点	え1764-1
覚(三四郎発起頼母敷初会・2会懸金ノ金444両2分差 引に付) (笠井)和七	文政8酉年12月	横切継紙/(え 1764-2-1~2は継 紙一括)/(下札あ り)・1通	え1764-2-1
(飯山頼母敷取立に付書付) 新五郎殿御改名三橋源五 右衛門殿・吉松四郎右衛門殿・高田茂左衛門殿・新役杵原勝 大夫門殿・常田善之助	(文政9年)戊正月15日	横切継紙・1通	え1764-2-2
覚(御城米51俵などノ金24両3分余飯山買継ぎ差引 に付) (笠井)和七	(文政8年)酉12月	横切継紙・1通	え1764-3
覚(粃米代金1600両他ノ金2170両3分余差引に付)常 田善之助→笠井和七殿	(文政8年)酉12月16日	横折紙・1通	え1764-4
覚(粃3342俵余代金879両2分余他ノ金1000両差引に 付) * (端裏書)「文政七申年十二月廿二日飯山損引入用 書類」	(文政7年)申12月22日	横切紙・1通	え1764-5
覚(芝津幾之助無尽割合金65両余差引50両余飯山へ 出金分差引に付)		横切紙・1通	え1764-6
覚(3斗5升入三八直段米2164俵3斗摺代金等ノ878両 1分余差引上納に付) (笠井)和七	12月23日	横切継紙・1通	え1764-7
覚(元金250両他ノ金384両1分9匁高井屋大和屋寅年 差引に付)	寅11月	横切継紙・1通	え1764-8
覚(御鬮金515両他ノ金1301両1分余飯山御無尽差引 上納に付)	寅11月	横切継紙・1通	え1764-9
覚(粃3800俵此代金1000両午1月20日飯山御城米大 和屋源兵衛引訳に付)	(文政5年)午11月20日	横切継紙・1通	え1764-10
覚(粃米361俵余代金95両余等ノ金115両余買継ぎ代 金に付) 大和屋源兵衛→菊屋和七殿	(文政5年)午12月19日	横切継紙・1通	え1764-11
覚(御城米530俵外様分他ノ米1750俵ほか5件御城米 の分共にノ粃3478俵余代金915両1分余書上) 大 和屋源兵衛→(笠井)和七殿	(文政5年)午11月7日	横切継紙・1通	え1764-12
覚(御城米780俵但し3斗5升入外様分差引530俵並び に粃264俵差引買継ぎ書上)		横切継紙・1通	え1764-13
覚(御拝借金40両差引願いに付) 山岸三四郎→菊屋傳 兵衛様	(文政5年)午12月19日	横切継紙・1通	え1764-14
覚(金2両並びに粃10俵の印書去巳年差出すべき所、 持参致さずに付) 大和屋源兵衛(印)→笠井和七殿	(文政5年)午12月22日	横切継紙・1通	え1764-15

1.内方/6.飯山領/1.無尽

覚(卯4月元金30両ほか差引に付)		横折紙・1通	え1764-16
覚(御城米代金884両3分余他ノ金1024両3分余差引金71両2分余納に付)	(文政5年)午11月22日	横切継紙・1通	え1764-17
覚(四ッ谷伊右衛門御城米26俵他ノ3362俵代金884両3分余、午年10月13日より12月9日迄綿内村へ着初取調書上)	文政5年午11月20日	横切継紙・1通	え1764-18
(飯山領無尽関係諸書類綴)		綴/(え1784-1~10は一綴)・1綴	え1784
(書状、頼母敷中嶋氏、和七方出席滞りなく相済むも、私儀症痛強く相臥し、漸々痛み和らぐも着座成り兼ね御休暇下されたきに付) 三(三橋)新五右衛門→八(八田)嘉右衛門様尊報	11月17日	横切継紙・1通	え1784-1
覚(紙代36文等ノ8両3分2朱余勘定に付)	霜月21日	横切継紙・1通	え1784-2
(書状、和七・小子恙なく飯山へ到着、質地証文の件懸合、無尽帳写差上等に付) 隠居→書鳩様	11月18日	横切継紙・1通	え1784-3
(書状、頼母敷の儀来る16日調致したく願上げの趣承知下さるべき旨、及び嘉右衛門様ご出張覚東無き事三四郎から承り、残念至極に付) 当田善之助→笠井和七様人々御中	11月朔日	横折紙・1通	え1784-4
(書状、拝領物仕り有難く、御序での節宜しき様御沙汰下されたき旨) 八田嘉右衛門→杉原勝大夫様人々御中	6月27日	横切継紙・1通	え1784-5
覚(取番無懸金20両懸10人、金100両及び発起懸戻金5両小以105両差引に付)		横折紙・1通	え1784-6
覚(4口半金415両外1件ノ105両飯山発起無尽戌3会懸出に付)	戌年11月6日	横切紙・1通	え1784-7
(書状、当16日4つ時集會仕り、15日御誘合い御光駕下されたく等に付) 飯山岸三四郎→松城笠井和七様貴下	11月朔日	横切継紙・1通	え1784-8
(書状、歳暮ご祝儀として鯛3尾贈る旨) 杉原勝大夫 教包(花押)・浅山仁兵衛正朋(花押)・高田茂左衛門良容(花押)	12月21日	横折紙・1通	え1784-9
添書一札之事(金100両此引当飯山御物成初600俵表にて借用に付) 松代町(笠井)和七→須坂町佐太七殿	文政7申年12月	横切継紙・1通	え1784-10
(飯山町大和屋三四郎発起頼母敷一件書類綴)	(文政8年)	綴/(え1819-1~4は一綴)・1綴	え1819
(袋) * (袋上書)「文政八乙酉年十二月飯山町大和屋三四郎頼母発起二会目立兼居候所(笠井)和七立入飯山様表札七百表借入候而右繰合手段無滞式会目相立諸方返金等も致手元懸出繰廻等も相記置候」	文政8乙酉年12月	袋・1点	え1819-1
覚(申初会500両講4口30両分金230両差引金銭書上)		横切継紙・1通	え1819-2
覚(正金612両2分外5件ノ金500両、和泉屋重太郎殿無尽鬮当金書上に付)	丑4月	横切継紙・1通	え1819-3
(文政5年罷り立ちの金500両発起頼母敷は故障にて		横切継紙・1通	え1819-4

延会、同8年3月和七立入人数など別紙帳面の通り決定に付書上)			
<b>1.6.2.訴訟</b>			
(飯山領訴訟関係書類綴)		綴/(え1765-1~36は一綴)・1綴	え1765
口上覚(飯山岩村田金談手続きの儀、文化年中飯山様並びに善光寺本願上人寄合無尽より取替金追々不差引多く、一統差支え掛り関田守之丞様へ内々願書) * (端裏書)「式 両所金談手続御尋ニ付差出候下案」/下書 八田嘉右衛門	正月	横切継紙・1通	え1765-1
(書状、20日双方済口証文御届け申上げの処、27日まで御沙汰無きに付) (片岡)源左衛門→伊勢町様御答	7月10日	横切継紙・1通	え1765-2
(書状、24日百人様付添土屋相模守様へ御訴えの所、追って沙汰有る由、また25日下戸倉喜四郎・佐右衛門及び飯山面々も御支配より差出すとのこと、今26日呼出なく明後28日かと存じ申上に付)		横切継紙・1通	え1765-3
(正月12日千曲川・犀川など川筋村方へ積下の訳柄取調べ仰渡され、文政13年5月飯山御領村々相手取り飯山御役所へ出願の件など留書)	(文政13年)	横切紙・1通	え1765-4
(頼母敷加入諸々御預り金差廻し取計いの儀、並びに公邊へ不意の御尋ねの節、取繕い及び飯山金子一件に付書留)		横切紙・1通	え1765-5
(天保4巳年正月江戸土屋相模守様より松代町嘉右衛門御吟味有るに付差紙到来、名代10日出立の旨など留書) * 堀之内樹一郎東禮年始挨拶状の裏面を利用	正月5日	横折紙・1通	え1765-6
(書状、飯山御領蓮村静間両村去去年年賦金100両返済滞納、今に取片付きなく催促状) * (端裏書)「飯山御領蓮村静間両村江年賦金滞共掛合状下案」/下書	12月	横切継紙/(虫損)・1通	え1765-7
(書状、帰着祝い鶏卵1鉢頂戴に付礼状) (片岡)源左衛門→伊勢町様	24日	横切継紙/(虫損)・1通	え1765-8
(書状下書、一件之儀証文替、平兵衛11日出勤御届申上げ、相手へ懸合に及び申すべき趣等に付) (八田)嘉右衛門→(片岡)源左衛門様尊報	2月19日	横切継紙・1通	え1765-9
(書状、証文書換の儀に付) 竹山町→伊勢町様来□(綴紐)ニ而添	2月18日	横切継紙・1通	え1765-10
口上覚(飯山一件公儀より仰渡され名代出府、また下戸倉宿直之進善光寺町助之丞等も同日呼出にて、関田守之丞出府請けられる様にしたきに付) * (端裏書)「下案」 八田嘉右衛門	正月	横切継紙・1通	え1765-11
書添(関田氏へ話ある等に付)	3月14日	横切紙・1通	え1765-12
(書状、東武御状到来一覧のところ心配の程察し入り、端書の段此上いかに変え申すべきや計難きに付) 竹山町拜→伊勢町様	3月14日	横切継紙・1通	え1765-13
(書状、川船一条他に付)		横切継紙・1通	え1765-14

## 1.内方/6.飯山領/2.訴訟

(書状、飯山一件にて私6月中迄滞府の件御礼、且一件質地流地になし静岡・蓮岡村借用証文に仕立て直すなどのこと、十分の勝ち公事と見込み付安心されたきに付) (片岡)源左衛門→(八田)嘉右衛門様申上	2月12日	横切継紙・1通	え1765-15
格式二而罷出候様御差図有之候節口上覚(嘉右衛門御呼出の飯山一件、関田守之丞内懸りにて名代に頼むに付口上覚) *下書 八田嘉右衛門→岡島莊藏様	正月	横切継紙・1通	え1765-16
(土屋相模守より嘉右衛門へ吟味筋呼出のところ、病氣にて名代お上に失礼なきや否や伺書) *(端裏書)「正月四日差出ス」/下書	(正月4日)	横切継紙・1通	え1765-17
(土屋相模守より嘉右衛門へ吟味筋呼出のところ、病氣にて名代お上に失礼なきや否や伺書) *(端裏書)「宍 岡島莊藏殿へ差出候下案」	正月	横切継紙・1通	え1765-18
(関田出立の旨御届下さりたく覚)	26日	横切紙・1通	え1765-19
口上(書状お届け下されたきに付) (座間)百人→(八田)嘉右衛門様	正月27日	横切継紙・1通	え1765-20
(書状、此度名代御呼出し、委細松木氏仰越さる段承知、18日着し21日は9時過ぎ迄私宅にて取調べ、23日に段々御尋ねの上、28日頃御呼出しなるか挨拶に付) *(端裏書)「貴答」 (座間)百人→(八田)嘉右衛門様	正月26日認置	横切継紙・1通	え1765-21
(書状、八田氏名代として差図次第ご出立下さるべきに付) (座間)百人→(関田)守之丞様	正月23日認置	横切継紙・1通	え1765-22
乍恐以書附奉願上候(静岡村・蓮村岡村地内傳兵衛所持の田方当夏仕附行違い、村人開作を検分の上年貢納むところ、代官中より諸役初上納仰せられ、小作初減じ方なくば承引しがたき旨に付) *下書		横長半・1冊	え1765-23
(別紙証文の質地初代金76両入金致し、尚金6両入金のところ勝手向き差支えに付3月中旬まで日延べ願書) *控 依田弥五右衛門・上原一郎・神津定藏→笠井和七殿	文政12丑年12月	横切紙・1通	え1765-24
(書状、平兵衛下案拝見少々加筆に付) *(端裏書)「御答」	8月9日	横切継紙・1通	え1765-25
覚(巳年より25ヶ年元利勘定メ金5434両1分余書上)		横切継紙・1通	え1765-26
(正月9日夕刻松木源八殿御役所より明日出立に付、江戸御留守居座間百人殿へ御用書状、平兵衛へ仰せ出で頂戴に付書付)		横切紙・1通	え1765-27
(書状、松茸少々御笑納下されたきに付) つかや与惣左衛門→八田嘉右衛門様御取次衆中	7月20日	横切紙・1通	え1765-28
(書状、先年再建の節大恩借ご厚意を蒙る金子の儀などに付) 宗準→(八田)嘉右衛門様	6月4日	横切継紙/(虫損)・1通	え1765-29
(書状、鹿品1種お目に掛けたく、並びに疲労仕り諸方不義理御宥恕下されたきに付) 宗準→(八田)嘉右衛門様	6月4日	横折紙・1通	え1765-30

(正月16日先達て提出の差上金帳冊ほか御下げくだ さり、並びに嘉右衛門出府入用金、江戸表袖方よ り此表へ送付金の内、御内借成下され上納などに 付書上) *(端裏書)「御勘定所江金差出候書取」控		横切継紙・1通	え1765-31
(飯山一件御懸り様ご立腹の趣気の毒に存じ、此方 不平の義は飯山方実意を以て申談じ、双方品良く 相仕付け申すべく等に付書上) *下書		横切継紙・1通	え1765-32
(書状、東都よりの来状文言よろこばしき様子、唯今 開封に付) *(端裏書)「申上」 (関田)守之丞	2月8日	横切紙・1通	え1765-33
(書状、旧冬土屋相模守様より当25日迄出府仕るよ う申来たり、今般名代として孫兵衛差添え平兵衛 兩人差出し、お目通り下さる様に付) *(端裏書)「 喜福寺指遣候別紙下案」 八田嘉右衛門→喜福寺方丈様	正月9日	横切継紙・1通	え1765-34
(書状、飯山一件孫兵衛・平兵衛兩人差出すも聞き済 み成り難く、嘉右衛門様及び尊君様も御出府なく 百人様取繕ろい申し、又昨日兩人罷出で白州にて 御糺し有り、借資金子の義済めば宜しと仰され先 ず大きに宜く、また御懸り御留役清水次郎助様御 糺にて、直之丞へ地所流地の義御察当有る等に 付) 彦大夫→(関田)守之丞様申上	2月朔日	横切継紙・1通	え1765-35
(書状、黒田氏出席の義御許容成下され難く、又奥方 様より妻方へ御返しの御状箱返上に付) 竹山丁 拝→伊勢町様	正月22日	横切継紙/(虫 損)・1通	え1765-36
(飯山一件入用書状綴)		綴/(え1766-1~6 は一綴)・1綴	え1766
(袋) *(袋上書)「四月五日飯山一件入用書」/(善光寺大門町 銘茶蔦屋平兵衛袋再利用)(袋裏書)「去月廿三日於御腰懸 対談一件書状中島公片岡氏より平兵衛より来帖同夜竹山 丁松山丁堀内氏関田氏御集會御評議被下(笠井)和七六日 此方出立右返書下案入 五日川船方越州脇の町より万吉帰 着」		袋・1点	え1766-1
(書状、一件の義も委曲仰下され御心配の義と遙察、 御楮山の趣委曲承り等に付) *(端裏書)「(笠井)和 七遣候ニ付返書遣不申候」/下書		横切継紙・1通	え1766-2
(書状、一件御承知下され、公事口当金何程残金斯月 証文に是非共こじ付けたき旨に付) (片岡)源左衛 門→(八田)嘉右衛門様申上	3月27日	横切紙・1通	え1766-3
(書状、飯山一件竹山町・松山町堀内氏・関田子集會 下され、5年賦郷印位にて済口ご相談などに付) *(端裏書)「四月五日中島公へ遣候下案」 松城→御隠居 様尊答	4月5日	横切継紙・1通	え1766-4
(書状、23日御腰掛掛合にて無利息50年賦など掛合 いのところ御白州へ呼出され清水様御吟味、年賦 縮め20年・15年など掛合したきに付) 江戸より→ 松城様	3月27日	横切継紙・1通	え1766-5
(書状、飯山一件蓮・静間両村承伏致し、示談致すべ き旨に付、此書状着次第御評議早速否申付下さる 様、これに付和七殿出府致されれば万端都合宜し くに付) 孫兵衛・平兵衛→菊屋傳兵衛様	3月28日昼時認	横切継紙・1通	え1766-6

1.内方/6.飯山領/2.訴訟

(蓮・静間両村飯山一件関係書状綴)		綴/(え1767-1~17は一綴)・1綴	え1767
(袋) * (袋上書)「五月十四日平兵衛より飛脚到来 片岡氏紀の国屋より手前増田両名手紙平大夫より(笠井)和七江之手紙右何茂返書下案有之則十六日此方より出立平兵衛内縁之者ニ付為土産綿百疋与差遣候源吾へも書帖外為心得願向下案遣ス竹山丁片岡氏江書状ハ小山田公十五日夜出立ニ付右之方相頼差出ス」/(ぜん光寺西町ふのや清吉封筒再利用)		袋・1点	え1767-1
(書状、蓮・静間両村の一件懸合い、証文に領主家来奥印差挟まりては難渋のため郷印証文申立ての処、貸金を流地証文に直すは双方不埒、此上不済においては御吟味請け金子損失御咎めある旨仰せられ、御奉行所様御厚恩の証文書替え仰付ゆえ心得違ひ無き様、且つ嘉右衛門呼寄せたく20日迄に出府の様仰付られども、大病にて名代源吾遣わすに付取計い願に付) 増田孫兵衛→紀伊国屋利八様	5月16日	横切継紙・1通	え1767-2
(書状、嘉右衛門名代源吾示談取計いのため、御掛り様に任せ置く処、遠路の義示談整い難き等に付) * (端裏書)「[ ](虫損)平兵衛様 笠井和七 平兵衛へ遣候下案」(笠井)和七→平兵衛様貴報	5月15日	横切継紙/(虫損)・1通	え1767-3
(書状、一件の儀当7日御呼出懸合い、蓮・静間両村にては領主・家来奥印の証文にて31年賦を仰付られ、郷印証文を申立ての処、嘉右衛門罷出さず差紙にて呼出し等に付) 紀伊国屋利八→八田嘉右衛門様・同孫兵衛様・御役人中様	天保4巳年5月7日	横切継紙・1通	え1767-4
(書状、清水様仰せの由何れの所が御慈悲か解し兼ねるも、ご理解どおり御差函極まる節は、年賦何年に致し文言如何に致し御役人末書文言振りなど向方認めさせ示談に及ぶ様等に付) * (端裏書)「是ハ不用ニ不申越候却而御留守居病心ニ差碍し候義出来可申哉ニ付」/控		横切継紙・1通	え1767-5
乍恐以上書奉歎願候(嘉右衛門代源吾申上げ、飯山御役場計いを以て流質地に致し、年貢上納も致す所、最初へ立戻りては難渋至極、厚きご理解あり、証文替え年賦は承伏致すとも飯山役人奥印は御訴訟申したく、質地の作徳滞り流池の節の諸入料渡す様仰下されたきに付) * 控		横切継紙・1通	え1767-6
(書状、飛脚の者仏都より帰り明朝出立の積りにて、荒々東武返書の趣勘弁下され、御懸りへ任せ取計い申すべきに付) * (端裏書)「不用書類入」	15日	横切継紙・1通	え1767-7
(書状、証文は郷印・20年~25年賦位迄と押付けの様子、然るに郷役人加印の証文になくはお聞き済みもなく、是非嘉右衛門御呼出し代人へ仰付けられ、この度忠七替り源吾ただ無口にて罷り有る等に付) 書鳩→素弓様差上置	5月15日	横切継紙・1通	え1767-8
(書状、仰せの義最初江府より仰せ越されるところにて、座間様のお骨折一向見え、ただ清水様の仰の次第よりほか無きようの御評議にては残念至極に付) * (端裏書)「内密申上」(関田)守之丞	5月15日	横切継紙・1通	え1767-9
(書状、昨夜相談どおり右1本飛脚の者へ渡されたきに付) 竹山町→伊勢町様当用	5月15日	横切継紙・1通	え1767-10



(書状、平兵衛御届の写差遣すにて落手、添書とも奥津公へ伴を以て差出さるべきに付) (関田)守之丞		横切紙・1通	え1767-11
(書状、利八への御返報下案認めにて御加筆下さるべきに付) (関田)守之丞→(八田)嘉右衛門様	5月15日	横切紙・1通	え1767-12
(書状、助之丞罷越し、一件取扱いたき旨申来り承知の旨挨拶に及ぶため、御屋敷へ申上のところご尤もと申し、宿利八殿は宜しからざる旨申すため、嘉右衛門様代人忠七参り願うべき等内談に付) *(端裏書)「忝」		横切継紙・1通	え1767-13
(書状、昨7日一件呼出の始末の義、源左衛門様よりの書状お待ち下さりたく、御吟味は両度あり、無利息5ヶ年賦は承知致すも領主家来奥印の証文は不承知の趣、御白州にては懸合いも成し難く、示談の猶予願ひも聞済みなく、この上の申し争いは十分の証文取り難く存ずに付) *(端裏書)「忝」 平兵衛→笠井和七様	5月8日	横切継紙・1通	え1767-14
(書状、一件年賦年限及び飯山御役人奥書の儀相極まらず、私呼出し代人源吾にしたきところ、飯山役人奥印は承伏し、年賦は篤と示談に及ぶべく申遣わす間、座間公へお任せ御評議の上出府人へ御差図成されたき等に付) *(端裏書)「五月十五日片岡氏遣候下案」 (八田)嘉右衛門→(片岡)源左衛門様貴報	5月15日	横切継紙・1通	え1767-15
(書状、一件の代人呼び出しに付、飯山役人奥印は承伏し、年賦は篤と示談に及ぶべく申し遣わすよう内談済み、座間公へも伝えの処、伊勢町は年賦の件御集会大動に付飛脚立ては見合わせに付) *(端裏書)「五月八日夕認」 (片岡)源左衛門→(八田)嘉右衛門様申上	5月8日	横切継紙/(虫損)・1通	え1767-16
(書状、扱い人立合う訳はこれも平兵衛より委約申上の儀にて何分忠七少しも早く出府仕る様に付) *(端裏書)「五月十日昼時認」 (片岡)源左衛門→(八田)嘉右衛門様申上	5月10日	横切継紙/(虫損)・1通	え1767-17
(飯山一件落着に付書状綴)		綴/(え1768-1~13は一綴)・1綴	え1768
(袋) *(袋上書)「五月廿五日片岡氏并平兵衛より来状入 五月廿五日付片岡氏より書状六月朔日八ツ時着御用番様より六月十七日着片岡氏より来状御用番より被成下如例嘉介御請罷出無抛若殿様被遊御帰城候付返書出不申候右二付関田氏役頭奥津公江御状申来候趣を以て病氣二付御息を御届書写下案入尤十八日被差出被下候一件済口相成候付諸方御礼万端心得方平兵衛和七よりの文通下案も入置」/(ぜん光寺西町ふのや清吉封筒再利用)		袋・1点	え1768-1
(書状、飯山一件惣兵衛着府、昨24日平兵衛・喜四郎呼び出し評議のところ、惣兵衛場に呼び出され嘉右衛門理解承伏の実意御尋ねあり、並びに去年の作徳初代金50両当節差出し、跡金は20~25ヶ年賦にて双方和談すべきとの仰せ等に付) (片岡)源左衛門→(八田)嘉右衛門様申上	5月25日夜認	横切継紙・1通	え1768-2
(書状、飯山一件の義片岡様より御状17日夕方到着し一件済口罷り成り、御礼申上等に付) *(端裏書)「傳兵衛より平兵衛へ遣候書状下案」 傳兵衛→平兵衛様	6月19日	横切継紙・1通	え1768-3
(書状、一件の義辰作徳代の内にて当金50両元金2500両を当未より25ヶ年賦に取極め、証文仕置き	6月12日	横切継紙・1通	え1768-4

1.内方/6.飯山領/2.訴訟

規定書双方へ取り、一通は御奉行所へ上げ落着、並びに静岡・蓮両村役人印形取寄せ20日迄日延べ、出府の人共も当月下旬には帰国等に付) (片岡)源左衛門→(八田)嘉右衛門様申上			
(書状、一件済み礼物用意など中島公へ相談等申すべきに付) 星晴観→姿水園様御内覧可成下候	6月18日	横切紙・1通	え1768-5
口上覚(飯山一件、去年中作徳初滞り代金50両当金飯山御領両村より差出し、2500両無利息25年賦に和談、右年賦証文並びに双方案文へ御留役加筆され落着に付) * (端裏書)「如是相認奥津公へ差出申候」関田守之丞→(奥津公)	6月18日	横切紙・1通	え1768-6
(書状、御奉行所へ請書迄差上げにて飛脚忠助差上げ、委細その節の書状等にて御承知下さるべく、並びに差添人万右衛門内々帰国、方々御礼の品買集め等に付) 宗兵衛・平兵衛→笠井和七様	5月17日認	横切継紙・1通	え1768-7
(書状、一件落着程なく帰国の節内談下され、御懸り様にも骨折下され取繕い下されたきに付) * 下書	5月25日	横切継紙・1通	え1768-8
(書状、東都よりの一状拝見、御役人末書はいやみながらも、作徳米滞りのところは宜しき義安心に付) 素弓→姿水園様	水無月2日	横切継紙・1通	え1768-9
覚(湯衣料金200疋落手に付) 万右衛門(印)	5月14日	横切紙・1通	え1768-10
(書状、東武より到来の書状拝見し、落着安心仕り、此上は年賦1年でも縮め方と存じ、済口の目当出来等に付) 竹山町→伊勢町様	6月2日	横切継紙・1通	え1768-11
(書状、迷惑ながら谷町様より源左衛門様を以て堺丁芝居の御無心等に付)		横切継紙・1通	え1768-12
(書状、嘉助様御役成の御礼酒井権七郎殿御名代を以て御酒首尾能く進上に付) 善蔵→(八田)嘉右衛門様・(八田)嘉助様	5月28日	横切継紙・1通	え1768-13
(飯山一件書状綴)	(天保3・4年)	綴/(え1794-1~36は一綴)・1綴	え1794
(袋) * (袋上書)「飯山一件書類」		袋・1点	え1794-1
(書状、飯山一件段々有難く、今度小林氏帰国、委細御書取並びに御伝言の趣謹承何とも恐入り、済方も20~25ヶ年賦にて片付けば大悦に付) * (端裏書)「座間君へ指出候手帖下案十八日出御便差出申候」(八田)嘉右衛門→(座間)百人様尊下	4月16日	横切継紙・1通	え1794-2
(書状、飯山一件、小林出立余義なく内々懸合承知下され、20ヶ年より25ヶ年賦の処理、委細は松木氏より承知のところ、孫兵衛出立後平兵衛大病にて如何に付) * (端裏書)「座間君より五月六日返書十二日御出分より御届被下候」(座間)百人→(八田)嘉右衛門様	5月6日	横切継紙/(虫損)・1通	え1794-3
(書状、飯山一件段々有難く、今度小林氏帰国、委細御書取並びに御伝言の趣、謹承し何とも恐入り、済方も20~25ヶ年賦にて取り片付けば大悦に付) * (端裏書)「四月十六日百人様へ指上候下案」/え1794-2の下書 (八田)嘉右衛門→(座間)百人様尊下	4月16日	横切継紙・1通	え1794-4

松木氏八田氏江御咄之趣意(飯山領へ掛る金子一件に付)		横切継紙・1通	え1794-5
(書状、飯山一件にて、座間公より内嘶あり、孫兵衛殿・平兵衛同道のところ、能々相談あった旨内密報告に付) (片岡)源左衛門→(八田)嘉右衛門様申上	(天保4年)正月19日朝認候	横切継紙・1通	え1794-6
(書状、今般御用御召にて名代孫兵衛外平兵衛を差出したので、心添え下されたきに付) (八田)嘉右衛門→(片岡)源左衛門様貴報	(天保4年)正月27日	横切継紙・1通	え1794-7
(書状、今度呼出にては上下着用、帯刀の身分町年寄の趣、松木様の方へ御内意願うに付)		横切継紙・1通	え1794-8
(書状、今度呼出一件にて、名代の者外1人を今朝出立、御内教願ひ、並びに寺社方呼出にて名代孫兵衛と平兵衛を差出したので、心添え願う旨水井忠藏宛書状とも) *(端裏書)「天保四巳正月十二日座間君水井氏江差出候下案」 →(座間)百人様申上	天保4年巳正月12日	横切継紙・1通	え1794-9
(書状、旧冬出府命ぜられ名代孫兵衛差添え平兵衛兩人差出のところ、飯山纏れ一件もあり御目通り願うに付) *(端裏書)「東武喜福寺差遣候添書下案」八田嘉右衛門→喜福寺方丈様侍者御中	(天保4年)正月9日	横切継紙・1通	え1794-10
(書状、東武旅宿は紀伊国屋にするか評議に付) 竹山丁拝→伊勢町様	(天保4年)正月8日	横切継紙・1通	え1794-11
(書状、伺書の趣は公辺御達に振れざる心得にて取計うべきに付) 竹山町→伊勢町様	(天保4年)正月8日	横切継紙・1通	え1794-12
(書状、内評の趣は明日落草に書入れるに付) 竹山丁拝→伊勢町様	(天保4年)正月3日	横切継紙・1通	え1794-13
(書状、岡嶋氏へ問合わせのところ、江府御達の通りに心得るべき指図にて、源兵衛ら出立させた旨) 竹山丁拝→伊勢町様	(天保4年)正月8日	横切継紙・1通	え1794-14
(書状、別紙の趣を認めたので御覧のうえ加筆されたき旨) (関田)守之丞→(八田)嘉右衛門様	(天保4年)正月8日	横切継紙・1通	え1794-15
(書状、兼ねて御留守居様より御心配仰越しの儀は、越度なく取繕い旨等に付) *下書		横切紙/(虫損)・1通	え1794-16
(書状、飯山一件は追々濟口の様子にて、この上然るべく願うに付) *(端裏書)「菅沼君書帖下案」(八田)嘉右衛門→(菅沼)弥惣右衛門様申上	5月10日	横切継紙/(虫損)・1通	え1794-17
(書状、先般御懸り様より仰越された儀、何分然るべく仰下されたく、取繕い願うに付) (八田)嘉右衛門→(片岡)源左衛門様貴報	5月10日	横切継紙/(虫損)・1通	え1794-18
(書状、小林氏帰国にて座間公よりも申越された儀、御集会御決評に付) *(端裏書)「五月二日割番より相届申候」(片岡)源左衛門→(八田)嘉右衛門様申上	(天保4年)4月25日	横切継紙/(虫損)・1通	え1794-19
(書状、先月集評のところ飯山は37ヶ年賦の主張にて破談に付) (片岡)源左衛門→(八田)嘉右衛門様申上	(天保4年)5月3日	横切継紙/(虫損)・1通	え1794-20
(書状、年頭の祝詞) 水井忠藏→八田嘉右衛門様・八田喜兵衛様・八田辰三郎様参人々御中	(天保4年)正月11日	横切継紙・1通	え1794-21

## 1.内方/6.飯山領/2.訴訟

(書状、東都よりの細書返上に付) (関田)守之丞→(八田)嘉助様	23日	横切継紙/(虫損)・1通	え1794-22
(書状、寺社方御用にて御名代孫兵衛殿ら出府のところ、御入用金も差支えなきよう私共取計いに付) (水井)忠蔵→(八田)嘉右衛門様申上	(天保4年)正月19日	横切継紙/(虫損)・1通	え1794-23
(書状、私共兩人江戸到着し、片岡源左衛門様御長屋にて御尋の内容報告に付) 平兵衛(印)→忠七様	(天保4年)正月19日	横切継紙/(虫損)・1通	え1794-24
(書状、進物の黒裕子1疋・白紬1疋は菅沼様取計い、片岡公世話にて調役小澤氏に預置き引取りに付) *え1794-24の追伸	(天保4年)	横切紙/(虫損)・1通	え1794-25
(書状、一件御届書写並びに出帖1通披見委細承知、伊勢町様・中嶋様・関田様へ相談し、早々に彼地へ申越されたきに付) 直之進→傳二様	2月13日	横切継紙・1通	え1794-26
(書状、御一件は昨日二度目呼出吟味の次第は別帳通りの旨、平兵衛はこの程より風邪の旨等に付) (片岡)源左衛門→(八田)嘉右衛門様	2月5日夕方認	横切継紙・1通	え1794-27
(書状、当4日飯山一件召出にて委細御届写ほか書簡拝覧のところ、内済手続になる趣かに付) 竹山町→伊勢町様	2月13日	横切継紙・1通	え1794-28
(書状、中之条一件、東武よりの来状一覽のところ、手続に到り安心に付) * (端裏書)「御答」 竹山町	11月21日	横切継紙・1通	え1794-29
(書状、小作初出入、御勘定奉行御役所が訴訟人直之進の願書を請取の旨、並びに願書写など旦那様に披露願うに付) * 下書 平兵衛→忠七様・数右衛門様	(天保3年)辰11月9日昼時認	横切継紙・1通	え1794-30
(書状、飯山一件今年年賦対談は内密に取繕い、御衆評なされたく指図願うに付) * (端裏書)「今度右之趣にも相認候而指出可申上奉存候御添削奉願候関田子二も申談仕候下案」 (八田)嘉右衛門→(座間)百人様尊下	4月	横切継紙/(下札あり)・1通	え1794-31
(書状、孫公・和七一同の北沢彦太夫御地への道中入用1両2分を菅沼殿より借り、其地にては遣うまじき旨等に付) * (端裏書)「差懸りニ付略文御訴訟申上候」 (片岡)源左衛門→(八田)嘉右衛門様申上	4月16日	横切継紙・1通	え1794-32
(書状、飯山表の一条は片付け手間取り、出府したき旨は差戻しに付) (座間)百人→(八田)嘉右衛門様	4月17日	横切継紙・1通	え1794-33
(書状、別紙年賦は作徳滞の取計方はある様子の旨等に付) * 下書		横切継紙・1通	え1794-34
(書状、飯山一件に付今年年賦対談は等閑なきよう内密に取繕い、衆評されたきに付) * (端裏書)「四月廿四日座間君差出候下案」 (八田)嘉右衛門→(座間)百人様申上	4月24日	横切継紙・1通	え1794-35
乍恐以書付御届奉申上候(土屋相模守様呼出あり、出立致したきに付伺書) * 写 伊勢町嘉右衛門煩ニ付代孫兵衛、町役人代兼差添人平兵衛→御奉行所	天保4巳年正月8日	横切紙・1通	え1794-36
(飯山一件書状綴)		綴/(え1795-1~6は一綴)・1綴	え1795
(書状、飯山一件に付紀伊国屋利八ら毎日罷越し、座	正月23日昼九半時認	横切継紙・1通	え1795-1

間公・彦太夫・利八・孫兵衛・平兵衛一同内談取極めに付) * (端裏書)「御覽後御火中可被成下置候」(片岡)源左衛門→(八田)嘉右衛門様申上			
(本多豊後守様御領分信州水内郡静間村・蓮村質地、嘉右衛門役代傳兵衛受取流地の後、下戸倉村百姓直之進へ譲渡の次第、地所懸合尋ねに付申上書) *下書	正月	横切継紙/(下札あり)・1通	え1795-2
(書状、飯山一件、仰せに任せ傳治を戸倉へ遣わした旨ほかに付) * (端裏書)「二月五日差遣候下案」(八田)嘉右衛門→(片岡)源左衛門様尊報	2月5日	横切継紙・1通	え1795-3
(書状、一件の儀は段々労心の程お便にて承知に付) * (端裏書)「二月五日差遣候下案」 傳兵衛・(抹消「忠七」) →孫兵衛様・平兵衛様尊下	2月5日	横切継紙・1通	え1795-4
(書状、質流地他へ譲渡は永代売同様の趣にて、取り上げになれば飯山公の御高辻減か、御序の節聞き置き下されたきに付)		横切継紙・1通	え1795-5
(書状、別紙申上の下戸倉村喜四郎・佐右衛門兩人昨22日に到着、今23日御支配へ着御届けの旨、戸倉へ御達下されたきに付)		横切紙・1通	え1795-6

## 1.7.岩村田領

(岩村田領無尽関係書綴)	(文化9年～文政13年)	綴/(え1790-1～17は一綴)・1綴	え1790
(袋) * (袋上書)「岩村田御領法華堂渡辺武左衛門江質地代金五百兩相渡本証文問合兼当座証文彦通 同御領法華堂渡辺武左衛門並木甚右衛門発記無尽発当取入金預り証文彦通 右無尽帳写彦帳 右無尽金払下案彦通 外 向方より差出候無尽人数調書彦通 無尽金預り案文彦通 文政六未年三月取調入」	(文化9年～文政13年)	袋・1点	え1790-1
差出申一札之事(金500兩、今般無尽頼母敷講相企て金子請取に付) 会主並木甚右衛門(印)・同渡辺武左衛門(印)・同法華堂(印)、請人並木七左衛門(印)→御連中様	文政6未年10月	縦継紙・1通	え1790-2
差出申一札之事(金500兩、今般無尽頼母敷講当番金加判人立合請取預りに付) 金子預り主篠沢晋平(印)、請合渡辺武左衛門(印)出府ニ付代印民治郎・請合法華堂(印)→御連中様	文政7申年11月25日	縦継紙・1通	え1790-3
覚(金550兩、御趣意有り預りに付) * (端裏書)「文政六未年十一月十三日從岩村田法華堂渡辺武左衛門罷越候是迄並木渡辺法華堂差引相立候而済切不用之印書ニ候得共残置候」 八田嘉右衛門(印)→法華堂御坊渡辺武左衛門殿・並木甚右衛門殿	文政6未年3月	縦紙・1通	え1790-4
御請負申一札之事(御冠木御門110工手間、絵図面ご注文請負に付) 御出入大工忠蔵(印)・莊二(印)→八田嘉右衛門様御内浦野忠七様	文政13年寅3月	縦紙・1通	え1790-5
請取書之事(金153兩2朱、当戌4会目御掛金請取に付) 会主並木甚右衛門(印)・渡辺武左衛門(印)・法華堂(印)→八田嘉右衛門殿	文政9(年)丙戌11月28日	縦紙・1通	え1790-6
覚(御掛金3口半分金155兩2分余受取に付) * (端裏貼紙)「無尽三會懸出金請取印書」 渡辺武左衛門・並木甚右	申年11月25日	縦継紙・1通	え1790-7

1.内方/7.岩村田領

衛門・法華堂(印)→笠井和七殿			
郷借入金証文之事(御年貢諸夫銀差支え金142両3分・年1割2分割合来酉年より8ヶ年金28両3分宛返済借用証文) 平塚村金借用主萩原清左衛門・上塚原村同断池田源助・平塚村組頭清七・喜左衛門・百姓代傳吾・上塚原村組頭新蔵・同断政五郎・百姓代甚兵衛→松代伊勢町傳兵衛殿	文化9申年11月	縦継紙・1通	え1790-8
差出申一札之事(金550両、無尽頼母敷講相企て金子請取に付) 会主並木甚右衛門(印)・同渡辺武左衛門(印)・同法華堂(印)、請合並木七左衛門(貼紙「七左衛門不参に付代並木甚右衛門(印)・右同断並木晋平(印)」)→御連中様	文政6未年3月	縦継紙・1通	え1790-9
規定書一札之事(文政6年3月設立の金500両頼母子講、去亥5会日種々差問え休会、今般去亥年当子年の両会取立に付規定書差上一札) 会主法華堂(印)・渡辺武左衛門(印)・並木甚左衛門(貼紙「出府二付無印」)→八田嘉右衛門様御内浦野忠七様・笠井和七様	文政11子年12月	縦継紙/(虫損甚大)・1通	え1790-10
覚(卯年旦那方金1000両頼母子講企て、並木甚右衛門・並木七左衛門・渡辺武左衛門御加入、半口分50両掛ヶご承知下され請取に付) 内藤下総守内藤田多継・望月文治・後閑又兵衛・後閑元吾・高橋八郎・望月多作・後閑藤右衛門→八田嘉右衛門殿	文化10酉年4月	縦継紙・1通	え1790-11
借物証文之事(当宿御所持酒蔵並びに道具添物など当卯年より10か年間借用証文) *雛形 →松代御城下町傳兵衛殿	文政2卯年正月	縦継紙・1通	え1790-12
借入金証文之事(金50両、無拠なき要用に付) 請人上丸子村工藤佐一兵衛・請人岩村田町篠沢佐五右衛門、借用主岩村田家中後閑彦三→松代町傳兵衛殿	文化13丙子年5月	縦継紙・1通	え1790-13
差出申一札之事(文政6年発起無尽6番会連中延会、来寅春早々会合仕るべくに付) 岩村田町会主法華堂(印)・野沢村同並木甚右衛門(印)・岩村田村渡辺大蔵(印)→松代八田嘉右衛門様御内笠井和七殿・有賀平兵衛殿	文政12丑年12月24日	縦紙・1通	え1790-14
借入金証文之事(金150両但無尽御当番金のうち要用に付) 法華堂(印)・渡辺武左衛門(印)・並木甚右衛門代印市平(印)→八田嘉右衛門様御内笠井和七殿・浦野忠七殿	文政11子年12月	縦継紙/(虫損甚大)・1通	え1790-15
差上申一札之事(金250両、無尽頼母敷当懸金預りに付) 八田嘉右衛門内浦野忠七・笠井和七→御連中様	文政11子年11月	縦紙・1通	え1790-16
未二月初会(無尽未年2月初会懸金50両10番取、前田宗右衛門・大井丈左右衛門他々金550両覚) *墨消 会主法華堂・並木甚右衛門(墨消・甚右衛門)・渡辺武左衛門	3月23日	縦継紙・1通	え1790-17
(岩村田領無尽関係書綴)	(文化12年～天保11年カ)	綴/(え1803-1～14は一綴)・1綴	え1803
(書状、藤次郎殿帰国に付細書拜見、全て無難にて23日御吟味もなく、青山様御子様御卒去の由、引続き御吟味下さりたき等に付) * (端裏書)「大谷津栄治出立ニ付頼遣候 七月四日市兵衛方遣候下案」 菊屋傳兵衛→玉井市兵衛様几下	7月4日	横切継紙・1通	え1803-1
(書状、先日御呼出しの処、御懸り清水様替合にて新役豊藤五十助様に罷成り、委細昨日御腰掛へ平兵	6月19日夕方認	横切継紙/(貼紙あり)・1通	え1803-2

衛差出承知にて御安意下さるべきに付) 喜久や市兵衛→(笠井)和七様			
(書状、忠藏殿も相談仕り丈助殿伺いの処、多宮様へも御相談下され、最早添状も差出さず、今頃右等申し出ずも、いかがわしく伺われてもいかがかと多宮様仰出だされ、御指図も下され難く丈助様仰され、ご承知くだされたく勘考願いに付) (関田)守之丞→(八田)嘉右衛門様	5月2日	横切継紙・1通	え1803-3
(書状、岩村田御領分の者小作滞りに付、傳兵衛病気代の者出府訴状差上げ、当13日御差日の御尊判頂戴、評議にて内済しかるべきに付) (関田)守之丞	5月2日	横切継紙/(下札あり)/(虫損)・1通	え1803-4
覚(金26兩子懸返し等差引金20兩1分2朱受取書)文羽記→八田様	子4月25日	横切継紙/(虫損甚大)・1通	え1803-5
(文化4卯年12月14日初会金20兩2朱余など無尽金受取に付金銭書上) *下書 →八田嘉右衛門殿	(天保)4月	横切継紙/(虫損甚大)・1通	え1803-6
覚(金9兩、1000兩無尽に付取替金受取書) *(端裏貼紙)「文化十二亥三月金九兩岩村田千兩去戌暮懸金不差出候分□戻相添候印書」 池田覚藏(印)・後閑三吉(印)→八田嘉右衛門殿	文化12亥年3月	横切紙/(虫損甚大)・1通	え1803-7
(書状、段々心労下さる岩村田一件、平兵衛帰国委細承知、御懸り迄も手都合宜敷き趣、旦那も大悦安心致される旨、また岩村田一件前後進退ご勘考の上盆帰国願い致すべき哉、勘弁もあるべく、中野様にも御礼書差出す趣宜しく取繕い下さるべきに付) *下書	6月	横切継紙/(虫損)・1通	え1803-8
(書状、平兵衛・私早速御留守居様へ伺状差出す処お逢い下され、相替わらず御懸命御心配下され仰聞かされ有難きこと等に付) 市兵衛・平兵衛→(八田)傳兵衛様	6月14日	横切継紙/(虫損甚大)・1通	え1803-9
(書状、座間様へも兼て出府の様子承知にてお菓子料持参にて伺う処、お目通りご厚礼申上げ、種々御懸命を蒙り御断等あるに付) 市兵衛→(八田)傳兵衛様	5月29日	横切継紙・1通	え1803-10
(書状、雨天不順米値段にてお咎めを受けるものもあり、大川筋洪水にて船一切なきこと、また平兵衛帰国の処道中差支え難渋にて延着の義遠察仕り、去りながら着後御懸り様相違無く委細承知下されたき等に付) 市兵衛→(八田)傳兵衛様	6月27日昼過	横切継紙/(虫損)・1通	え1803-11
(書状、仰せの委細書面に認め御覧申すべき旨仰下さるに付、私身分の儀面目なく、内見下さるようお願いに付) 柄沢彦太夫→八(八田)嘉右衛門様	9月15日	横切紙/(虫損)・1通	え1803-12
(柄沢初め田中村に住み酒造など致すに付一札)		横長半/(下札あり)・1冊	え1803-13
(私儀商売向き未熟の処召抱えになり、酒造入も仕るも今般不行届御不審を蒙り、早速万端喜左衛門殿・和七殿へ問合せ、出精仕りたく、是迄の儀御許容下されたく願書) 彦市→(八田)傳兵衛様	天保11子年10月	横切継紙・1通	え1803-14
(岩村田領無尽関係書綴)	(文政4~6年)	綴/(え1789-1~6は一綴)・1綴	え1789

## 1.内方/7.岩村田領

覚(金115両2分請取預置きに付) 八田嘉右衛門(印墨消)→法華堂御房	文政4巳年4月	横切紙/(虫損甚大)・1通	え1789-1
(書状、今般無尽一条発会滞りなく相済み御礼に付) 並木甚右衛門→八田嘉右衛門様尊下	4月8日	横切継紙/(虫損甚大)・1通	え1789-2
(書状、無尽格別の厚恩のお陰を蒙り、また御饗応に預り大酩酊致し失礼に付) 渡辺武左衛門→[ ](虫損)右衛門様尊下	4月□(虫損)日	横切継紙/(虫損甚大)・1通	え1789-3
覚(文政7未年3月初会金175両ほか金子書上)		横折紙/(虫損甚大)・1通	え1789-4
覚(金157両2分発起無尽当2会目3口半懸金受取に付) 渡辺武左衛門(印)・法華堂(印)→八田嘉右衛門殿	文政6未年11月	横切紙・1通	え1789-5
覚(無尽1番から11番当番人、同村書上)		横切紙・1通	え1789-6
(岩村田村出張滞留中諸向懸合一件書状綴)	(文政8年)	綴/(え1788-1~14は一綴)・1綴	え1788
(袋) * (袋上書)「文政八年正月廿八日岩村田出張之節彼地ニ滞留中諸向掛合遣候先方返書并彼地ニ而掛合凡之議留置候帳面等此袋ニ入置候 二月五日 一山舎」	文政8年2月5日	袋・1点	え1788-1
(書状、両品遣わされ取調差出し大悦に付) 前田宗右衛門→和合院様	正月29日	横切継紙・1通	え1788-2
(書状、年甫の祝儀受取の御礼に付) 前田宗右衛門→和合院様貴酬	正月29日	横切継紙・1通	え1788-3
(書状、旦那当春不快在邑延引、今夕倉持方にて一盃遣わされたく、寛左衛門方へ御入り下されたきに付) 守常拝→一山舎様貴答	正月29日	横切継紙・1通	え1788-4
(書状、今夕倉持お招き申上の処、江戸出立の者あり用事出来にて明3日夕到来願いたきに付) 前田宗右衛門→和合院様玉机下	如月2日	横切継紙・1通	え1788-5
(書状、犬井退勤、いづれへ御掛合然るべき哉の旨御内意の趣承知に付) 守常→一山舎尊君貴酬	2月朔日	横切紙・1通	え1788-6
(書状、返金一件委細承知仕り倉持へ申立等に付) 守常拝→一山舎様御請	2月5日	横切継紙・1通	え1788-7
(書状、二重2樽を奥より差遣わされ、御存知の通りさしたる品では無く田舎御一笑寐酒になさるよりに付) 前田宗右衛門→和合院様玉机下	如月2日	横切継紙・1通	え1788-8
(書状、初代金御約束の状下され誠に痛み入り、明日早朝に飛脚を以て返済仕るべきに付) 田野口村又右衛門・瀬左衛門→岩村田宿ニ而酒井忠治様貴報	正月晦日	横切継紙・1通	え1788-9
(書状、返済出来兼ね延引願いに付) 又右衛門・瀬左衛門→酒井忠治様人々御中	2月2日	横切継紙・1通	え1788-10
(書状、毎度仰せ蒙る金子才覚調達、江戸月割出金の手当無く、今度は何分一先ず引取り願うに付) 寛左衛門拝→和合院様玉机下	2月6日	横切継紙・1通	え1788-11
(書状、池田源助年賦金延引恥入る事なれども本家不融通差支え暮らし方出金も出来兼ね暫くの間御宥免下されたき等に付) * (端裏書)「西二月一日四	(文政8年酉)2月朔日	横切継紙・1通	え1788-12



つ時頃到来大澤喜右衛門殿より」(大澤喜右衛門)			
(書状、御内談の一条両席へ申伸に付) 守弁拜→一山 舎様	2月4日	横切継紙・1通	え1788-13
岩村出張掛差向留 一山舎	文政8年酉正月27日	横半半折・1冊	え1788-14
(岩村田一件公訴出府関係書類など綴)	(天保3~11年)	綴/(え1804-1~5 は一綴)・1綴	え1804
(袋) * (袋上書)「岩村田一件ニ付公訴出府中文通并帰町二 附御添簡持参右始末方申立候下案」/(紙背文書使用)		袋・1点	え1804-1
(私儀ご当家召抱えとなり酒造入も仕り、国許親類 は勿論そのほかへ私の面目有難く、今般ご不審を 蒙り、早速喜左衛門殿・和七殿へ問合せ、出精仕り たく、是迄の儀御許容下されたく願書) 彦市→ (八田)傳兵衛様	天保11子年10月	縦継紙・1通	え1804-2
(書状、昨25日評定所にて御掛青山因幡守様、小作米 初代受取の儀相手又兵衛金子借用は領主台所御 賄い入料金にて村々金子にて無き証拠書数通差 出し等、岩村田一件書類無くば済まず、御面倒な がら一件調書残らず遣わす様願上げに付) 江戸 神田松船町紀伊国や利八宅より花井仲八(印)・丸澤栄八 (印)→笠井和七様	(天保11年)子5月27日	縦継紙・1通	え1804-3
一札之事(岩村田御領分佐久郡中小田切両村など別 紙本証文の通り、松代町傳兵衛方へ質地にて受戻 し出来兼ね、今般流地にて小作人納分、11月中松 代表にて受取る趣、対談に及ぶ処相違無きに付) *(端裏貼紙)「池田源助依田弥五右衛門迄差出候作徳正米 約定一札差出候下案」 埴科郡松代町傳兵衛代(笠井)和七 ・平兵衛→佐久郡上塚原村池田源助殿、同郡八幡宿依田弥 五右衛門殿	天保3辰年3月	縦継紙・1通	え1804-4
乍恐以口書奉申上候(先年源助殿地所松代へ譲り、 その後等閑になり、去亥年中息子源太郎殿へも掛 合いの始末、猶亦当春中より岩村田御領分村々へ 懸る出入一件に付)	(天保11年)子12月22日	縦継紙/(虫損)・1 通	え1804-5

## 1.8.藩への上納金

差上申証文之御事(吉野屋卯右衛門礼金上納来年3 月迄取り延べに付) 八田孫左衛門(印)・宇佐美清十郎 (印)→高橋傳治「殿」(墨消)・岡部治右衛門「殿」(墨消)・橋 本永助「殿」(墨消)	安永6酉年12月	縦継紙・1通	え2050
覚(公儀川々浚御普請御手伝い献上上納金300両受 取、御納戸へ収める旨) *(包紙上書)「享和二戌年三 月廿五日川浚御手伝被蒙仰候節金三百両献金御納戸江上 納請取印紙 八田孫左衛門 十二」 矢野源八(印)・三井 寿一郎(印)・金児総左衛門(印)・三井九郎左衛門、(奥書)窪 田三郎左衛門(印)・白川久馬(印)→八田孫左衛門殿	享和2年戌3月25日	縦継紙/(包紙 共)・1通	え2051
(御上向の義に付到来書綴)		綴/(え1796-1~ 40は一綴)・1綴	え1796
(袋) * (袋上書)「御上向之儀ニ付到来紙面入」		袋・1点	え1796-1
口上覚(御用立2500両の内1000両利潤の儀3分の利 にて御用立て置くに付申上) *(端裏書)「十二月廿	3月22日	横切継紙・1通	え1796-2

1.内方/8.藩への上納金

二日矢野倉氏を以指出す」 八田嘉右衛門→鹿野外守様			
(19日出勤願書差出し、同29日御当番金井左源太殿より切紙到来、早速出勤など書留)		横切紙・1通	え1796-3
口上覚(持病薬用養生仕り、この程快方にて出勤仕りたきに付) *下書 八田嘉右衛門→宛所	8月	横切紙・1通	え1796-4
(中野表袖市外当節奥筋袖買入好みの由にて、江戸表越後屋・大丸屋大店御当地へ出張仕りたき等に付申上書) *下書		横切紙・1通	え1796-5
(此節御金逼迫、金500両借用致したく願書) 大嶋武左衛門・菊池孝助→八田嘉右衛門様	2月23日	横切紙・1通	え1796-6
(書状、先達て三右衛門殿よりお話の御預け金、明日差引仕りたきに付) 大嶋武左衛門・斎藤善九郎→八田嘉右衛門様	閏4月朔日	横切紙・1通	え1796-7
(御聞置の口上書、昨日の下案相直し差出しに付、早速御取上げ御手扣へも書入れなざる様願書) (矢野倉)惣之進→(八田)嘉右衛門様	5月9日	横切紙・1通	え1796-8
(お歴々出合催し物、四季詠寄三大字ほか番付差上等に付書上) * (端裏書)「記録江書載可申事」/下書	3月26日	横切紙・1通	え1796-9
口上覚(御用立金御返済旧臘仰渡され畏奉り、尤も近年口入金返済方一統差滞り、繰廻方無く当惑仕るにて、旧臘仰渡されの御返済御下金は御預り金の方へ上納仕りたきに付) * (端裏貼紙)「下案 杉原ニ而相認上紙者内山可然候岩村田御領主様之所統候様其外文字統候所心懸認可被申候」 八田嘉右衛門→鹿野外守様	4月	横切紙・1通	え1796-10
(昨日嘉右衛門へ御下金仰渡され畏奉り、繰廻方穿鑿仕る共差支え、繰廻方御勘弁仕り、返済金来春中まで御上御預り金に成下しされたきに付願書) *下書		横切紙・1通	え1796-11
(瀬戸の職人庄次郎と申す者善光寺参詣に罷越すも相煩い、寺尾陶器方へ罷越し相纏るにて少々手充て仕り、願の通り差置き試し焼き等させたく伺書) * (端裏書)「卯十一月朔日御勝手方へ出下案」 八田嘉右衛門	(卯年)11月朔日	横切紙・1通	え1796-12
口上覚(今夜5半時十人町下私抱屋敷物置より出火にて、1町騒がせ差控えべきやに付、八田辰三郎を以て伺いに付) 八田嘉右衛門→鹿野外守様	12月23日	横切紙・1通	え1796-13
(文政2卯年閏4月18日、殿様御領内湯田中村御湯治遊ばされ、献上物差上にげて、御台所より金100疋下されに付書上) 傳兵衛代六右衛門	(文政2卯年)5月3日	横切紙・1通	え1796-14
口上覚(御用立金御返済旧臘仰渡され畏奉り、尤も近年口入金返済方一統差滞り、繰廻方無く当惑仕るにて、旧臘仰渡されの御返済御下ケ金は御預り金の方へ上納仕りたきに付) * (端裏書)「文政四巳四月鹿野外守殿差出候下案」 八田嘉右衛門→鹿野外守様	4月	横切紙・1通	え1796-15
口上覚(私義先年より御紋付御上下度々拝領仕り、然る処同苗喜兵衛儀分家御用筋相勤の儀にて、拝領御上下譲渡したく、矢野倉惣之進を以て申上に付) 八田嘉右衛門→菅沼弥右衛門様	正月6日	横切紙・1通	え1796-16

(陶器方手段御出方金70両、取計方且つ上納方如何に仕るべきや伺書) 八田嘉右衛門	(丑年)12月22日	横切継紙/(下札あり)・1通	え1796-17
口上覚(先達て御用達2000両、追って申上までその俣御預り下され、御利下げは相成間敷哉、右の内1000両は利潤御賢慮次第、1500両はその俣御差置れたく御尋ねに付) * (端裏書)「十二月廿日指出候下案」 八田嘉右衛門→鹿野外守様	12月20日	横切継紙/(貼紙あり)・1通	え1796-18
(書状、御稽古さらい内々御聞済み御礼に付) 野忠左衛門→八(八田)辰三郎様用事	6月17日	横切継紙・1通	え1796-19
(書状、密々内話致したく今暮頃お出で下されたきに付) 大手前→(八田)嘉右衛門様	6月朔日	横切継紙・1通	え1796-20
(書状、御用の儀あるにて暮時より罷出るとの仰蒙り畏み奉るに付)	6月朔日	横切紙・1通	え1796-21
(この状箱差越すよう申付書) 和田九郎右衛門→八田嘉右衛門様	6月朔日	横切紙・1通	え1796-22
(今度吹直し小判1歩判引遣わしの儀に付触書) * (端裏書)「御回章」 鹿野外守・管沼九左衛門・今井左源太→本丁三丁目後藤三右衛門役所・駿河丁三井組為替御用取扱所・本両替町十人組為替御用取扱所・葺屋丁三谷善九郎・出楨丁泉屋善治郎・宝丁三丁目竹原屋文右衛門・金吹丁播磨屋新右衛門・堀留丁一丁目殿村屋佐五平・多所丁井筒屋善治郎・三河丁一丁目嶋屋吉兵衛・神田旅籠丁石川屋庄兵衛	9月	横切継紙・1通	え1796-23
(書状、先刻の金子3両渡過ぎに付返上仕り、御落手下されたきに付) 大嶋武左衛門・斎藤善九郎→八田嘉右衛門様金子入	閏4月2日	横切紙・1通	え1796-24
(書状、国産に懸る物御入料引訳、且又御褒美品々下され物など早速御調差出すべきに付) 岡嶋莊藏→八田嘉右衛門様	正月28日	横切継紙・1通	え1796-25
口上覚(今度才覚金御下金仰渡され畏奉り、繰廻方先達て申上の通り穿鑿すれども、廻方差支える哉取計い勘弁仕り、御返済金大金ゆえ心配に付御上御預り下されたきに付) * (端裏書)「文政三辰年十二月十六日差出候下案日記にも留置候得共残置候病氣ニ付辰三郎を以指出候」 八田嘉右衛門→鹿野外守様	12月	横切継紙・1通	え1796-26
(書状、御借入金御利足並びに預け金御利足共別紙の通り差引書お目に懸け、得とお調べ下されたきに付) (大嶋)武左衛門→(八田)嘉右衛門様	11月25日	横切継紙・1通	え1796-27
(書状、昨夜御厄介に相成り御馳走有難く、猶又御切手差上御落手下されたきに付) 大嶋武左衛門・斎藤善五郎→八田嘉右衛門様御印書入	12月22日	横切紙・1通	え1796-28
覚(金20両、若殿様御繰廻金御預りの分請取申し、本証文を以て引換え申すべきに付) 八田嘉右衛門(印墨消)→大嶋武左衛門殿・斎藤善九郎殿	12月20日	横切継紙・1通	え1796-29
(高遠御家中様御内伴下され、委細仰せの趣嘉右衛門へ申聞かせの所、此節不快にて少々快方に向かい歩行伺い、他所御方様御尋問にも上向きへ対し遠慮の節、遠方気の毒にて、今夜中刻別竈の方へ御光臨下されたきに付書上)		横切紙・1通	え1796-30

1.内方/8.藩への上納金

口上覚(先達て御用達置く2500両、追って申上までその俣御預り下され、御利下げは相成間敷哉、右之内1000両は利潤御賢慮次第、1500両はその俣御差置かれたく御尋ねに付申上書) *下書 八田嘉右衛門→鹿野外守様	12月20日	横切継紙・1通	え1796-31
(金子の儀高金にて追って申上まで御下金の儀訴え申上げ、28日病気快気仕り御用番恩田安芸殿小玄閣に於いて申上書) * (端裏貼紙)「文政三辰年十一月廿一日指上候口上書手前日記へ驗置候得共残置候 知義」		横切紙・1通	え1796-32
(書状、外守殿御請事あり御借入金証文御印形相済み差越し申し、御落手くだされ古証文引替え遣えられたきに付) 大嶋武左衛門・菊池孝助→八田嘉右衛門様	12月26日	横切継紙・1通	え1796-33
(今度金子御調達先達て才覚御用達置く1割利付の分御返済の旨、然る所御達金と御預け金御差継ぎ罷成り、全く御預り金に罷り成るとも、少なからざる金高の儀早速繰廻し方覚束なくに付書上) *下書		横切継紙・1通	え1796-34
(書状、去年中御拝借金500両、当暮御上納有るべきに付) 窪田三郎左衛門→八田嘉右衛門様	12月25日	横切紙・1通	え1796-35
(書状、内々中嶋懸りの儀御内談来年まで御日延べに成下されたきに付) (窪田)三郎左衛門→(八田)嘉右衛門様	12月25日	横切紙・1通	え1796-36
口上覚(去年中会所拝借金御下げ金500両、当暮上納仕るべき証文にて、早速上納仕る様仰下され畏奉り、今年会所買入は仕らず是迄買置の品売捌方差支えに付) *下書		横切紙・1通	え1796-37
(書状、口書を受取、委細は中嶋へ御談じ下されたきに付) (窪田)三郎左衛門→(八田)嘉右衛門様	12月26日	横切継紙・1通	え1796-38
(書状、別紙の趣にて何分然るべく取計い願上げに付)	12月26日	横切継紙・1通	え1796-39
口上覚(私義是迄繰廻金並びに近年御預金御領内へ借出仕り、年々利分返済は有れども元金返済の期無く、差懸り御用の節御用立兼ね是迄も御領分への差引はなるだけ仕らず、他所差引仕り他の金銀御領へ入る訳にて自然と当地の益に罷成る等に付) *下書 八田嘉右衛門→鹿野外守様	11月	横切継紙・1通	え1796-40
(文化13年中元金100疋健姫様ほか金銭書上)	文化13年	横折紙・1通	え2015

1.9.藩関係

1.9.1.御目見

(八田知義登城御目見一件書類)	(文政7年)	綴/(え1835-1~3は一綴)・1綴	え1835
(包紙) * (包紙上書)「文政七壬申年十月廿五日五時前中候左吉殿御用之義御座候間唯今罷出可申旨申来則御殿罷出候付御意之趣相認置申候 知義」 (八田)知義	文政7壬申年10月25日	包紙・1点	え1835-1
(書状、御用向きにて唯今罷出で仰せに付) 中候左吉→八田嘉右衛門様	(文政7年)10月25日	横切継紙・1通	え1835-2

(中俣左吉殿連絡にて登城御目見え、其の方親年来 儉約分限者の趣御意成下され、又岩村田豊後守方 差引向き如何哉御尋ねを蒙る他御尋ね冥加至極 有難き等書留) (八田)知義	(文政7年壬申10月25 日)	横切継紙・1通	え1835-3
(嘉永2年八田知則家督後姿水園御入り関係綴)	(嘉永2年)	綴/(え1772-1~ 12は一綴)・1綴	え1772
(袋) * (袋上書)「嘉永二酉年閏四月四日知則家督後初而姿 水園御入二付諸事取計書類入」	嘉永2酉年閏4月4日	袋・1点	え1772-1
覚(焼鯛1枚代784文など金銭書上) 現金屋祖吉→大谷 津栄治様	(嘉永2年)西閏4月4日	横切継紙・1通	え1772-2
(御用人3人他ノ15人及び御坊主1人他ノ30人の人数 書上) * (端裏書)「嘉永二酉」	嘉永2酉年	横切継紙・1通	え1772-3
(姿水園へ立寄の節の献立書上)	(嘉永2年)	横切継紙・1通	え1772-4
覚(俎板1面ほか道具書上)	(嘉永2年)	横切継紙・1通	え1772-5
(酒2升大田寛左衛門ほか品々人名書上) * (端裏書) 「嘉永二酉閏四月」	(嘉永2年)	横切継紙・1通	え1772-6
覚(幕20張ほか道具書上)	(嘉永2年)	横切継紙・1通	え1772-7
閏四月四日御熨斗敷紙三方(献立書上)	(嘉永2年)閏4月4日	横折紙/(紙縫 綴)・1通	え1772-8
覚(河原理助酒3升・玉子30等品々、人名書上) * (端裏書)「嘉永二酉閏四月」	(嘉永2年)閏4月	横切継紙・1通	え1772-9
閏四月四日湧水亭御入二而御熨斗敷紙三方(献立書 上)	(嘉永2年)閏4月4日	横折紙・1通	え1772-10
御入万端取調扣(献立書上)	嘉永2年西4月	横長半・1冊	え1772-11
御入万端取調扣(献立書上)	嘉永2年西閏4月4日	横長美・1冊	え1772-12
(殿様姿水園立寄り入用関係書類綴)	(安政3年)	綴/(え1758-1~ 15は一綴)・1綴	え1758
(袋) * (袋上書)「安政三辰年九月十三日殿様東條辺江御野 懸御帛之節姿水園江御立寄り品々入用之書付入 八田知道」 八田知道	安政3辰年9月13日	袋・1点	え1758-1
(御相手衆1人ほか御供等ノ336人の人員・饅頭数書 上)	安政3(年)辰9月13日	横切継紙・1通	え1758-2
覚(御側向など供人員書上)	(安政3年)	横切継紙・1通	え1758-3
(成本半作・常作・吉左衛門の他に手伝の者等あれば 挨拶に廻るべき旨書付)	(安政3年)	横切継紙・1通	え1758-4
(樋口旗之助殿他3名酒札2枚ずつ等書上)	(安政3年)辰9月	横切継紙・1通	え1758-5
(増田清右衛門殿2疋・傳治ほか煙竹1本など書上)	(安政3年)	横切継紙・1通	え1758-6
(御徒士などの宿・掃除人足人名書上) 常治	(安政3年)19日	横切紙・1通	え1758-7
覚(ハツ半頃釣台2荷台所へ廻す旨等に付)	(安政3年)	横切継紙・1通	え1758-8

1.内方/9.藩関係/1.御目見

(御菓子・御盆台など献立書上)	(安政3年)	横切継紙・1通	え1758-9
覚(鉄治郎承り小奉書22枚・内山紙2畳ほか書上) (八田)鉄治郎	(安政3年)	横折紙・1通	え1758-10
覚(金2分1朱ほか御菓子代書上) 鳥飼常吉(印「松代中町鳥飼」)→大木伊右衛門様御内	(安政3年)辰9月	横切紙・1通	え1758-11
覚(惣メ銀26匁5分2厘銭3貫579文の取調書差上げに付) 大谷津又蔵	(安政3年)9月19日	横切紙・1通	え1758-12
覚(鯉節2本代264文他メ銀5匁2分7厘銭300文金銭書上) 御酒番坂田忠太	(安政3年)	横切紙・1通	え1758-13
覚(淀鯉2本代10匁他メ銀21匁2分5厘銭3貫279文金銭書上) 現金屋祖吉→御料理所御役所	(安政3年)辰9月13日	横切継紙・1通	え1758-14
九月十三日御熨斗敷紙三方(御吸物など献立書上)	(安政3年)	横折紙・1通	え1758-15

1.9.2.救恤

(極窮人へ御救粥関係綴)		綴/(え1854-1~40は一綴)・1綴	え1854
(袋) *(袋上書)「極窮人江粥被下ニ付取斗方被仰渡一件之書類 天保七申十一月」	天保7(年)申11月	袋・1点	え1854-1
(書状、昨朝より御救粥施行に付) 彦津弥左衛門→八田嘉右衛門殿	(天保7申年)6月19日	横切紙・1通	え1854-2
(書状、粥頂戴人の内名前出来次第御廻しに付) (寺内)多宮→(八田)嘉右衛門様	(天保7申年)6月16日	横切紙・1通	え1854-3
(書状、年越し御救い頂戴したき旨歎願にて内々伺いの処、取込にて差図しがたく、御門へ数人随る故、御救い並方に致せずは、私より上納したき心得にて、ともかくも取計い下さりたきに付) *(端裏書)「御内々申上 八田嘉右衛門」 八田嘉右衛門	(天保7申年)7月	横切継紙・1通	え1854-4
(書状、別紙の旨御救方お聞き済み、人数は38人の旨) (寺内)多宮→(八田)嘉助様	(天保7申年)7月19日	横切継紙・1通	え1854-5
(白米メ47石6斗8升ほか米高・金銭書上) *包紙紙背文書使用		横折紙・1通	え1854-6
覚(申11月晦日より同12月28日迄塩14斗5升7合5勺代金1分2朱銀4匁5分7厘他メ金2兩1分2朱銀5匁5分6厘4毛金銭書上) 酒店	(天保8年)酉8月	横切継紙・1通	え1854-7
口上覚(極窮の者難渋にて連光寺諏方宮社地において救粥下され、内々米差上げ上たきに付) *下書	8日	横切継紙・1通	え1854-8
(入穀の心当あり苦しからず儀、内々差上米仕り入料の内へ差加え、来春暫くの間只今までの通りに付覚) *下書		横切継紙・1通	え1854-9
(極窮の者への御救粥取計い八田嘉右衛門別帳の通りにて、場所・粥炊き方など評議に付伺書) *(端裏書)「御救粥被下方之儀付伺 御郡方」	11月	横切継紙/(下札あり)・1通	え1854-10
(書状、来る晦日より粥御下し取計い八田嘉右衛門	11月27日	横切継紙・1通	え1854-11

へ内意申渡に付) 矢沢監物→岡嶋莊藏殿			
(書状、粥御下しの風聞、多宮殿内々御咄申すにて取計いの人へ心付ある様、貴意を得たきに付) (菊池)孝助→(八田)嘉右衛門様	12月朔日	横切継紙/(下札あり)・1通	え1854-12
(極窮の者への御救粥取計い八田嘉右衛門別帳の通りにて、場所・粥炊き方など評議に付伺書) *(端裏書)「御救粥被下方之儀付伺 御郡方」	11月	横切継紙/(下部焼失)・1通	え1854-13
(白米1斗・大豆2升を水1石にて炊く旨ほか御救粥取計いに付規定書) *(端裏書)「反古」/下書		横切継紙・1通	え1854-14
(書状、昨24日粥下され人数書上差出しの所、直に差出し御認めに付) 菊池孝助→八田嘉右衛門様	12月25日	横切紙・1通	え1854-15
(諏方宮にて粥下されの所大人・小人差別無く1人玄米5合ずつにて正月4日より嘉右衛門粥御下しに付伺書) *下書	12月	横切紙・1通	え1854-16
(究極の者へ米1斗に付水8斗・塩5合にて御救粥取計いに付願書) *下書 御郡方	12月4日	横切継紙・1通	え1854-17
(書状、御救粥取計いの儀内談の上取調べに付) 三右衛門→八田嘉助様	2月18日	横切紙・1通	え1854-18
(書状、別紙認め添削下されたく、絵図の方夜中にて認め兼ね後刻認め申すべく、猶御人下されたく是は町方へも仰せ上げる方にて御勘考下されたきに付) *(端裏書)「申上」		横切継紙・1通	え1854-19
(書状、町外人別調べ申立ての処、見調べの人別にも引合わすか申聞きある様、外家中長屋者の内格別難洪の者凡そ人別申聞きある様に付) 彦津弥左衛門→八田嘉右衛門殿	3月13日	横切紙・1通	え1854-20
(書状、監物少々お話したく、今日登城前又は昼過ぎお出で下さりたきに付) 中津孫右衛門→八田嘉右衛門殿	11月26日	横切紙・1通	え1854-21
(11月26日5時岡嶋莊藏殿御用の趣申来たる哉、同日同刻矢沢監物殿より御用の趣申来たる哉留書)		横切紙・1通	え1854-22
(御救粥御下しの場所時節柄雪除き下さる様申上書) *下書		横切継紙・1通	え1854-23
覚(お粥分白米9石6升ノ真木446駄代金2両2分余差上に付) 喜左衛門	正月	横切紙・1通	え1854-24
(極窮の者への粥取計いは八田嘉右衛門別帳の通りにて、場所・粥炊き方等評議に付申上書) *(端裏書)「御救粥被下方之儀付伺 写十一月廿九日御蔵屋ニ而渡御郡方」	11月	横切継紙・1通	え1854-25
(練光寺門口番人民左衛門・操出方壱人才助他明晦日より御救粥御下しにて人数手配に付書上)		横切継紙・1通	え1854-26
(窮人へ粥御下しに付、取懸りの者人別書上書) 八田嘉右衛門		横折紙・1通	え1854-27
(白米請取書) *写 八田嘉右衛門→斎藤善藏殿・小林友之丞殿	天保7申年12月	横折紙・1通	え1854-28

1.内方/9.藩関係/2.救恤

頂戴鳥目割合(50匹扇子代10疋源吾ほか人名書上)		横切継紙・1通	え1854-29
(書状、去暮御救米下さる節少々にて余りあれば差越し下さるべく、受取方極まりにて貴意を得たきに付) (矢野倉)惣之進→(八田)嘉右衛門様	正月16日	横切継紙・1通	え1854-30
(御用差支えに付、忌御免仰付け、出勤申渡書) 寺内多宮→(八田)嘉右衛門様	正月3日	横切紙・1通	え1854-31
覚(11月晦日より12月23日迄白米8石御預り他諸品書上) 酒店	(天保7年)申12月28日	横切継紙・1通	え1854-32
覚(申11月晦日白米1斗・大豆3升ほか諸品書上) 酒店	(天保8年)酉正月	横切継紙・1通	え1854-33
覚(申11月晦日御粥にて1升5合程残り他12月27日までお粥にて8斗程残り書上) 酒店	(天保8年)酉正月	横切継紙・1通	え1854-34
(男女子供非人共ノ2860人人数書上)		横切紙・1通	え1854-35
(粥御下し場所諏方宮社地絵図面)		36.3×28.4・1鋪	え1854-36
(溜場所絵図面)		23.7×19.5・1鋪	え1854-37
御救粥被下方取計申上下票(下田米ほか大豆・玄米など書上書) *紙背文書使用 八田嘉右衛門		横長半/(下札あり)・1冊	え1854-38
極窮人江粥被下取計方ニ付伺(御下し場所等に付) 八田嘉右衛門	11月	横長半・1冊	え1854-39
折候上書ニ極窮人江粥被下取計方ニ付伺(御下し場所等に付) *下書 八田嘉右衛門	11月	横長半/(下札あり)・1冊	え1854-40

1.9.3.その他

(嘉永5年10月鍋島家目付重松善左衛門一件書上)	(嘉永5年)	横長半・1冊	え2018
御拝賀御着陣等次第(長秋記等より故実記事抜書)		横折紙・1通	え2017

1.10.町関係

1.10.1.立入人

(高井屋重助差引残金済口一件綴)		旧封筒入/(え1762-1~14は旧封筒入)・1点	え1762
為取替一札之事(金銭差引勘定伊勢町芳右衛門・与兵衛立入皆済に付) 保科村兵作(印)、伊勢町立入人芳右衛門(印)→松代伊勢町伊七殿	天保7申年2月	堅紙・1通	え1762-1
為取替一札之事(金銭差引勘定伊勢町芳右衛門・与兵衛立入皆済に付) *(端裏書)「先方江相渡候書面案文」 松代伊勢町伊七代印勝之助、立入人与平(墨消)→保科村兵作殿	天保7申年2月	堅紙・1通	え1762-2
(袋) *(袋上書)「天保七申年高井屋重助差引残金内済取扱済口一巻書類」	天保7申年	袋/(え1762-3~14は一綴)・1点	え1762-3



覚(天保6年暮迄メ金4兩2朱余の内3兩其ほか切手貸付分樽代請取り皆済に付) 保科村兵作(印)→伊勢町勝之助殿、御立入人芳右衛門殿・同断与兵衛殿	天保7申年2月17日	横切紙・1通	え1762-4
(高井屋重助当町住居の節借用金に付伴兵作御役所へ内願のため、御役所より木町与兵衛・いせ町勝之助・伊勢町芳右衛門取扱内済願未留書)		横切紙・1通	え1762-5
覚(寅から7年分金銭書上)		横切紙・1通	え1762-6
覚(金4兩借用証) 菊屋伊七→高井や重助殿	巳7月12日	横切紙・1通	え1762-7
(丑暮メ高金2兩2朱余ほか元利差引書上)		横折紙・1通	え1762-8
乍恐以書付御答申上候(保科村留治義親重助当町住居の節、差引残金借用の趣を以て内願仕り御役所より御尋ねに付) *下書		横切継紙・1通	え1762-9
覚(金4兩借用証) 菊屋伊七(印「信州松代菊屋仕入」)→高井や重助殿	巳7月12日	横切紙・1通	え1762-10
乍恐以書取奉申上候(保科村留治義親重助当町住居の節、差引残金借用の趣を以て内願仕り右始末に付) 伊七病氣ニ付代勝之助		横切継紙・1通	え1762-11
覚(文政14丑5月差引借用高金1兩3分666文差引金1分479文金銭書上)		横切継紙・1通	え1762-12
覚(酉極月12匁7分5厘ほか元利差引に付)		横折紙・1通	え1762-13
覚(子暮改金2兩2朱余ほか元利差引に付) 高井屋重助→菊屋伊七様	午2月	横折紙・1通	え1762-14
蠟燭御通帳 菊屋伊七→高井屋重助様	文化14丑年正月吉祥日	横半半折・1冊	え1763

## 1.10.2.上水関係

(袋) * (袋上書)「天保十四卯年七月十九日道橋御手付内水引来候儀被相尋候一件書類」	天保14卯年7月19日	袋/(え1807を収納した袋)・1点	え1806
(町方用水内水関係書類綴)	(天保14年)	綴/(え1807-1~6は一綴)・1綴	え1807
(元禄4未年町方5町の者諸商売の御伝馬役勤めに付拝借金願いの他寛保2戌年8町大水にて金1分ずつ拝領願い書上)		横切継紙・1通	え1807-1
(貞享5辰年初並びに酒他所より入れ申すまじきの他町方触書上)		横切継紙/(下札あり)・1通	え1807-2
以書取申上候(町方用水取の儀御尋に付) * 雛形 いせ町忠兵衛→道橋御手附誰殿	天保14卯年7月	堅紙・1通	え1807-3
以書付奉申上候(町方用水内水取の御尋に付) 伊勢町傳兵衛→「道橋御手付」(墨消)誰殿「名主伴之助殿」(墨消)	天保14卯年7月	横切継紙・1通	え1807-4
(宝永~天明期の内水引一件など書上)		横切紙・1通	え1807-5
(大英寺・大林寺中川筋堀替書上絵図)	宝永3年9月26日	25.5×31.5・1鋪	え1807-6

## 1.11.寺社奉加

## 1.11.1.菩提寺浄福寺

(浄福寺より八田嘉右衛門宛金子借用証文等)	(文化7~14年)	綴/(え1825-1~4 は一綴)・1綴	え1825
借入金証文之事(金72両、よんどころ無き要用に付) *(端裏貼紙)「い一 文化七年十二月 金七拾貳両 右者 浄福寺地所不納ニ付御引上罷成候所追々年賦上納相立相 当而残金右金高ニ罷成候付願書地所売払右金子返済相残 浄福寺取納」/「取納致候約束之事」 浄福寺[印「浄福」]、 (奥印)田中村名主伴十郎(印)・組頭伊惣太(印)・長百姓弥 惣治(印)→八田嘉右衛門殿	文化7年年12月	豎紙・1通	え1825-1
覚(高18石7斗6升5合1勺、浄福寺持分この度ご相談 の上譲渡に付) 浄福寺[印「浄福」]→八田嘉右衛門殿	文化12亥年11月	豎継紙・1通	え1825-2
譲渡申田地証文之事(田中村御高辻之内高9石8斗7 升8合、当寺所持の田地今度勝手を以て代金172両 請取譲渡に付) *(端裏貼紙)「い二 文化十四丑年五月 浄福寺より譲渡候田地御検地ニ付御高掛九石八斗七升八 合ニ相成候付新証文引替可申候、寺中故障之義有之御水帳 不相分候故印形延引罷成候」 田中村浄福寺役代譲主傳右 衛門、名主道右衛門・組頭権左衛門・長百姓栄左衛門、(奥 書)浄福寺→八田嘉右衛門様御内傳兵衛殿	文化14丑年5月	豎継紙・1通	え1825-3
御役代一札之事(初103表3斗御預り地小作入初、八 田嘉右衛門様持地私役代仕度貴殿へ相談ご承知 下され相極めに付) *(端裏貼紙)「い三 文化十四丑年 五月浄福寺より譲請候地面役代証文今以御水帳不相整候 故調印無之候」 田中村浄福寺役代傳右衛門、(奥書)浄福 寺、名主道右衛門・組頭権左衛門・長百姓栄左衛門→八田嘉 右衛門様御内傳兵衛殿	文化14丑年5月	豎継紙・1通	え1825-4
(浄福寺無尽書類)		綴/(え1820-1~3 は旧封筒入)・3綴	え1820
(鬮組合人別書上ほか綴)		綴/(え1820-1-1 ~10は一綴)・1綴	え1820-1
寅十一月三日四会目鬮組合人別(辰八善法院・関山 松本・三橋新五右衛門・八田嘉右衛門五ほか人別 書上)	(寅年11月3日)	豎継紙・1通	え1820-1-1
丑十一月廿三日三会目鬮組合人別(い印六善法院・ 関山・三橋新五右衛門・八田嘉右衛門ほか人別書 上)	(丑年11月23日)	豎継紙・1通	え1820-1-2
丑十一月廿三日三会目金寄(金24両発当ほか11件合 金200両書上)	(丑年11月23日)	豎継紙・1通	え1820-1-3
丑十一月廿三日三会目鬮組合人別(い印六善法院・ 関山・三橋新五右衛門・八田嘉右衛門ほか人別書 上)	(丑年11月23日)	豎継紙・1通	え1820-1-4
寅十一月三日四会目金寄(金24両発当掛戻ほか10件 金寄書上)	(寅年11月3日)	豎継紙・1通	え1820-1-5
子九月二会目金寄(金9兩余大鋒寺・梅応院ほか11件 合金300両書上)	(子年9月)	豎継紙・1通	え1820-1-6

1.内方/11.寺社奉加/1.菩提寺浄福寺

覚(金13両2分2朱余、御発起無尽金借用証文)* (端裏貼紙)「子九月廿三日田中無尽ニ付金十三両貳分式朱六分九厘大和屋三四郎高井屋栄介」 飯山大和屋三四郎(印)・同所高井屋栄助(印)三四郎代印→浄福寺様御世話衆中様	文化13年子9月	縦紙・1通	え1820-1-7
覚(金40両、拙寺発起無尽当会御取入金の内御時借下され金子請取証文)* (端裏貼紙)「九月廿三日右同断無尽ニ付金四拾両 浄福寺」 浄福寺[印「浄福」]、(奥書)片桐元吉(印)・松沢武兵衛(印)・馬場忠吾(印)→八田嘉右衛門殿	文化13子年9月	縦継紙・1通	え1820-1-8
子九月二会日金寄(金9両余大鋒寺・梅広院外11件合金300両書上)	(子年9月)	縦継紙・1通	え1820-1-9
覚(金200両、三橋新五右衛門・八田嘉右衛門掛出分差引に付) (無尽金書上綴)	寅年11月3日	縦紙・1通	え1820-1-10
覚(金9両余、当寺無尽戸隠加入懸金調達兼御日延に付)* (端裏貼紙)「九月廿三日無尽ニ付金九両五匁四分六厘 浄福寺」 浄福寺[印「浄福」]→八田嘉右衛門様	子9月23日	横切継紙・1通	え1820-2-1
覚(金300両内金9両余、戸隠懸不足差引に付)		横切紙・1通	え1820-2-2
覚(9月23日金300両差引に付) (浄福寺無尽金受取書ほか綴)		横切継紙・1通	え1820-2-3
覚(金1両1分余、松代浄福寺より年賦去巳年分受取に付) 関山内田又七・村越良助(印)→松井和七殿	午7月21日	横切継紙・1通	え1820-3-1
覚(辰年分金1両1分余、浄福寺様無尽割返分受取に付) 村越伴治(印)・内田又七→松井和七殿	巳5月27日	横切紙・1通	え1820-3-2
覚(午年分金1両1分余、浄福寺様無尽割返金村越十兵衛行分受取に付) 佐藤弥三右衛門→松井和七殿	未6月13日	横切継紙・1通	え1820-3-3
覚(金1両1分余、松代浄福寺様頼母子割返金半左分受取に付) 松本斧次郎(印)→松井和七殿	5月29日	横切継紙・1通	え1820-3-4
覚(金1両1分余、浄福寺御方無尽割合辰年分受取に付) 戸隠山善法院(花押)→松井和七殿	巳ノ5月27日	横切紙・1通	え1820-3-5
(書状、例年今月頼母子割返金、風邪にてこの者へ御渡下されたきに付) 新野村杉山寺→松代はつ田(八田)嘉右衛門様貴下要用	12月15日	横切紙・1通	え1820-3-6
(書状、浄福寺御発起無尽去々寅冬会寄合の上割取り寅年分落手他に付) 氷鉤村善導寺→八田嘉右衛門様内用	12月12日	横切継紙・1通	え1820-3-7
覚(金1両1分余、浄福寺頼母子割合金去申年分受取に付)* (端裏書)「文政八酉六月七日浄福寺割合相渡候付受取紙面和七より預り置」 善法院(花押)→笠井和七殿	文政8年酉6月8日	横切紙・1通	え1820-3-8
覚(巳午兩年分金2両2分余、浄福寺無尽割返金請取に付) 戸隠山善法院→松井和七殿	未ノ6月日	横切紙・1通	え1820-3-9
覚(金6両受取に付)* (端裏貼紙)「文政二卯年十二月浄	(文政2)卯年12月20日	堅切紙・1通	え1820-3-10

1.内方/11.寺社奉加/1.菩提寺浄福寺

福寺無尽ニ付飯山江金子渡遣候受取印書] 今塚善八(印) →佐藤金三郎様			
(包紙) * (包紙上書)「御連中様 浄福寺」 浄福寺→御連中様		包紙・1点	え1820-3-11
(書状、拙寺先住代発起無尽御寄合去寅会より御割取に成り、遠路御出席も気の毒にて、別帳を以て割取懸戻金受取下されたきに付) 浄福寺→御連中様	12月	横切継紙・1通	え1820-3-12
(浄福寺檀中差引勘定帳関係綴)	(文政2年～天保4年)	綴/(え1831-1～4は一綴)・1綴	え1831
(袋) * (袋上書)「浄福寺差引帳二冊 但文政三辰年より同九戌年迄惣代取調帳二帳入 但文政八酉年差出候帳面へ引合致取調候二付右式帳差当不用酉年之帳面を以可取計事 天保四巳年九月改」	天保4巳年9月改	袋・1点	え1831-1
寺諸普請并品々入料帳 浄福寺檀中惣代六郎兵衛・喜左衛門・長左衛門・源五兵衛	文政5午年より当戌年迄	横長半/(貼紙あり)・1冊	え1831-2
出入一件雑用調帳 浄福寺檀中惣代六郎兵衛・喜左衛門・長左衛門・源五兵衛	文政2卯年より当戌年迄	横長半/(貼紙あり)・1冊	え1831-3
預り金請取初代調(善光寺無尽懸出し懸戻金200両他ノ金232両3分余金錢書上) * (端書)「別紙認直候ニ付不用之事」	天保4巳年9月調	横折紙・1通	え1831-4
浄福寺様御取替金覚(瑞峯和尚輪間御代次御礼江戸入用辰年金15両他ノ金165両1分余、並びに文政戌年ノ初172俵4斗代金32両1分余書上)		横長半・1冊	え1832
(袋) * (袋上書)「浄福寺差引 文政三辰年より同九戌年迄旦中惣代取調帳 式帳但式帳袋入 同八酉年惣代より差出候拝借金切払覚帳 沓帳 瑞峯和尚差引帳面并印書 但袋入 天保四巳年九月差引調帳 沓帳 職人等へ相渡請取書 一詰 右天保四巳年九月調入」/(貼紙)「文政六未九月一三分 真綿代」		袋・1点	え1828
文政三辰年より同九戌年迄浄福寺差引調覚	天保4巳年9月	横長半/(貼紙・下札あり)・1冊	え1829
(寺院参詣諸費用関係綴)		綴/(え1830-1～2は一綴)・1綴	え1830
上州安中宿脇下秋間村桂昌寺迄道中諸雑用附立帳	文政5午年正月25日～同20日	横長半・1冊	え1830-1
覚(浄福寺様幕式1卷代金1両1分受取に付) 伊勢町喜右衛門(印)→神戸源左衛門様御内	(文政5)午年正月	横切紙・1通	え1830-2
(浄福寺関係一括)		巻込/(え1834-1～2は巻込一括)・1点	え1834
御本山迄道中諸造用扣 浄福寺鑑寺檀中惣代紺屋町長左衛門(印)→いせ町傳兵衛殿	文政5午年9月29日～午10月4日	横長半・1冊	え1834-1
瑞峯和尚より預り金取調覚(金30両江戸喜福寺内鳳生寺より預り他金錢書上)	(卯2月22日～巳12月26日)	横長半・1冊	え1834-2
(浄福寺陰居現住瑞峯和尚田畑什物引渡一件書類)		綴/(え1893-1～21は一綴)・1綴	え1893

(袋) * (袋上書)「浄福寺陰居知門和尚現住瑞峯和尚田畑什物引渡一件ニ付瑞峯和尚遷化後且中惣代之者出府右济口迄種々書類御達書写并御内々御尋ニ付書取を以申上候儀別段有之差遣不用之書類ニ者候得共年来心痛致候儀残置候」	(文政5~6年)	袋・1点	え1893-1
(書状、埴科郡田中村浄福寺知門隠居のところ祠堂・田畑など引渡し致さず後住瑞峯病死にて知門並びに当時浄福寺鑑寺同且中世話人共呼出し品々引渡す様申渡に付) 龍穩寺鑑司→信州松代長国寺	(文政5年カ)午6月	横切継紙・1通	え1893-2
(書状、寒中見舞い並びに7日認め御状拝見一件未だに片付申さぬところ仰下されの御細文の趣承知に付) * (端裏書)「野池様、嶋田様」 田中新助→野池卯十郎様・嶋田喜左衛門様	11月28日	横切継紙・1通	え1893-3
(書状、御繁用中御尋ね下され忝なく、御内話の田中一件書類下案御覧下さり、一兩日の内御借置下されたきに付) (八田)喜右衛門→(八田)嘉右衛門様貴酬	5月15日	横切継紙・1通	え1893-4
(書状、結構なる真綿下され有難く、中山大納言殿・冷泉中納言殿の式紙2枚呈上仕りたく、且又菩提寺一件内済に付) * (端裏書)「八田氏江」 喜福寺→八田嘉右衛門様貴下御報	(文政6年)未10月	横切継紙・1通	え1893-5
覚(浄福寺先年取替金相嵩み引請置き、田山残らず差戻すにて引渡済み印書御返し下されたきに付) * 下案 八田嘉右衛門→大林寺方丈江	文政6未年8月15日	横切継紙・1通	え1893-6
(書状、田中御寺御内証御調書拝見のところ莫大の御借財倒惑にて手元差支え寄付仕りたく、相続頼みたきに付) * (端裏書)「田中村御寺借財片付ニ付関田氏江及挨拶候趣」	12月19日	横切継紙・1通	え1893-7
御内々伺覚(信州埴科郡田中村浄福寺御朱印地の趣、領主へ年貢不納にて持地御預かり、不納の分皆済後浄福寺へ立戻りにて右地所寺附に付他)		横折紙・1通	え1893-8
(書状、この度方丈様御出府にて私宅へ御目通り有難く、その上何よりの品贈下され一同御礼申上などに付) 田中新助→八田嘉右衛門様人々御中	10月12日	横切継紙・1通	え1893-9
(書状、浄福寺一件ご苦労ながら愚宅へお出で下されたきに付) 竹源兵衛→(八田)嘉右衛門様	7月28日	横切継紙・1通	え1893-10
(書状、大栄寺方丈8月25日遷化並びに拙寺も内葬ばかりにて、その地帰寺致すべき所、右足を痛め、盗難に遭い不都合ばかり出来いたし、20日前後には其の地へ参上の心掛けに付) 知泉院→八田嘉右衛門様	10月4日	横折紙・1通	え1893-11
(書状、瑞峯和尚儀は越後国蒲原郡瀬海村大栄寺衆寮にて金貌和尚法子など由緒書) * 下書		横切継紙・1通	え1893-12
惣代心得之書存付(惣代大林寺へ罷り出で、この程御渡下され御取憂書の趣、両所違背の儀もあり、殊に閑御三利様へ伺い置きもあれば、両所決着の上御答へ申上げたくに付) →大林寺様・和合院様		横切継紙・1通	え1893-13
(書状、田中村善右衛門より頼み、浄福寺知門和尚代御差引御帳面御借り申し、則ち同人へ一覽尚又返上仕るに付) 大林寺→(八田)嘉右衛門様	4月12日	横切継紙・1通	え1893-14

## 1.内方/11.寺社奉加/1.菩提寺浄福寺

(書状、道中大雨にて川留などあり、当17日7時過新助方へ到着、並びに御三利様御様子は御留守居より申立て、4月20日出立にて国元へ掛合い申遣わすにて、国元にては内済取喚い申す他に付) 卯十郎・喜左衛門・源吾兵衛→八田嘉右衛門様御内	5月27日	横切継紙・1通	え1893-15
(書状、菩提所入用書類風呂敷包み1つ受取、仰せの通り追って浄福寺へ相納めに付) 六兵衛→六右衛門様	6月13日	横切紙・1通	え1893-16
(書状、知門和尚の先達での御差引御調帳一覧仕りたく、後田中村善右衛門拙僧へ相頼むにて尊宅にてお見せ下さる様御差図下さる様に付) 大林寺→(八田)嘉右衛門様内用	4月10日	横切継紙・1通	え1893-17
(書状、先刻田中村善左衛門罷出で、知門和尚先達で立合御差引調帳一覧致したき段、申聞きに付) 大林寺→(八田)嘉右衛門様	4月10日	横切継紙・1通	え1893-18
(書状、浄福寺隠居知門和尚先達で御熱心御立入の差引帳面田中村善左衛門一覧仕りたき所、御取計い下さるべきに付) (八田)嘉右衛門→大林寺	4月10日	横切継紙・1通	え1893-19
(書状、今度惣代罷出で御歎願の所、御達書頂戴有り難くに付) 八田嘉右衛門→本郷方丈様侍者御中	7月	横切継紙・1通	え1893-20
(書状、結構なる白縮麻1箱有り難く、裂姿に仕立べく、又御菩提所一件成就仕るや御尋ね下されたく、並びに葵御紋付御吸物椀の蓋は、將軍家元旦のお雑煮椀の蓋にて、御替わり毎に御流れに相成り、御膳奉行始め懸り役筋の人に拝領致され拙寺へ申請に付) 本郷喜福寺→八田嘉右衛門様	6月10日	横切継紙・1通	え1893-21
(浄福寺瑞峯和尚差引帳面関係綴)		綴/(え1833-1~11は一綴)・1綴	え1833
(袋) * (袋上書)「瑞峯和尚差引帳面并印書入 戊八月調」	戊8月調	袋・1点	え1833-1
覚(瓦ふき手間扶持ともに30人代など金9兩2朱余受取に付) 上米鉋村政七[印]→条福寺様御役人様	9月8日	横切継紙・1通	え1833-2
覚(ふき手間扶持ともに2人代など金2分2朱余受取に付) 瓦師政七→田中浄福寺様御納所様	11月8日	横切継紙・1通	え1833-3
覚(瑞峯方丈御遣送成下され有難く、然る処拙僧転衣上京仕るにて金15兩御渡下さるべきに付) 実相院活尻[印]、(奥印)浄福寺[印「浄福」]→八田嘉右衛門殿	文政8酉年7月	横切紙・1通	え1833-4
代舌(瑞峯方丈印形、この上行状不埒の義もあらば、其の義に及ばざる旨是又仰置かれ、能々御承知拝受なさる様に付) (八田)嘉右衛門→活尻様	3月6日	横切継紙・1通	え1833-5
覚(瑞峯方丈御遣令金15兩、御遣贈にて新命方丈一同御頼みに付) 八田嘉右衛門(印墨消)→活尻長老	文政8酉年3月	横切紙・1通	え1833-6
覚(縮縮1反60匁他メ金2兩銀10匁5分に付) 増田店→伊勢町様御茶之間	午5月	横切継紙/(貼紙あり)・1通	え1833-7
覚(入用にて借入金5兩受取に付) 瑞峯(印)→八田嘉右衛門殿	5月17日	横切紙・1通	え1833-8
覚(中嶋様御礼分金1兩他メ金1兩3歩2朱、浄福寺よ	12月28日	横切継紙・1通	え1833-9

り所々へ謝礼金受取に付) 浄福寺旦中惣代六郎兵衛(印)→六右衛門殿			
(卯2月21日江戸本郷喜福寺内鳳生寺より預り金30両ほか金銭書上)		横切継紙・1通	え1833-10
覚(加賀絹白張2疋97匁請取に付) 菊屋万吉[印「菊屋」]→浄福寺様御鑑司様	未9月13日	横切紙・1通	え1833-11
(喜福寺・浄福寺など引渡し関連書状綴)		綴/(え1892-1~24は一綴)・1綴	え1892
(書状、一件の儀お済みの様子にても落着手間取りご心配に付書状、並びに喜福寺方丈様宛札状共) *(端裏書)「未五月十一日遣候下案」 八田嘉右衛門	5月11日、(奥書)5月11日	横切継紙・1通	え1892-1
(書状、譲渡の田山の他すべての寺附山を揃えるべき旨このたび檀那中願いに付) *下書		横折紙・1通	え1892-2
(書状、先般寛々拝借大悦にて、其後御尋ね宜しき義御窺いに付) *(端裏書)「午三月廿四日七[ ](綴紐)市村へ遣候下案」 八田嘉右衛門→錦繡寺様侍者御中	3月24日	横切継紙・1通	え1892-3
(書状、御参詣下され、引渡一件落着せず迷惑にて委細喜左衛門より申上に付) (八田)嘉右衛門→智泉方丈様尊床下	3月24日	横切紙・1通	え1892-4
(書状、ご気力ご壮健安心致し、脚気油断無くご養生下されたく、御平川宝昌和尚お使いにて御目見え致すに付) 八田嘉右衛門→錦繡寺様尊床下	3月27日	横切継紙・1通	え1892-5
口上覚(大林寺様へ御方丈様取次願いの処方丈様留主にて、後刻罷出る旨申置き他に付)		横切継紙・1通	え1892-6
(書状、尊家御碍成られず無事に思召し寄せられるに付) (八田)嘉右衛門→与左衛門様参人々御中	5月2日	横切継紙・1通	え1892-7
(書状、本郷喜福寺にて御方丈様御目見えし一件の儀承知下され、三御前様・三鑑司寄合の上評定差出し国元奉行所へ遣わすべく御願いに付) 野池卯十郎・米倉源五兵衛・田中新助→八田嘉右衛門様御内	4月朔日	横切継紙・1通	え1892-8
(書状、本郷御方丈様新助方へお出で、田畑山林御伺いの儀改め引渡し、長国寺達書にて申遣わしに付) 野池卯十郎・米倉源五兵衛・田中新助→八田嘉右衛門様御内	4月2日	横切継紙・1通	え1892-9
(書状、引渡一件寺社掛様迄吟味にて、前浄福寺当村更科村月宮院表向き披露済みにて、借用金も引請け方極まらず、御用も片付け難く委細頼みに付) →一様御侍者御中	3月	横切継紙・1通	え1892-10
(書状、職方・町方・町方役人へ行届きの事並びに本寺へ立寄り願面写差出し、録山添写し持参の事)		横切紙・1通	え1892-11
(書状、菩提所一件引渡し取調べ参らず迷惑にて、瑞峯和尚入院滞り無く出来れば有り難きに付) *(端裏書)「午三月廿二日源五兵衛卯十郎出府ニ而遣候下案 喜福寺江」 八田嘉右衛門→喜福寺様	3月22日	横切継紙・1通	え1892-12
(書状、菩提所一件迷惑にて後住智和泉方丈へ頼みの義未熟にて、この度10両御渡しにて取計いに付) *(端裏書)「午三月廿二日源五兵衛卯十郎出府ニ付	3月22日	横切継紙・1通	え1892-13

1.内方/11.寺社奉加/1.菩提寺浄福寺

田中新助へ遣候下案 廿三日源五兵衛・卯十郎遣之」(八田)嘉右衛門→新助様几下			
(書状、兩人差上げの儀遅延になり申上の事承知下されたきに付) * (端裏書)「五月十一日差遣候別紙下案等」 八田嘉右衛門→喜福寺方丈様	5月11日	横切継紙・1通	え1892-14
(書状、病氣にて一刻も早く書状御出下されたきに付) * (端裏書)「越後あふ坂村東光寺」	正月21日	横切紙・1通	え1892-15
(書状、浄福寺一件卯十郎より新助方迄上がり、始末方残り無きに付) * (端裏書)「五月七日指出候下案」 八田嘉右衛門→喜福寺方丈様	5月7日	横切継紙・1通	え1892-16
(書状、御願いの一件、卯十郎当朔日帰着し、浄福寺において参会にて心添え苦心の儀承知、御家内へ伝え写し頼みたきに付) * 下書 八(八田)嘉右衛門→田新助様几下	5月7日	横切継紙・1通	え1892-17
(書状、書面3通持参にて内々にて差引方何れ表向きのこと相談に付)		横切紙・1通	え1892-18
(書状、ご参会下されたき差引向きの儀旧年大林寺方丈を以て懸け合い、今般善右衛門同伴にて内済に付) * 下書		横切紙・1通	え1892-19
(書状、彼是の一件参会にて内談申上げ、一応仰下されたきに付) * (端裏書)「尊酬」 堅齡→尊酬	4月6日	横切継紙・1通	え1892-20
(書状、善光寺より浅右衛門宛名にて手紙到来し、御供する処明日は御供出来ずに付) がく	神無月16日	横切継紙・1通	え1892-21
(書状、宜しく御布施上られたく、17日繰り出すに付) そんしより→上	かみなつき14日	横折紙・1通	え1892-22
(書状、病氣にて物いりもあり厄介にならぬよう、新助に任せる旨承知になり新助へ問合わせ下さるべきに付)		横切継紙・1通	え1892-23
(書状、浄福寺知門陰居陰当引渡しにて取計い下さる様ご挨拶に付)		横切継紙・1通	え1892-24

1.11.2.その他

(良性院金銭貸借書類等綴)	(文化9~10年カ)	綴/(え1805-1~8は一綴)・1綴	え1805
(書状別紙、来年よりは先繰り返上も出し切るに付)	(文化9年12月11日)	横切紙・1通	え1805-4
覚(余儀なく入用にて金20両借用証券) * (端裏貼紙)「文化十四年十二月 一金式拾両 善光寺良性院かし印書」 良性院(印)→八田嘉右衛門殿	文化10年酉12月25日	堅切紙・1通	え1805-8
(書状、十種香は最初は銀2枚のところ少々遣い、何卒今2朱位願う等に付)		横切継紙・1通	え1805-1
(書状、光次郎一条何とも工夫も了簡も無く難渋にて、別紙の通り御恩借成下されたき等に付) 粟庵→書鳩君坐右	(文化9年)極月11日	横切継紙・1通	え1805-2
覚(金10両恩借証券) 良性院(印)→八田嘉右衛門様	(文化9年)辰極月11日	横切紙・1通	え1805-3



(書状、坂本宿しけ一条当月掛合のところ、往還向諸家様方通行夥しく延引願に付) 柴田市郎右衛門→八田慎蔵様御内鉄次郎様参人々御中	5月25日	横切継紙・1通	え1805-5
(書状、金子恩借願に付) 良性院→八田嘉右衛門様貴下	(文化9年)極月24日	横切紙・1通	え1805-6
遺物(鵬斎・寒葉斎筆屏風1双・袱紗1に付) →良性院法類中		横折紙・1通	え1805-7
(諏訪宮再建関係書類綴)		綴/(え1861-1~10は一綴)・1綴	え1861
(包紙) * (包紙上書)「諏方宮御再建相済候付伊東傳吾殿相頼天真院様江献上物仕候付御披露被下候付到来書状」	(文化9年)	包紙・1点	え1861-1
覚(御宮御神前入用の品代料の内、金1両2分受取に付) * (端裏貼紙)「申年九月金壹両貳分諏方宮神前道具方貸印書 伊勢町民八」 民八(印)→峯村吉兵衛様	(文化9申年)8月12日	横切紙・1通	え1861-2
音楽帖(平調音取ほか演目書上)		横切紙・1通	え1861-3
覚(御宮行事台1巻代金1両2分余受取に付) 木曾屋民八(印)→峯村吉兵衛様	(文化9年)申12月	横切継紙・1通	え1861-4
覚(脇障子木代銀7匁5分他、金1両1分2朱余受取に付) 後藤長八(印)→峯村吉兵衛様	5月10日	横切継紙・1通	え1861-5
(書状、今度ご献上の蒸菓子1箱及び鯛1折白木台にて披露に付) (伊東)傳吾→(八田)嘉右衛門様	2月29日	横切継紙・1通	え1861-6
文化九申十月廿七日諏方宮御普請懸り世話人振舞献立 * (端裏貼紙)「文化九申年十月諏方宮無滞御迂宮相済候付世話人振舞献立」	文化9申年10月27日	横切継紙・1通	え1861-7
(書状、八田嘉右衛門殿より到来の見事な杜若を早速差上に付) 榎田忠治→高山内蔵進様	3月14日	横切紙・1通	え1861-8
(書状、今日は御花詮議にて、本文お品を一入御歎び遊ばさるに付) (榎田)忠治→(高山)内蔵進様	3月14日	横切継紙・1通	え1861-9
(書状、到来の杜若は珍しきお花にてお喜びのご様子に付) 榎田(忠治)→高山(内蔵進)様	3月14日	横切継紙・1通	え1861-10

## 1.12.投資

### 1.12.1.松代貯積銀行

第一回半季実際考課状(明治14年3月27日より6月30日迄96日間の施行所務並びに創立の顛末及び諸勘定を精査し株主各位に示すに付) 松代貯積銀行支配人増田徳左衛門、取締役前島吉徳、頭取太田藤右衛門→株主各位御中	明治14年7月	B6版・1冊	え1879
松代貯積銀行創立規則・同申合規則・同預り金規則 松代貯積銀行	明治14年2月~3月	B6版・1冊	え1880

## 1.13.諸芸

(中山前大納言・広橋前大納言など書上)	明和8(年)4月5日~安永6年3月	横折紙・1通	え2022
---------------------	-------------------	--------	-------

## 1.内方/13.諸芸

(和泉次郎兵衛屏風仕立関係証文綴)	(文化8・9年)	綴/(え1779-1~6 は一綴)・1綴	え1779
覚(御台冥加上納銭など銭74文請取に付) 小納戸政 右衛門	2月	横切紙・1通	え1779-1
覚(御屏風七雙代金など金84両勘定書上)		横切紙・1通	え1779-2
(書状、御屏風入料払残銭761文差遣わし落手下され たきに付) 外守→友右衛門様	3月14日	横切継紙・1通	え1779-3
差上申御請書之事(金屏風5双並びに唐紙張り屏風 2双片方相納めに付) 和家治郎兵衛(印)・同伴藤八郎 (印)→鹿野外守様・高山内蔵之進様	文化8未年11月	縦継紙・1通	え1779-4
差上申御請書之事(御屏風7双片方仕立相納むべき に付) 和家治郎兵衛(印)・同伴藤八郎(印)、(奥書)銀座 式丁目家主安兵衛(印)→鹿野外守様・高山内蔵之進様	文化8未年11月22日	縦紙・1通	え1779-5
覚(6枚折金屏風1双代金23兩等々金83兩3分余のう ち拝借金45兩差引金38兩3分余請取に付) 銀座式 丁目家和次郎兵衛(印)→真田様御屋敷御役人中様	文化9申年2月	縦継紙・1通	え1779-6
(書状書き方手本カ)		半/(虫損甚大)/ (開披不能)・1冊	え1894
(「生萱土口若…」漢詩カ)		美/(虫損甚大)・1 冊	え1871
(「私訳」ほか手習)		縦紙/(一部破 損)・1通	え1960
(包紙) * (包紙上書)「おわり迄刘氏人譜 一部」		包紙・1点	え1961
(「文政之元」ほか手習)		縦紙/(虫損甚 大)・1通	え1966
(「前賢故実」ほか手習)		縦紙/(虫損甚 大)・1通	え1967
村誌調草稿 総テ不用ニ属ス *表紙のみ		堅切紙・1通	え1976
元日節会内弁(水左記・忠右記・愚昧記・玉海等より 抜書)		半・1冊	え2014
(小右記等より年号ほか書上)		横折紙・2通	え2016
両皮持白張例(忠高卿記等より抜書)		横折紙・1通	え2019
(下帯のつけ方書上)		縦紙・1通	え2020
御列書(殿上人など行列に付)		縦半半・1冊	え2021
尊者着茵事(中右記等より抜書)		横折紙/(え2023 ~2029は巻込一 括)/(貼紙あり)・ 1通	え2023
(明月記等より故事抜書)		横折紙・1通	え2024
(右大臣留守中佐竹西市正預之事など故事抜書)		横折紙・1通	え2025
殿名仮名等事(玉葉より抜書) *抜粹		縦紙・1通	え2026

(両舌の論人の事ほか簡条書上)		横折紙・1通	え2027
歌様殊様ナル者難事(歌合書付)		横切紙・1通	え2029
(息夫躬十八枚の表ほか漢詩書上)		横折紙・1通	え2030
(「九代」歌合書付)		縦折紙/(え2031 ~2041は巻込一 括)・1通	え2031
(「暁ヲ明行」歌合書付)		縦折紙・1通	え2032
(「暁 祢覚ニ而濟三月」ほか歌合書付)		縦折紙・1通	え2033
(装束ほか故実書上) *写/前欠	(貞和6年正月~2月)	縦折紙/(綴穴あ り)・1通	え2034
前太平記の誤 三ヶ条 *写/後欠		縦折紙/(一部破 損)・1通	え2035
(「第三山鳥太郎述懐面ニ評定鳥羽玉事」ほか書上) *写/前後欠		縦折紙/(一部破 損)・1通	え2036
(「遅参将路相違例」ほか書上) *写/前後欠	(保元4年~寿永2年)	縦折紙・1通	え2037
(修行者浄瑠璃書上) *写/前後欠		縦折紙/(綴穴あ り)/(虫損)・2通	え2038
(山鳥太郎浄瑠璃書上) *写/前後欠		縦折紙/(綴穴あ り)・1通	え2039
(「差支」歌合書上)		縦折紙・1通	え2040
(「秋紅葉」ほか歌合書上)		縦折紙/(綴穴あ り)/(虫損)・1通	え2041

## 1.14.書状類

(鈴木安兵衛罷下りに付中野表一件関係書状綴)	(安永3午年)	綴/(え1975-1~ 14は一綴)・1綴	え1975
(袋) * (袋上書)「鈴木安兵衛罷下り候ニ付安永三午年二月 三日より掛合之中野表 一卷入」	(安永3午年)	袋・1点	え1975-1
(書状、去辰年江戸表御公辺の節熟談証文に付、昨晚 松代より宗右衛門殿・伊兵衛殿並びに松代方熟談 の趣、私病氣に付明日御来駕下されば相分かりに 付) *写 山本彦太郎→小町善右衛門様	2月	横折紙・1通	え1975-2
(書状、松代町宗右衛門殿・伊兵衛殿昨夜はお宅へお 泊まり、この方3人並びに松代方熟談の趣、私罷越 す様申越されども、26日夜に様子承りたく、又私 伊勢方借金引請の義決して無きに付) *写 小町 善右衛門→山本彦太郎様貴報	2月24日	横折紙・1通	え1975-3
(書状、鈴木安五郎殿代去12月中当地へ罷越し花山 院様拝借証文の儀に付御逗留、去辰年江戸表の内 済通り、3人様伊勢方借金御引請けの処当時伊兵 衛不快にて御3人様お出で下されたきに付) *写 いせ屋惣右衛門・泉屋伊兵衛→小町屋善右衛門様・吉田村 彦五郎様・湯田中村彦四郎様	2月3日	横折紙・1通	え1975-4
(書状、彦五郎殿・彦四郎殿へも先達ての書中の趣御	2月7日	横折紙・1通	え1975-5

## 1.内方/14.書状類

達下さるべく、尤宗右衛門罷越し貴意を得べき所、江戸表一件の節も病氣にてお出下さるべきに付) *写 和泉屋伊兵衛・いせ屋宗右衛門→小町屋善右衛門様			
(書状、私今12日この方を出立、中野善右衛門・彦四郎・彦五郎3人は六右衛門一同にいせ方借金引請の件掛け合いに付) *写 花山院殿御使鈴木安兵衛→小町善右衛門様・田中彦四郎様・吉田村彦五郎様	2月10日	横切継紙・1通	え1975-6
(書状、彦四郎殿病氣、彦五郎殿他出、お答伊勢方借金引請の段仰聞かされにてお出で下されば御承知下さると存じに付) *下書(墨消)	2月9日	横切紙・1通	え1975-7-1
(書状、六右衛門殿伊勢方借金に付、鈴木安兵衛殿に仰付く様致したく一両日の内お越し下されたきに付) *下書 伊兵衛・惣右衛門→小町屋善右衛門様	2月11日	横切紙/(貼紙あり)・1通	え1975-7-2
(書状、去3日吉田彦五郎・田中村彦四郎殿・拙者3人のお宛所の御状、彦五郎他出彦四郎殿病氣にて、私ばかりにて御報仕るは拙者共伊勢方借金引請の義曾て無くに付、御表へ罷越しようの御申越し罷り出でに及ばずに付) 小町善右衛門→泉屋伊兵衛様・伊勢屋宗右衛門様	2月7日	横切継紙・1通	え1975-8
(書状、彦五郎殿・彦四郎殿方の事せず、彦五郎いまだ他出、彦四郎病氣にて伊勢町方借金の儀私は引請無きに付) 小町善右衛門→泉屋伊兵衛様、伊勢屋宗右衛門様御報	2月12日	横切紙・1通	え1975-9
(書状、正月中より御不快の由承知いたし、並びに神山三貞様御事畔上庄兵衛殿御相談に付) 小町善右衛門→佐藤伊兵衛様	2月3日	横切継紙・1通	え1975-10
(書状、彦五郎殿より御書面にて御尋ね先達での江戸表内済通り勢州借金代わり手代中へ引渡しに付) 岩出六右衛門→小町善右衛門様・八田孫左衛門様・佐藤伊兵衛様・増田惣右衛門様	正月15日	横折紙・1通	え1975-11
(書状、この看到来進上に付) 善右衛門→伊兵衛様・宗右衛門様	2月27日	横切紙・1通	え1975-12
乍恐口上書を以奉申上候御事(伊勢方借金岩出六右衛門引き請け、中野村善右衛門・御料所吉田村彦五郎・湯田中村彦四郎分算にて片付くに付) *下書 伊兵衛印・甚右衛門印→御奉行所	安永3午年2月晦日	堅紙・1通	え1975-13
(午旧冬よろ段々書状差遣わし、彦五郎殿方へ御世話ながら御渡下されたきに付覚)		堅切紙・1通	え1975-14
(辰三郎関係綴)	(文政元年)	綴/(え1869-1~21は一綴)・1綴	え1869
(袋) *(袋上書)「辰三郎分家被召出節一巻入」	(文政元年)	袋・1点	え1869-1
御内話申上候趣(八田喜右衛門享保5年3月27日10人扶持、同12年12月23日給人格、死去後同人伴長左衛門引続御恩功頂戴、同人死去後実子無く押田村坂原兵左衛門伴吉十郎養子跡式願いの通り仰付らるも江府にて出奔、家内女子並びに長左衛門弟総三郎幼稚にて、親嘉助家督引受養育、総三郎壮年に罷成り、元文4年12月12日召出され20人扶持拝領、女子成長仕り増田徳右衛門伴喜右衛門養子	戊11月、(奥書)戊11月7日	横切継紙・1通	え1869-2

仕り名跡譲り、右総三郎儀競と改名、追々御知行扶持方御加増の由緒、徳嵩甚蔵殿内々承りたくの趣にて内話申上げ候趣)			
(書状、極内々御蔵御元締申聞さる趣、今度孫左衛門献上奇特に思召され、給人格成し下されたくに付) * (端裏書)「江府左中様へ差遣候下書」	8月14日	横切継紙・1通	え1869-3
(書状、明9日御囃子仰付けられ5つ時過ぎ罷出で見物すべきに付) 恩田奎	享保16年亥6月28日	横切継紙・1通	え1869-4
口上覚(御用向き勤めの儀御尋ねにて祖父孫左衛門宝永年中より才覚金調達ほか私まで品々勤めにて巨細申上げ難くに付) 八田孫左衛門	10月	横切継紙・1通	え1869-5
(八田孫左衛門、12月25日郡奉行仰付られ、病気にて名代小林圓四郎御請け、並びに御城月並御礼八田孫左衛門病気にて登城仕らず段御目附衆へ小林圓四郎申し断るに付口上覚書留)		横切継紙・1通	え1869-6
(八田嘉右衛門伴辰三郎召出され給人格御扶持下され別家成し下され、御勝手御用向仰付られ、八田嘉右衛門病気に付、名代中村銀兵衛御請けに付留書)	(文政元年)	横切紙・1通	え1869-7
(八田嘉右衛門御用金臨時御借入並びに御預金差支無く出精取計いその上産物懸御用向甚厚心懸にて、伴辰三郎新規召出し別家成下され、玄米10人御扶持下され、御勝手御用役仰付状) →八田嘉右衛門・同辰三郎	(文政元年)12月16日	横切継紙・1通	え1869-8
(書状、昨16日辰三郎儀召出され10人扶持給い勝手御用役申し付られに付) * 下書 八田嘉右衛門→落合弾蔵様人々御中	(文政元年)12月17日	横切紙・1通	え1869-9
(書状、伴辰三郎新規召出され別家成し下され、御宛行10人御扶持下され御勝手御用役仰付られ冥加至極に付) * (端裏書)「十二月十六日召出ニ付為知案文」	(文政元年)	横切継紙・1通	え1869-10
(5分、河原舎人殿ほか人名書上) * (端裏書)「配物控」		横切継紙・1通	え1869-11
(書状、伴辰三郎新規召出され、別家成し下され、御宛行10人御扶持下され、御勝手御用役仰付られ冥加至極に付) * 下書	(文政元年)	横切紙・1通	え1869-12
口上覚(伴辰三郎新規召出され別家成し下され、御宛行10人御扶持下され、御勝手御用役仰付られ冥加至極に付) * 下書 手前→宛名	(文政元年)12月13日	横切紙・1通	え1869-13
覚(5分、河原舎人殿ほか人名書上に付)		横折紙・1通	え1869-14
(坂原兵助殿ほか人名書上)		横切継紙・1通	え1869-15
(八田辰三郎・病氣八田嘉右衛門名代八田喜兵衛ほか同道人名書上)		横切紙・1通	え1869-16
(発当御懸辰1分3匁7分5厘差引に付覚)		切紙・1通	え1869-17
覚(20疋献上肴代受取に付) 竹花半仕郎(印)→八田嘉右衛門殿	寅2月朔日	横切紙・1通	え1869-18

1.内方/14.書状類

(辰三郎新規分家仰付けられ一件に付口上覚、書状、当日旦勤手札ほか書付) *下書		横切継紙・1通	え1869-19
(望月権之進殿ほか人名書上) *(端裏書)「江戸状書面」		横切継紙・1通	え1869-20
御内嘶申上候趣(河浚御手伝金子献上にて徳嵩氏へも相嘶す処内願など無きの挨拶、口上書認め町方月番前鳥氏作左衛門殿へ差出し、内々嘉右衛門方へ内話、御用金献上の趣奇特の思召しに有り難く、何分給人格成し下されたきに付)		横長半・1冊	え1869-21
(土口差引帳面書状下案綴)	(文政3年)	綴/(え1853-1~30は一綴)・1綴	え1853
(袋) *(袋上書)「土口差引帳面書状下案入」	文政3(年)辰2月	袋・1点	え1853-1
拝借之御品覚(具足1領ほか品物書上、右品お改め御落手されたきに付) 土口→いせ町様	12月15日	横切継紙・1通	え1853-2
(書状、皆神山御院主様のこの地御出張は長々滞留のところ、九分方済んだ形にて安事下されたきに付) 松井和七→菊屋万吉様	12月8日	横切継紙・1通	え1853-3
(書状、岩村田村惣代として渡辺の孫古武次郎の伴農太郎、渡辺よりの拝借金100両のうち今度50両返済に付) 学道→書鳩様当用	12月28日	横切継紙・1通	え1853-4
(書状、差引向き決め置かれたき旨、和七越州より帰らず分かり兼ね扣通りお決め下されたきに付) 書鳩→旭山様几下	12月14日	横切継紙・1通	え1853-5
(書状、先日御村方卯平治罷越お断りなど仰付けの所、行違い有るべき旨他に付) 書鳩→旭山様几下	12月8日	横切継紙・1通	え1853-6
(書状、差引向き決置かれたき旨、和七越州より帰らず分かり兼ね扣通りお決下されたきに付) *(端裏書)「文政二卯十二月十四日岡川氏へ遣候」	文政2卯年12月14日	横切継紙・1通	え1853-7
覚(田地調代金86両2分銀3匁8分、此渡し方差引に付) 金七	子2月29日	横切継紙・1通	え1853-8
(書状、私罷出の儀取計願、並びに鍾馗今般金100疋にて取計願他に付) *(端裏書)「此下案不用ニ相成候」/下書		横切継紙・1通	え1853-9
(書状、村方卯平治参上のところ、旧冬岡川様御家内不和にて、御内証取り片付け決し兼ねの趣、何分御取計いたき旨申し聞き他に付) *(端裏書)「右者卯平治へ申聞候有状ニ而候はば右之趣ハ土口へ者不申越候」/下書	12月6日	横切継紙・1通	え1853-10
(書状、先日毛氈取り落とし今日返上の旨、翁魚齒ご返却下されたき旨等に付) (岡川)左十郎→(八田)嘉右衛門様	12月22日	横切紙・1通	え1853-11
(書状、信菊方は去年中苗字帯刀内分の節、彼是勘弁にて下案など取調べ下されたが御札に罷出でざる旨、並びに秘蔵画幅の儀に付) *(端裏書)「辰二月六日遣候下案」/下書 書鳩→旭山様几下	辰2月6日	横切継紙・1通	え1853-12
(書状、高田表演説書の趣高慮何う所、委細仰せの趣承知、並びに赤倉一件大略の御思慮と愚意見込み	12月20日	横切継紙・1通	え1853-13

相違の儀他に付) *(端裏書)「委細ハ書入ニ而御覽可被下候」/下書 書鳩			
(書状、仰せの趣は来たる早春面会にて申上げる旨、並びに地所証文差上に付落手下されたき旨他に付) *(端裏書)「十二月廿三日七つ遣候下案」/下書	12月23日	横切継紙・1通	え1853-14
(書状、別帳差引書に違い勘定違いあれば仰下れたき旨、並びに赤塚一郎方源八への金子は、私一存取計いご承知下されたき旨他に付) 土口→いせ町様	12月15日	横切紙・1通	え1853-15
(書状、改年挨拶状、並びに旧冬私差上の御切手引替え願上げ他に付) (岡川)左十郎→(八田)嘉右衛門様	正月11日	横切継紙・1通	え1853-16
覚(金6両1分2朱請取に付) 八田嘉右衛門(印墨消)→岡川左十郎殿	文政2卯年12月28日	横切継紙・1通	え1853-17
覚(金5両、上徳間村返済金受取に付) 八田嘉右衛門(印墨消)→岡川左十郎殿	文化14丑年12月27日	横切紙・1通	え1853-18
覚(金6両、上徳間村御借附年賦割合の内受取に付) 八田嘉右衛門(印墨消)→岡川左十郎殿	文化14丑年12月15日	横切紙・1通	え1853-19
(書状、年頭挨拶状、並びに年賦金御証書落手他に付書上) *(端裏書)「卯正月十二日来状返書下案」/下書 (八田)嘉右衛門→(岡川)左十郎様	卯正月12日	横切紙・1通	え1853-20
(書状、祝儀として鮮献上の旨、並びに今朝いせ町へ訴訟願いのところ、当村卯平治いせ町へ罷越し歎願に付) (岡川)左十郎→三右衛門様	12月6日	横切継紙・1通	え1853-21
(書状、差引向き明細御調帳御送下され、巨細御取調べ御手数儀謝すに付) *下書	12月16日	横切継紙・1通	え1853-22
(書状、差上置く書面とも落手、並びに御取調書下されこれまた落手他に付) (岡川)左十郎→(八田)嘉右衛門様	12月15日	横切継紙・1通	え1853-23
(書状、可児浅右衛門へ別紙演説書相渡すべき由のところ、貴覧に入れる旨に付) *(端裏書)「卯十二月十九日土口へ遣候下案」/下書 書鳩→旭山様几下	卯12月19日	横切継紙・1通	え1853-24
(書状、私借財高の儀いせ町へは何分御沙汰無用成下されたく他に付) *(端裏書)「初度」吐愚痴→片桐様	12月6日	横切継紙・1通	え1853-25
(書状、この節私本気に無く、孫死去にて身上難しく甚だ散乱仕り絶対絶命にて、御腹立ち御許容下されたきに付) 吐愚痴→いせ町様申上	12月4日	横切継紙・1通	え1853-26
(書状、天気次第故郷へ罷越し、中旬には罷帰り30日迄には相違なく返上に付) 山極源右衛門→八田嘉右衛門様・八田嘉輔様	3月2日	横切継紙・1通	え1853-27
(書状、金子甚だ差支えにて金子5両拝借仕りたきに付) 山極源右衛門→八(八田)嘉右衛門様	6月9日	横切継紙・1通	え1853-28
(書状、蓋物御送りくだされ柄沢氏より1対預置きに付) 八(八田)嘉右衛門→山(山極)源右衛門様貴報	3月15日	横切継紙・1通	え1853-29
(書状、先達てふたもの染付の咄、その品の代金1両1	3月14日	横切継紙・1通	え1853-30

## 1.内方/14.書状類

分御封金下され御渡下さるべきに付) 山極源右衛門→八(八田)嘉右衛門様			
(南長池村騒動一件書類綴)	(文政7~8年)	綴/(え2044-1~5は一綴)・1綴	え2044
(欠落善右衛門御拝借元利金子に付諸帳面御上へ御取立て御吟味下されたき旨願書) * (貼紙上書)「再疑連発書類」/写 頭立八十八、小前惣代和兵衛、小前弥八・同忠兵衛	文政7年11月26日	横長美/(下札あり)・1冊	え2044-1
(唯今は片手打の吟味にて、明白にお調べ下されたき旨願書) * (貼紙上書)「門訴并箱訴」/写 八十八・和平・弥八・長兵衛	(文政7年)12月2日	横長美・1冊	え2044-2
御尋二付乍恐以上書御答奉申上候(鎌原伯耆様御屋敷にて南長池村寅藏他へ、発明せざる時は重き咎のうえ追放等と発言に付) * (端裏書)「下越村惣三郎江尋答」 下越村惣三郎(印)→御郡御奉行所	文政8酉年4月	堅継紙/(下札あり)・1通	え2044-3
御尋二付以上書御答申上候(鎌原伯耆様御屋敷にて南長池村の者共発明せざる時は重き咎のうえ追払に付) * (端裏書)「南長池村弥八へ手代尋答」 南長池村弥八(印)→丸山六右衛門殿	文政8酉年4月	堅紙・1通	え2044-4
御尋二付以上書御答申上候(鎌原伯耆様御屋敷にて南長池村の者共発明せざる時は重き咎のうえ追払に付) * (端裏書)「申四月南長池村久米七へ手代尋答」/(端裏貼紙)「門訴箱訴并下越村惣三郎へ尋答右引合尋書面」/(端裏貼紙)「七」 南長池村久米七(印)→丸山六右衛門殿	文政酉8年4月	堅紙・1通	え2044-5
(八田嘉右衛門・八田嘉助関係書状綴)		綴/(え1818-1~48は一綴)・1綴	え1818
(袋) * (袋上書)「丑歳用書入」		袋・1点	え1818-1
(書状、兩人注文の品傳兵衛殿よりの代金、私どもへ納める旨兩人金差遣わし、為替取計いにて別紙の通り三左衛門他金子差出しに付、請取り御納戸へ納め、郡方へ御用状一同送り落手下されたき等に付) 孝三郎・文左衛門→(八田)嘉助様	10月7日	横切継紙・1通	え1818-2
覚(本町二丁目搦屋三四郎27両3分余ほか金銭書上)		横切継紙・1通	え1818-3
(書状、丁子屋銀次郎1両増金の訳、大塚氏帰りに付8月分不足とも45両余差遣わす由)	10月7日	横切紙・1通	え1818-4
覚(先月中受取代金127両1分矢野倉長左衛門殿請取証文勘定吟味方へ割印請け、御郡方へ添状共落手下されたきに付) 孝三郎・文左衛門→(八田)嘉助様	10月8日	横切継紙・1通	え1818-5
(日光海道村々・人名書上)		横切継紙・1通	え1818-6
(書状、取次病氣にて仰せの趣、私儀も親類へも掛合の事、委細片付けに付、親類衆より当地へ掛合の儀お断り承知にて親類へ挨拶致す旨) 綾之助→(八田)嘉助様	12月7日	横切継紙・1通	え1818-7
(書状、旧臘中野様より返金の処、金14両差出し都合金26両にて、同人様掛金26両1分余に成り、御頼み申し置き、いずれ罷出るべき旨) 大嶋紀峯一人兵衛→松代八田嘉助様簡紙相添	亥4月9日	横切継紙・1通	え1818-8



(書状、時候伺に付) 梅兆→山長舎公	初秋23日	横切継紙・1通	え1818-9
(書状、産物代金方100両並びに十八屋文左衛門返金300両の内100両×200両にて、受取証文水井殿へ差出し、当方にては別紙にて承知の旨) 文左衛門→(八田)嘉助様	正月24日夜五時	横切継紙・1通	え1818-10
(書状、昨日御内談にて相願いの儀何卒勘弁下さるよう願書) 利兵衛→(八田)嘉助様	5月10日	横切紙・1通	え1818-11
(書状、先年守禮儀御差引有るに付、右引当土蔵1ヶ所書入れ印形差遣わす旨、この度土蔵印証通り引取りなされるべきに付) 勇記→(八田)嘉助様	10月	横切継紙・1通	え1818-12
口上覚(参宮願許可の処、近年内証向き手薄にて非常御用仰渡されても繰合わせ差支え勝にて、野州相生村書上文左衛門に廻り、手寄を以て勝手向き相応の者江戸へも出し、臨時御用仰付けられたき旨) *(端裏書)「天保十一子年八月七日」/下書 八田嘉助	8月	横切継紙/(え1818-1~48は一綴)/(下札あり)・1通	え1818-13
口上覚(参宮願許可の処、近年内証向き手薄にて非常御用仰渡されても繰合わせ差支え勝にて、野州相生村書上文左衛門に廻り、手寄を以て勝手向き相応の者江戸へも出し、臨時御用仰付けられたき旨) 八田嘉助→寺内多宮様	8月	横切継紙・1通	え1818-14
口上覚(参宮願許可の処、近年内証向き手薄にて非常御用仰渡されても繰合わせ差支え勝にて、野州相生村書上文左衛門に廻り、手寄を以て勝手向き相応の者江戸へも出し、臨時御用仰付けられたき旨) *下書 八田嘉助→寺内多宮様	8月	横切継紙・1通	え1818-15
口上覚(参宮願許可の処、近年内証向き手薄にて非常御用仰渡されても繰合わせ差支え勝にて、野州相生村書上文左衛門に廻り、手寄を以て勝手向き相応の者江戸へも出し、臨時御用仰付けられたき旨) 八田嘉助→寺内多宮様	8月	横切継紙・1通	え1818-16
(書状、既に貴君様お泊まりまで、鴻巣宿脇本陣へ罷越し、正七時に立出の由の他、金子など委細は栄八にて聞取りの旨) 鎌島拜→八田様	12月14日	横切継紙・1通	え1818-17
(書状、一昨夜より禰津・高場町へ挨拶など申遣わし、土蔵貰いたき旨内評致し、勇記殿より八田氏方へ頼み入り、証文にて挨拶無くとも承知にて貰戻し、奥書の印判消印も貰いたき旨) 源蔵→(八田)嘉助様御内披可被下候	12月20日	横切継紙・1通	え1818-18
(喜左衛門儀中町出島屋家借受住居にて酒造方取計いの処、和七案内の者引越に付、譲渡済み請戻しにて引越得と承札すべき旨和七等へ申渡しに付達書) *(端裏書)「申聞候上可致返却候」	4月13日	横切継紙・1通	え1818-19
(書状、金子4両2分差越し下され慥に預り、いずれ後刻私伺い委細の儀申上るに付) 安左衛門→(八田)嘉助様	正月20日	横切紙・1通	え1818-20
(戊年内出金646両1分余ほか金銭書上)		横折紙・1通	え1818-21
(書状、昨日漸う内河まで罷帰り、大いに延引にて無御繰合わせ如何哉と心配致し、ご様子次第にて罷	7月22日	横切継紙・1通	え1818-22

## 1.内方/14.書状類

帰る旨) * (端裏書)「七月廿五日到来開義」 (花押)→ (八田)嘉助様机下			
(書状、用向き段々面倒になり、当地所の義差上げる に付伺いの義、御面倒ながら御達下さるべき旨) 茂兵衛→(八田)嘉助様玉机下	5日	横切継紙・1通	え1818-23
(書状、栄十郎発起の儀に付、御書下げ置き趣逸々 承知、則30両の内15両返上の旨) 九郎右衛門→伊勢 町様御申入	極月17日	横切紙・1通	え1818-24
(書状、正作儀一昨日2日小児病死にて、只今罷下り は差支えにて、いずれ面談の上申談じたく、ご勘 考下さりたき旨) * (端裏書)「御答申上」 藤吾	8月4日	横切継紙・1通	え1818-25
(書状、竹花氏と拙方先年無尽懸金不足分、宝昌寺発 起無尽会の節、竹花取入分にて差引くべき処、金 子は皆手元へ預りに成る趣等に付) 浄福寺→八田 嘉助様	5月27日	横切継紙・1通	え1818-26
(書状、別紙人別注文に付傳兵衛殿差送り品代金、兩 人の内へ治めるべく三四郎他1人差出すに付為替 取計うべき旨) 幸三郎・文左衛門→(八田)嘉助様	9月19日	横切継紙・1通	え1818-27
宝昌寺源兵衛寄合発起無尽亥暮金寄差引覚(金22兩 2分6匁ほか金錢書上)	天保11子年春相調	横長半・1冊	え1818-28
(書状、今日20兩1分請取に付) (水野)友作→(八田)嘉 助様貴下	6月4日	横切継紙・1通	え1818-29
(書状、勢州御參宮思召され御願書差上げ、出懸かり 御用も相達すべきの処遠方御遣い下され恐入り、 一昨日彦助よりご様子粗々承知の旨) 又左衛門→ (八田)嘉助様貴下	7月2日	横切継紙・1通	え1818-30
(書状、発起無尽来たる28日宅にて会合、8つ時御名 代成下さるべく、別紙の金高御預り繰廻し願ひ等 に付)	5月19日	横切継紙・1通	え1818-31
当会御懸出之分(無尽取入懸戻金3兩他メ11兩3分1 朱金錢書上)		横切継紙・1通	え1818-32
(書状、過刻松木参り昨日の御菓子・茶の義如何哉、 今晚外へ夕飯約束に付お茶会见合わす様其方へ 挨拶致すべき等に付) (岡野)陽之助→(八田)嘉助様 内用	16日	横切継紙・1通	え1818-33
(書状、御用証文肩書入り相達すに付) 矢沢監物→八 田嘉助殿	7月8日	横切紙・1通	え1818-34
(書状、津田会合懸金3兩3分落手に付) (矢野倉)惣之 進→(八田)嘉助様	11月11日	横切継紙・1通	え1818-35
(書状、御内談の金子別紙下案の通り御印書2通認 め、当月返済の金子70兩7月迄に付) (水井)忠藏→ (八田)嘉助様	5月2日	横切継紙・1通	え1818-36
(書状、土老井の幅拜見に付) 梅兆拜→山長舎台几下		横切継紙・1通	え1818-37
(書状、俳諧落手致し、同筆茄子の画一幅差上るにお 見え下さりたき等に付) 茂一郎拜復→(八田)嘉右衛 門様・(八田)嘉助様几下	2月23日	横切継紙・1通	え1818-38

(書状、別紙願の書状とも数封面倒ながら御届成下されたきに付) (岡野)陽之助	7月朔日	横切紙・1通	え1818-39
(書状、為替の儀如何の御様子哉、8月中願いたきに付) 芳三郎→(八田)嘉助様	5月27日	横切紙・1通	え1818-40
(書状、十八屋文左衛門へ菊屋惣兵衛為替金270両、10日当会所へ十八屋相収む引合いにて、昨11日十八屋へ御尋ねるところ、先達て市兵衛へ100両金差遣わし、残り当月28日迄に納む様にて、猶又200両伝兵衛へ送り、寅之助より20日迄に会所へ納める等に付) *(端裏書)「六月十九日昼時落手」 文右衛門・(佐竹)周蔵→(八田)嘉助様	6月12日	横切継紙・1通	え1818-41
(金720両内訳金銭書上)		横切紙・1通	え1818-42
(書状、此節白布相場如何哉、売買所の内に有合わせ有らば、少々御送下さるべく義如何哉、寺町様とも内談のうえ宜しく願うに付) (佐竹)周蔵→(八田)嘉助様	6月12日	横切継紙・1通	え1818-43
(書状、市兵衛会所相尋ね咄も承知、明日日延べ申上げ、又別紙申上惣兵衛より十八屋へ為替金270両の案内状遣わさずに付) *(端裏書)「六月十九日ノ暮時出来」 (佐竹)周蔵→(八田)嘉助様	6月12日7時過認	横切継紙・1通	え1818-44
(書状、暑中挨拶状) 文右衛門→(八田)嘉助様	7月3日	横切継紙・1通	え1818-45
(書状、50金早速御廻下され落手、御切手進上に付) *(端裏書)「奉復」(堀内)与一右衛門	5月28日	横切継紙・1通	え1818-46
(書状、当方も大水にて長々と河舟留めにて暑中伺いも延引恐入る等に付) (佐竹)周蔵→(八田)嘉助様 音信	6月晦日	横切継紙・1通	え1818-47
覚(子年無尽借入金2両1分余他ノ金8両1分余お手元へ差上げざる分に付)		横切継紙・1通	え1818-48
(嘉永6癸丑年4月中より到来要用書状綴)	(嘉永6癸丑年4月中より)	綴/(え1769-1~66は一綴)・1綴	え1769
(袋) *(袋上書)「嘉永六癸丑年四月中より到来要用書状 八田知衛」	嘉永6(年)癸丑4月中より	袋・1点	え1769-1
(書状、海防彙譚次巻いかがか伊勢町君へ催促願いに付) 龍頓首→松木先生臯以前	9月4日	横切紙・1通	え1769-2
(書状、其家屋敷・竈場共残らず西寺尾村久左衛門へ譲渡内談に及ぶにて、借家明渡下されたきに付)	正月晦日、(奥書)正月晦日	横切継紙・1通	え1769-3
(書状、鉄次郎様御家の様子、大木より承知の通り御熟考・思召しの程伺いたく、並びに松屋方御離縁片付き方等に付) *(端裏書)「内事申上候」 熊三郎→(八田)慎蔵様		横切継紙・1通	え1769-4
(書状、出立の節は手重の品恵投、又心配下され恐入り、小生途中変わりなく着府仕り、猶又よき嗜みの品恵投下され有難くに付) 熊三郎→(八田)慎蔵様	7月24日	横切継紙/(1769-5-2を挟込)・1通	え1769-5-1
(書状、佐久間へも御帰り浅草婦人の方に御出の由)		横切紙/(1769-5-1に挟込)・1通	え1769-5-2

## 1.内方/14.書状類

(書状、去月29日小西太助御小屋へ尋ね宿元よりの来書差置き申し、然る処御城外にて折良能く旅宿大鶴屋近処ゆえ幸い物語もでき、貴家御安否伺い承知、其の表の様子平和の由大慶等に付) * (端裏書)「八田様」 壕内屯人→八田嘉右衛門様・同嘉助様・同慎助様玉机下	11月朔日	横切継紙・1通	え1769-6
(書状、道頓堀芝居・歌右衛門上阪等の評判申上に付)	11月朔日使	横切継紙・1通	え1769-7
(書状、過刻義三公尊来下され、且御両所見込み同様に佐久間先生へ御頼仰込まれたき段、腹蔵無く申上る様仰せを蒙るに付、左様承知下されたきに付) 重太夫→(八田)嘉右衛門様	丑10月19日	横切継紙・1通	え1769-8
(回状、ご評議の次第今朝代官所様・松山町様へ相談の所、佐久間先生御見込みの場至極尤もにて同人へ御願ひ教諭下される様申入れたく御賢慮ください、腹蔵無き仰せを蒙りたきに付) * (端裏書)「回状」 (八田)嘉右衛門→重太夫様・嘉膳様・(松木)東様・敬次郎様・義八郎様・(八田)競様・(八田)嘉兵衛様	11月19日	横切継紙・1通	え1769-9
(書状、御両所様承知の段重畳の義別段申上方なく御心配と恐察のに付) * (端裏書)「申上」 (八田)喜兵衛		横切紙・1通	え1769-10
(書状、来月出府にて支度用立て金子入用に付、この者へ御下金下さりたきに付) 太一郎→(八田)慎蔵様	正月23日	横切継紙・1通	え1769-11
(書状、先日孫太郎殿初めてのお目見にて首尾能く申上げ、幾久しく賀寿奉り、思召しに寄り種々御玩画下され辱く謝す等に付) 源大夫→(八田)嘉助様	9月21日	横切継紙・1通	え1769-12
(書状、願ひ置き儀如何の様子か、品により盆後になるとも又々差上げも宜しく、お繰合せなされたきに付) (春日)栄作→(八田)慎蔵様	7月13日	横切継紙・1通	え1769-13
(書状、昨日今朝慎蔵参上願ひのところ差支えあり、明日家督御礼済にて廻勤したく、20日早々罷出で願ひたきに付) * (端裏書)「昨日は難有奉存候、委細奉承知候同□□(綴部分)御有免願上候」	2月17日	横切継紙・1通	え1769-14
(書状、当春頂戴分残らず無くても宜しきゆえ、盆前御廻下さる様願ひに付) 春日栄作→八田慎蔵様	7月10日	横切紙・1通	え1769-15
(書状、鮮鱗いただき賞味晩酌致しありがたきに付) 時龍→八田君御以下□□(綴部分)	6月念六日	横切継紙・1通	え1769-16
口占(舊穠も願ひの御名製の梅漬何分願ひたきに付) 竹山丁→伊勢町君		横切継紙・1通	え1769-17
(書状、塗鞍2拝見仰付られ見事の品、古作の様子なれども私眼力に及ばず駢と価申上げ難く、尤も2口以前伊勢町辺り所持にて、祭礼に出された覚えあり、江府へ差出す品に成る間敷く、且つ髪繩も拝見珍しき品にて、1筋5両も尤もなれども、5、6ヶ年以前払い物出し、監物様差図にて買上げの武具方であった筈にて覚え違ひ哉、繩の様子存外弱くちぎれ打直し然るべき哉、何れも買ひ置きたき品と存知、先ずはお品返上に付) * (端裏書)「御請申上」金吾	9月26日	横切継紙・1通	え1769-18

(書状、お話し下さる汲古書帖1函6本御恵贈に付) 竹山巷→伊勢町君相改	8月5日	横切継紙・1通	え1769-19
(書状、大手前公の利金5兩廻下され落手、早速同所 切手引替え申すに付) 渡浪→(八田)慎蔵様貴答	6月27日	横切紙・1通	え1769-20
(書状、忠兵衛方へ覚左衛門申談じ、たとえ忠兵衛何 様申すとも最早飛脚出立にて、この事お含み下さ るよう等に付) 松本嘉十郎→八田嘉助様	8月6日	横切継紙・1通	え1769-21
(書状、倅急に小諸参宮申出で、路用差困り利分1兩 御下金下さるようお願いに付) *(端裏書)「御内々申 上 同義参上」	2月2日	横切継紙・1通	え1769-22
(書状、認めのお書よろしく書入願いに付) *勘返状 (八田)嘉助→(水井)忠蔵様	10月11日	横切継紙・1通	え1769-23
(書状、心痛の事共上田の返紙にて内評の上と申す にて引取り、その後様子分からず、さりとて山方 御奉行所にてご理解の所は相伏す趣、いずれ罷出 で申上ぐべく等に付) (松本)嘉十郎→伊勢町様御 内々御差上	正月11日	横切継紙・1通	え1769-24
(書状、家督仰せられめでたく、山崎子名代中村公小 子同導の儀仰せを被り、金子1兩3分仕送り落手等 に付) 源太郎→(八田)慎蔵様	正月26日	横切継紙・1通	え1769-25
(書状、先般出立の節はお手伝いくださり、又頂戴 物有難く、帰府後何かと紛れおり、叔母様はじめ 皆々様へ挨拶に付) 敬二郎→(八田)慎蔵様	9月12日	横切継紙/(え 1769-25とえ 1769-27の間にあ り)/(虫損)・1通	え1769-26
(書状、見事なる鮮鱗天尾御恵投下さるに付) *(端 裏書)「拝復」 源大夫	4月26日	横切継紙/(虫 損)・1通	え1769-27
(書状、別紙の書物求めたく調べ下さるよう願に付) *勘返状 孫太郎→修理様	8月10日	横切紙/(虫損)・1 通	え1769-28
(書状、孔子十哲聖像1枚出来御賢覧落手下され、画 料は聖像細画金1000疋受取も御志希望に付) 酒 井佐渡介→市兵衛様	4月28日	横切紙・1通	え1769-29
(書状、御嫡孫孫太郎初めての御目見首尾能く申上 の段珍重に付) 望月主水貫恕(花押)→八田嘉右衛門 様人々御中	10月23日	横切継紙・1通	え1769-30
(書状、小拙7月晦日農人橋場北久太郎町3丁目御本 陣着、8月6日御城入滞り無く済み、同7日雁木坂番 所番頭仰付られ有難く、並びに慎蔵様より御頼み の画工の儀、上田藩服部半左衛門殿在阪、幽に彦 門人にて文人手広く突合いに申談すべきに付) 壕内屯人→八田嘉右衛門様・八田嘉助様	9月15日	横切継紙・1通	え1769-31
(書状、亡父よりの借入金去々年より困窮にて取延 べ願いのところ、この度無尽成就、加入人は手回 り宜しくご安心の上1口拵与下さりたきに付) 高山内蔵進富道頓首→八田嘉助様	11月	横切継紙・1通	え1769-32
(書状、春中例の一件始末取計い1円金遣預りの処、 且つ5人分を3人分となす相談は省く旨承知下され れば残り返上仕るに付)	12日	横切継紙・1通	え1769-33
(3分2朱680文ほか金銭書上)		横切紙・1通	え1769-34

## 1.内方/14.書状類

(書状、余り包物却って山寺に痛ましく、この件水井へお出かけの際拙宅へ立寄り願に付) (岡野)陽之助→(八田)慎蔵様	2月30日	横切継紙/(虫損甚大)・1通	え1769-35
(書状、12月中親父様死去に付御悔やみ申上げ、御供物したき処、在阪にて御城代様明日城入りにて種々繁忙、文通のみ申すに付) 壕内屯人泰禮(花押)→八田嘉助様	2月19日	横折紙・1通	え1769-36
(御城内蚊退き申さず、当時衣服は薄綿入裕用いる等書付)		横切紙・1通	え1769-37
嘉永元戊申年十月七日於泉州堺七堂浜荻野俄砲術町打之覚(百目玉筒にて22町に目印建て等間数人名書上)		横切継紙・1通	え1769-38
(書状、御仁恵にて栄八上坂の趣承知、また贈品謝し奉る他時候御見舞に付) 梅兆拜→山長全兄君玉床下	9月17日	横切継紙・1通	え1769-39
覚(2尺7寸御さし矢50本代1貫文、此代金2朱ト124文請取書) 矢師伊兵衛(印)→赤沢様	10月11日	横切紙・1通	え1769-40
覚(代金7匁5厘他×8匁6厘請取書) 金者や佐助(印「日本橋南通四丁目須原屋佐助」)→上	8月5日	横切紙・1通	え1769-41
覚(白張極細上物傘3本など代金28匁8分2貫832文金銭書上) 吉田弥兵衛→十八屋御店様	12月5日	横切紙・1通	え1769-42
覚(鰯1提代金2分請取書) 由定門十郎(印)→佐竹様	8月23日	横切紙・1通	え1769-43
覚(鰯代金2分他×2分2朱ト1匁5分、5月26日1分2朱預り、不足分早速江戸表へ送り度旨)		横切紙・1通	え1769-44
覚(面取真書4本代金2匁受取書) 文魁堂弥兵衛[印「日本橋通四丁目文魁堂」]→上	3月5日	横切紙・1通	え1769-45
覚(塗4本代金9匁受取書) 矢師伊兵衛(印)→千木良様	7月11日	横切紙・1通	え1769-46
覚(黒軸細真書10対代金10匁受取書) 文魁堂弥兵衛[印「日本橋通四丁目文魁堂」]→上	10月14日	横切紙・1通	え1769-47
(書状、お城入り持病発せず在勤仕り、また留守宅宜しく添心頼む旨、慎蔵様より御頼みの京文人画師人名書上等) * (端裏書)「八田様」		横切継紙・1通	え1769-48
覚(品代150文受取書) 長治郎[印「柴井町新通良次・長治郎弓礮師」]→上	2月24日	横切紙/(虫損)・1通	え1769-49
(書状、八田同姓にて池翁寺内々に拙者素性御尋ねの処、家譜書取書面池翁寺へ渡したき処当時故障あり、兼ねて存会の魏慶和尚へ改め書面遣わすゆえ書取もご一覽いただきたきに付) 八田五郎左衛門→八田嘉右衛門様	3月25日	横切継紙・1通	え1769-50
(書状、御姓・家紋調べに付、当方藤原氏にて家紋心当てなく異姓と見える旨ほか家譜由緒等に付) 八田五郎左衛門	卯4月	横切継紙・1通	え1769-51
初而之御目見之節御配(御家老へ銀3分の他贈答品書上)		横切継紙・1通	え1769-52
(書状、代官町にて同道一条罷出さず旨、今朝余儀無き	2月29日	横切紙・1通	え1769-53

用事にて昼頃までには伺いたく、右の話竹村様に 御願ひ成下されたきに付) 忠治→(八田)慎蔵様			
(書状、私共義21日海野参着、それより酒屋一件取掛 りの処、工藤傳兵衛留守にて片づかず、来春の規 定取決めに致す様掛合ひ、また私共兩人岩村田へ 参り米も皆取り散らし所々酒屋へ借米致す処、返 金無き儀等に付) * (端裏貼紙)「岡川氏紙面」 左十郎 ・学道→(八田)嘉右衛門様	12月25日出	横切継紙・1通	え1769-54
(書状、商人質の儀ご母堂様仰せ御尤もにて、中島氏 斟酌にて手を引く等申す哉、手切れには種々町方 等へも内談取決あり口外ご無用、顯談にては差支 えの旨、並びに大坂一件の儀まづご家内一決下さ るべき等に付)		横切継紙・1通	え1769-55
(書状、別紙ご相談の儀、奉公人等はまず私方にて召 抱え、庄助へ仰渡し段々規定出来れば送り遣わす べく、また田地差引借財片付け難渋等に付) 吐愚 痴→神都街様	2月朔日	横切継紙・1通	え1769-56
(書状、借財は金子上納しがたく地所を引取り下さ れたき積り、並びに商人質の儀等に付) 吐愚痴→ 神都街様	正月28日	横切継紙・1通	え1769-57
(書状、赤倉一件は裏の方より上田氏へ内情お伝え 浅右衛門差越され、右不濟ならばこの地へ乗り出 したき旨取計いお任せ申したきに付) * 下書	月日	横切継紙・1通	え1769-58
(書状、15日可児罷出で、以前段々不取計お詫びも数 度、その御御鎮守御遷宮に付、御神酒陶仰せ越さ れ、粗末ながら差上げたき旨) * 下書		横切紙・1通	え1769-59
(書状、秀松赤倉女商売始めの一件、秀松は善光寺浅 右衛門子分に付同人差遣わし、上田氏と掛合が宜 しき等に付) 吐愚痴→神都街様玉案下	9月11日	横切継紙/(虫 損)・1通	え1769-60
(書状、万吉方へ金談は種々故障の筋ありお断りの 処、赤沢氏頼母敷企ての御、御練り廻し方手段あ りにて借用仰下さる趣、並びに赤倉表抱一件等に 付) * (端裏書)「一覽後可被返候 下案」 →旭山様	7月6日	横切継紙・1通	え1769-61
(書状、高田横町鳥亀金談の儀彼の地より清左衛門 罷越し、御咄の通り女1人随分損分立たざる代呂 物召し抱え斡旋あれども、秀松等も立入れ共金子 6両程最早来る間敷く、先日お話の通り御取り替 え下されたき等に付) 左十郎→(笠井)和七様	7月5日	横切継紙・1通	え1769-62
(書状、赤倉一件に付16日高田飛脚今町屋市郎右衛 門帰着、上田中司殿より紙面到来、いよいよ秀松 商売向引拓うよう遠江守様より仰渡され、秀松見 捨てとの風聞あり、元は上を経て手始めの儀、入 牢首一つ失うとも苦しからずと申すは悪党のご とし、高田表理不尽の秀松引払い和七方へ据置く とも取計いされたきに付) 吐愚痴→神都街様	9月19日	横切継紙・1通	え1769-63
(書状、家内母瘧にて快復致さず在宅にて、田町へ年 頭にも参らずにて、1両日にも診察ながら差遣わ し尊館へも参上したきに付) 吐愚痴→神都街様	6月18日	横切継紙・1通	え1769-64
(書状、武州より今町屋文到来、赤倉の件は山之主識 人へ相談下され、早速御出張掛合ひ下されたきに	10月12日	横切継紙/(虫 損)・1通	え1769-65

1.内方/14.書状類

付) 吐愚痴→神都街様			
乍恐以上書奉申上候(小松屋様一件に付、浅左衛門様高田にて上田大旦那様と相談の上、子供小方屋へ預け、諸証文・手附金取極め致し、10日には皆々様湯本へお越し、11日には小方屋へ子供引渡し小方屋にて酒振舞相極めの所、9日夕方江戸表より上田忠治郎様帰宅、高田より先達ての手紙の趣には信州岡川様も来駕ある哉今以て来駕なく等に付)		横切継紙/(虫損)・1通	え1769-66
(嘉永6癸丑年10月中より到来の要用書帖綴)	(嘉永6癸丑年10月より)	綴/(え1865-1~38は一綴)・1綴	え1865
(袋) *(袋上書)「嘉永六癸丑年10月中より到来の要用書帖入 八田知道」 八田知道	嘉永6癸丑年10月	袋・1点	え1865-1
(書状、別紙の通り清野より申来るに付) 寺町→いせ町様	11日	横切継紙・1通	え1865-2
(書状、岩船宿への1封を何分慥に届けるよう賢計願うに付) 松本嘉十郎→八田慎蔵様書状在中	10月3日	横切継紙・1通	え1865-3
(書状、甘艸畑御用にて差向借用したき旨挨拶に付) (松木)東→(八田)慎蔵様	10月4日	横切継紙・1通	え1865-4
(書状、江府にて望月公・鎌原公御役替え有る哉、且つ江府にて御内密のご様子内々書き入れ願うなどに付)	8日	横切継紙・1通	え1865-5
(書状、明夕刻は是非とも尊来願うに付) 謙兵衛→(八田)慎蔵様	12月2日	横切継紙・1通	え1865-6
(書状、舎弟君の義、竹村公・師岡公少子へ内談の処風説とは相違の様子にて少子も浅草へ参れども未だ面会仕らず他に付) (大草)玄樹→(八田)慎蔵様	10月3日	横切継紙/(虫損)・1通	え1865-7
(書状、折悪しく持病の頭痛を発し参上し難きに付) (大草)玄樹→伊勢町様差上置	21日	横切紙・1通	え1865-8
(「己丑歳暮漫成」「庚寅新年漫成」漢詩書上) 岡元韶稿		横切継紙・1通	え1865-9
(書状、草右測會お持合なら少々の間拝借願いたきに付)	10月10日	横切紙・1通	え1865-10
(書状、猫島沖御持地甘艸畑を足輕教練場に致したく、差向い明日罷越し稽古したく、踏み荒しても差支えなき哉に付) (松木)東→(八田)慎蔵様	10月4日	横切継紙・1通	え1865-11
(書状、世の中も色々相替わり兼ねて内願一条もそれきりに成り不都合を察するが、先ずは寒中伺いに付) 熊三郎→(八田)慎蔵様	12月7日	横切継紙・1通	え1865-12
(書状、鉄次郎様離縁一条は同所にてても埒明かず、その俣では行く末も如何にて、深く熟考願うに付) 熊三郎→(八田)慎蔵様	10月11日	横切継紙・1通	え1865-13
(書状、明日宣下の御祝い、真鳴の方御手よりご通達成し下さる哉伺いに付) 寺庵→いせ町様	朔日	横切紙・1通	え1865-14



(書状、北村二男死去届けは手紙にて宜しき哉の返答に付) 喜兵衛→(八田)慎蔵様	2日	横切紙・1通	え1865-15
(書状、先日願いの金子1両を返上に付) (岡野)陽之助→(八田)慎蔵様金子入	10月7日	横切紙・1通	え1865-16
(書状、今宵は折悪しく客来にて後晩拝願うに付) 桜兵衛拜→義竹堂大君机下	10日	横切紙・1通	え1865-17
(書状、米倉新左衛門殿拝借分を御勘定吟味役所が御入料の儀、御入料が済み次第返上仕るに付願書) 小林喜八郎→八田慎蔵様	10月6日	横切紙・1通	え1865-18
(書状、共立学校へ入校金3円・月謝金2円・書物代金8円必要のところ、一時金払いを願うに付) * (端裏書)「御内披」 董隆→御母上様御元	12月15日	横切紙・1通	え1865-19
(書状、借入の儀は内借証文差上にて願う旨他に付) 唯蔵→(八田)慎蔵様御受	陽月朔	横切紙・1通	え1865-20
覚(大草玄樹よりの金子入紙書受取に付) 師岡敬次郎	11月12日	横切紙・1通	え1865-21
(書状、鉄次郎へ御遣わしの手紙下書を拝借願うに付) * 勘返状 (八田)慎蔵→(大草)玄樹様極内用	12月8日	横切紙・1通	え1865-22
(書状、今朝御尋ねの節ご返却の品御入掌下されたきに付) 寺町拜上→いせ町様	15日	横切紙・1通	え1865-23
(書状、ご持参の居屋敷年貢の外に高懸りありて何程哉、心許なくその假差上申し訳無きに付) (八田)喜兵衛→(八田)慎蔵様	12月14日	横切紙・1通	え1865-24
(書状、今夕糠斗家の大人参るにて6ッ前にご光来願うに付) (斎藤)亀作→(八田)慎蔵様		横切紙・1通	え1865-25
(書状、御下金の儀を偏に願うに付) 清右衛門→(八田)慎蔵様	10月5日	横切紙・1通	え1865-26
(書状、唯今能登屋が参り何分と申すので弟へ願いたきに付) 斎(藤)亀作→(八田)慎蔵様机下	7日	横切紙・1通	え1865-27
(書状、色々不自由御品があれば仰下されたき旨他に付) こふより→旦那様	9日	横切紙・1通	え1865-28
(書状、荒傳の一条、別紙の通り松本氏より申来たり佐竹氏とも内評致し、傳兵衛釜賃を引登せて東寺尾村へ遣わせば差支えなきに付) 喜兵衛→(八田)慎蔵様差上置	10月4日	横切紙・1通	え1865-29
(書状、珍書拝領御礼に付) 寺町→いせ町様	10月24日	横切紙・1通	え1865-30
(書状、坤輿図前2冊がお手元があれば恩借願いたきに付)	24日	横切紙・1通	え1865-31
(書状、高懸りの分は返上し、288文差上に付) 寺町	14日	横切紙・1通	え1865-32
(書状、和方へ六右衛門硫黄の事のみ、いづれ罷出で何う旨に付) (松本)嘉十郎→(八田)慎蔵様御受差上	1月7日	横切紙・1通	え1865-33
(書状、長熨斗と御屏風1折を拝借願いたきに付)	11月8日	横切紙・1通	え1865-34

## 1.内方/14.書状類

栗水→(八田)慎蔵様			
(書状、明日宣下の処、折節風邪にて急腹痛ありお届け願うに付) 與右衛門→(八田)慎蔵様	12月朔日	横切継紙・1通	え1865-35
(書状、陶器方申上げの下案、昨夕ご覧に入れる哉伺いに付) 寺町→いせ町様	10月10日	横切継紙/(虫損)・1通	え1865-36
(書状、赤沢公御家老職仰付けられ、お歎び申上げる処、齒痛にて名代お勤め願うに付) 唯蔵→(八田)慎蔵様御内々	12月11日	横切継紙・1通	え1865-37
(書状、嘉例により御祈祷御祓大麻並びに御祝儀土産を添え神前へ進上に付) 廣田筑後正陽(花押)→八田慎蔵様人々御中	9月吉日	横折紙・1通	え1865-38
(嘉永7甲寅年7月中より到来之書状外に要用之書付類)		綴/(え1814-1~33は一綴)・1綴	え1814
(袋) * (袋上書)「嘉永七甲寅年7月中より到来之書状外に要用之書付類」	(嘉永7年以来)	袋・1点	え1814-1
舌代(御馳走御礼に付) 権□	12日	横切継紙・1通	え1814-2
酒五尺桶壹本(酒造手順に付書上) * 墨消あり 菊屋傳兵衛→郡御奉行所	寅9月	横切継紙・1通	え1814-3
覚(糶出し方に付) * 墨消あり 菊屋傳兵衛	寅9月	横切継紙・1通	え1814-4
(書状、佐久間一件片付き今度其表へ帰るも当人宅なく、依田甚兵衛方は御家内御住居に貸さぬ旨にて相談に付) (岡野)陽之助→(八田)慎蔵様	9月23日	横切継紙・1通	え1814-5
(書状、過刻内談の件にて、去年松板献上申立て、品物如何の手續き哉に付) 水井忠蔵→八田慎蔵様	2月朔日	横切継紙・1通	え1814-6
(表通りほか掃除等に付書上)		横切継紙・1通	え1814-7
(異国船防禦御警衛及び大坂大地震など聞書)		横切継紙・1通	え1814-8
(書状、和左衛門御暇の儀貴答申上に付) 寺町→伊勢町様	2日	横切継紙・1通	え1814-9
(書状、市川陶器さや等新規取拵え、上納金御勘弁願いに付) (八田)喜兵衛→(八田)慎蔵様	11月11日	横切継紙・1通	え1814-10
(書状、新春挨拶状) 御定宿銭屋又左衛門→八田慎蔵様貴下	正月2日	横折紙・1通	え1814-11
(八田□印影及び篆書)		横切紙・1通	え1814-12
(書状、昨冬の食籠形の飯次如何哉の処、唐銅の飯次さじ共御覧遊ばされたく、早速御取扱いに出す旨) 源大夫→伊左衛門様	正月3日	横切継紙・1通	え1814-13
(書状、万一ご不要ならば争坐位帳暫時御下げ下されたきに付) (八田)慎蔵→源太郎様	26日	横切継紙・1通	え1814-14
(書状、養父造酒儀病氣養生相叶わず上天に付) 吉田終吾→八田嘉右衛門様	2月朔日	横切紙・1通	え1814-15

## 1.内方/14.書状類

(書状、年始挨拶状) 安三郎→御あね上様人々申上給へ	正月20日	横切継紙・1通	え1814-16
(書状、例の増田一件に付今晚柴町にて御寄合出張の処、今晚は竹山丁片羽その上増田・近藤出席にて是非出席されたきに付) 寺町→いせ町様	正月27日	横切継紙・1通	え1814-17
(書状、年始挨拶状、並びに例年の如く御代参差上、御初穂金100疋・御神馬料金100疋御献納下されたきに付) 廣田筑後正(花押)→八田慎蔵様	正月20日	横折紙・1通	え1814-18
(書状、一昨年御内借金3人の御同役より上納方差出し下され、就いては尚又3人の方へ差出しの儀があるので御印形願に付) (八田)喜兵衛→(八田)慎蔵様	11月28日	横切継紙・1通	え1814-19
(書状、私儀は御役替にて御取次役・御使役兼帯に任命に付) 依田甚兵衛→八田慎蔵様	正月11日	横切紙・1通	え1814-20
(書2題、書上控)		横切継紙・1通	え1814-21
(書状、此方も稀なる大地震諸方状況に付) 十八屋仲右衛門→八田慎蔵様・鉄次郎様・幾久屋市兵衛様・仙助様・庄介様	8月5日	横切継紙・1通	え1814-22
(書状、昨日御話の懸物差出し下されたきに付) 主樹→(八田)慎蔵様	17日	横切紙・1通	え1814-23
(書状、御目に掛けたき軸物外より参り、その上聊か供の品到来仕り、夕刻御光臨願いたきに付) 熊三郎→(八田)慎蔵様	26日	横切紙・1通	え1814-24
(書状、今晚尚又増田において寄合致したき段、助之丞殿より御談じあるので御出席下されたきに付) (八田)喜兵衛→(八田)慎蔵様	29日	横切継紙・1通	え1814-25
(書状、別紙の通り御茶類月岡万里様へ申込み下され江戸屋敷御買物所まで面倒ながら指出されたきに付) 河村宗順→八田嘉助様	萩月16日	横切継紙・1通	え1814-26
申上(飯米願上げに付) (八田)義三郎	12日	横切継紙・1通	え1814-27
(青菜ほか8品目書上)		横切継紙・1通	え1814-28
口啓(いつぞや差上置きの鎮鏝の小さじ、一寸貸与下されたきに付) 義井→山水賢兄几下	26日	横切紙・1通	え1814-29
(書状、亡父浪治在命中願置きの通り、家督相違無く仰付けらるに付) 菊池市五郎→八田慎蔵様	正月25日	横切紙・1通	え1814-30
(書状、重介への頼状の事問合わせの所、然るべき相談をするよう遣わし置かれたき旨) *(端裏書)「(八田)慎蔵様」(岡野)陽之助→(八田)慎蔵様	8月16日	横切継紙・1通	え1814-31
(書状、先年来よりの御茶類御催促申上る訳では無く、何卒御節に江戸表へお回し願いに付) 河村宗順→月岡万里様	11月10日	横切継紙・1通	え1814-32
(書状、別紙の通り御茶類当暮れまでに御送下さるべきに付) 河村宗順→八田嘉助様	11月10日	横切継紙・1通	え1814-33
(八田慎蔵往来状綴)	(安政3年)	綴/(え1776-1~26は一綴)・1綴	え1776

## 1.内方/14.書状類

(袋) * (袋上书)「安政三丙辰年四月中より来簡入 義井堂」	安政3年4月	袋・1点	え1776-1
(書状、私風気にて岩崎公御家老職仰せを蒙り、何分名代御請け願いたきに付) 唯藏→(八田)慎藏様尊下	卯月2日	横切継紙・1通	え1776-2
(書状、下緒緋に萌黄のいちまつは御座なく、大小分300疋半位、白に紫の打ち雑ざりは18,9匁位、いちまつは余り高直、尚御勘合仰せを蒙りたきに付) (浅岡)敬次郎→伊勢町様申上	3月19日	横切継紙・1通	え1776-3
(書状、家老望月主水儀明19日着仕る所、家具類不足に付別紙の通り拝借仕りたきに付) 望月主水内土肥茂右衛門→八田慎藏様	5月18日	横切継紙・1通	え1776-4
覚(上前・下前布団及び蚊帳など拝借に付)		横切継紙・1通	え1776-5
(書状、昨日御書状いせ町公より差出しに付内々伺う処、昨日引取りに御勝手方へ伺い相成り思召しにも無く、なお外出御見合わせくだされたきに付) 馬喰町拜→寺町様内用申上	22日	横切継紙・1通	え1776-6
(書状、馬喰町より御勘定帳遍印致す所、別紙の通り申来り何れ同苗も罷出で申す筈に付) (八田)喜兵衛→(八田)慎藏様	5月10日	横切継紙・1通	え1776-7
口上(この程何よりの品御心に懸けられありがたきに付) (望月)主水→(八田)慎藏様	5月24日	横切紙・1通	え1776-8
(書状、昨日春日氏出懸けられず、水井氏より手紙を添え春日氏宅方へ廻し、何れ打合わせの上にて帳面も廻さず、今日内談有るべく事に付) *(端裏書)「貴答」 (八田)喜兵衛	5月20日	横切継紙・1通	え1776-9
(書状、愚妻胃中悪敷、小竹屋道伯に見せる処いよいよ相違無きとの事、然らば単物・紺縞御遣わし下されたく等に付) (金井)鉄治郎→御母上様(八田ムメ)		横切継紙・1通	え1776-10
(書状、今日9半時の御供揃にて天王山辺りへ御野掛けに付) 浅岡敬次郎→八田慎藏様	5月18日	横切継紙・1通	え1776-11
(書状、金子25円廻し御落手下されたきに付) 忠治→(八田)慎藏様金子入	4月15日	横切継紙・1通	え1776-12
(書状、和洋手本の儀師岡公へ御相談下され、下地は蓮池案にて御家二玉の仕上げのため、手本はこちらへ借用仕りたきに付) (金井)鉄次郎→御兄上様(八田慎藏)	5月9日	横切継紙・1通	え1776-13
(書状、当人気前強柔にて他国へ厄介に出しては不行状か、遊尻気などにて家事取締も出来るもの哉、着類など其外過刻段々願ひ一条御含み願うに付) 五百人→(八田)慎藏様内用申上置	13日	横切紙・1通	え1776-14
(書状、3月12日御状短冊2折とも又4月15日御添の端紙御状とも、昨29日到着拝見御礼等、竹水庵を水井庵と覚違い書損じ改書などに付) 東條文右衛門→坂原格十郎様	4月晦日	横切継紙・1通	え1776-15
(書状、承助様御持参上納方の儀内々願に付、取計方教示下されたきに付) (八田)慎藏→忠治様御内可被成下候	16日	横切継紙・1通	え1776-16

(書状、昨夜田町より伊木の方不出来の趣、只今に相成り何とも致し方なく、何れ片桐様へ是非と申す場にて談じ由にては如何哉に付) (八田)喜兵衛→(八田)慎蔵様	13日	横切継紙・1通	え1776-17
(書状、大斗氏金子1円ほど入用の所、金子才覚難儀、私手元も大払底にて繰廻し御都合下されたきに付) (岡野)陽之助→(八田)慎蔵様内用		横折紙・1通	え1776-18
(書状、先状に佐藤家嫁の事、徳間村村山佐五兵衛も似合敷か様子申越すに付、御次手の節御語り下されたき等に付) (金井)鉄次郎		横切継紙・1通	え1776-19
(書状、下案中奥様と申し語り、甚だ角立てにて、御名を書きたくと存ずるも、未知にて面倒ながら御聴書入れ下されたく、並びに脇書などは不致法と存じて両通差出し、どちらにてもよろしき方を遣わさるるに付) (金井)鉄次郎		横切紙・1通	え1776-20
三白(継立では善光寺まで参らないため、吉村・田子辺りにて西に入るのかどうか地理不案内に付、御申越下されたくに付) 東條(文右衛門)→坂原(拾十郎)様	30日	横切継紙・1通	え1776-21
(書状、切溜1組拝借願に付) 茂右衛門→(八田)慎蔵様	5月19日	横切継紙・1通	え1776-22
(書状、早速の思いもよらない算筆の修行致したく、なるべくそちらへ参り修行いたしたきに付) (金井)鉄治郎→御兄上様(八田)慎蔵	4月6日	横切継紙・1通	え1776-23
(書状、上様御小休にて師岡・竹村御両所様立寄り手土産等下され恐入り、一体拙者の心得にも御供番にては有るも有る間敷くと存じ、酒肴の用意にも衣服を着替えるのみにて罷在り、無類のお手間も甚だ残念にて、この段御番所様始め音次へもお話下されたく等に付) (金井)鉄治郎→御母上様(八田)ムメ・御兄上様(八田)慎蔵・御姉上様		横切継紙・1通	え1776-24
(書状、上様16日拙宅へ御小休兼て申上の通り、今年は隠れ居る手筈に付、先日伴之助先触れを持参の節請書拙者認め共、親父に頼り対面を致さず等に付) (金井)鉄治郎→御兄上様(八田)慎蔵	4月14日	横切継紙・1通	え1776-25
(書状、先状筆算修行の事算盤は昼夜出精致し1月もすれば掛かり位は出来申すと存じ、又産物方滞金など種々心配に付、一兩日中に出勤致す心意、ほか黒紹羽織・紹小紋之羽織・龍門小之出向江羽織・紬縞袴など近頃取替えの品々13品目書上等に付) (金井)鉄治郎→御母上様(八田)ムメ		横切継紙・1通	え1776-26
(安政4年3月封不用書状綴)		綴/(え1852-1~39は一綴)・1綴	え1852
(袋) * (袋上書)「不用之来状 安政四丁巳年三月封」	安政4丁巳年3月	袋・1点	え1852-1
口占(少々懸かりがあるので時下伺いたきに付)	3日	横切継紙/(虫損)・1通	え1852-2
(書状、日光製羊羹は県令より贈られた品にて、次男御厄介の御礼に付) 源大夫→(八田)嘉助様不頼貴報	3月免望	横切継紙/(虫損)・1通	え1852-3
(書状、西洋の兵学の事は承り及ばざる旨他に付) * (端裏書)「酬啓」 龍	23日	横切継紙/(虫損)・1通	え1852-4

## 1.内方/14.書状類

(書状、製茶については俄に抹茶日方10匁計り入用にて、お貯のうち抹の物を貰いたきに付) 山寺→伊勢町様	仲春朔	横切紙/(虫損)・1通	え1852-5
(書状、過日抹茶無心の御礼に付) 龍頓首→八田雅契足下	2月19日	横切継紙・1通	え1852-6
(書状、此鳥見来に任せお伺いに懸かりたきに付) *(端裏書)「口上」	7月朔日	横切継紙・1通	え1852-7
(書状、名製の梅漬をお貰い下されたきに付) 源大夫→松木様内密	12月28日	横切紙・1通	え1852-8
(書状、今夕伊勢丁へご同伴の御礼に付) 龍頓首→桜山先生榻下	9月初五日	横切継紙・1通	え1852-9
(書状、御頼みの図何分拝借仕りたきに付) 柴丁→いせ丁様	25日	横切継紙・1通	え1852-10
(書状、お土産種々お贈り下された御礼に付) *(端裏書)「拜酬」 源大夫	6月25日	横切継紙・1通	え1852-11
(書状、御精製の火酒一陶他ご恵贈の御礼に付) 信龍頓首→書鳩老台坐前	晚夏念7日	横切継紙・1通	え1852-12
(書状追伸、盆中のお借物に逐一御礼も申さざる詫びに付) 龍拜		横切紙・1通	え1852-13
(書状、ご珍藏の名軸日課の如く拝見、游獵図は実に神品に付) 信龍→八田契丈几下	7月23日	横切継紙・1通	え1852-14
(書状、寒中伺いに付) 龍→書鳩君梧下	12月望当賀	横切継紙・1通	え1852-15
(書状、火酒の御礼並びに麩菓子1折進呈に付) 信龍→八田君梧下	6月25日	横切継紙・1通	え1852-16
(書状、魚数尾ご恵贈の御礼に付)	16日	横切継紙・1通	え1852-17
(書状、寒中手折の品は如何に珍しくなくとも御慰み迄に差上る旨他に付) 信龍→八田君苦次	穉月24日	横切継紙・1通	え1852-18
(書状、書籍の儀、見及び次第御遣わし下されたき頼みに付) 源大夫→鉄次郎様[ ]	3日	横切継紙・1通	え1852-19
(書状、書籍借りたき儀、子雄へ宜しく口伝下さるよう頼み上げに付) 源大夫拜→八田君几下	首夏朔6	横切継紙・1通	え1852-20
(差出宛所書上) 悟鯉→(八田)嘉助様		札・1点	え1852-21
(書状、御備物の御礼に付) *(端裏書)「拜酬」 金吾	5月25日	横切継紙・1通	え1852-22
(書状、馬場丁より漸う承知申来たり、それも今昼までに30金の残りを調達次第と申す義等に付) 龍頓首→松木先生待今密切	12月30日	横切紙・1通	え1852-23
(書状、御用は無きやに付) 信龍→書鳩老君梧下	小春初5日	横切紙・1通	え1852-24
(書状、松前産子籠鮭等お恵下された御礼に付) *(端裏書)「拜酬」 信龍	孟春念7日	横切継紙・1通	え1852-25
(書状追伸、先達て鑑言下さるよう頼み置き、願いの	27日	横切紙・1通	え1852-26

鹿銅像を象山氏へも鑑言頼み置き下されたきに付) *え1852-25の追伸			
(書状、伊勢町兄不在出掛のところ、種々ご配意により何事も得心の旨他に付) 龍頓首→桜山老台梧下	除夜	横切継紙・1通	え1852-27
(書状追伸、野品に赤面の旨他に付) *え1852-27の追伸 龍拜		横切紙・1通	え1852-28
(書状、皆々様へお執り成しの頼みに付) 源大夫→鉄二郎様	如月29日	横切継紙・1通	え1852-29
(書状、何よりのお品お贈り下され御礼に付) 源大夫→(八田)嘉助様	3月23日	横切継紙・1通	え1852-30
(書状、御家曆等仰せられ幾久しく賀寿に付) 源大夫→(八田)嘉助様	仲春初3	横切継紙・1通	え1852-31
(書状、50金のうち30金到来により差上に付) 龍頓首→松木君几下三十金添	除日	横切継紙・1通	え1852-32
(書状、程なく初七日の儀、作花を添え差出し霊前へお供えするよう頼みに付) 源大夫→(八田)嘉助様	膺月14日	横切継紙・1通	え1852-33
口上(何よりのお品贈恵の御礼に付)	16日	横切継紙・1通	え1852-34
(書状、御容躰伺いに付) 峙龍→八田君几下	12月初2	横切紙・1通	え1852-35
(書状、歳暮の祝儀として結構の3種美酒1樽ご恵贈の御礼に付) 金吾拝復→(八田)嘉右衛門様	12月26日	横切継紙・1通	え1852-36
(書状、縁談一条は委細伺ったが、同人よりお咄もある旨に付) *下書 八田慎蔵→松村新兵衛様		横切紙・1通	え1852-37
(書状、遠路のところ当地へお越しになり、種々お土産ご恵贈の御礼他に付) *下書 八田慎蔵→溝口省翁様	辜月9日	横切継紙・1通	え1852-38
口上(今日一寸伺いたいで、この品差上に付) 龍頓首→桜山老先生梧下	10月4日	横切継紙・1通	え1852-39
(万延元年8月より12月までの来状綴)	(万延元申歳8月)	綴/(え1777-1~18は一綴)・1綴	え1777
(袋) * (袋上書)「万延紀元申歳八月より之来状入 同12月中迄 澹庵」	万延元申歳8月~12月	袋・1点	え1777-1
(書状、望月歌ご不用になり落手、外御紙絹地共預置くに付) * 勘返状 (八田)慎蔵→松山町様昨日之御答申上	念7日	横切継紙・1通	え1777-2
(書状、竹山町様御引越に付、例の一条渡辺へ再応掛合い、何れにも参堂三つ竈にて相談取極め、私を証人に仕来たる3月中迄は畏奉る御向きにて参上仕る処、留守にて渡辺へ相談の上11日12日の内に参堂仕りたきに付) * (端裏書)「御答」 (関田)莊助	12月10日	横切継紙・1通	え1777-3
(書状下書、御縁女の儀は跡替りの者と引替えては先方に対し不義理にて、いずれ人物を見つけ本妻に拵える等に付)		横切継紙・1通	え1777-4
(書状、坂本への一封ご覧下されたきに付) 松山丁	5日	横切継紙・1通	え1777-5

## 1.内方/14.書状類

→いせ町様			
(書状、質入御袍屋敷当年季明にて5ヶ年延仰付られ承知、小子快方次第証文持参、御書替とも添証文ともその節御示談申上ぐべきに付) 色部義太夫→八田慎蔵様	11月25日	横切継紙・1通	え1777-6
(書状、愚妻おとせは魯頓にて家政任すべき識量なく、早速私相当の婦妻ご穿鑿世話下されたきに付) *え1777-8の追伸カ (金井)鉄次郎→御母上様(ムメ)・御兄上様(八田慎蔵)	12月朔日夜寅刻認	横切継紙・1通	え1777-7
(書状、縁女の儀随分難しき様にて、当節は養父母とも私の俣の旨、お含み下されたきに付) (金井鉄次郎)→(八田慎蔵)		横切紙・1通	え1777-8
(書状、坂本への書状は追々認め終わるのでご猶予願うに付) 松山丁→いせ町様内用	5日	横切継紙・1通	え1777-9
(書状、金子の儀松山町様下ヶ札の趣尤もにても難渋困苦につき貸与願いに付) (金井)鉄次郎→御兄上様(八田慎蔵)	12月11日	横切継紙・1通	え1777-10
(書状、御地11、12日地震にて所々破損驚入る次第、先達て増徳一件も当節必至難渋の最中故、尊兄御手の5両金を御廻下されたきに付) 金井鉄次郎→八田御兄上様(慎蔵)	10月14日朝	横切継紙・1通	え1777-11
(書状、和漢三才図会など品々受取有難く、縁女とせ事漸くこの間対面のところ笑止千万にて今更致方もなきに付) (金井)鉄次郎→御兄上様(八田慎蔵)	8月3日	横切継紙・1通	え1777-12
(書状、儀助遅れ帰宅御細書披見尚又同人口上にも演説の趣承知いたし、先月22日聊かの事より事発る旨、並びに増徳返金の期日等に付) *下書 (八田慎蔵)→(金井鉄次郎)		横切継紙・1通	え1777-13
(書状、兼ねて願う紙を差上げ、望月歌永々有難く則ち返上御落手下されたきに付) 松山→いせ町様御事	26日	横切継紙・1通	え1777-14
(書状、彼国着船の節湊より旅館への途中、警衛初め馳走のもの2700人と申す事にて、直先に彼我の印の幟立て様子、並びに旅館饗応の荒増等に付)		横切継紙・1通	え1777-15
(書状、先達て祝儀に清太郎遣わされ有難く、付いては兼ねて話の通り当3日私ども兩人へ本宅を譲り、兩人とも隠宅の方へ引取り申渡すに付) 金井鉄次郎→御兄上様(八田慎蔵)	9月10日	横切継紙・1通	え1777-16
(書状、増徳一件水井公から差引書差出す心意のところ松木公兩寺町両家にて5両尊兄へ指図に付徳左衛門殿方へ返金等に付) (金井鉄次郎)		横切継紙・1通	え1777-17
(書状、増徳一件は水井公差引書取調べ使い差上げ、しかしながら尊君より為替御遣わし下され5両金は何月の事哉申越下されたきに付) (金井鉄次郎)		横切継紙・1通	え1777-18
(万延元年5月よりの来簡など綴)	(万延元年5月～)	綴/(え1864-1～17は一綴)・1綴	え1864
(袋) * (袋上書)「万延元歳五月中よりの来簡入」	万延元年5月	袋・1点	え1864-1



(書状、右書類一同御覧の上増徳へ見せ、願上げ御取計い下さる様に付)		横切継紙・1通	え1864-2
(書状、増徳金子返済一件、水井公へ御願い借用残金の儀、並びに後妻の事いよいよ取決まり上田藩中年齢19才とのこと等に付) *下書 (八田鉄次郎)		横切継紙・1通	え1864-3
(書状、横山町より竹山丁は元より水井公等へ御召しの1反も差上たき処金子の都合悪敷、追々致すべくご承知置下され他に付) *下書 (八田)鉄次郎→御兄上様	5月7日	横切継紙・1通	え1864-4
(書状、殿様多忙にて桜味噌5曲差上げ、並びに増徳一件遅延にて水井公へ懸けなければ宜敷に付) (八田)鉄次郎→御兄上様	7月3日	横切継紙・1通	え1864-5
(書状、先達て乙司の詫び差上げ、書中の趣尊兄より御返事下されたく、並びに松木公事金子の儀証文引替に付副書)		横切継紙・1通	え1864-6
(書状、かし日増し悪敷ならば申越し、何か差上たきに付)		横切紙・1通	え1864-7
(書状、差上のよしの証文一覧いたしたく借用願上げに付) 怨齋→臈菴君	念2	横切継紙・1通	え1864-8
(書状、願出での御書ご示談偏に願上げ、並びに松山町へもご相談、則ち1000疋お手元まで差上申すに付) *勘返状 (八田)慎蔵→源八様	27日	横切紙・1通	え1864-9
(書状、先状願の鯛魚御送り下されたく、源左衛門方へ手柄無沙汰にて困り入るに付) (八田)慎蔵→御兄上様・母上様・姉上様	5月15日	横切継紙・1通	え1864-10
(書状、増徳召呼ばれ正金都合出来兼ね水井公へ御願いの処承知にて宜敷御取成し願い他に付) (八田)鉄次郎→御兄上様	7月20日	横切継紙・1通	え1864-11
(書状、借用致す鯰の儀頭又々恩借仕たく、右は養父古徹の脇差取り拵えに付、手本に致したく尊兄へ願う様私へ願いに付、早速願上げ、左様御承知置き下され早速お貸し願いたくに付) *下書		横切継紙・1通	え1864-12
別紙ケ條書ヲ以奉願上候(鯰縁頭恩借仕たく、並びに大小算筆籠共遣わし下されたき他に付)		横切継紙・1通	え1864-13
(書状、増徳一条の事両家より孫君御手へ皆替えなどに付袖少々差上、竹山丁へ20程も書状へ付け差送り下されたきに付、並びに脇差の儀1両2分位にて宜敷や、並びに別紙願上げの鯰縁頭之儀に付)	25日夜認	横切継紙・1通	え1864-14
(書状、結構な品々御遣わし下され、姉上様にも宜敷御礼申上げ他に付)		横切紙・1通	え1864-15
(水戸藩御家中信刀無念流竹森森平と申す、年22、3才位ほか人相手配書控)		横切継紙・1通	え1864-16
(書状、願の鯰魚御遣わし下されたく、増徳辺返簡の儀に付、並びに一昨年の水戸様内乱書付写し入用無くば反古にて差上他に付) (八田)鉄次郎→御兄上様・御母上様	5月16日	横切継紙・1通	え1864-17

## 1.内方/14.書状類

(明治4辛未歳5月中よりの来簡書状綴)	(明治4年5月～)	綴/(え1836-1～82は一綴)・1綴	え1836
(袋) * (袋上書)「明治四辛未歳五月中より之来簡入 八田子静」 八田子静	明治4辛未歳5月	袋・1点	え1836-1
(書状、藩札取立の諸税金今日中上納の旨、宮沢氏申談じに付) (青柳)増太郎→(八田)慎蔵様当用	7月23日	横切継紙・1通	え1836-2
(書状、御母堂様東京ご帰郷祝ご恵投の御礼に付) 坂本拝→八田様尊下	7月4日	横切継紙・1通	え1836-3
覚(御状1通・御目録100疋披露に付) 堀内内酒井初治→八田様御使衆中	7月9日	横切継紙・1通	え1836-4
(書状、松山町様御献金お手許へ遣わす義に付) 弥左衛門→(八田)慎蔵様	7月晦日	横切継紙・1通	え1836-5
(書状、御取立税金受取等に付) (中村)鐵蔵→(八田)慎蔵様拜答	7月6日	横切継紙・1通	え1836-6
(書状、出金分残金9両1分2朱受取に付) 潤蔵→(八田)慎蔵様御頼	8月10日	横切紙・1通	え1836-7
(金15両ほか金銭書上)		横切継紙・1通	え1836-8
(書状、明9日従四位様お着きの趣、不快にて罷出で兼ね、急腹痛の届出を願うに付) 一郎→(八田)慎蔵様	8月8日	横切継紙・1通	え1836-9
(書状、内話の趣水野氏へ談事の処、お手許より出金あれば幡場氏より催促仕る間敷、この上は富永氏か当局へ出向くべきに付) 斎助→(八田)慎蔵様	8月4日	横切継紙・1通	え1836-10
(書状、助成講懸金22両2分御廻下され落手に付) 権右衛門→(八田)慎蔵様申上	8月11日	横切継紙・1通	え1836-11
(書状、無尽金30両御廻下され私方にて御預り他に付) 鉄蔵→(八田)慎蔵様拜答	8月4日	横切紙・1通	え1836-12
(書状、出張先にて入用出来、官札10両この者へ下渡し願うに付) 堀内莊作→八田慎蔵様	8月朔日	横切継紙/(差出宛所を切取)・1通	え1836-13
(書状、度々催促するも御下げ金なく、至急嚴重申立て何分猶予願うに付) 半之丞→(八田)慎蔵様御請	6月28日	横切継紙・1通	え1836-14
(書状、今度評議の義は如何の事件か伺いに付) * 勘返状 (八田)慎蔵→平三郎様	1日	横切継紙・1通	え1836-15
(書状、時計代価7両上納に付) * 勘返状 (八田)慎蔵→竹山町様	28日	横切継紙・1通	え1836-16
口上(過日お土産頂戴の礼状) 源八	7月朔日	横切紙・1通	え1836-17
(書状、飯米差支え繰上げ御下げ願に付) * (端書)「御歎願申上」 本之進		横切継紙・1通	え1836-18
(書状、郡県になり是までの諸藩の藩札は皆2割5分引とか、虚実駢と弁じ兼ねる旨に付) 松山→伊勢町様		横切継紙・1通	え1836-19
(書状、早松茸を少々貰い1盃上げたく、夕刻尊来下	7月24日	横切継紙・1通	え1836-20

されたきに付) 松山→伊勢町様			
(書状、内話の献物ご覧不応やに付) 富良拜→八田様	8月28日	横切継紙・1通	え1836-21
(書状、種々高評を願いたく今日は当局の方へ出張されたきに付) 鐵藏→(八田)慎藏様	8月21日	横切継紙・1通	え1836-22
(書状、昨日戸籍の儀至急要用出来、今日尊所様御用の趣を承れる旨伺いに付) (富岡)良右衛門→八田様	8月19日	横切継紙・1通	え1836-23
(書状、中町坂本如何様のご様子か拝聴したきに付) (富岡)良右衛門→(八田)慎藏様	8月19日	横切継紙・1通	え1836-24
(書状、税金取立分金75両余上納に付) 鐵藏→(八田)慎藏様	7月朔日	横切継紙・1通	え1836-25
(書状、武田先生参る節に願った酒德利代料を調べさせ仰下されたきに付) 敬一郎→おこふさま	丑7月2日	横切継紙・1通	え1836-26
(書状、今般評議承る処、この度上納分に如何差遣わずか伺いに付) 平三郎→(八田)慎藏様	7月1日	横切紙・1通	え1836-27
(書状、小野氏よりの別紙の趣で、考えがあるので近日相談したき旨他に付) (富岡)良右衛門→(八田)慎藏様御受	6月25日	横切継紙・1通	え1836-28
(書状、過日歎願の一条、明日会合日限の処今以て不足当惑仕り、今年1口分2両1分ほどにて運次第で籤金預りは金48両になりご憐助願うに付) 清美→(八田)慎藏様内応答	6月24日	横切継紙・1通	え1836-29
(書状、税金73両1分余御廻下され落手に付) 鐵藏→(八田)慎藏様拜答	21日	横切継紙・1通	え1836-30
(書状、中嶋波之助殿当局にて良右衛門儀庁御御用の趣、出仕するよう理事より切紙到来に付免職仰付けらるや等) 竹華兵馬→八田慎藏様	6月11日	横切継紙・1通	え1836-31
(大水にて木津川荒れ、天保山へ死人打上等、大坂表より伝達の様子に付書留) *後欠		横切継紙・1通	え1836-32
(書状、願の趣承知下され有難く、金2両1分慥かに受取りに付) *(端裏書)「拜答」 清美	6月26日	横切継紙・1通	え1836-33
(書状、家来堀内左右藏、18日東京にて急症死去の旨お知らせに付) 綿内二宮熊太郎・塩野半兵衛→松代八田慎藏様	6月25日	横切紙・1通	え1836-34
(書状、富良今日御用召にて御厄介に付御礼等) 波之助拜→(八田)慎藏様御請申上	12日	横切紙・1通	え1836-35
御内話申上(親類よりの内状にていづれ免職の旨他に付)		横切継紙・1通	え1836-36
(書状、暑中窺い迄に龕末の両種並びに蕎麦進上仕り、収納なされたきに付) 坂本幸右衛門→八田慎藏様尊下	6月7日	横切継紙・1通	え1836-37
(書状、今夕柴丁ご隠居と一同で一盃おねだりに上がりたきに付) なすノ庵より→鐵次郎様	12日	横切紙・1通	え1836-38

## 1.内方/14.書状類

(書状、先達て不幸の節、御悔状及び霊前への頂戴物御礼に付) 近藤興之助→八田慎蔵様	5月25日	横折紙・1通	え1836-39
(書状、小野氏よりの御通を御手元へ差上げ、何方へ御廻下さる哉に付) (富岡)良右衛門→(八田)慎蔵様	5月4日	横切継紙・1通	え1836-40
(書状、私頂戴御扶持明日4俵頂戴し、残りは又そのうち御下げ願うに付) *勘返状 (八田)慎蔵→宗三郎様内用	11日	横切継紙・1通	え1836-41
(書状、小林田鶴助他5名お通し願いに付) 議員兩人→(八田)慎蔵様当用	7月1日	横切紙・1通	え1836-42
(書状、大里は今日産物の方へ罷出ているか伺いに付) 松山丁→伊勢町様	8月2日	横切紙・1通	え1836-43
(書状、沙岡子より新聞雑誌拝借の由、御覧済みの巻あれば拝借願いたきに付) 角南→伊勢丁様	11日	横切紙・1通	え1836-44
(書状、水野氏懸合の処、引合わせ等なき儀申聞き、富永殿へ明朝にも出向く方がはかどる旨に付) 斎助→(八田)慎蔵様	8月6日	横切継紙・1通	え1836-45
(書状、馬場丁様他へ御出の儀、野生も先刻新平様へ御廻り申上の処、冥加金のうち御用達分を除き市政局へ差出すべき旨他に付) * (端裏書)「御復申上候」	8月8日	横切継紙・1通	え1836-46
(書状、御用達300両を酒株税金上納の儀、富永大属へ申達しの処、御用達分はその俣にて税金の方を出金するか相談に付) *朱書 清右衛門→(八田)慎蔵様当用	8月3日	横切継紙・1通	え1836-47
(書状、酒造税金上納の儀その俣に差置く処、市政より催促に付) 清右衛門→(八田)慎蔵様	8月2日	横切継紙・1通	え1836-48
(書状、別紙廻達に付) 千里・精一郎→兵助様・(八田)慎蔵様・章碩様・忠尾様・友之進様・半之進様	(明治4年)辛未8月1日	横切紙・1通	え1836-49
(書状、今般戸籍の儀貴君方を大一小区へ組入れに付) 千里・精一郎→各様	(明治4年)8月朔日	横切紙・1通	え1836-50
(書状、暑中容躰伺いに付) 丸沢新八→御取次中様	6月13日	横切継紙・1通	え1836-51
(書状、引合い手始めの処、明日取立帳手扣を持参願うに付) (富岡)良右衛門→(八田)慎蔵様	8月2日	横切紙・1通	え1836-52
(書状、28日手始めの処、故障あり延引今日手始め繰合わせ願うに付) 忠一郎→(八田)慎蔵様御内披	7月30日	横切継紙・1通	え1836-53
(書状、小野氏書状随分難しく何分評議願う旨他に付) (富岡)良右衛門→(八田)慎蔵様	4月28日	横切継紙・1通	え1836-54
(書状、助成講懸金上納の処、封箱を明後日迄御預り下さるべきに付) 会所三人→(八田)慎蔵様封箱添	7月晦日	横切継紙・1通	え1836-55
(書状、昨日御願いの官札は如何の様子か伺いに付) 莊作拜→(八田)慎蔵様	8月3日	横切継紙・1通	え1836-56
(巳年分諸鑑札冥加金取立帳1帳ほか調査願ひ書付)	8月2日	横切紙・1通	え1836-57

(書状、当年山猿殊の外大出来にて奉納御入用あれば内献に付) 又左衛門→(八田)慎蔵様	5日	横切紙・1通	え1836-58
(書状、愚妻病氣養生叶わず去19日死去御序での刻宜敷執成し頼むに付) 丸沢新八→御取次中様	7月22日	横切紙・1通	え1836-59
(書状、幸蔵一条御配慮返済方私手にて取扱い如何哉等に付) *(端裏書)「奉復」(富岡)良右衛門	未7月27日	横切継紙・1通	え1836-60
(書状、松代4区戸籍調の処、人別送書付など如何するか伺いに付) *勸返状 子静拝→習堂先生几下	29日	横切継紙・1通	え1836-61
(金1両1分2朱定七など金25両2分2朱金銭書上)		横切紙・1通	え1836-62
(書状、別紙申来たる処、裏町では在出と申す事、如何仕るべきやに付) 鐵蔵→(八田)慎蔵様	23日	横切紙・1通	え1836-63
(書状、実名差出す様昨日申上の処、差出し無く、至急御廻下されたきに付) 史生→商法方様	8月23日	横切継紙・1通	え1836-64
(書状、史生迄廻した儀は御承知下されたく、扱昨日御内和の一条大属へ何とか申す処、成される哉伺いたきに付) 鐵蔵→(八田)慎蔵様	8月23日	横切継紙・1通	え1836-65
(書状、山本三左衛門扶持米1俵余不足の由にて受取りたき処、評決は如何に付) *(端裏書)「内事奉伺」		横切継紙・1通	え1836-66
(書状、池田氏・青柳氏等罷出での間、御光来下されたきに付) 斎助→(八田)慎蔵様	8月24日	横切継紙・1通	え1836-67
(書状、御細書下され、29日私内々差上ぐべき処上箱なく、昨朔日箱出来次第私より直に差上げの段、御承知下ざるべきに付) *(端裏書)「御請」 与作	9月2日	横切継紙・1通	え1836-68
(書状、今日蚕種税金5000両、中野県へ引渡す諸鑑札物取調べを明日中に租税方へ差出す様御達し有るに付) 鐵蔵→(八田)慎蔵様	8月29日	横切継紙・1通	え1836-69
(書状、6ヶ村鑑札取調の儀、今日にも出来御廻下されたきに付) 斎助→(八田)慎蔵様御答	8月29日	横切継紙・1通	え1836-70
(書状、当局取立分税金の内預け分取調願に付) 斎助→(八田)慎蔵様・(富岡)良右衛門様	9月2日	横切継紙・1通	え1836-71
(書状、浄福寺よりの借米当暮迄に返済の処、延納願に付) *(端裏書)「内用御答」 本之進	9月2日	横切継紙・1通	え1836-72
(書状、元之進様飯米御返済なく、当25日御蔵入御飯米当用差支えにて、尊家へ御継合わせか御飯米の内歎願に付) (浄福寺)	8月23日	横切継紙・1通	え1836-73
(書状、別紙通り御達しに付) 平三郎・(八田)慎蔵→五十司様・愛之進様・寸太郎様・玄又様・三省様・兵助様・友之進様	4月	横切継紙・1通	え1836-74
(書状、昨午年中蚕種・生糸・紬・木綿4品冥加金上納など富永様仰渡さるにて早速御調べ御廻下さるべきに付) 庶務掌→商法掌御中	(明治4年未)5月17日	横切継紙・1通	え1836-75
(書状、別紙の趣坂本氏より到来するも調べ兼ね明日出仕願いに付)	5月17日	横切継紙・1通	え1836-76

## 1.内方/14.書状類

覚(楸包1つ至急御用にて夕刻迄に商法方御役所へ届けるべきに付廻状) 古川岩之助(印)→小般山村・矢代・雨宮村・土口村・岩野村・清野村(印)・右村々三役人	(明治4年)辛未5月5日 午中刻発	横切継紙・1通	え1836-77
(書状、祖母23回忌内々回向にて10日夕お出でご焼香下されたきに付) 松山丁→いせ町様	6月11日	横切継紙・1通	え1836-78
(書状、再応ご催促の儀、盆前には御下ヶ金願うに付) 半之丞→(八田)慎蔵様御請	7月6日	横切継紙・1通	え1836-79
(書状、例の四幅対御懸物、私手へ今日御下げに相成り、私より内々直に差上方にては如何哉、または傳兵衛御呼出し方哉に付) 飯島與作→八田慎蔵様	8月28日	横切継紙・1通	え1836-80
(書状、小児幸蔵病氣養生叶わず死去に付御上様に御序の刻御執成願) 丈助→角御店清七様	8月28日	横切紙・1通	え1836-81
(書状、商社の儀にて明日当局へ出張致したく大里氏の出勤伺いに付) 斎助→(八田)慎蔵様	8月29日	横切継紙・1通	え1836-82
(諸方到来状及び書取等級)		綴/(え1778-1~41は一綴)・1綴	え1778
(袋) *(袋上書)「十月中十一月申請方到来状並び書取類 元方」		袋・1点	え1778-1
(書状、御伺いのところ御留守残念、且15日迄御恩借御繰合わせ下さるべきに付) 与一郎→勝之助様御内覧可被下候	11月11日	横切継紙・1通	え1778-2
(書状、御恩借長々有難く50金御礼金2分2朱添え御返上にて落手下されたきに付) 与一郎→勝之助様 □□(綴じ目)添	10月28日	横切紙・1通	え1778-3
(書状、為替金58両の添状今後御願ひ方等に付) (堀内)与一右衛門→(八田)嘉助様	10月29日	横切継紙・1通	え1778-4
(書状、無沙汰御詫び並びにご機嫌伺いに付、手作りの品御覧笑下されたきに付) 啓十郎→(八田)嘉右衛門様・(八田)嘉助様	11月18日	横切継紙・1通	え1778-5
(書状、願ひ方へ添状、留守等にて跡便にて送り、先は為替証文のみ落手下されたきに付) *(端裏書)「急御便乱書□(綴じ目)被成下候」(堀内)与一右衛門→(八田)嘉助様	10月26日	横切継紙・1通	え1778-6
(書状、葛粉は日本橋にて穿鑿の処、菓子屋申すに当時最上の粉他より下直の旨、他品値は区々にてよく調べ申すべきに付) (堀内)与一右衛門→(八田)嘉助様	10月16日	横切継紙・1通	え1778-7
(書状、炭不足困り入り、佐倉炭並びに白炭佐倉取集め御送下されたきに付) 大沢→八田様当用	10月	横切継紙・1通	え1778-8
書取を以申上候(東荒町傳蔵年々違作にて建家屋敷地共譲渡し借財片付きお繰りにて奉公に付) *(端裏書)「当年閑も無之春中評儀之事」	西10月28日	横切継紙・1通	え1778-9
(書状、小松原村孫右衛門残金請取に罷出で切手差出しの節は右金高御渡下されたきに付) (関田)守之丞→(八田)嘉助様御印書入	9月26日	横切継紙・1通	え1778-10
(書状、預り金証文へ御印形なされ近日引換え下さ	11月11日	横切継紙・1通	え1778-11

るべくに付) (大嶋)磯右衛門→(八田)嘉助様			
(書状、守之丞願いの金2両1分3朱添え書状、此度大塚孝三郎出府に付同人へ頼み御廻下され、落手いたし承知下されたきに付) 金蔵→(八田)嘉助様	10月13日	横切継紙・1通	え1778-12
(書状、新白米請取方の義今日御渡しになる哉、明日の仕入れに用いたくご様子伺いに付) *勸返状(八田)嘉助→儀左衛門様急用	11月23日	横切継紙・1通	え1778-13
(書状、此1鉢の内些少なから御祝の印として貴覧に入るに付) 玄道→(八田)嘉助様	11月18日	横切紙・1通	え1778-14
(書状、今日静七様御祝い両種御恵贈下され有難きに付) 玄道→(八田)嘉助様	11月18日	横切継紙・1通	え1778-15
(書状、御馳走大沈酔御礼並びに荆妻に付) 御同様拜→御向様差置	仲冬念日	横切紙・1通	え1778-16
(書状、私儀仙葉殿跡目親類共願の通り新知200石下し置かれ差立て仰付けられに付) 真田和三郎→八田嘉右衛門様・八田嘉助様	11月10日	横切紙・1通	え1778-17
(書状、まつ代八田様御一統中様御遣い用の御帳面、当年より私方へ御用仰付け下さるる様に付) 南平伊藤源吉→御平川村寶品寺様貴下	10月5日	横切継紙・1通	え1778-18
(書状、妻出産女子出生に付) *下書		横切紙・1通	え1778-19
内談取極一札之事(当町徳左衛門名日酒造株高95石6斗譲渡取極め一札、並びに松代町譲渡人菊屋傳兵衛譲渡取極め一札共) *下書/進上物目録の裏面を利用 松本町引受たれ、海野宿立合人たれ→松代町傳兵衛殿・代良右衛門殿		横折紙・1通	え1778-20
(書状、其表出立錢別御礼並びに当10日無事着府に付) 大塚孝三郎→八田嘉助様人々御中	10月13日	横切継紙・1通	え1778-21
(書状、煙管調達の件、好み等形見本指示ありたき旨、並びに上葛の儀に付) (堀内)与一右衛門→(八田)嘉助様	10月2日夜	横切継紙・1通	え1778-22
(書状、調書お目に懸けお好み等ご遠慮無く仰下されたきに付) (関田)守之丞→(八田)嘉助様	11月朔日	横切継紙・1通	え1778-23
覚(御本山膳部1人前・中脚膳100人前等20件書上に付)		横切継紙・1通	え1778-24
(書状、年々不作金子払底、借用用立できず、地所譲渡相手無く難渋にて赤倉御店引渡し申したく、江戸出府世柄直るまでは罷居るより外致し方なくに付) 久右衛門→各様方	霜月20日	横折紙・1通	え1778-25
(書状、愚宅近火にて御見回りとして何分の品恵贈くださるに付礼状) (水井)忠蔵→(八田)嘉助様	9月25日	横切継紙・1通	え1778-26
(御吸物ほか30人前献立書上) *藤田典膳等人名書上の反故紙利用		横折紙/(一部切取)・1通	え1778-27
(書状、1箆の内軽少なから御覧に入れる様監物申付られ差上に付) 中澤孫右衛門→八田嘉右衛門様申上	11月5日	横切紙・1通	え1778-28

## 1.内方/14.書状類

口上(先日差上の軸物此者へ御下げ下されたきに付) 亀屋にて源員→八田様御内	11月18日	横切紙・1通	え1778-29
(書状、先日願ひ置く書物、貸元より御落手あらば此者へ拝借仕りたきに付) 新兵衛→(八田)嘉助様	10月16日	横切紙・1通	え1778-30
(書状、御書物恩借仕り有難く、此次は説卦傳等拝見したきに付) 新兵衛→(八田)嘉助様	8日	横切紙・1通	え1778-31
(書状、此地御発、先御保養にも相成るべく、鮭川御見物時分よろしかるべきに付) 陽堂拜具→山長舎詞君玉机下	10月18日認置	横切継紙・1通	え1778-32
(書状、御厚恩を以て前後都合よろしく遠方までの外聞相整い、首尾よく今朝出立に付) 楠庵拜上差置書→山長舎大君玉几下	10月15日	横切紙・1通	え1778-33
(書状、内談の儀春日へ申談じ御承知、利分付の儀も御聞済み、右の心得にて御取計いなさるようにつ) 矢野倉惣之進→八田嘉右衛門様	11月20日	横切紙・1通	え1778-34
(書状、別紙御調書拜見、御調書の趣別段申上方なきたため返上に付) (水井)忠藏→(八田)嘉助様	11月20日	横切紙・1通	え1778-35
(書状、妻儀病氣養生叶わず死去に付) 小幡又八郎→八田嘉右衛門様	11月8日	横切紙・1通	え1778-36
(書状、倅外記妻儀出産男子出生に付) 藤田典膳→八田嘉右衛門様・八田嘉助様	8月20日	横切紙・1通	え1778-37
口上(帰館存ぜず失敬並びに嘉助公御様子御続き成られる哉伺いに付)	10月15日	横切紙・1通	え1778-38
(書状、御内話の儀は外々へ申談じたき処、繰合わせ出来、御手方は居りたまう様申上に付) 大嶋磯右衛門→八田嘉助様	11月17日	横切紙・1通	え1778-39
(書状、いよいよ明日田中入院、喜平太名代差遣わずに付) 馬場町隠居→伊勢町様	11月7日	横切継紙・1通	え1778-40
口上(相之助より預り金の内差掛り元金の内5両下されたきに付)	霜月29日	横切紙・1通	え1778-41
(甲田秀碩来状綴)		綴/(え1798-1~20は一綴)・1綴	え1798
(袋) *(袋上書)「甲田秀碩より之来状」		袋・1点	え1798-1
(書状、別紙申上の仕合にて出府仕りたく、ついでには歎願仕り置く黄物15円帰国までの所へ繰合わせ御恩借申上げたく、御店にて土産用意として真綿・きぬ糸・白紬・縮緬願上げたきに付) (甲田)秀碩	6月7日	横切継紙・1通	え1798-2
(芝山役寮靈瑞和尚御登金1000両御融通仕り、和尚京百万遍勤役の時、江戸持寮類焼後普請に付出府仕り、その節実家布施高田村常三郎並びに元師蓮香寺へ尋ね、旁暫く湯治の心得にて長く滞留、その内御融心無く直話も遊ばさるべく、仰せ兼ねの事あらば私より申すべく、尤も中村周徹へ和尚の義内話下され出府に付御内含み迄申上書) (甲田)秀碩→八(八田)嘉助様	6月9日	横切継紙・1通	え1798-3



(書状、兼ねて歎願の金子15円、その他反物御拝借下さる様使いを以て願上げに付) (甲田)秀碩(印)→(八田)嘉助様御取次中	6月10日	横切継紙・1通	え1798-4
(書状、仰付けられ取計い仕り置く江府灯笼手水鉢代料、御繰り合わせ当25日までに御下げ金願上げに付) (甲田)秀碩→伊せ町様御左右中	12月23日	横切継紙・1通	え1798-5
(書状、一昨夕願いの一物、10円申上げ中村へ御渡下され、反物の義は10円に願上げに付) (甲田)秀碩→伊勢町様	極月29日	横切継紙・1通	え1798-6
(書状、今朝小生罷越し承る処、手元に遊び金は無く、他2ヶ所へ相頼み繰合わせ、内談引合い仕るとも1ヶ所心当たり相努め兼ね、余儀無く訴訟仕る稀なる御頼み、此段悪しからずご承知置下されたく等に付) (甲田)秀碩→伊勢町様御取次中	霜月23日	横切継紙・1通	え1798-7
(書状、御細書の趣御尤千万に存じ、24日と申す事は伊勢町仰せ定められ、和尚江府へ参りながら、17、8日回り道にて拙宅へ参り滞留御参会相待つも、御沙汰も無く、客僧疑惑いたし実に不快の様子にて、明日御光来無くば和尚も出立にて、せめて新蔵公にても御光来有りたく、是非この返事今晚深更になるとも下れたきに付)	8月24日夕刻	横切継紙・1通	え1798-8
御請(慈明上人出立、御餞別の品御送下さる処、先日も申上の通り、長滞留全快には無くとも押して今朝出立にて、御品その戻返却仕るに付) (甲田)秀碩	晩秋初旦	横切継紙・1通	え1798-9
(書状、慈明上人へ御送下され御品尊酬並びに拙御請旁々昨日登門仕るべき心得の処急病人来たり罷出で兼ね、今日とは存ずるも上人も雨故淋しく趣にて出かけられず、一簡呈上仕り、明3日野生鳥渡伺うべくに付) *(端裏書)「申上」(甲田)秀碩→伊せ町様御取次中	晩秋2日	横切継紙・1通	え1798-10
(書状、明日甲田罷出ず、加判人の印鑑も遣わし申さずば相成間敷、尤もその節金高1000両なら1000両、500両なら500両と申す義聡と申したき哉などに付) 松本嘉十郎→八田嘉助様御直披	8月7日	横切継紙・1通	え1798-11
(書状、甲田方へ御使い成下さる義は御見合わせ今日秀碩罷出の上の義と申上置き罷帰る等に付)(松本)嘉十郎→(八田)嘉助様	8月8日	横折紙・1通	え1798-12
(書状、安利金子5万両借入請取並びに青山上人上坂の義等に付) 鈴木半兵衛・市村□□□□→松本嘉重郎様尊下	2月18日	横切継紙・1通	え1798-13
極御内々御含置奉願上候事(金談の義、慈明和尚へも参会直談、荒々相努弥々御借入取極め借用書振合の下案惣而否哉承り、旁々出府頼まれ出府に付出府雑用指遣わすとの御一紙並びに道中金拝借致したき等に付) (甲田)秀碩→伊勢町様御左右中	10月11日	横切継紙・1通	え1798-14
(書状、両太郎君御出立延引のところ20日夕7時出立、矢代宿にて同道、昨25日到着御屋敷内別段替わり無し、慈明和尚へは唯今より罷越し否哉の義は追々申上、然る処塚原伝兵衛金談の義、大ほらにて津田公も此一条には不首尾と申す等に付)(甲田)秀碩→(八田)嘉助様・(松本)嘉十郎様尊下	10月22日	横切継紙・1通	え1798-15

1.内方/14.書状類

(書状、明24日竹堂にて和尚拜語を得る心得にてお待ち申上げ、何卒4ツ時頃は御光駕下されたき等に付)	8月23日	横切継紙・1通	え1798-16
(書状、山寺公金郎同道の積り猶御考え下され出立迄御用あらば仰せを蒙り、猶亦大坂表の方飛脚を立てられ御様子伺い願上げに付) (甲田)秀碩→伊勢町様申上	10月18日	横切継紙・1通	え1798-17
(書状、今日昼までに嘉右衛門尊館へ御出向にて、浪花珍客へも引合わせ下されるところ、暑中にて御邪魔御厄介の義恐入り、中周宅に相控えるゆえ嘉右衛門入来の時、中周宅までお知らせ下されたきに付) (甲田)秀碩→伊セ町様申上	文月18日	横切継紙・1通	え1798-18
(書状、御印鑑松本表甲田氏御一同相揃慥かに落手、早々向々取計い申すべく等に付) 慈明→(八田)嘉助様御几下	晩秋朔賀	横切継紙・1通	え1798-19
奉復(19日出立の日割、明18夕刻立の先触の義相願置き、受取今晚矢代宿へ指出す積もりの処、極内山寺奥方に聞こえ平太郎殿も御出府の由、是非同道の義相頼まれ1日延引にて出立、また病人共周徹へ相頼むに付、並びに甲田から八田嘉助・松本嘉十郎宛の金銭請取覚) (甲田)秀碩→御両公様	10月17日夜	横長半・1冊	え1798-20

表題・作成等	年代	形態・数量	整理番号
(文政3年酒店向上納関係書類)		袋入/(え1753-1~3は袋一括)・1点	え1753
(袋) * (袋上書)「年々店向上納物一紙」		袋・1点	え1753-1
覚(酒店金65両他ノ金496両1分銭20貫文金銭書上) *(端裏書)「文政三辰大晦日内方納掛硯江入日記江写留可申事」	(文政3年)辰大晦日	縦継紙/(え1753-2-1~3は貼付一括)・1通	え1753-2-1
覚(木町様取集金46両3分464文上納に付)	(文政3年)辰大晦日	横切紙・1通	え1753-2-2
(瑞拳和尚金50両・無尽繰廻金14両ほか金銭書上)		横切紙/(裏貼紙あり)・1通	え1753-2-3
覚(酒蔵上納金60両他ノ金372両3分111貫190文上納金書上)	丑大晦日	縦継紙・1通	え1753-3
(酒造御免札御引替書付一括)	(文政10年)	袋入/(え1756-1~4は袋一括)・1点	え1756
(袋) * (袋上書)「文政十丁亥年正月酒造御免札御引替ニ付古札写外右一件書取入」	文政10丁亥年正月	袋・1点	え1756-1
(札) * (札上書)「分株借株不相成御触者寛政元酉年八月二御座候以上」		札・1点	え1756-2
(書状、造酒株はこの度新札改のため、書上高相当の御免札と引替え、古札はそのまま封印、年寄検断に差出すに付) * 下書 傳兵衛、懸り合六右衛門	文政10丁亥年正月27日	横切継紙・1通	え1756-3
(札) * (札上書)「元禄十丑造高酒屋十五軒ニ而千式百三十四石六斗八升四合之三分一積リヲ以天明申年五月酒屋七軒江割合言上候事」		札・1点	え1756-4
乍恐口上書を以奉願候御事(当亥年寒造りから少々造酒、酒商売致したきに付) * (包紙上書)「元禄四年亥七月酒造相始候付願紙向」/裏面に「田地屋鋪買証文」など手習いあり/控 木町願主孫左衛門、(奥書)五人組与八同断(五人組)与市、(奥書)肝煎市郎右衛門→御町年寄衆中・検断中沢弥五右衛門殿	享保4年亥7月	堅紙/(包紙共)・1通	え1757
覚(拝借初350表を以って酒造仕入のところ、違作酒造差留めに付、弁金など上納手段もなく取計い御賢慮願) (笠井)和七	天保10亥年4月	縦継紙・1通	え1755
差上申一札之事(私義酒造商売始めたく願の処、御町外にて商売仕るは御町方にて差支えにて故障仰せ立ての処、御和談下されたきに付) * (包紙上書)「馬喰町山屋仙助酒造商売始候一件和談書 覚」 新馬喰町専助(印)、馬喰町親類三郎太(印)→御町方酒造御仲間 弥吉殿・相沢貞藏殿・傳兵衛殿・惣吉殿	天保9戌年12月	縦継紙/(包紙共)・1通	え2053
(和作へ金30両取替金差滞り私へ御尋ねの箇条書留) 傳兵衛	弘化3巳年2月	縦継紙・1通	え1822

2.店方/1.酒店

(酒店商売方支配の和七、主用出先にて心得違いの取計い、跡万事後見太七は店方仕入金返済も成らざる旨ほか始末方書留)		縦継紙・1通	え1823
(去戌年280樽越後表商人より預り、代金度々和七へ懸合い一件、始末詮議など迷惑一件に付書留)	11月20日	縦継紙・1通	え1824
(揚酒商売関係書類綴)		綴/(え1821-1~3は一綴)・1綴	え1821
(揚酒商売御免の御領分町外支障により停止の処、他に渡世無き者へ冥加銀上納をもって御免申渡) *控	10月29日	横切継紙・1通	え1821-1
乍恐以上書奉願候御事(今度御領分御町外揚酒商売御停止の処、渡世成り兼ねる者冥加銀上げ商売出願に付) *控	年号12月	横切継紙・1通	え1821-2
(揚酒屋の儀願い通り申渡すところ、他へ差障り不届きにて年寄検断名主共役儀疎略急度相慎むべく申渡書) *控	2月29日	横切継紙・1通	え1821-3
(酒造株引訳一件書類)		袋入/(え1752-1~4は袋一括)・1点	え1752
(袋) * (袋上書)「文政十二丑年酒造株引訳願一件二付扣」	文政12丑年	袋/(虫損)・1点	え1752-1
(酒造株引訳関係綴)		綴/(え1752-2-1~2は貼付一括)/(貼紙あり)/(虫損)・1綴	え1752-2
酒造株引訳願一件二付扣	文政12丑年	半/(貼紙あり)/(虫損)・1冊	え1752-2-1
(書状、御町方酒造休株のうち私所持株のほかに一株申請けたきに付)		横切継紙・1通	え1752-2-2
覚(1株分メ21両6匁差引勘定書付) 茂原や五兵衛→菊屋傳兵衛様	3月24日	横切継紙/(え1752-2-1に挟込)・1通	え1752-3
是迄有来石高相印置申度事(五兵衛・惣八郎受合いに付渡金20両等)		横切継紙/(え1752-2-1に挟込)・1通	え1752-4

2.2.呉服店

(増田徳左衛門呉服代物出入差留一件関係綴)	(文政10年)	綴/(え1786-1~23は一綴)・1綴	え1786
(袋) * (袋上書)「文政十亥年十月増田徳左衛門出入差留候訳柄先達而呉服代金九百両差引書一件二付喜兵衛方を以て懸合候書取紙面入用彼是入用書類入先年享保年栄久様御代木町請合加判二而金三百両借用金残居右等を以申立且年来此方二而相続方厄介いたし候義も不顧蔵式を以差引取調此方ニ差置候内手充之向茂此所之趣等下方間柄へ種々之義申触不埒之事ニ候得共有免候而此度如已前出入之義差免候右ニ付証文差戻不申候内ハ右誤書差遣申間敷候実意ニ相見候共悉以油断申間敷事 文政十二丑九月誌之」	文政10亥年10月	袋・1点	え1786-1
(書状、徳左衛門先々年よりの出入、相悔やむ心底にも相見え、中島公も心配下さるところ御許様よ	正月16日	横切継紙・1通	え1786-2

り然るべき様仰越されたきに付) *(端裏書)「下案 丑正月16日遣候」(八田)嘉右衛門→源八様			
(書状、徳左衛門出入是迄預り金は返済にて年賦割 合返金、喜兵衛を以て断り、差引取調べ差出し挨 拶に及び差出書別紙取調らべ出来に付)		横切継紙・1通	え1786-3
(書状、徳左衛門先々年より出入の義、相断るも段々 是迄の通りと取繕ろえども、先非相悔やむ心底に も相見えず家内一同出入り相断り申したく、中島 公も心配下さるところ御許様より然るべき様仰 越されたきに付) *(端裏書)「丑正月16日遣候下案」 (八田)嘉右衛門→源八様	正月16日	横切継紙/(貼紙 あり)・1通	え1786-4
(書状、徳左衛門人道相弁えの気配も相見えず、町方 小野公へ内訴致し全く出入訴訟の義承伏出来ず 御訴訟の義取懸りおり申上に付)	子正月	横切継紙・1通	え1786-5
口上覚(私役代傳兵衛文化4年呉服商相止め、増田徳 左衛門引請け代金900両私手元へ返済のところ返 済滞りに付願) *下書 八田嘉右衛門→小野喜太右衛 門様	11月	横切継紙・1通	え1786-6
口上覚(私義享和年中より万端御教示下され、増田 家跡式勝手向き相続のところ心得違いの義有り、 又竹山町様を以て御訴訟となるも、已前の通り御 交わり下さる様に付詫書) 増田徳左衛門→八田嘉 右衛門様	文政12丑年8月	横切継紙・1通	え1786-7
覚(文化9申年御預け分金140両などノ金200両差引 相済みに付差上一札) 増田徳左衛門(印)→八田嘉右 衛門様	文政12丑年8月	横切継紙・1通	え1786-8
(7月3日徳左衛門出入り相断りの次第、孫兵衛立合 辰三郎一同へ伝達の趣意等に付書上) *控		横切継紙・1通	え1786-9
申上(私家是迄莫大の御厚恩のところ心得違い不行 届の段御教知下される上は粉骨碎身放蕩相改め 家業出精仕るに付) (増田)徳左衛門	10月	横切継紙・1通	え1786-10
(書状、結構の両種沢山下されに付礼状) (矢野倉)惣 之進→(八田)嘉右衛門様貴報	8月25日	横切継紙・1通	え1786-11
(書状、失念帰宅仕り恐入り、御利足8両と申す所10 両と直る由にて御書面下案差出し、御見合わせ下 さるべきに付) 河原空楽→八田嘉右衛門様内要用無 事	9月20日	横切継紙・1通	え1786-12
(書状、徳左衛門一件御手前様より御両所様へ御頼 みにて御両所様御取進めの義に付) *下書 (八 田)嘉右衛門	9月21日	横切紙・1通	え1786-13
(書状、別紙調元金900両1か年金90両ずつ10か年返 済極めの所、酒造等はじめ返済滞りに付) *(端裏 書)「式 文政十亥年十月九日徳左衛門方挨拶辰三郎を以 喜兵衛方へ遣候紙面下案」/下書	(文政10亥年10月)9日	横切継紙・1通	え1786-14
(徳左衛門養父惣左衛門死去後借財など引受け家名 相続のところ近年不位不当の挨拶に付、元約定に 立戻り返済仕るよう願書) *下書		横切継紙・1通	え1786-15
(丑8月20日増田徳左衛門出入断り置く所、松木氏・ 中島氏・関田氏・矢野倉氏御立入御取極め下さる	8月29日	横切紙・1通	え1786-16

## 2.店方/2.呉服店

に付書上)			
(書状、増徳一件御紙上をもって仰下され、当人江戸表小嶋氏へも懸合を遂げ、御挨拶貴意を得たきに付) 竹山町拜→伊勢町様	正月17日	横切紙・1通	え1786-17
覚(2間1匣戸棚1通拝借に付) (増田)徳左衛門(印)→本印御茶間	文化6年巳2月	横切紙・1通	え1786-18
覚(戸棚4組など拝借に付) 増田徳左衛門(印)→八田嘉右衛門様	文化6年巳2月	横切継紙・1通	え1786-19
口上覚(私役代傳兵衛文化4年呉服商相止め増田徳左衛門引請のところ代金900両年賦返済滞りに付内願) * (端裏書)「徳左衛門方年賦割合差滞候付御町方江御内願申上候下案」 八田嘉右衛門→小野喜太右衛門様	11月	横切継紙・1通	え1786-20
口上覚(私役代傳兵衛文化4年呉服商相止め増田徳左衛門引請のところ代金900両返済滞るも家作・酒造なども始め約定違反に付願) * (端裏書)「此上不当之挨拶致候上者申立可致下案」/下書 八田嘉右衛門→小野喜太右衛門様	11月	横切継紙・1通	え1786-21
(徳左衛門不平之義出入り差免じのところ実意無く、徳左衛門養父瑞應院よりの酒造、仕入れ等心底相改めの義相見えざるに付荒々申上) * 下書		横切継紙・1通	え1786-22
文化6巳年2月900両借用無利息拾ヶ年賦返済差引(巳年分より寅年分まで計900両家作金返上など差引書上帳)	(文政10年)亥11月	横長半/(貼紙あり)・1冊	え1786-23
(伊勢屋茂兵衛年賦金受取証文など綴)	(安永4年~天明5年)	綴/(え1754-1~8は一綴)・1綴	え1754
(包紙) * (包紙上書)「伊勢屋茂兵衛方江年賦金請取切手入」		包紙・1点	え1754-1
覚(当年分年賦金36両受取証文) 伊勢屋茂兵衛治(花押)→八田孫左衛門様	安永6年酉11月8日	横切紙・1通	え1754-2
(札) * (札上書)「八田条助様」		札・1点	え1754-3
覚(当極月加印年賦金の内へ金20両受取証文) 伊勢屋茂兵衛代源八	(安永4年)未ノ9月24日	横切紙・1通	え1754-4
覚(年賦銀の内へ金17両受取証文) 伊勢屋茂兵衛源八(印)→八田孫左衛門様・(八田)条助様	(安永4年)未閏極月18日	横切紙・1通	え1754-5
覚(御店年賦残金皆済に付金35両受取証文) * 後欠	(天明5年)	堅切紙/(え1754-6~8は継目印あり)・1通	え1754-6
覚(呉服代年賦金受取証文) * 後欠 京都伊勢屋茂兵衛(印)代きせ→松代八田孫左衛門様代(八田)嘉兵衛殿・(八田)条助殿	天明5(年)乙巳4月28日	堅切紙・1通	え1754-7
(小判35両受取のところ、御女中の儀にて私立ち合い印形致し、京都表御承知の上は本証又2通私下りの節持参渡すべきに付覚) * 前欠 (奥書)松本飛脚三村屋又右衛門(印「信州松本昇又」)→八田善五郎殿・同(八田)嘉兵衛殿	(天明5年)	堅切紙・1通	え1754-8
(呉服店富吉不埒一件書状等綴)	(嘉永5年)	綴/(え1797-1~25は一綴)・1綴	え1797

(袋) * (袋上書)「嘉永五壬子年呉服店ニ而差遣候富吉不埒之事有之ニ付暇差遣候事ニ付種々洪難片付候書類一卷入」	(嘉永5壬子年)	袋・1点	え1797-1
(書状、喜兵衛の手紙、並びに書面とも差上げ御覽下さるべく、私より差上りの手紙も寺町とも相談し右くらいにて如何哉、御覽下され格別願に付) * 下書	(嘉永5壬子年)	横切継紙・1通	え1797-2
(書状、富吉一条に付内談の通り店方の義は取計人に任せ、当時支配人佐介義横谷氏にて格別懇情にて心配し、然るべき様願ひ、尤も横谷氏心配下され店方より富吉へ取替金の内5両勘弁致し、無利息にて10ヶ年賦佐介へ申含ませ尚同人より横谷氏へ申談じ、長谷川公へも宜しく願ひに付) * 下書	(嘉永5年)8月10日	横切継紙・1通	え1797-3
(書状、富吉一条余り延々何とかご勘弁あるや、横谷総右衛門へ挨拶延ばす所、甚兵衛遣わされ右一条年寄と申す役儀に懸かれども、店方の事は役代傳兵衛の名目、町方の事は横総をも立て置くはよろしからず、御勘考下されたきに付) * (端裏書)「御急御勘弁事願候」(松木)東→(八田)慎蔵様	(嘉永5年)7月17日	横切継紙・1通	え1797-4
(書状、仰せを蒙る下案取敢えず草稿仕り、右にても事足らずとも大対図ばかり愚意認るにて点削下さるべきに付) (八田)喜兵衛→(八田)慎蔵様	(嘉永5年)21日	横切紙・1通	え1797-5
(書状、富吉儀に付傳兵衛初め支配人どもへも申含め勘弁の処、その後改心の儀見えず差障りもあり、傳兵衛並びに佐助等へも申合わせ勘弁内評致させ、厚くご勘弁下さりたきに付) * 下書	(嘉永5年)	横切継紙・1通	え1797-6
(書状、竹山丁より内話の儀貴所様より御手状にて竹山丁に仰下さる様致したく、長谷川氏等へも断りに及びたき段御返書申来たり、尤も当人召仕う事にては店方締まりも差障りにて、余儀無く暇差遣わす事にて、御状御勘弁遣わされこの段御願ひに付) 寺町→いせ町様	(嘉永5年)7月21日	横切継紙・1通	え1797-7
(書状、佐助存心にては済まし兼ね、角店にて召仕いの者その頭役にて召仕え兼ねども、幼年世話にも成る者の申入を潰す事有る間敷く、是は一己の事、町家にて町年寄役は重き役儀との事、主家へ申立て難きとの申訳、解し兼ね、佐助の存心解し難く、御手数ながら召呼ばれ、書取を以て相答え御取計い下されたきに付) * (端裏書)「内用御賢慮可被下候」	(嘉永5年)7月24日	横切継紙・1通	え1797-8
(書状、富吉儀に付惣右衛門又罷越し、此程の所にて御済みに成下さる哉、如何の様子柄哉と参り、富吉兄も今に引留置くよし、寺町等へも昨日申上の次第等にて、いずれも格別難しきも無き事にて早くお片付けなされ、明日頃までには何とか沙汰を致すとの事にてご様子柄申上げるに付) (岡野)陽之助→(八田)慎蔵様	(嘉永5年)8月9日	横切継紙・1通	え1797-9
(書状、富吉一条始末方佐助御尋ねに付、書取私より内々御覧に入れる様御細書成下され、富吉金子10両程も不埒致す旨私も糺さず不行届申訳なく、長谷川公・横谷氏へも然るべく御仰さる様成下されたく、全く私不調法にて申訳無く、同苗方にてはこの件取計い兼ね願ひに付) * 下書	(嘉永5年)	横切継紙・1通	え1797-10

## 2.店方/2.呉服店

富吉儀御尋二付左ニ奉申上候(当人平常我俣ゆえ店方馴合等世間の風聞も甚だ宜しからず、尚亦去冬一条に付御町役所へ召出され御尋ねを蒙る段申訳なく、又他行の節櫃改めの所金子10両程もあり、その外私共も存ぜぬ衣類等あり一同驚入り、右の外種々不取計ありその段申上書) 佐助→上	(嘉永5年)子6月	横切継紙・1通	え1797-11
(書状、角店番頭佐助申すには、直ぐ総右衛門方へ仰せの事に付、先方傳兵衛店番頭役勤めにて申合わせ、傳兵衛角店町方支配にて、町年寄の横谷総左衛門殿へ申立てにて、近々御尋ね有るに付宜しく御願いに付) 竹山丁→寺町様内用	(嘉永5年)7月21日	横切継紙・1通	え1797-12
(書状、富吉の事竹山丁にて取集め一件段々片付けになる処、何れ佐助より不行届の書面差出せば不都束の次第、富吉兄も総右衛門方へ参り、今朝竹山丁へ礼とか申逢い度参る趣にて、手間取らず致したいと申すに付) (岡野)陽之助→(八田)慎蔵様内用	(嘉永5年)	横切継紙・1通	え1797-13
(書状、先達て拜見の書面にて認方違いと申せば、それを総右衛門等へ申すとき致さずば成らざる事ゆえ、最初より寺町へも談じ少しも早く片付けたきに付)	(嘉永5年)8日	横切紙・1通	え1797-14
口上覚(富吉儀に付口上の処、尚又御尋ねに付当6月中主人へ差出しの書面下案御覧に入れ奉るに付) *下書 →八田喜兵衛様御取次中様	(嘉永5年)	横切紙・1通	え1797-15
(書状、昨夜内談の寺町の件、並びに佐助書面御廻下され、寺町住居等迄も御勘弁の1条相除き殊の外軽き様に存じ、総右衛門よりの書面も右除けば昨夜相談の処は手心ものになるに付、尚ご勘弁下さりたき旨等) (松木)東→(八田)慎蔵様	(嘉永5年)8月20日	横切紙・1通	え1797-16
(札、金8両1分719文)	(嘉永5年)	札・1点	え1797-17
(札、金18両2分5匁)	(嘉永5年)	札・1点	え1797-18
(書状、今朝総右衛門内談の処驚入り、委細明日申上げるべく、今日昼過ぎより小森村へ相模罷越し、外に連れもあり思召しもあるゆえ拙宅へ御誘引下されたきに付) (松木)東→(八田)慎蔵様	(嘉永5年)5日	横切紙・1通	え1797-19
(書状、拙方差支に付、佐助横谷氏には心配しけれども、店方より富吉へ取替金の内5両は勘弁、残金高証文は兄源左衛門に申付け、無利息10ヶ年賦、当人衣類等は佐助へ申ませ、同人より横谷氏へ申談じる由、是を以て趣意相立ち、長谷川公へも宜しく願いに付) *下書	(嘉永5年)	横切継紙・1通	え1797-20
(書状、富吉一条に付徳右衛門様・横谷総右衛門お手元へお縫りの次第、締方差障りの処、店方当時佐助番頭にて、同人横谷氏には幼年より世話になる儀もあり、貸金の方へ上納相立たせ、残金の内5両は横谷氏へその他金高証文兄源左衛門無利息10ヶ年賦にて申付けに付) *下書	(嘉永5年)月日	横切継紙・1通	え1797-21
(書状、寺町へ下案認め差上げ総右衛門へ相下げ、同人より右請け申し、品物は横谷貴家御請けとして佐助より総右衛門へ渡す様致したきに付) 竹山丁→伊勢町傳兵衛殿	(嘉永5年)8月7日	横切継紙・1通	え1797-22



申上(私店方借財27両余り兄源左衛門名面に付置分、並びに私正金にて借受け分とも店方に手控え差置き分り兼ね、向方には明細分り申すべく、この段に付) 富吉→伊勢町様	(嘉永5年)8月9日	縦紙・1通	え1797-23
(富吉儀勤め方行状宜しからず御暇下しのところ、当人始末御尋ねを蒙り、私共不調法御執成し願書) 佐助・正助→市兵衛殿	嘉永5子年7月	縦継紙・1通	え1797-24
御請書口上覚(富吉一条格別の御慈悲にて今般御暇下され、借金の内金5両私へ下され、残金は無利息10ヶ年賦にて同人兄専納村源左衛門引受証文差上げ、その上当人御町方の内へ住居勝手次第の趣有難く、私引受以後御厄介にならざるように付御受け一札) 横谷総左衛門	嘉永5子年8月11日	縦紙・1通	え1797-25

### 2.3.醤油方

(中町抱屋敷醤油方取調書類)	(文政11年)	包紙一括/(え2045-1~7は包紙一括)・1点	え2045
(包紙) * (包紙上書)「文政十一子年十月 中町醤油方取調一卷」	文政11子年10月	包紙/(2045-2~7を一括)・1点	え2045-1
以書取奉伺候(中町抱屋敷2軒分修理破損屋根等元金300両の積り喜助引受け、金50両ずつ5ヶ年季にて上納に付) 忠七・数右衛門・(笠井)和七・喜助	文政11(年)子10月	横折紙/(2045-2~7は包紙一括)・1通	え2045-2
(屋根手入れ1年板代金2両2分ずつ調べ、怠りなく手入れすべき旨書付)		横切紙・1通	え2045-3
覚(近来不繰合にて預り金等嵩み、来年取計い都合よきに付)	子10月	横切継紙・1通	え2045-4
覚(おていさまへ御年玉代金2分他メ金5両3分金銭書上、大小一通り代金等メ金7両2分銭32文金銭覚)		横切継紙・1通	え2045-5
覚(御雛形の通り宮張立筋代金15匁ほか受取に付) 村田吉兵衛[印「日本橋通四丁目大店村田吉兵衛御喜勢留師」]→紙惣様御取次	10月29日	横切紙/(え2045-6・7は巻込一括)・1通	え2045-6
覚(きせる1本代銀15匁他メ44匁受取に付) かミヤ惣七(印「麻布龍土紙惣」)→関田様	亥11月	横切紙・1通	え2045-7

### 2.4.赤倉松井店

(赤倉温泉新規開湯資金関係記録) (越後国直江津今町借用人市郎右衛門ほか)→(八田嘉右衛門殿、信州松代皆神山和合院様御役人中様)	(文化13年~文政9年)	半/(え1895~1909は括紐一括)・1冊	え1900
(赤倉温泉料理茶屋飯盛女商売関係書類綴)	(文政2~3年)	綴/(え1901-1~6は一綴)・1綴	え1901
(袋) * (袋上書)「立酒屋商売仮免許并添書外二和七より右請書下案并上田氏より手紙在中 文政二卯年十二月」	文政2卯年12月	袋・1点	え1901-1
(書状、温泉地面の儀にて、家作など御引移りの節は取計う旨他に付) 上田中司尚(花押)→八田嘉右衛門	5月25日	横切継紙・1通	え1901-2

2.店方/4.赤倉松井店

様			
(包紙) * (包紙上書)「演説書 一通」		包紙・1点	え1901-3
(料理茶屋飯盛女商売1軒許可のところ、地所は小方屋下の方にて、来春巨細に取極めの旨達書) 温泉内用掛松本斧次郎上田中司→八田嘉右衛門殿	(文政2年)卯12月7日	横切紙・1通	え1901-4
(飯盛女商売は居宅に限り、宿屋其外へ差出すまじき旨達書)		横切紙・1通	え1901-5
差出申一札之事(小方屋下の方のうち表間口10間裏行16間半の1ヶ所を拝領に付) 松井和七→一本木御役所	文政3辰年7月	縦紙・1通	え1901-6
融通積金講仕様帳(毎会上納金勘定書上) 一本木赤倉町願人村越屋仁兵衛	文政2卯年5月	美・1冊	え1902
(赤倉温泉関係書類綴)	(文化13年～明治11年)	綴/(え1904-1～24は一綴)・1通	え1904
乍恐書付を以奉願候(私追年老衰にて、松井店向所持の屋敷並びに田畑御年貢諸役榮八に勤めさせたまに付) *写 松井和七判・榮八判→一本木赤倉御役所	弘化3午年4月	堅切紙・1通	え1904-1
差上申一札之事(本店明地中店役は入用の節まで私預り諸作し、役上納向・別段入用等勤めたまに付) 繁八(印)→松井和七殿	弘化3午年4月	縦紙・1通	え1904-2
御請一札之事(天保8年5月より赤倉温泉場御持屋敷家守役代兼のところ、以来1軒前諸役勤める旨に付) 当時赤倉繁八(爪印)、松代木町親類才助(印)→松井和七殿	天保15辰年2月	縦継紙・1通	え1904-3
一札之事(この度手充として御持地のうち建屋1棟御下しのところ、御店にその假差置下さるようお願いに付) 当時赤倉繁八(爪印)、松代木町親類才助(印)→松井和七殿	天保15辰年2月	縦継紙・1通	え1904-4
記(文化年中越州赤倉山開湯の儀にて種々差引一件の貸備金30円受取に付) 越後高田住士族松本良樹代理・同篠原安光(印)・同中屋敷町秦野榮蔵(印)、立入松代小林孫四郎(印)→信州松代八田知道殿	明治11年1月7日	青色罫紙(10行)・1通	え1904-5
覚(町並屋敷のうち瀧之湯向の20間四面の屋敷地を絵図面の通り差上に付) 赤倉温泉場徳之助印・池田覚右衛門・清吉印・中島源八・惣吉・吉左衛門印・市郎右衛門→八田嘉右衛門様・岡川左十郎様	文化14丑年6月	赤色罫紙(13行)・1通	え1904-6
(類焼寅年4通の印書御懸より問合せにて差上一札) 越州一本木温泉開発人市郎右衛門印・吉左衛門印・中島源八印・惣吉印・清吉印・徳之助印・池田覚右衛門、(奥書)白石栄太郎印・山下助太郎印→八田嘉右衛門様	文政9戌年6月	赤色罫紙(13行)・1通	え1904-7
御内借申金子証文之事(要用の儀にて、御評議御内用金のうち正金500両受取に付) 真田弾正大堀内御内借主八田嘉右衛門印、同断立入受人岡川左十郎印→榊原遠江守様御内松本斧次郎殿	文化13子年12月	堅切紙・1通	え1904-8
御借用申金子証文之事(領内何郡二俣駅西赤倉温泉新規開湯のところ、家作行届兼ね金1000両受取に付) *雛形 何村名主・組頭・百姓代連印→八田殿	文化13年丙子12月	縦継紙・1通	え1904-9

御内借申金子証文之事(要用の儀にて、内用金のうち口入内借金500両受取に付) 真田弾正大弼内御内借主八田嘉右衛門(印墨消)、同断立入受人岡川左十郎(印墨消)→榊原遠江守様御内松本斧次郎殿	文化13子年12月	縦紙・1通	え1904-10
為取替証文之事(一本木赤倉町本町屋敷地譲渡代金300両受取証文、並びに引請規定書、免許物商売添規定共) *(端裏貼紙)「赤倉屋敷地引請候節為取替下案伺 不用」 信州松代八田嘉右衛門印・徳之助印・清吉印・惣吉印・中嶋源八印・吉左衛門印・市郎右衛門印、(奥書)榊原遠江守内松本木温泉掛白石栄太郎印・鈴木弥次兵衛印→信州松代御家中八田嘉右衛門様	文政元年寅7月	縦継紙・1通	え1904-11
(袋、和七より吟蔵へ金20両受取書ほか書類入)		袋・1点	え1904-12
覚(借入金引当として上杉4分板80坪程ほか差出に付)棟梁吟蔵(印)→松井傳治郎殿	文政2卯年12月	横折紙・1通	え1904-13
御借用申金子証文之事(要用の儀にて、金10両受取、引当として別紙品々差出に付) *(端裏貼紙)「文政二卯十二月金拾両割式分赤倉棟梁吟蔵」 一本木赤倉温泉棟梁吟蔵(印)→松井傳治郎殿	文政2卯年12月	縦紙・1通	え1904-14
覚(時借金15両受取に付) *(端裏貼紙)「文政二卯閏四月五日金拾五両岡川氏御口入赤倉吟蔵」 岡川左十郎(印)→八田嘉右衛門殿	文政2卯年閏4月5日	堅切紙・1通	え1904-15
拝借金一札之事(商内仕入金20両拝借に付) *(端裏貼紙)「文政二卯十二月金式拾両赤倉長左衛門」 松井長左衛門(印)→松井和七様	文政2年卯12月	堅切紙・1通	え1904-16
覚(建具畳手附金5両受取に付) *(端裏貼紙)「金五両也建具畳拵代金之内和七より吟蔵へ渡候同人請取印書」 請人吉左衛門(印)、借人清助(印)・同吟蔵(印)→松井和七様	寅3月	縦紙・1通	え1904-17
覚(惣二階敷板兩戸付は、仕様帳引合の通り普請出来により、金60両受取に付) *(端裏貼紙)「文政二卯十二月金六拾両赤倉棟梁吟蔵 家作代金相渡印書」 赤倉棟梁吟蔵(印)→八田嘉右衛門様御内笠井和七殿	文政2年卯12月	縦継紙・1通	え1904-18
御奉公人請状之御事(弥蔵従弟長左衛門御家御奉公に差出に付) *(端裏書)「赤倉長左衛門奉公請状」 八幡村御奉公人親類要七(印)・同断善三郎(印)、同人組合御吉(印)、御受人弥惣八(印)、置主弥蔵(印)→八田嘉右衛門様・岡川左十郎様御役人中様	文政2卯年2月2日	縦紙・1通	え1904-19
御借入金証文之事(赤倉本町長家向普請中借金15両受取に付) *(端裏貼紙)「文政二卯年閏四月五日金拾五両赤倉温泉吟蔵 普請金中貸相渡ス」 越州赤倉棟梁吟蔵(印)→松代菊屋和七殿	文政2卯年閏4月	縦紙・1通	え1904-20
覚(建具畳手附金のうち金10両受取に付) *(端裏貼紙)「金拾両也建具畳拵代金之内岡川氏より吟蔵へ被渡候請取」 受人清吉(印)、借主清助(印)・同人吟蔵(爪印)→岡川様御内	寅4月	縦紙・1通	え1904-21
覚(惣二階土蔵1棟普請のため金20両中借受取に付) 赤倉棟梁吟蔵(印)→松井和七殿	文政2卯年4月	縦紙・1通	え1904-22
御内借申金子証文之事(御評議内用金のうち口入内借金500両受取に付) 真田弾正大弼内御内借主八田嘉右衛門印、同断受人岡川左十郎印→榊原遠江守様御内松	文化13子年12月	赤色罫紙(13行)・1通	え1904-23

2.店方/4.赤倉松井店

本斧次郎殿			
讓渡申屋敷地証文之事(一本木赤倉本町屋敷地並びに建屋書類讓渡しに付) 信州松代八田慎藏印→越後姫河原塚田城之助殿	慶応3卯年3月	赤色罫紙(13行)・1通	え1904-24
(一本木赤倉温泉関係書類綴)		綴/(え1895-1~10は一綴)・1綴	え1895
以書附御願奉申上候(先年御預り諸道具調にて、御預りの品々帳面栄八へ遣わし、跡品残らず相渡し申訳無き始末に付) 繁八(印)→松井和七殿	弘化3午年4月	豎紙・1通	え1895-1
借地申証文之事(八田嘉右衛門様買入地屋敷明地場所表間口5間裏行25間、上納冥加金として金2朱宛を年々11月中上納仕るべきに付) *控 地借主代五郎、受人久吉・同断直吉→支配人繁八殿	安政3辰年3月	豎紙・1通	え1895-2
御奉公人請状之御事 *雛形 八幡村御奉公人親類たれ印・同断たれ印、同人組合たれ印、御受人たれ印、置主たれ印→八田嘉右衛門様・岡川左十郎様御役人中様	文政2卯年2月2日	豎紙・1通	え1895-3
御日延申一札之事(金20兩利金2兩2匁、八田嘉右衛門様より御内借仕置一件にて名代和合院出張の所、私共手元差詰まり利分は返納し元金は来辰7月中迄御取り延ばし願いに付) *(端裏書)「此日延証文之金高已十二月証文替ニ相成候ニ付不用之証文」 一本木温泉吉左衛門(印)・覚右衛門(印)・徳之助(印)・清吉(印)→可見浅右衛門殿・笠井和七殿	文政2卯年12月	豎紙・1通	え1895-4
御日延申一札之事(金300兩利金31兩2分10匁、八田嘉右衛門様より御内借仕置一件にて名代和合院出張の所、私共手元差詰まり利分は返納し元金は来辰7月中迄御取り延ばし願いに付) 一本木温泉吉左衛門(印)・覚右衛門(印)・徳之助(印)・清吉(印)・源八(印)・市郎右衛門(貼紙「一本木温泉に印形御座候ニ付無印」)→可見浅右衛門殿・笠井和七殿	文政2卯年12月	豎紙・1通	え1895-5
御内借申金子証文之事(一本木温泉場家作入料に難渋にて金200兩請取に付) *(端裏書)「願人江かし付金下案 不用 反古」 越州一本木温泉開発人池田覚右衛門・徳之助・清吉・惣吉・中嶋源八・吉左衛門・市郎右衛門、(奥書)榊原遠江守内一本木温泉内用掛松本斧治郎→信州松代御家中八田嘉右衛門様	文化14年丑12月	豎紙・1通	え1895-6
乍恐以口上書奉願上候(当温泉は湯銭1人24文ずつ取立、初発出精上納の処、翌年より渡世行立難く、冥加宿屋より1年金1兩宛5ヶ年季御上納したく湯銭御赦免願いに付) 覚右衛門・重五郎・吉左衛門・徳之助・清吉(印)・又兵衛・源八(印)・惣吉・市郎右衛門・平右衛門・源助・仁兵衛(印)・富三郎(印)・豊作(印)・(笠井)和七(印)→上田中司様・松本斧治郎様	文政5午年正月	豎紙・1通	え1895-7
覚(規定証文を以て屋敷内裏の方へ瀧之湯取る処、屋敷地用立て兼ね、御掛り松本斧治郎殿対談の上、瀧之湯向屋敷にて替地屋敷地絵図面の通り差上に付) 赤倉温泉場徳之助(印)・池田覚右衛門・清吉(印)・中嶋源八・惣吉・吉左衛門(印)・市郎右衛門→八田嘉右衛門様・岡川左十郎様	文化14丑年6月	豎紙・1通	え1895-8
御時借仕候金子証文之御事(金1兩2分、此度老母死去差掛り入用に差詰まりに付) *(端裏貼紙)「文政三辰年九月金壹兩貳分赤倉温泉今町屋一郎右衛門群神山懸り」 越州赤倉温泉今町屋御借主一郎右衛門(印)→皆神	文政3辰年9月	豎紙・1通	え1895-9

山和合院様			
以書附申上候(当山祠堂金の内私共屋敷引当を以て借用の処、家賃地代は江戸表上田中司様の御差函にて庄田準佐様へ収める由、当山返上厳しき御取立に付) 赤倉町重五郎(印)・同富三郎(印)→松代和合院様御役人大内源之丞殿	文政10亥年9月	縦継紙・1通	え1895-10
(赤倉温泉屋敷割町割並びに湯坪瀧坪書上絵図) 赤倉温泉場徳之助(印)・池田覚右衛門・清吉(印)・中嶋源八・惣吉・忠吉・吉左衛門(印)・市郎右衛門	文化14丑年6月	60.0×121.5・1鋪	え1899
(赤倉温泉今町屋市郎右衛門ほか借用証文綴)	(文化14年～文政4年)	綴/(え1897-1～11は一綴)・1綴	え1897
(越州赤倉温泉今町屋市郎右衛門の金81両2分余借附証文和七より受取の旨書付)		横切紙・1通	え1897-1
(赤倉温泉今町屋一郎右衛門の元利81両2分余の借附証文和七より受取の旨ほか書付)		横切紙・1通	え1897-2
借入金証文之事(宿用繰廻金のうち金81両2分余受取に付) 越州一本木赤倉町借用人市郎右衛門(印)、親類受人半四郎(印)→信州松代町(菊屋)傳兵衛殿	文政4(年)巳12月	縦紙・1通	え1897-3
御預り申一札之事(木綿形附夜着13他×34品を預置に付) * (端裏貼紙)「金八両今町屋一郎右衛門江夜着蒲団ニ而三拾四品質物引当ニ而取替尤和七取計也 文政二卯年閏四月三日」 御預り主今町屋市郎右衛門(印)、受人中嶋源八(印)・受人中村清吉(印)→松井和七殿	文政2卯年閏4月	縦紙・1通	え1897-4
質入証文之事(木綿形附夜着13他×34品質入れ、金子8両受取借用に付) 質置主今町屋市郎右衛門(印)、受人中嶋源八(印)・受人中村清吉(印)→松井和七殿	文政2卯年閏4月	縦紙・1通	え1897-5
借用申金子証文之事(赤倉温泉場の家屋敷並びに家財夜具など引当にて、宿用繰廻金のうち金65両受取に付) * (端裏貼紙)「文政四巳年十二月附同五年五月改 金六拾五両 越州一本木赤倉温泉源八」 越州一本木温泉借用人源八(印)、請人覚右衛門(印)・同断清吉(印)→信州松代町(菊屋)傳兵衛殿	文政4(年)巳12月	縦継紙・1通	え1897-6
借用申金子証文之事(赤倉温泉場の家屋敷並びに家財夜具など引当にて、宿用繰廻金のうち金70両受取に付) * (端裏貼紙)「文政四巳年十二月附同五年五月改 金七拾両 越州一本木赤倉温泉吉左衛門」 越州一本木赤倉温泉借用人吉左衛門(印)、請人清吉(印)・覚右衛門(印)・源八(印)→信州松代町(菊屋)傳兵衛殿	文政4巳年12月	縦継紙・1通	え1897-7
借用申金子証文之事(赤倉温泉場の家屋敷並びに家財夜具など引当にて、宿用繰廻金のうち金70両受取に付) * (端裏貼紙)「文政四巳十二月附同五年五月改 金七拾両 越州一本木赤倉温泉清吉」 越州一本木赤倉温泉借用人清吉(印)、請人源八(印)・覚右衛門(印)・吉左衛門(印)→信州松代町(菊屋)傳兵衛殿	文政4年巳12月	縦継紙・1通	え1897-8
借用申金子証文之事(赤倉温泉場の家屋敷並びに家財夜具など引当にて、宿用繰廻金のうち金70両受取に付) * (端裏貼紙)「金七拾両文政四巳年十二月証文 文政六未年四月五日到来古証文等指送不申候 越州一本木赤倉温泉借用人徳之助」 越州一本木赤倉温泉借用人徳之助(印)・同同所受人吉左衛門(印)・同国同所同清吉(印)→信州松代町(菊屋)傳兵衛殿	文政4巳年12月	縦継紙・1通	え1897-9

2.店方/4.赤倉松井店

借申金子証文之事(赤倉温泉場の家屋敷並びに家財夜具など引当にて、宿用繰廻金のうち金70兩受取に付) * (端裏貼紙)「文政四巳年十二月附同五年五月改 金七拾兩 越州赤倉温泉覚右衛門」 越州一本木赤倉温泉借用人覚右衛門(印)、請人源八(印)・清吉(印)・吉左衛門(印)→信州松代町(菊屋)傳兵衛殿	文政4巳年12月	縦継紙・1通	え1897-10
御内借金証文之事(所持の夜具30通引当にて、金10兩受取に付) * (端裏貼紙)「文化十四丑年十二月 越州二俣宿宮下平右衛門江(笠井)和七名宛ニ而金拾兩貸附候節証文一通」 越州二俣宿借用主宮下平右衛門(印)→信州松代町菊屋和七殿	文化14丑年12月	縦紙・1通	え1897-11
(一本木赤倉温泉記録)	(文政元年～天保13年)	綴/(え1896-1～20は一綴)・1綴	え1896
譲受屋敷地返証文之事(一本木温泉寮ノ湯より東南側表口東西57間表行南北42間の所1ヶ所ほか代金300兩請取に付並びに湯本宿屋引請規定書ほか4通共) 真田彈正大弼内八田嘉右衛門、立入岡川左十郎→越州一本木温泉開発人衆市郎右衛門殿・吉左衛門殿・中嶋源八殿・惣吉殿・清吉殿・徳之助殿・池田覚右衛門殿	文政元寅年7月	縦継紙・1通	え1896-1
規定書一札之事(赤倉中店御商売の処、當時有代呂物金71兩1分2朱余有錢、金173兩3分2朱余当酉秋迄諸方掛け方メ高、店向戸棚その他諸道具までお手充下され他居家風破繕いなど滞り無く相勤むべきに付) 万吉(下札「追而松代表ニ而印形相究差上申候」)→(笠井)和七殿	文政8(年)酉9月	縦継紙・1通	え1896-2
差上申一札之事(質屋相勤め申諸方頼母敷数口加入、その上鍛冶町半兵衛家屋敷1ヶ所引受置き、不都束の取計い、別紙頼母敷取口取らざる口明細書上げ、家屋敷譲受け証文2通差上に付) 万吉(下札「追而松代表ニ而印形相究差上申候」)→(八田)傳兵衛殿	文政8年酉9月	縦継紙・1通	え1896-3
覚(金71兩1分485文赤倉中店當時有代呂物入高ほか手元下され、当年より2ヶ年の間家賃無く差置かれ、御上納は勿論町懸かり居家風破繕い滞り無く相勤めに付) (笠井)和七判→万吉殿	文政8酉年9月	横折紙/(下札あり)・1通	え1896-4
覚(金11兩2分、皆神山和合院様へ年賦返済金受取に付) 菊屋六右衛門印→半殿		横切紙/(下札あり)・1通	え1896-5
御内借申金子証文之事(要用にて金500兩受取、並びに御領内赤倉山温泉場借付金1000兩あり、返済遅滞にて拝借金を以て元利御引上下され、若し又御借継仕りたき節は何年成るともこの証文を以て御承知下さるようにつ) * (端裏書)「越州表江差出候証文章稿 不用」/雛形 真田彈正大弼内御内借主八田嘉右衛門、同断立入受人岡川左十郎→榊原遠江守様御内松本斧治郎殿	年号月	縦紙・1通	え1896-6
乍恐以書付奉歎願候(赤倉表温泉開発莫大の御入料取立有難く、また国越えの儀にて差支え暫時御立替金など仕り、且つ年々湯治人出方薄く、内証向不都合に相成り拝借金成し下さる様仕りたく名代和七御願いに付) 松井和七(印)→上田志摩様	天保13寅年2月	縦継紙・1通	え1896-7
(よんどころ無き要用にて金1500兩拝借仕たきに付、金子借用証文控) 佐久郡野沢村御借主名主組頭長百姓たれ→大嶋武右衛門様・斎藤善九郎様・八田嘉右衛門様	年号月日	縦折紙・1通	え1896-8

御借用申金子証文之事(当御領内河部二俣宿西赤倉温泉新規相関く処家作など手元行届兼ね金1000両借用に付) *雛形 たれ印		縦継紙・1通	え1896-9
御時借被成下候金子証文之事(赤倉温泉場家作材木調方差支え金500両借用に付) *雛形 御借主たれ印、連名・口入人たれ印、受人たれ印、(奥印)赤倉温泉懸り御名印→八田嘉右衛門殿・岡川左十殿	年号月	縦紙・1通	え1896-10
御内借被成下候金子証文之事(赤倉温泉場家作入料差支え金500両借用に付) *(端裏書)「文化十四丑六月千両貸付之節之証文下案」 榊原遠江守領分御借主越州頸城郡何村たれ印、連名、口入人たれ印、受人たれ印、(奥印)赤倉温泉懸り御名印→真田弾正大弼様御内八田嘉右衛門殿・岡川左十郎殿	年号月	縦紙・1通	え1896-11
乍恐以書付奉歎願候(赤倉表温泉開発莫大の御入料取立有難く、また国越えの儀にて差支え暫時御立替金など仕り、且つ年々湯治人出方薄く、内証向不都合に相成り拝借金成し下さる様仕りたく名代和七御願いに付) 松井和七→上田志摩様	天保13寅年2月	縦継紙・1通	え1896-12
店請証文之事(揚酒商売致したく、御持店の内表間口3間裏行5間2分雁木作りを店賃1ヶ年金2両1分にて5ヶ年間借受けたきに付) 店借主山本屋利兵衛(印)、受人村越仁兵衛(印)→松井和七殿	文政9年戌7月	縦継紙・1通	え1896-13
(文政元年7月中赤倉表温泉場非常の破損にて入用金120両願人中へ取替金、当寅年7月中より向巳年まで1ヶ年金30両ずつ返済承知にて嘉右衛門へ申聞かすべくに付、証書差出に付一札) *控 八田嘉右衛門内松井和七→上田志摩様	天保13寅年2月	縦紙・1通	え1896-14
以書取申上候(違作以来難渋にてお手入れ下さる様願いにて家賃取極次第滞り無く指上げ、且又お手入れも繁八殿とも申合わせ銘々繕い仕るべきに付) *控 赤倉御借屋清右衛門(印)・三郎兵衛(印)・増五郎(印)・初五郎(印)→松井和七様	天保13寅年4月	縦継紙・1通	え1896-15
乍恐以書付御訴訟奉申上候(入湯人別並びに町取計い等難渋にて当番2人を人別町割から除く様願い並びに訴訟・追訴3通共) *控 訴訟人金主池田覚右衛門・徳之助・清吉・惣吉・源八・吉左衛門・市郎右衛門→一本木御役所	文政9戌年10月	縦継紙・1通	え1896-16
御内々以書付奉願候(新規温泉不景気にて高田御城下町永野屋九郎右衛門本店家作同人へ預置きに付並びに九郎右衛門小間物商売にて本店預り上納等引受に付一札) *控 一本木赤倉松井和七印→一本木御役所	文政9戌年3月	縦継紙・1通	え1896-17
(文政元年7月中赤倉表温泉場非常の破損にて、繕い入用金120両願人中へ取替金、当寅年7月中より向巳年まで1ヶ年金30両ずつ返済仰付られ誓書一札) *控 上田志摩→松井和七	天保13寅年2月	縦折紙・1通	え1896-18
店讓証文之事(御持店の内表口5間裏行5間、表裏口戸16本、雪除部共造作店賃1ヶ年3両3分にて寅年迄5ヶ年借用に付) 田口村御店借主清右衛門(印)、同断家請人政五郎(印)→松井和七殿	文政9戌年6月	縦継紙・1通	え1896-19
御内々以書付奉願候(高田御城下町永野屋九郎右衛門小間物出張商売のため屋敷内借願、九郎右衛門	文政9戌年3月	縦継紙・1通	え1896-20

2.店方/4.赤倉松井店

商売にて本店御預かり上納等一札共) *控 一本 木赤倉松井和七印→一本木御役所			
(越州赤倉表貸金年賦に付証書類綴)	(文政元年～弘化2年)	綴/(え1906-1～ 10は一綴)・1綴	え1906
(袋) *(袋上書)「天保十五辰年六月 越州赤倉表貸付金年賦 ニ申談事ニ付証文式通外ニ上田十郎兵衛殿より数多来状 共」		袋・1点	え1906-1
借用証文金ニ付書付ヲ以奉願上候(年々取扱人1人 5文宛除錢差上に付) 越後一本木温泉場借用人重五 郎(印)・同富三郎(印)・同徳之助・同覚右衛門組直吉(印)・ 同吉左衛門組繁松(印)・同源八組嘉藤治(印)・同清吉(印)・ 同市郎右衛門(印)、(奥書)村役人市郎右衛門(印)・同清吉 (印)・同嘉藤治(印)→信州松代町傳兵衛殿	天保15辰年6月	豎継紙/(下札あ り)・1通	え1906-2
奉差上御請書之事(温泉埋樋数ヶ所普請入料差支え にて、拝借金4ヶ年にて返上に付) 越州壹本木温泉 開発人覚右衛門留主居直吉(印)・吉左衛門留主居繁松(印) ・忠吉(印)・庄屋嘉藤治(印)・同清吉(印)・同市郎右衛門 (印)→信州松代御家中八田嘉右衛門様	弘化2巳年9月	豎継紙・1通	え1906-3
借用証文金ニ付書附を以御願申上候(源八差上げの 証文と引替願いたきに付) 越後一本木温泉場村役 人嘉藤治(印)・同清吉(印)・同市郎右衛門(印)、(奥書)一本 木温泉掛り白名武兵衛(印)→信州松代町傳兵衛殿	天保15辰年6月	豎継紙・1通	え1906-4
御口入御内借被下候金子証文之事(扱なき要用に付 金250両借用) 越後国頸城郡高田御領内田切村借主庄 屋源八印、受人百姓代長三郎印・受人組頭長右衛門印・赤倉 温泉受人市郎右衛門印、(奥書)上田中司印→信州松代御家 中岡川左十郎様	文政元寅年11月	豎継紙・1通	え1906-5
入置申一札之事(永の屋を村役人へ永預に付) 一本 松温泉庄屋取掛り嘉藤治(印)・同市郎右衛門(印)→信州松 代町栄八殿	天保15辰年9月	豎紙・1通	え1906-6
店請証文之事(店賃1ヶ年金3分にて店借に付) 越後 一本松温泉店借人増五郎(印)、請人繁松(印)→同所松井和 七殿・同御世話方嘉藤治殿	天保15辰年9月	豎紙・1通	え1906-7
店請証文一札之事(店賃1ヶ年金2分余にて店借に 付) 一本松温泉店借人仙左衛門(印)、受人繁松(印)→同 所松井和七殿・同御世話方嘉藤治殿	天保15辰年9月	豎紙・1通	え1906-8
店請証文之事(店賃1ヶ年金2分にて店借に付) 越後 一本松温泉店借人初五郎(印)、請人常兵衛(印)→同所松井 和七殿・同御世話方嘉藤治殿	天保15年9月	豎紙・1通	え1906-9
店請之事(1ヶ年金3分にて店借に付) 越後一本木温 泉店借人与治郎(印)、請人常兵衛(印)→同所松井和七殿・ 同御世話方嘉藤治殿	天保15年9月	豎紙・1通	え1906-10
(赤倉温泉関係書類綴)	(文政元年～明治11年)	綴/(え1903-1～7 は一綴)・1綴	え1903
(書状、赤倉町一件の儀は向方手強なれど取計い臨 機応変に懸合う旨他に付) *(端裏書)「岡川氏書面赤 倉[ ]有之不用」吐愚痴→書鳩尊君尊酬申上	6月20日	横切継紙・1通	え1903-1
記(屋敷地讓渡証文1通金300両ほか預りに付) *控 信州松代八田嘉右衛門印→越州一本木赤倉町市郎右衛 門殿・吉右衛門殿・中嶋源八殿・惣吉殿・清吉殿・徳之介殿・	文政元寅年7月	横切紙・1通	え1903-2



池田覚右衛門殿			
(去子12月分金1000両他メ金2180両より返済金差引金2084両書上)		横切継紙・1通	え1903-3
(書状、去暮金1000両証文の証文書替の儀は、来早春貴所様彼地へお出の節迄見合わせたき旨他に付) *(端裏書)「同紙二通一々御尤所承知仕候付貴報同様奉存候付返書仕候以上 文化十四丑ノ暮差引書」		横切継紙・1通	え1903-4
記(文化年中越州赤倉開湯の儀にて金30円受取、この度全て済み貸借なきに付) *控 越後高田住土族松本良樹代理・同篠原安光印・同中屋敷町秦野栄蔵印、立入松代小林孫四郎印→信州松代八田知道殿	明治11年1月7日	縦紙・1通	え1903-5
(書状、手紙の金子遣わすべき筋にて、六右衛門召し出し吟味願うに付)		横切継紙・1通	え1903-6
「新潟県下越後國中頸城郡第八大区小十区稲塚新田村平民農宮本吉十郎」		横切紙・1通	え1903-7
(赤倉松井店関係書類綴)	(文政9年～天保8年)	綴/(え1908-1～19は一綴)・1綴	え1908
(袋) * (袋上書)「文政九戌年四月赤倉松井本店高田横町佐々木九郎右衛門江貸渡候節店借証文諸道具書立預帳面」	文政9戌年4月	袋・1点	え1908-1
乍恐以書付奉願上候(温泉普請御下金諸国一統凶作にて当年賦上納金有免願) * (端裏書)「申とし九月十五日赤倉町年延証文写」 重五郎・和七・富三郎・仁平・源助・吉左衛門・徳右衛門・惣吉・池田覚右衛門・清吉・豊吉、(奥書)大肝煎仮役加藤市郎右衛門→一本木温泉場御役所	天保7申年9月	縦紙・1通	え1908-2
御請状之事(南堀村清兵衛50歳を御奉公に差出に付) 南堀村清兵衛(印)、置主喜右衛門(印)、請人久之助(印)→松代伊勢町傳兵衛殿	天保8酉年6月	縦紙・1通	え1908-3
(書状、本店一件は市五郎を遣わすが、両所様ご相談のうへ出張なされたきに付) 和平長左衛門無事→笠井和七様・松井良右衛門様貴下急用	6月5日認メ	縦紙・1通	え1908-4
相渡シ申一札之事(今般当所引払い御居明渡しに付) 玉屋秀蔵(印)、立入人湯本重五郎(印)→松井本店清右衛門殿	天保4巳年7月	縦紙・1通	え1908-5
為取替申証文之事(土蔵1ヶ所代金4両のうち金1両受取、残金3両に付) * (端裏貼紙)「赤倉土蔵売払差引書良右衛門取計残金上納請取 天保七申年九月十九日」 当人清兵衛(印)、口入人長左衛門→惣吉殿	天保6未年10月	縦紙/(え1908-6-1～3は貼付一括)・1通	え1908-6-1
覚(土蔵払代金4両のうち金1両受取、残金3両ほか金銭書上)		横切紙・1通	え1908-6-2
覚(10月分銭528文他メ銭3貫28文金銭書上) 藤や惣吉→長左衛門殿	申9月15日	横切継紙・1通	え1908-6-3
乍恐以書付御願奉申上候(私近年多病にて高田城下町九郎右衛門町触等勤兼ね、松代町清兵衛に跡役勤めさせたきに付) * (端裏書)「赤倉店請証文 以上」 願人和七(印)、仮組頭清吉(印)、仮庄屋惣吉→一本木御役所	天保6未年9月	縦紙・1通	え1908-7
送一札之事(御組下和七を当組下に引取り、跡役代	天保6未年9月	縦紙・1通	え1908-8

2.店方/4.赤倉松井店

に当組下清兵衛が御組下へ引越す旨に付) 信州松代伊勢町名主惣八郎(印)→越後頸城郡一本木赤倉町御役人衆中			
(書状、拙者檀中松代伊勢町清兵衛御地住居、病死等の際は取置願に付) 田中村浄福寺→赤倉正楽寺御役僧中	未9月16日	横折紙・1通	え1908-9
為取替申証文之事(土蔵1ヶ所代金4両のうち金1両受取、残金3両に付) *(端裏書)「赤倉松井店 清兵衛より差出置為取替証文写」 当人清兵衛印、口入人長左衛門印→惣吉殿	天保6未年10月	縦紙/(え1908-10-1~3は貼付一括)・1通	え1908-10-1
覚(10月町割銭528文他×2貫471文勘定の節差引受け取る旨に付) 藤や惣吉→長左衛門殿	(天保7年)申9月15日	横切継紙・1通	え1908-10-2
覚(土蔵払代金4両の残銭3貫528文上納に付)	9月18日	横切紙・1通	え1908-10-3
借家請一札之事(御所持長屋を借家し、振合の役筋は勿論、冥加等勤め家賃割合金納める旨に付)		縦継紙・1通	え1908-11
御請状之事(姫河原村清兵衛47歳を3ヶ年季奉公に差出しに付) 高田御領姫河原村奉公当人清兵衛(印)、親類受人文吉(印)・同受人治左衛門(印)→松代町傳兵衛殿	天保6未年閏7月	縦継紙・1通	え1908-12
差出申一札之事(赤倉所持御店を借用し出張旅館屋商売始めたく、屋敷長屋並びに建具諸道具を3ヶ年間預置くに付) 当人清兵衛(印)、親類受人文吉(印)・同受人治左衛門(印)→松井和七殿	天保6未年閏7月	縦継紙・1通	え1908-13
(包紙) *(包紙上書)「赤倉表書類入」		包紙・1点	え1908-14
相渡申一札之事(間口5間行間3間半を貴殿方より借家し年賃割合勤める旨に付) 除戸村借家人油屋太左衛門(印)、赤倉一本木引請人南部屋源助(印)→赤倉松井屋清兵衛殿	天保7申年5月	縦継紙・1通	え1908-15
為取替申済口証文之事(松井本店下代九兵衛より同町与八へ質物の品差入置き一件は熟談内済に付) 一本木松井本店下代九兵衛(印)・同町与八(印)・永野屋嘉平(印)、南部屋受人源助(印)	天保4巳年8月	縦継紙・1通	え1908-16
借家請一札之事(御所持長屋を借家し、役向冥加等勤め家賃納めるに付) 借主清左衛門→松井清兵衛殿	天保7申年4月	縦紙・1通	え1908-17
借家請一札之事(御所持長屋を借家し、役向冥加等勤め家賃納めるに付) 借主寿楽→松井清兵衛殿	天保7申年4月	縦紙・1通	え1908-18
借家請一札之事(御所持長屋を借家し、役向冥加等勤め家賃納めるに付) 借主三郎兵衛→松井清兵衛殿	天保7申年4月	縦紙・1通	え1908-19
(赤倉松井店関係書類綴)	(文政9年~天保6年)	綴/(え1909-1~9は一綴)・1綴	え1909
乍恐以書附御願奉申上候(病身にて当所借家勤め兼ね、代誰を留主居にしたきに付) *雛形 願人和七、組頭清吉、庄屋惣吉→御役所	年号月日	縦紙・1通	え1909-1
御請状之事(高田領姫河原村清兵衛47才を3年季奉公に差出に付) *雛形 何村当人、同受人・同受人→松代町傳兵衛殿	天保6未年閏7月	縦紙・1通	え1909-2
差上申規定書之事(赤倉御所持店借用し出張旅館屋	天保6未年閏7月	縦紙・1通	え1909-3

商売始めたく、屋敷長屋並びに建具諸道具を3ヶ年借り受けに付) *雛形 借用人清兵衛、何々親類同誰、同誰→松井和七殿			
一札之事(御持店を借用し出張小間物商売始め、建具諸道具預りに付) 高田横町永野屋九郎右衛門(印)→一本木赤倉松井和七殿	文政9戌年4月	縦継紙・1通	え1909-4
乍恐以書付御願奉申上候(病身にて当所役向勤め兼ね、代清兵衛を留主居にしたきに付) *雛形 願人和七(印)、組頭清吉(印)、庄屋惣吉→御役所	天保6未年閏7月	縦紙・1通	え1909-5
差出申一札之事(先年借受けた赤倉表御所持屋敷地建家並びに諸道具など返却に付) 永野屋寿平代三藏(印)→松井和七殿	天保6未年閏7月13日	縦紙・1通	え1909-6
送一札之事(御組下和七を当組下に引取、跡役代に当組下清兵衛が御組下へ引越す旨に付) 信州松代伊勢町名主惣八郎→越後頸城郡一本木赤倉町御役人衆中	天保6未年9月	縦紙・1通	え1909-7
乍恐以書付御願奉申上候(私近年多病にて、松代所持屋敷に関わる儀はすべて跡役清兵衛が勤める旨に付) 願人和七、組頭清吉、庄屋惣吉→御役所	天保6未年9月	縦紙・1通	え1909-8
預り物附立一札(漬物桶1本他メ11品預りに付) 松井長左衛門(印)→笠井和七様	天保6未年10月	縦紙・1通	え1909-9
(越州赤倉表貸金年賦証文ほか上田十郎兵衛より書状一括)	(天保15年)	綴/(1905-1~13は一綴)・1綴	え1905
宗門人別御改之控(浄土真宗4家分)		横折紙・1通	え1905-1
(書状、先年印書返却、実家より落手に付延引挨拶等の旨) 上田志摩→栄八様	7月7日	横切継紙・1通	え1905-2
覚(8909人分賃銭46匁401文書付)		横折紙・1通	え1905-3
(書状、町屋市郎右衛門死去並びに今の場所替えについて差支えが生じる旨)	12月8日	横切継紙・1通	え1905-4
(書状、9月中より奥方大病等の旨) 上田志摩→八田嘉右衛門様	12月10日	横切継紙・1通	え1905-5
(書状、先達てより温泉場今成屋へ種々申談に付) 上田志摩→八田嘉右衛門様	7月20日	横切継紙・1通	え1905-6
(書状、代々今般温泉場役前引請け永年賦の手段書面にて申聞に付)		横切継紙・1通	え1905-7
(書状、温泉場、過日家来栄八へ趣意書にて文政初度より上田借用金の儀、村役人名寄1両1分宛永年賦の儀頼の旨) 上田十郎兵衛常足(花押)→八田嘉右衛門様	6月晦日	横切継紙・1通	え1905-8
(温泉場入用方貸付金滞りにて懸合願いの通り年賦にて承知に付一札書付)	天保15辰年6月	横切継紙・1通	え1905-9
(温泉開湯借入の和合院祠堂金50両返済滞りに付金主方永年賦取極書付) 信州松代町傳兵衛	天保15辰年6月	横切継紙・1通	え1905-10
(貸付金額人名8口分書付)		横折紙・1通	え1905-11

2.店方/4.赤倉松井店

(書状、温泉場入用方の先証書に加え、永久の儀仰合 わせられたき旨伺いに付) 八田嘉右衛門知義(花 押)→上田十郎兵衛様	6月26日	横切継紙・1通	え1905-12
(書状、昨年中町屋市郎右衛門借用年賦金取計不行 届にて市郎右衛門・源八・清吉歎願差出に付) 上 田十郎兵衛常足(花押)→八田嘉右衛門様	6月21日	横切継紙・1通	え1905-13
(赤倉温泉田畑町並み書上絵図)	弘化3巳年	63.0×168.5・1鋪	え1898
(赤倉御入湯中雑用払方書類)		綴/(え1837-1~ 16は一綴)・1綴	え1837
(袋) *(袋上書)「赤倉御入湯中諸雑用払方調」(笠井)和七 ・宗弥・(富岡)良右衛門		袋・1点	え1837-1
覚(懐内5品他×3朱1貫640文師岡様へ御取替分。富 岡様へ御取替分書上共)		横折紙・1通	え1837-2
覚(15人御泊分等×4貫650文書上) 十三屋伊右衛門→ 御客様	5月20日	横切紙・1通	え1837-3
(あわ15等×1貫88文竹山町様分三朱御預りに付覚)		横切紙・1通	え1837-4
上納物覚(粟飴5等×3朱ト850文書上)		横切紙・1通	え1837-5
覚(金2両2朱715文御下げ金分差引に付)	6月6日	横切紙・1通	え1837-6
覚(盆台15等×3貫350文代金受取に付) 石灰屋佐専 右衛門[印「越後直江津今町石灰屋」]→長野屋様	申5月20日	横切紙・1通	え1837-7
覚(酒肴代金1分御前分・茶代共請取に付) つかたや →旦那様	17日	横切紙・1通	え1837-8
覚(荷桐油1枚等×金2朱ト860文に付) 大嶋屋治五左 衛門[印「越高田呉服屋大嶋屋」]→上	5月20日	横切紙・1通	え1837-9
覚(草履1足等×1貫297文に付) 大嶋屋治五左衛門→ 上	5月19日	横切紙・1通	え1837-10
覚(足駄4足代780文等に付) 大嶋治五左衛門→上		横切紙/(え1837- 10と1837-12の間 に挟込)・1通	え1837-11
覚(御酒肴御茶漬代2貫500文に付) 津右衛門→上	5月19日	横切紙・1通	え1837-12
覚(広ふた1枚金3朱100文に付) 松屋治右衛門→上	5月20日	横切継紙・1通	え1837-13
覚(備後花台2枚代740文受取に付) あいすや孫兵衛 (印「直江津新町あいすや」)→旦那様	申5月20日	横切紙・1通	え1837-14
覚(諸代1朱18文ほか頂戴に付) 二本木駅弁右衛門		横切紙・1通	え1837-15
覚(袷桐油1つ代他×2貫255文に付) あふらや→御客 様	5月15日	横切継紙・1通	え1837-16
(赤倉松井店関係書類綴)		綴/(え1907-1~7 は一綴)・1綴	え1907
(袋) *(袋上書)「越州一本木赤倉松井本店諸書付入袋并清 兵衛請状 八田嘉右衛門内高井良右衛門扣」 八田嘉右衛 門内高井良右衛門		袋・1点	え1907-1

(書状、金談にて江戸登りのところ引合わず、面会の節は都合するので預り品他は和七様へ預ける旨に付) 清兵衛→八田重殿		横切継紙・1通	え1907-2
(書状、跡替り穿鑿のところ宜しき仁なく、盆後迄おやいを差置くが、婦人1人にては本店留主不行届にて、御両人様御勘考内評願うに付) 笠井和七→有賀平兵衛様・高井良右衛門様(御両所様)	6月29日	横切継紙・1通	え1907-3
(書状、種々内談の儀、色々差引向きもあるので、清兵衛差置きの印証等は御送下されたきに付) * (端裏書)「赤倉より笠井和七殿飛札」(笠井)和七→(富岡)良右衛門様	6月20日未刻	横切継紙・1通	え1907-4
(穀屋長左衛門様金1両2朱ほか金銭書上)	戌年5月	横折紙・1通	え1907-5
(書状、金談にて出府し金8両預置きの品他にて旦那方の憐愍願うに付) 清兵衛→松井和七様		横折紙・1通	え1907-6
(所持の品は宜しく御取計い願う旨、並びに味噌9斗入ほか不持の品書付)		横折紙・1通	え1907-7

3.町年寄/1.町政

表題・作成等	年代	形態・数量	整理番号
--------	----	-------	------

### 3.町年寄

#### 3.1.町政

(松代関屋川添村絵図)		102.0×67.0・1鋪	え1974
(御陰中鳴り物停止儀書付並びに栄助駆落関係書状等綴)	(正徳2年～)	綴/(え1782-1～22は一綴)・1綴	え1782
(包紙) * (包紙上書)「子正月木町分入用書物」		包紙・1点	え1782-1
(大御所様薨御に付鳴物ほか停止のこと書付)	(未)	横切継紙・1通	え1782-2
大御所様御他界被為遊候旨十五日ニ御町江被仰付候覚(鳴物停止ほかに付)		横切紙/(貼紙あり)・1通	え1782-3
(文照院様ほか御他界に付鳴物停止他のこと書付)		横切継紙・1通	え1782-4
(書状、酒師利兵衛へ去々寒造申付け、去秋中迄売払いの処、不勘定詮議の旨等に付) * 下書 → 信濃や弥左衛門様		横切継紙・1通	え1782-5
覚(当戌人足料3分受取証) 木町巳之作(印)→小八殿	戌大晦日	横切継紙・1通	え1782-6
覚(八丁懸掛代金955文など受取に付) 紺屋町繁弥 [印「菊屋」]→田村正仙様	戌12月	横切紙・1通	え1782-7
覚(竹32筋ほか代金2分余書上) 丈七→菊屋巳之作様	戌極月	横切紙・1通	え1782-8
覚(木町様御分金57両2分など差引メ43両2分余に付)		横切紙・1通	え1782-9
覚(伝馬2匹代208文他メ112両2貫776文に付)		横折紙・1通	え1782-10
覚(測量御用に付間掛割合209文ほか受取書) 名主七郎治[印「信州松代小升屋」]→金弥殿	戌12月晦日	横切継紙・1通	え1782-11
覚(大蔵・治郎七等の御役儀、伝馬銭・間掛銭など内談に付) 名主新兵衛判、長町人新八判→御町年寄衆中・検断伴三郎右衛門殿	子7月	横折紙・1通	え1782-12
(書状、八田喜右衛門口入金皆滞りにて、嘉兵衛殿に相談申上る故、貴殿へ御報なくも承知くだされたきに付) 矢部通俊→八田孫左衛門様	7月20日	横切継紙・1通	え1782-13
(書状、栄助儀行方不明にて主宗太郎当惑に付) 増田記右衛門→八田孫左衛門様尊答	正月晦日	横切継紙・1通	え1782-14
(書状、喜右衛門様8月5日逝去のお悔やみに付) 早川嘉十郎秀貞(花押)→八(八田)孫左衛門様参人々御中	10月13日	横折紙・1通	え1782-15
(書状、喜右衛門様死去ながら御両家様益々繁栄願いに付)	10月14日	横切継紙・1通	え1782-16
(書状、栄助儀行方不明により道中筋を穿鑿に付) * 下書 八田孫左衛門→増田記右衛門様	正月22日	横折紙・1通	え1782-17

覚(当亥年人足料金3分受取に付) 木町巳之作(印)→ 小八殿	亥大晦日	横切紙・1通	え1782-18
覚(茂吉に金3分他16件×金46両3分余差引に付) 昌仙	子正月	横折紙・1通	え1782-19
覚(間懸割など1貫41文受取に付) 繁弥[印「菊屋」]→ 小八殿	亥12月	横切継紙・1通	え1782-20
(書状、栄助行方不明一件、国元印形の者へ申談じ、4 月下旬に片付け、また請人九右衛門請書取置写し をご覧に入れるに付) *下書 八田孫左衛門→増田記 右衛門様	3月18日	横切継紙・1通	え1782-21
(書状、栄助欠落のため請人九右衛門差遣し、篤と仰 渡されたきに付) 増田記右衛門→八田孫左衛門様	3月8日	横切継紙・1通	え1782-22
(宝暦引水一件居宅蔵など絵図)	(宝暦年中)	包紙入/(え 1809-1~4は包紙 一括)・1点	え1809
(包紙) * (包紙上書)「木町并当方宝暦年中引水一件之節水 道絵図面」	(宝暦年中)	包紙/(え1809-2 ~4入)・1点	え1809-1
(包紙) * (包紙上書)「宝暦十一年七月日 絵図 木町伊勢 町」	宝暦11年7月	包紙/(え1809- 3・4入)・1点	え1809-2
(油屋・酒見世など居宅絵図)		41.0×57.0・1鋪	え1809-3
(木町寺町所在の穀屋・酒蔵など居宅絵図)		41.9×59.7・1鋪	え1809-4
(水道一件始末関係書類)	(宝暦11年~天明)	包紙入/(え 1808-1~6は包紙 一括)・1点	え1808
(包紙) * (包紙上書)「天明年中水道一件始末書 水浸り相 成候書類」	天明年中	包紙・1点	え1808-1
(水道関係書付)		半/(フケ・虫損甚 大)・1冊	え1808-2
(酒蔵・見世など居宅絵図)		断簡/(フケ・虫損 甚大)・1鋪	え1808-3
(袋) * (袋上書)「木町之方伊勢町双方内水取候付種々町方 より申出有之候[ ]混雑候一件 宝暦十一年七月天明八 申年[ ]前居宅絵[ ]」	宝暦11年~天明8年	袋/(フケ・虫損甚 大)・1点	え1808-4
(包紙)	宝暦11年7月	包紙/(フケ・虫損 甚大)・1点	え1808-5
(絵図断簡)		断簡/(フケ・虫損 甚大)・1鋪	え1808-6
(寛政12年4月火災に付諸方音信物関係綴)		綴/(え1801-1~ 11は一綴)・1綴	え1801
(袋) * (袋上書)「寛政十二申四月火災付諸方音物遺候扣」	寛政12申年4月	袋・1点	え1801-1
覚(西側方×16人・東側之方×16人、両側×32人人名 書上) 肴町名主甚左衛門	申4月	横折紙・1通	え1801-2
(見舞人名16人・見舞遣わさず、人名4人並びに縄10 人・屋根板1人・小割真木1人・金子2人見舞人書上)		横長半・1冊	え1801-3
覚(小越町藤五郎他43人名書上) 中町名主新之丞	4月20日	横長半・1冊	え1801-4

3.町年寄/1.町政

(縄9人・金5人・屋根板1人・松板1人・小割真木2人並びに金100疋ずつ遣わす伊勢町吉左衛門他20人・中町藤五郎他43人・荒神町青右衛門他53人・肴町市左衛門他32人名書上)		横長半・1冊	え1801-5
覚(清兵衛他2人今朝相残り、6人の内3人罷帰るに付) 名主甚左衛門(印)→御取次中様	4月21日	横切紙・1通	え1801-6
(与惣治後家他13人名書上)		横切紙・1通	え1801-7
覚(惣三郎、昨日残り人別6人の内5人罷出で、残り1人差遣わすに付) 名主甚左衛門(印)→御取次中様	4月22日	横切紙・1通	え1801-8
覚(善左衛門外33人名書上、並びに祐右衛門外14人名書上)	申4月	横切継紙・1通	え1801-9
覚(市左衛門・文五郎、先刻申上げの3人の内兩人唯今罷出でに付) 名主甚左衛門(印)	4月21日	横切紙・1通	え1801-10
覚(善左衛門外メ33人名書上、並びに祐右衛門外メ14人名前書上に付)	(寛政12年)申4月	横切継紙・1通	え1801-11



表題・作成等	年代	形態・数量	整理番号
(御産物紬代金中借金請取証文)	(天保7年)	綴/(え2002-1~37は一綴)・1綴	え2002
覚(御産物紬代金200両中借請取に付) * (端裏書)「三月六日」八田嘉助・八田辰三郎(印)・八田喜兵衛(印)、(奥印)八田嘉右衛門(印)→小林三左衛門殿・吉沢十郎殿・池田良右衛門殿・宮沢彦左衛門殿・竹内藤助殿	天保7申年3月	竖紙・1通	え2002-1
覚(御産物紬代金150両中借請取に付) * (端裏書)「三月」八田嘉助・八田辰三郎(印)・八田喜兵衛(印)、(奥印)八田嘉右衛門(印)→小林三左衛門殿・吉沢十郎殿・池田良右衛門殿・宮沢彦左衛門殿・竹内藤助殿	天保7申年3月	竖紙・1通	え2002-2
覚(御産物紬代金100両中借請取に付) * (端裏書)「三月」八田嘉助・八田辰三郎(印)・八田喜兵衛(印)、(奥印)八田嘉右衛門(印)→小林三左衛門殿・吉沢十郎殿・池田良右衛門殿・宮沢彦左衛門殿・竹内藤助殿	天保7申年3月	竖紙・1通	え2002-3
覚(御産物紬代金150両中借請取に付) * (端裏書)「申三月廿三日」八田嘉助・八田辰三郎(印)・八田喜兵衛(印)、(奥印)八田嘉右衛門(印)→小林三左衛門殿・吉沢十郎殿・池田良右衛門殿・宮沢彦左衛門殿・竹内藤助殿	天保7申年3月	竖紙・1通	え2002-4
覚(御産物紬代金150中借請取に付) * (端裏書)「申三月廿六日」八田嘉助・八田辰三郎(印)・八田喜兵衛(印)、(奥印)八田嘉右衛門(印)→小林三左衛門殿・吉沢十郎殿・池田良右衛門殿・宮沢彦左衛門殿・竹内藤助殿	天保7申年3月	竖紙・1通	え2002-5
覚(御産物紬代金150中借請取に付) * (端裏書)「申四月五日」八田嘉助・八田辰三郎(印)・八田喜兵衛(印)、(奥印)八田嘉右衛門(印)→小林三左衛門殿・吉沢十郎殿・池田良右衛門殿・宮沢彦左衛門殿・竹内藤助殿	天保7申年4月	竖紙・1通	え2002-6
覚(御産物紬代金200中借請取に付) * (端裏書)「申四月九日」八田嘉助・八田辰三郎(印)・八田喜兵衛(印)、(奥印)八田嘉右衛門(印)→小林三左衛門殿・吉沢十郎殿・池田良右衛門殿・宮沢彦左衛門殿・竹内藤助殿	天保7申年4月	竖紙・1通	え2002-7
覚(御産物紬代金407両2分余中借請取に付) * (端裏書)「申四月十九日」八田嘉助・八田辰三郎(印)・八田喜兵衛(印)、(奥印)八田嘉右衛門(印)→小林三左衛門殿・吉沢十郎殿・池田良右衛門殿・宮沢彦左衛門殿・竹内藤助殿	天保7申年4月	竖紙・1通	え2002-8
覚(御産物紬代金12両3分余中借請取に付) * (端裏書)「申四月十九日」八田嘉助・八田辰三郎(印)・八田喜兵衛(印)、(奥印)八田嘉右衛門(印)→小林三左衛門殿・吉沢十郎殿・池田良右衛門殿・宮沢彦左衛門殿・竹内藤助殿	天保7申年4月	竖紙・1通	え2002-9
覚(御産物紬代金23両余御中借請取に付) * (端裏書)「申四月十九日」八田嘉助・八田辰三郎(印)・八田喜兵衛(印)、(奥印)八田嘉右衛門(印)→小林三左衛門殿・吉沢十郎殿・池田良右衛門殿・宮沢彦左衛門殿・竹内藤助殿	天保7申年4月	竖紙・1通	え2002-10
覚(御産物紬代金150両御中借請取に付) * (端裏書)「申四月十九日」八田嘉助・八田辰三郎(印)・八田喜兵衛(印)、(奥印)八田嘉右衛門(印)→小林三左衛門殿・吉沢十	天保7申年4月	竖紙・1通	え2002-11

4.会所・商社/1.産物会所

郎殿・池田良右衛門殿・宮沢彦左衛門殿・竹内藤助殿			
覚(御産物紬代金150両中借請取に付) * (端裏書)「四月晦日」八田嘉助・八田辰三郎(印)・八田喜兵衛(印)、(奥印)八田嘉右衛門(印)→小林三左衛門殿・吉沢十郎殿・池田良右衛門殿・宮沢彦左衛門殿・竹内藤助殿	天保7申年4月	縦紙・1通	え2002-12
覚(御産物紬代金200両中借請取に付) * (端裏書)「五月四日」八田嘉助・八田辰三郎(印)・八田喜兵衛(印)、(奥印)八田嘉右衛門(印)→小林三左衛門殿・吉沢十郎殿・池田良右衛門殿・宮沢彦左衛門殿・竹内藤助殿	天保7申年5月	縦紙・1通	え2002-13
覚(御産物紬代金150両中借請取に付) * (端裏書)「申五月廿三日」八田嘉助・八田辰三郎(印)・八田喜兵衛(印)、(奥印)八田嘉右衛門(印)→小林三左衛門殿・吉沢十郎殿・池田良右衛門殿・宮沢彦左衛門殿・竹内藤助殿	天保7申年5月	縦紙・1通	え2002-14
覚金(御産物紬代金200両中借請取に付) * (端裏書)「六月四日」八田嘉助・八田辰三郎(印)・八田喜兵衛(印)、(奥印)八田嘉右衛門(印)→小林三左衛門殿・吉沢十郎殿・池田良右衛門殿・宮沢彦左衛門殿・竹内藤助殿	天保7申年6月	縦紙・1通	え2002-15
覚(4月分御産物紬代金200両中借請取に付) * (端裏書)「六月八日」八田嘉助・八田辰三郎(印)・八田喜兵衛(印)、(奥印)八田嘉右衛門(印)→小林三左衛門殿・吉沢十郎殿・池田良右衛門殿・宮沢彦左衛門殿・竹内藤助殿	天保7申年5月	縦紙・1通	え2002-16
覚(4月分御産物紬代金63両余中借請取に付) * (端裏書)「六月八日」八田嘉助・八田辰三郎(印)・八田喜兵衛(印)、(奥印)八田嘉右衛門(印)→小林三左衛門殿・吉沢十郎殿・池田良右衛門殿・宮沢彦左衛門殿・竹内藤助殿	天保7申年5月	縦紙・1通	え2002-17
覚(御産物紬代金185両中借請取に付) * (端裏書)「六月八日」八田嘉助・八田辰三郎(印)・八田喜兵衛(印)、(奥印)八田嘉右衛門(印)→小林三左衛門殿・吉沢十郎殿・池田良右衛門殿・宮沢彦左衛門殿・竹内藤助殿	天保7申年6月	縦紙・1通	え2002-18
覚(御産物紬代金100両中借請取に付) * (端裏書)「六月廿七日」八田嘉助・八田辰三郎(印)・八田喜兵衛(印)、(奥印)八田嘉右衛門(印)→小林三左衛門殿・吉沢十郎殿・池田良右衛門殿・宮沢彦左衛門殿・竹内藤助殿	天保7申年6月	縦紙・1通	え2002-19
覚(御産物紬代金100両中借請取に付) * (端裏書)「六月十八日」八田嘉助・八田辰三郎(印)・八田喜兵衛(印)、(奥印)八田嘉右衛門(印)→小林三左衛門殿・吉沢十郎殿・池田良右衛門殿・宮沢彦左衛門殿・竹内藤助殿	天保7申年6月	縦紙・1通	え2002-20
覚(御産物紬代金100両中借請取に付) * (端裏書)「申八月九日」八田嘉助・八田辰三郎(印)・八田喜兵衛(印)、(奥印)八田嘉右衛門(印)→小林三左衛門殿・吉沢十郎殿・池田良右衛門殿・宮沢彦左衛門殿・竹内藤助殿	天保7申年8月	縦紙・1通	え2002-21
覚(御産物紬代金150両中借請取に付) * (端裏書)「八月廿五日」八田嘉助・八田辰三郎(印)・八田喜兵衛(印)、(奥印)八田嘉右衛門(印)→小林三左衛門殿・吉沢十郎殿・池田良右衛門殿・宮沢彦左衛門殿・竹内藤助殿	天保7申年8月	縦紙・1通	え2002-22
覚(御産物紬代金150両中借請取に付) * (端裏書)「八月廿九日」八田嘉助・八田辰三郎(印)・八田喜兵衛(印)、(奥印)八田嘉右衛門(印)→小林三左衛門殿・吉沢十郎殿・池田良右衛門殿・宮沢彦左衛門殿・竹内藤助殿	天保7申年8月	縦紙・1通	え2002-23
覚(御産物紬代金150両中借請取に付) * (端裏書)「九月二日」八田嘉助・八田辰三郎(印)・八田喜兵衛(印)、(奥	天保7申年9月	縦紙・1通	え2002-24

印)八田嘉右衛門(印)→小林三左衛門殿・吉沢十郎殿・池田良右衛門殿・宮沢彦左衛門殿・竹内藤助殿			
覚(御産物紬代金150両中借請取に付) * (端裏書)「九月六日」 八田嘉助・八田辰三郎(印)・八田喜兵衛(印)、(奥印)八田嘉右衛門(印)→小林三左衛門殿・吉沢十郎殿・池田良右衛門殿・宮沢彦左衛門殿・竹内藤助殿	天保7申年9月	縦紙・1通	え2002-25
覚(御産物紬代金100両中借請取に付) * (端裏書)「九月十五日」 八田嘉助・八田辰三郎(印)・八田喜兵衛(印)、(奥印)八田嘉右衛門(印)→小林三左衛門殿・吉沢十郎殿・池田良右衛門殿・宮沢彦左衛門殿・竹内藤助殿	天保7申年9月	縦紙・1通	え2002-26
覚(御産物紬代金150両中借請取に付) * (端裏書)「九月十九日」 八田嘉助・八田辰三郎(印)・八田喜兵衛(印)、(奥印)八田嘉右衛門(印)→小林三左衛門殿・吉沢十郎殿・池田良右衛門殿・宮沢彦左衛門殿・竹内藤助殿	天保7申年9月	縦紙・1通	え2002-27
覚(御産物紬代金150両中借請取に付) * (端裏書)「十月十四日」 八田嘉助・八田辰三郎(印)・八田喜兵衛(印)、(奥印)八田嘉右衛門(印)→小林三左衛門殿・吉沢十郎殿・池田良右衛門殿・宮沢彦左衛門殿・竹内藤助殿	天保7申年10月	縦紙・1通	え2002-28
覚(御産物紬代金50両中借請取に付) * (端裏書)「十月十八日」 八田嘉助・八田辰三郎(印)・八田喜兵衛(印)、(奥印)八田嘉右衛門(印)→小林三左衛門殿・吉沢十郎殿・池田良右衛門殿・宮沢彦左衛門殿・竹内藤助殿	天保7申年10月	縦紙・1通	え2002-29
覚(御産物紬代金150両中借請取に付) * (端裏書)「十一月六日」 八田嘉助・八田辰三郎(印)・八田喜兵衛(印)、(奥印)八田嘉右衛門(印)→小林三左衛門殿・吉沢十郎殿・池田良右衛門殿・宮沢彦左衛門殿・竹内藤助殿	天保7申年11月	縦紙・1通	え2002-30
覚(御産物紬代金67両3分余両中借請取に付) * (端裏書)「十一月十七日」 八田嘉助・八田辰三郎(印)・八田喜兵衛(印)、(奥印)八田嘉右衛門(印)→小林三左衛門殿・吉沢十郎殿・池田良右衛門殿・宮沢彦左衛門殿・竹内藤助殿	天保7申年11月	縦紙・1通	え2002-31
覚(御産物紬代金50両中借請取に付) * (端裏書)「十一月廿二日」 八田嘉助・八田辰三郎(印)・八田喜兵衛(印)、(奥印)八田嘉右衛門(印)→小林三左衛門殿・吉沢十郎殿・池田良右衛門殿・宮沢彦左衛門殿・竹内藤助殿	天保7申年11月	縦紙・1通	え2002-32
覚(御産物紬代金150両中借請取に付) * (端裏書)「十二月二日」 八田嘉助・八田辰三郎(印)・八田喜兵衛(印)、(奥印)八田嘉右衛門(印)→小林三左衛門殿・吉沢十郎殿・池田良右衛門殿・宮沢彦左衛門殿・竹内藤助殿	天保7申年12月	縦紙・1通	え2002-33
覚(御産物紬代金50両中借請取に付) * (端裏書)「十二月七日」 八田嘉助・八田辰三郎(印)・八田喜兵衛(印)、(奥印)八田嘉右衛門(印)→小林三左衛門殿・吉沢十郎殿・池田良右衛門殿・宮沢彦左衛門殿・竹内藤助殿	天保7申年12月	縦紙・1通	え2002-34
覚(御産物紬代金150両中借請取に付) * (端裏書)「十二月十五日」 八田嘉助・八田辰三郎(印)・八田喜兵衛(印)、(奥印)八田嘉右衛門(印)→小林三左衛門殿・吉沢十郎殿・池田良右衛門殿・宮沢彦左衛門殿・竹内藤助殿	天保7申年12月	縦紙・1通	え2002-35
覚(御産物紬代金200両中借請取に付) * (端裏書)「十二月十九日」 八田嘉助・八田辰三郎(印)・八田喜兵衛(印)、(奥印)八田嘉右衛門(印)→小林三左衛門殿・吉沢十郎殿・池田良右衛門殿・宮沢彦左衛門殿・竹内藤助殿	天保7申年12月	縦紙・1通	え2002-36

4.会所・商社/1.産物会所

覚(御産物紬代金201両中借請取に付) 八田嘉助・八田辰三郎(印)・八田喜兵衛(印)、(奥印)八田嘉右衛門(印) →小林三左衛門殿・吉沢十郎殿・池田良右衛門殿・宮沢彦左衛門殿・竹内藤助殿	天保7申年12月	豎紙・1通	え2002-37
(産物会所関係書類綴)	(天保7年~弘化2年)	綴/(え2011-1~17は一綴)・1綴	え2011
書上申御事(白紬極上は真綿極上銀200匁にて、1疋分代金2分ほか紬出来方に付)	6月12日	横切継紙/(綴穴あり)・1通	え2011-1
(領産糸繭仕法替の儀を評議のところ、別段繁栄するとも見えざるに付申上書) * (端書)「紺屋町元兵衛糸繭御仕法替内々申立候処可否御尋ニ付申上 産物会所懸」/下書	閏5月	横折紙・1通	え2011-2
口上以書取申上候(私共裏絹世話方を勤めるところ、追日繭糸直段引上がり、御直増365掛になされたきに付) 惣代武左衛門・同徳兵衛	未2月	横切紙・1通	え2011-3
(書状、白絹ほか品物受取書は明日御廻しする旨他に付) * (端裏書)「御在所御掛様」 江府懸り→御在所御掛様	9月12日	横切継紙・1通	え2011-4
(書状、上田表では木綿場村々へ紬拵えの仰せあり、世話役の者に金子10両ずつ貸付の由他に付) * (端裏書)「穿鑿写」		横切継紙・1通	え2011-5
覚(唐糸製の城下売捌所問屋形の者出来の見辻書上)	9月朔日	横切継紙・1通	え2011-6
売買所四人之者共(総じて小売の旨ほか取引心得書)高井扣	未正月	横切継紙/(破損甚大)・1通	え2011-7
(書状、白紬2尺5寸余りを注文するので、利口の品御送下されたきに付) ほていや半右衛門・松兵衛・庄五郎→中屋清十様貴下当用答	12月14日	横切継紙・1通	え2011-8
(書状、御貸出金は高井へ金20両送るべきところ、紬方へ10両廻したので残り10両を渡す旨に付) (八田)嘉助→喜兵衛様御請金子添	水無月20日	横切継紙/(虫損甚大)・1通	え2011-9
覚(産物方金銭請取5件) * (端裏書)「天保十二丑年七月廿四日本証文引替済」 (八田喜兵衛・産物方会所(印墨消))→(内川村柳八)	(天保7~12年)	横切継紙・1通	え2011-10
(書状、御料所御他領入交の大熊村、御領内紬場村々の内へ加えざるに付) * (端裏書)「大熊村紬之儀付御内々申上扣」	8月	横切継紙・1通	え2011-11
覚(梅店仕入高金8両2分銭350文ほか金銭書上) 木町店	2月	横切継紙・1通	え2011-12
(産物品々拝借代金の内、当時上納銭金303両2分余ほか金銭書上) * (端裏書)「買継人藤吉産物拝借代金上納方申上 産物会所懸」 産物会所懸	7月	横切継紙/(下札あり)・1通	え2011-13
覚(町方住居343人ほか当御蔵継品継頂戴割合書上) * (端裏書)「再調 割番」 割番	弘化2巳年12月	横切継紙・1通	え2011-14
覚(嶋紬21反善左衛門方代金17両3分銭448文他ノ59反代金50両銭650文17日迄金子上納に付) 市郎治(印)・善左衛門(印)・友吉(印)、(奥書)吟味方善左衛門(印)	辰6月4日	横切継紙・1通	え2011-15

・世話方武左衛門・同傳兵衛(印)→御元方様			
(書状、織元勝次第の売捌、嚴重御咎のところ、会所御訴訟の廉にて御吟味勘弁下されたきに付)* (端裏書)「紬織元抜売之儀ニ付申上 産物会所懸」 産物会所懸	11月	横切継紙/(下札あり)・1通	え2011-16
(書状、産物会所納めの品々のうち白紬は止め、外品は会所手近に売買所を立て定店張を置く旨)* 下書		横切継紙・1通	え2011-17
(荒神町陶器釜場関係綴)	(弘化2年~弘化4年)	綴/(え1928~1931は紐一括)/ (え1931-1~6は一綴)・1綴	え1931
一札之事(式竈取立の節不行届に付)* 下書 傳兵衛・役代、(奥書)立入人		半/(虫損)・1冊	え1931-1
荒神町渡世人相増候儀ニ付申上 産物会所掛	未3月	縦紙/(1931-2-1~2は一綴)・1通	え1931-2-1
乍恐以書付奉願候(産物陶器窯拝借したきに付) * 下書 東寺尾村御願人三之丞、(奥書)右村名主治右衛門・組頭仙左衛門・同断宮蔵・長百姓惣助→御産物方御会所	弘化4未年2月	縦紙・1通	え1931-2-2
差出申一札之事(荒神町抱屋敷陶器竈の取扱規定に付)* 雛形 伊勢町傳兵衛・同人抱屋敷役代栄左衛門、(奥書)何町立入人たれ・何町立入人たれ→荒神町御役人衆中・御町内衆中	弘化2年	半・1冊	え1931-3
一札之事(式竈取立の節不行届に付)* 下書 傳兵衛・役代、(奥書)立入人→荒神町御役人衆中・御町内衆中	年号月	半・1冊	え1931-4
御内々以書付奉願上候(竈焚き一度の上納金7両2分の残金を下げられたきに付)* 下書 伊勢町伝兵衛(印墨消)→御産物方御会所	弘化2巳年7月	半・1冊	え1931-5
御内々以書付奉願上候(竈焚き一度の上納金7両2分の残金を下げられたきに付)、並びに産物会所掛による伊勢町伝兵衛願いの陶器窯場に付伺共 伊勢町伝兵衛印→御産物方御会所	弘化2巳年2月	半・1冊	え1931-6
以書付奉願候(病死各左衛門存命中借財金40両質地証文にて10ヶ年借用にて請取に付)* 後欠		縦紙/(虫損甚大)・1通	え1962
荒神町陶器竈一卷	(嘉永3~7年カ)	半/(え1928~1931は紐一括)・1冊	え1929
(荒神町陶器釜場関係綴)		綴/(え1930-1~10は一綴)・1綴	え1930
乍恐以書付奉願候(荒神町陶器竈場を会所で取扱いに付)* 下書 荒神町役人・いせ町傳兵衛、同町立入人周兵衛・中町佐兵衛→御産物方御会所	年号月	縦継紙・1通	え1930-1
乍恐以書付奉申上候(荒神町陶器竈場にて去秋中に2竈取建てに付)* 下書		縦継紙・1通	え1930-2
乍恐以書付奉申上候(荒神町陶器竈場を会所で取扱いに付)* 下書 荒神町役人・いせ町傳兵衛、同町立入人周兵衛・中町佐兵衛→御産物方御会所		縦継紙・1通	え1930-3
(前欠、尚々御熟覧の上、思召たきに付)	16日	堅切紙・1通	え1930-4

4.会所・商社/1.産物会所

乍恐以書付奉願上候(荒神町陶器竈拝借により御定の趣を御願いに付) 荒神町傳兵衛(印)、御請人鉄次郎(印)→御産物方御会所	嘉永3戌年6月	縦継紙・1通	え1930-5
一札之事(陶器竈借用の議定に付) 荒神町竈借用人仙左衛門(印)、同丁受人喜作(印)・同市川浅右衛門(印)→伊勢町傳兵衛殿	嘉永7(年)寅8月	縦継紙・1通	え1930-6
乍恐以書付申上候(荒神町陶器竈場の町役などは是までの通りに付) 荒神町役人→御産物方御会所	年号月	堅切継紙・1通	え1930-7
預り申金子証文之事(発起御頼母敷2番会にて御懸戻引当御頼みに付、金15両年利1割2分にて預りに付)		縦紙・1通	え1930-8
(竈焚き・竈数等の定めに付書付) *前後欠		縦紙・1通	え1930-9
(前欠、右一件の連印に付書付) *写 いせ町伝兵衛右伝兵衛抱屋敷役代荒神町栄左衛門、右町渡世人傳兵衛・地元町役人連名→御産物方御会所	年号月	縦紙・1通	え1930-10
(三井店為替関係書綴)		綴/(え1785-1~13は一綴)・1綴	え1785
(荷物御蔵入預置きに付) *前欠 八田喜兵衛(印)・八田嘉助(印墨消)→片桐重之助殿	嘉永3戌年10月18日	縦紙・1通	え1785-1
(金100両三井店為替金願い奉り相違無くに付一札) 八田喜兵衛(印)・八田嘉助(印墨消)→徳嵩恒吉殿・大島富作殿・斎藤善蔵殿・佐川又左衛門殿	嘉永3戌年11月28日	縦紙・1通	え1785-2
(金100両三井店為替金願い奉り相違無くに付一札) 八田喜兵衛(印)・八田嘉助(印墨消)→徳嵩恒吉殿・大島富作殿・斎藤善蔵殿・佐川又左衛門殿	嘉永3戌年10月12日	縦紙・1通	え1785-3
(金100両三井店為替金願い奉り相違無くに付一札) 八田喜兵衛(印)・八田嘉助(印墨消)→徳嵩恒吉殿・大島富作殿・斎藤善蔵殿・佐川又左衛門殿	嘉永3戌年9月18日	縦紙・1通	え1785-4
(金100両三井店為替金願い奉り相違無くに付一札) 八田喜兵衛(印)・八田嘉助(印墨消)→徳嵩恒吉殿・大島富作殿・斎藤善蔵殿・佐川又左衛門殿	嘉永3戌年10月19日	縦紙・1通	え1785-5
(金200両三井店為替金願い奉り相違無くに付一札) 八田喜兵衛(印)・八田嘉助(印墨消)→徳嵩恒吉殿・大島富作殿・斎藤善蔵殿・佐川又左衛門殿	嘉永3戌年10月29日	縦紙・1通	え1785-6
(金200両三井店為替金願い奉り相違無くに付一札) 八田喜兵衛(印)・八田嘉助(印墨消)→徳嵩恒吉殿・大島富作殿・斎藤善蔵殿・佐川又左衛門殿	嘉永3戌年9月13日	縦紙・1通	え1785-7
覚(金23両但年中割利付、御頼みにて受取御預りに付) 八田嘉助(印墨消)→岡島御袋様	嘉永3庚戌年正月	縦紙・1通	え1785-8
覚(金100両要用にて借用に付) 八田喜兵衛(印)・八田嘉助(印墨消)→片桐重之助殿	嘉永3戌年5月15日	縦紙・1通	え1785-9
(金100両三井店為替金願い奉り相違無くに付一札) 八田喜兵衛(印)・八田嘉助(印墨消)→徳嵩恒吉殿・大島富作殿・斎藤善蔵殿・佐川又左衛門殿	嘉永4辛亥年4月13日	縦紙・1通	え1785-10
(金100両三井店為替金願い奉り相違無くに付一札) 八田喜兵衛(印)・八田嘉助(印墨消)→徳嵩恒吉殿・大島富作殿・斎藤善蔵殿・佐川又左衛門殿	嘉永4亥年5月22日	縦紙・1通	え1785-11

作殿・斎藤善藏殿・佐川又左衛門殿			
(金100両三井店為替金願い奉り相違無くに付一札) 八田喜兵衛(印)・八田嘉助(印墨消)→徳嵩恒吉殿・大島富作殿・斎藤善藏殿・佐川又左衛門殿	嘉永4亥年6月12日	縦紙・1通	え1785-12
(金100両三井店為替金願い奉り相違無くに付一札) 八田喜兵衛(印)・八田嘉助(印墨消)→徳嵩恒吉殿・大島富作殿・斎藤善藏殿・佐川又左衛門殿	嘉永4亥年5月9日	縦紙・1通	え1785-13
(書状綴)	(安政6年以降)	綴/(え1866-1~29は一綴)・1通	え1866
(袋) * (袋上書)「安政六未歳三月中より到来書簡入 澹庵」 澹菴	安政6未歳3月	袋・1点	え1866-1
(書状、常左衛門が越後高田へヨヂユムを遣わし帰り次第、大坂へ飛脚を出して戸佐久方内済し、速に往復願うに付) 松(松本)嘉十郎→八(八田)慎藏様御内申上	3月4日	横切継紙・1通	え1866-2
(書状、過刻案文など書類見せたところ、郷助は拝借したき由にて長崎屋へ出張の旨他に付) (松本)嘉十郎→いせ町八田様御受申上	8日	横切継紙・1通	え1866-3
(書状、別封御店伊藤氏より頼みの金子入1封あるので肝煎願うに付) 源大夫→(八田)慎藏様金子入書状添	4月10日	切紙・1通	え1866-4
(書状、内々の儀、彼女房の妹は年明けの際松代へ立寄るが、遠国者ゆえ金子は差上兼ねる旨他に付) 鉄次郎→御兄上様(八田慎藏)	3月29日夜9ツ時認	横切継紙・1通	え1866-5
(書状、例の一条、立入人不行届きの趣にて、巨細の儀は書面を以て申上たので、御加判下されたく願うに付) * 勘返状 (八田)慎藏→(水井)忠藏様・儀左衛門様	18日	横切継紙・1通	え1866-6
(書状、御一件にてお出でのところ、隣家南部殿方にて不幸あり今晚は葬式世話に付) (水井)忠藏→(八田)慎藏様	4月18日	横切紙・1通	え1866-7
(書状、願書差出の件、内状を知りつつ一応懸合のところ、辻褄あわぬ旨他に付) (松本)嘉十郎→(八田)喜兵衛様・(八田)慎藏様御内々申上	4月8日	横切継紙・1通	え1866-8
(書状、大坂飛脚の儀は私方嫁里方の者にて、御状到着次第善光寺まで御遣わし願うに付) (松本)嘉十郎→(八田)慎藏様申上	4月15日	横切継紙・1通	え1866-9
(書状、初て御来駕のところ病中等にて饗応もせず失敬の段他に付) 千助→(八田)慎藏様御請	正月27日	横切継紙・1通	え1866-10
(書状、柄沢一条は会田君へ先方が安心するよう上手くご示談下さるよう願うに付) (八田)慎藏→(関田)荘助様内願別紙入	正月28日	横切継紙・1通	え1866-11
(書状、一件答書案を御落手下さるべきに付) 松山口→いせ町様	17日	横切継紙・1通	え1866-12
(先達て頼み置き白布15両位の品3反御送りする旨書付)		切紙・1通	え1866-13

4.会所・商社/1.産物会所

(書状、上田布施氏へ頼みの儀誠に残念にて、高田御城下へ申し遣わし柏崎迄も参り、明後日には必ず帰る旨他に付) (松本)嘉十郎→伊勢街君様御受申上	3月9日	横切継紙・1通	え1866-14
(書状、陽庵先生法帖拙跋を認めたので、御席の節は然るべき御伝言下されたく願うに付) 友太郎→(松本)東様	3月16日	横切継紙・1通	え1866-15
(書状、私儀の不行届にて御代々様へ申訳なく、印形預り願うに付) (八田)義三郎→(八田)慎蔵様・(八田)喜兵衛様申上印形御預迄呉々茂申上	6月27日	横切継紙・1通	え1866-16
(金7両2分大手前様ほか献上金書上)		横切継紙・1通	え1866-17
(書状、杏仁稻荷山村の儀、3人に御任せ以前買込分は如何取計うか伺いに付) 水井忠蔵→八田慎蔵様・八田喜兵衛様	3月29日	横切継紙・1通	え1866-18
(書状、友七名前印形の儀、証文駈と定まらぬので、上坂懸け合ひの上は委細申し立て、内済すべきやに付) (松本)嘉十郎→(八田)慎蔵様差上置		横切紙・1通	え1866-19
(書状、御願いの趣は今朝申上の返答書形の願書にて然るべきに付) (松本)嘉十郎→(八田)慎蔵様御受申上	6日	横切紙・1通	え1866-20
(杏仁1653貫目稻荷山ほか書上)		横切継紙・1通	え1866-21
(稻荷山1653貫目表にして114箇程ほか杏仁数書上)		横切継紙・1通	え1866-22
(書状、御返答書は尊来にてご相談の上にしたき願いに付) (松本)嘉十郎→八田様御受申上	3月5日	横切継紙・1通	え1866-23
(書状、天秤不埒一条、誠に立腹も勿論の事にて御工夫願うに付) *後欠		横切継紙・1通	え1866-24
(書状、友七判無く名前計りの証文、友七承知無くては申し訳け立たぬ旨に付) (松本)嘉十郎→(八田)慎蔵様御内密申上	4月4日	横切継紙・1通	え1866-25
(書状、返答書形願案文等を返却するので落手願うに付) (松本)嘉十郎→(八田)慎蔵様申上	7日	横切継紙・1通	え1866-26
(書状、大坂への飛脚は稻荷の御先使い逗留の様で、二夜三夜泊りの積りの旨他に付) (松本)嘉十郎→(八田)慎蔵様御受申上	11日	横切継紙・1通	え1866-27
(書状、上田表の儀は松代へ御引取りという事はなき様にご決断の旨他に付) 鉄次郎→御兄上様貴報(八田)慎蔵	12日	横切継紙・1通	え1866-28
(書状、松本氏取計の甘草杏仁共買入売掛方の明細伺いに付) (水井)忠蔵→(八田)慎蔵様・(八田)喜兵衛様	3月20日	横切継紙・1通	え1866-29
(安政7年3月以降来状綴)	(安政7年3月)	綴/(え1850-1~8は一綴)・1綴	え1850
(袋) *(袋上書)「安政七庚申年三月中より之来簡入 義井堂 澹庵」	安政7庚申年3月	袋・1点	え1850-1
(書状、算墨並びに金子入尊書髓かに受取、直ちに浅	12月10日	横切継紙/(虫損)・1通	え1850-2



草へ持参相渡し、直ちに返書出すべき処、大延引 仕り申し訳なく、並びに一松屋離縁一条早く片付 たきに付) 藤次郎→玄揃様			
(書状、関田の儀天秤一条高野3人共遠方仕る様致し たく、1帳は渡辺・関田連名にあるべきに付) *(端 裏書)「御内覧可被成下候」	5月2日	横切紙・1通	え1850-3
(書状、拙者出府の節松五郎を始め飯倉などへも 其々致さずば成らず、猶又浅草近辺溝口を始め源 兵衛・国繁の顔など多く悪敷如何とも致し難く、 20両もの散財にてこの方宅へ帰る訳にもいかず、 流落致すより外無し、又出府訴訟は私の口からは 申し出で難く訳にて、先に願上げのとおり等に 付) 鉄次郎→御兄上様	3月4日夜8ツ時	横切継紙・1通	え1850-4
(書状、神奈川御開港場にて紀伊殿領分産物売捌方 申達し、御下札の趣承知に付留書) *(端裏書)「紀伊 殿御城附 外国奉行衆へ」 外国奉行→紀伊殿御城附中	(安政6年)末3月	横切継紙・1通	え1850-5
(書状、異国船貿易神奈川御開港後伊賀守領分の糸・ 綿・漆・紙・煙草・織物類その他品々同所役所へ差 出し、御改後貿易売捌きたく大崎由兵衛取扱いに 付) 松平伊賀守家来西村彦兵衛	(安政6年)末3月9日	横切継紙・1通	え1850-6
(書状、本之進様いよいよ御出入料増しに付200 疋、尚慎蔵へ申越すところ御不足になるや五百人 殿へ相談に付) 陽□□(陽之助)	22日	横切継紙・1通	え1850-7
(大小2両1分ほか出立準備品書上)		横切紙・1通	え1850-8
(金銭受払貸借関係綴)	(慶応元~2年)	綴/(え1882-1~ 15は一綴)・1綴	え1882
覚(護摩初穂金2両銭658文請取に付) 練光寺→八田 慎蔵様御取次中	(慶応2年)寅4月5日	横切紙・1通	え1882-1
(ノ164両1分3朱銭24貫71文ほか差引金10両1朱余金 銭書上) *紙背文書使用 松葉屋喜兵衛→松代いせ町き くや傳兵衛様御店衆中様		横切紙・1通	え1882-2
覚(芝縮めん代銀13匁7分7厘他ノ銀72匁2分余金銭 書上) *紙背文書使用 きく屋傳兵衛・角店→角屋角蔵 様	(慶応元年)丑12月	横切継紙・1通	え1882-3
覚(金100両請取に付) *墨消 菊屋傳兵衛・佐助・喜助→ 栗屋勘蔵殿	(慶応元年)丑12月26日	横切紙・1通	え1882-4
(書状、小布施高井三九郎への儀御厄介になりその 内賃銭を以て宿へ御届けに付) 江戸小林柔介→松 代いせ町菊屋角店	10月25日	横切紙・1通	え1882-5
覚(内借願いにて金50両請取、来8月中返上に付) きく屋傳兵衛・佐助[印墨消]→春山喜平治様・関田莊助様	慶応元丑年6月	縦紙・1通	え1882-6
借入金証文之事(要用にて金100両拝借、来9月中返 済に付) きく屋傳兵衛・喜助[印墨消]→栗屋勘蔵殿	元治2丑年正月	縦紙・1通	え1882-7
拝借金証文之事(絹紬商売仕入金差支え金500両拝 借、当9月晦日迄に返上に付) *(端裏書)「いせ町傳 兵衛」 伊勢町拝借人傳兵衛(印墨消)・親類組合傳右衛門 (印墨消)→御産物御助成金御掛り御役所	慶応元丑年7月	縦継紙・1通	え1882-8

4.会所・商社/1.産物会所

拝借金証文之事(絹紬商売仕入金差支え金100両拝借、当月晦日迄に返上に付) 伊勢町拝借人傳兵衛(印墨消)・受人傳右衛門(印墨消)→酒井市治様・水野清右衛門様	慶応元丑年9月朔日	縦紙・1通	え1882-9
覚(荷物本石丁2丁目近江屋三左衛門行き他御改め済みにて送りとく願いに付) きく屋傳兵衛[印「信州松代菊傳」]、(裏書)産物方御役所(印)→御産物方御役所	慶応元丑年8月朔日	縦紙・1通	え1882-10
借入金証文之事(要用にて金200両借用、来月晦日迄返済に付) きく屋傳兵衛・佐助[印墨消「信州松代菊傳」]→栗屋勘蔵殿	慶応元丑年9月17日	縦紙・1通	え1882-11
借入金証文之事(引当白紬・白七子にて金300両借用、来寅正月まで返済に付) きく屋傳兵衛・喜助[印墨消「信州松代菊傳」]→栗屋勘蔵殿	慶応元丑年12月26日	縦紙・1通	え1882-12
拝借金証文之事(絹紬商売仕入金差支え金500両拝借に付) *後欠		堅切紙・1通	え1882-13
為替金一札之事(丸屋治郎兵衛へ為替金にて金200両請取、手形引替に付) 信州松代きく屋傳兵衛・佐助[印「信州松代菊傳」]→上州高崎布袋屋芳右衛門殿・文次郎殿・嘉七殿	慶応元丑年10月26日	縦紙・1通	え1882-14
覚(金50両拝借当月中御礼金共上納に付) きく屋傳兵衛・佐助[印墨消「信州松代菊傳」]→関田莊助様御内	慶応元丑年6月4日	縦紙・1通	え1882-15

4.2.松代商法社

(富岡氏往来書状等綴)	(明治4年)	綴/(え1997-1~46一綴)・1綴	え1997
(袋) *(袋上書)「来状入」 富岡	(明治4年)辛未4月	袋・1点	え1997-1
(書状、別紙御触案御書類御下げ下され、私においても申上方無く、御手へ廻し申すべく早速御取計い下さるべきに付) 斎助→御詰合様	5月12日	横切紙・1通	え1997-2
(書状、武州横浜町田中四郎兵衛儀神奈川県よりの添翰差出しの由、お調べ伺いにていずれ序へお伺いの上ならでは済まし兼ねの儀、明朝お出序の上お伺いに付) 斎助→(富岡)良右衛門様	5月13日	横切紙・1通	え1997-3
(書状、昨日御廻しの神奈川県へ御返翰調御伺いの内、黒半紙小札掛紙の処は除き御語直し下されば藩印仕り差上申すべく他に付) 斎助→御詰合様	5月25日	横切紙・1通	え1997-4
(書状、古川氏より小野氏への添翰今日御出席ならば宜しき様、並びに仮鑑札御送願い頭痛にて1日養生仕りたきに付)	20日	横切紙・1通	え1997-5
(書状、小野氏よりの添状力により石村久兵衛・一郎など留守にて家内夕刻出荷の旨に付) 岩之助→(青柳)増太郎様・(八田)慎蔵様	5月19日	横切紙・1通	え1997-6
(書状、小野氏よりの御用状明日にも出荷にて御勘弁至急仰越しに付)		横切紙・1通	え1997-7
(書状、商社調帳、右の内生糸買上の調帳御持参御出序下さる様御沙汰に付) 斎助→(富岡)良右衛門様差	4月23日	横切紙・1通	え1997-8

掛り			
(書状、中島考之助助成講掛金の儀、別紙拝見仕り同意、吉之助の通り歎願申し出での処、中町歎願の趣同意に付) * (端裏書)「書入御免可被下候」/勘返状 (富岡)良右衛門→齋助様	5月20日	横切継紙・1通	え1997-9
(書状、村方帳面取調べ他に付) * (端裏書)「書入御免可被下候」/勘返状 (富岡)良右衛門→齋助様	5月18日	横切継紙・1通	え1997-10
(書状、別紙の通り会計方庶務より申来たり、追願も有るべきにて御出頭願ひ他に付) 御役所詰合→青柳増太郎様・富岡良右衛門様	4月22日	横切紙・1通	え1997-11
(書状、昨日帰宅後療養の処、今朝に至り爽快仕らず今日は見合わせたきに付) (八田)慎蔵→(青柳)増太郎様・(富岡)良右衛門様	22日	横切紙・1通	え1997-12
(書状、明日立田殿・千喜良殿出立にて御願ひ後後の分御送り下されたく、且喜右衛門願ひ上げの新蔭に付) 会計庶務掌→商法掌御中差掛り	4月22日	横切継紙・1通	え1997-13
(書状、過日拝見の商社調べの内生糸調帳御下げ御廻下されたく、且商社の穀物は今日運び方御都合伺いに付) (富岡)良右衛門申上→齋助様	4月17日	横切継紙・1通	え1997-14
(語一郎苗字松沢と願ひの処小沢と御直し願ひいたき旨書付)		横切紙・1通	え1997-15
(書状、和直400両上納の仰せにて調帳落掌の上御一算に付) 善治→(富岡)良右衛門様	5月3日	横切紙・1通	え1997-16
(書状、明日急度出席すべきに付) (八田)慎蔵→(富岡)良右衛門様	16日	横切継紙・1通	え1997-17
(書状、和直御取立金の儀400両上納、残りは来たる8日迄お日延べ願ひいたきに付) 善治→(富岡)良右衛門様	5月朔日	横切継紙・1通	え1997-18
(書状、風間・三輪・吉田・下高田・尾張跡などの組合には相成らず後町にて吉田・三輪などと組合を談じ、不可ならば村内限り組合相立てたきに付) (青柳)増太郎→(富岡)良右衛門様	3月21日	横切継紙・1通	え1997-19
(書状、東京へ御便の儀明日早々御廻仕りたく、昨日富岡様へ申上ぐ税金御調べ明日昼時宿継ぎ御便にて差遣わすよう致したきに付) 会計庶務掌→商法掌御中	4月22日	横切継紙・1通	え1997-20
(書状、御役方御用多くお助けの方々是迄通り御出勤くださる様、池田公・古川公・此花公御通達下されたきに付) 会計庶務掌→商法掌御中	4月21日	横切紙・1通	え1997-21
(書状、一昨日御廻しの生糸並びに鑑札税金御調書差上げ、税則御廻下されたきに付) 齋助→(富岡)良右衛門様・(八田)慎蔵様	4月21日	横切紙・1通	え1997-22
(書状、去午年中こかし1両に付何百匁位他一寸御書入示教下されたきに付) * 勘返状 富岡→九蔵様	5月20日	横切紙・1通	え1997-23
(書状、蚕種糸残改など出役願ひ伺いに付) (富岡)良右衛門→善治様	5月4日	横切継紙・1通	え1997-24

4.会所・商社/2.松代商法社

(書状、中町相沢惣十郎儀市政御役所より当方へ罷出相願うよう差函有るも何とも挨拶いたし方無きに付) (富岡)良右衛門・(八田)慎蔵→斎助様	5月21日	横切継紙・1通	え1997-25
(書状、引換方御用紙継切りにて先ず御状も御遣わし下さるべきに付) 引換当番→(富岡)良右衛門様	4月23日	横切紙・1通	え1997-26
(書状、今日助成講は懸金不足少々日延願いたきの処只今50両不足何故私まで相遣わすや、何卒御覧の上御勘弁御取計い願いたきに付) *(端裏書)「封金百両并書状添」(青柳)増太郎→(富岡)良右衛門様・(八田)慎蔵様	5月21日	横切継紙・1通	え1997-27
(書状、武州横浜町田中四郎兵衛手代儀助罷越し蚕種製造致したく神奈川県添翰持参に付至急尋ねたく差紙) 商法方御役所(印)→東福寺村定五郎、東福寺村三役人	(明治4)辛未年5月12日	横切継紙・1通	え1997-28
(書状、今日庁へ4つ時御用の趣案内のところ煩いの趣井堀様へ相頼置き一両日の内願上げ御繰合せたきに付) (青柳)増太郎→(富岡)良右衛門様・(八田)慎蔵様・[ ](破損)蔵様	5月13日	横切継紙・1通	え1997-29
(書状、小松原兵衛差出の生糸・とり方版本3冊御都合次第御廻下されたきに付) 商法掌→商法掌御中	5月14日	横切継紙・1通	え1997-30
(書状、助成講無尽懸金今日4両掛け出来、右懸金150両御出金下されたきに付) 山口久米太→青柳様御取次中様	未5月21日	横切継紙・1通	え1997-31
(書状、明日4つ時御用の処助の儀お問合せいかのものに御座候や、今日家督の御礼席量1壘相違仕る由、並びに多田鎌三郎跡目録も格別の相違などに付) 斎助→(富岡)良右衛門様・(八田)慎蔵様	5月13日	横切継紙・1通	え1997-32
(書状、明13日4時御用御通達仕るに付) 会計方庶務掌→商法掌御中	5月12日	横切紙・1通	え1997-33
(書状、御用紙なく先ず5帖並びに墨1挺御渡下されたきに付) 引換当番→(富岡)良右衛門様	5月19日	横切紙・1通	え1997-34
(書状、知事様明晩御来駕にて御泊まり次第御廻下されたきに付) 斎助→(富岡)良右衛門様・(八田)慎蔵様	5月18日	横切継紙・1通	え1997-35
(書状、小野様の近日持参に付) (八田)慎蔵→(八田)嘉右衛門様御復	4日	横切継紙・1通	え1997-36
(生糸製造方に付触書案) *(端裏書)「触示案」		横切継紙・1通	え1997-37
(生糸製造方に付触書) *下書 産物方御役所→村々三役人、蚕種世話役	4月	横切継紙・1通	え1997-38
(書状、助成講会合才足、21日会合御触出一日も早く願上げに付) 斎助→(富岡)良右衛門様	5月11日	横切継紙・1通	え1997-39
(書状、蚕種改取扱振の儀上田藩より問合わせあり善治様・良右衛門様即刻当局へ御出張下されたきに付) 庶務掌→商法掌御中	5月6日	横切継紙・1通	え1997-40
(書状、東條村五左衛門方にて午より3ヶ年厚帛漉立高取調べ今日夕刻申上ぐよう触書遣わしに付)	晦日	横切継紙・1通	え1997-41

(八田)慎蔵→(青柳)増太郎様、鐵蔵様			
(糸繭の事ほか書上)		切紙・1通	え1997-42
(書状、蚕種ほか製作の分印鑑の事別紙御問合書へ 下げ札承知下さるべく他達し并鑑札御下げに付) *(端裏書)「未五月十五日達 五月十七日返事済 小野氏 善四郎	5月8日	横切継紙・1通	え1997-43
(蚕種ほか支配より参り製作の分印鑑雛形に付書上)		横切継紙・1通	え1997-44
(蚕種紙商人並びに蚕種製造に付達書上) *(端裏書) 「四月廿二日付ニ添」		横切継紙・1通	え1997-45
(書状、今年蚕種製造人鑑札願御取調べの上横浜に おいて拝承仕り近藤氏取計いの趣他に付) 善四 郎→(富岡)良右衛門様	4月22日	横切継紙・1通	え1997-46
来状綴		綴/(え2004-1~ 21は一綴)・1綴	え2004
(袋) *(袋上書)「来状入 上」	(明治4年)辛未6月	袋・1点	え2004-1
(書状、御精力の両鑑札共御廻しに付、お申越の儀委 細承知、落印、御1名御持参御証印したく御取計い 願いに付) 富永新平→富岡良右衛門様	6月3日	横切継紙・1通	え2004-2
(袋) 八幡村出役古川岩之助→御用八田慎蔵様		袋・1点	え2004-3
(書状、1封大急ぎ村名の上へ請取刻限認め、遅滞な く相達すべきに付) 古川岩之助(印)→八幡村(下札 「御用ニ付無印」)・志川村(下札「御用ニ付無印」)・矢代村 (下札「御用ニ付無印」)・雨宮村(印)・岩野村(印)・清野村 (印)・右村々三役人	(明治4年)辛未6月6日 未之中刻発	横切紙・1通	え2004-4
(書状、八幡村世話役の印影他に付) 古川岩之助(印) →御一鈔様	6月6日	横切継紙・1通	え2004-5
(本鑑札300枚、一郎手代祖兵衛相違無く持参落手仕 るに付覚)		横切紙・1通	え2004-6
(鼠宿村にて承りの上田管下の者夏蚕種製造禁制に 付条文) *写		横折紙・1通	え2004-7
(書状、助成講無尽大幸親類へ差紙、代人市郎兵衛 種々苦情申し聞かせ、金子来月10日まで日延べ申 し立てども、事実如何や御説諭願いたきに付) (中村)鐵蔵→(富岡)良右衛門様	5月24日	横切紙・1通	え2004-8
(書状、27日付御用状上五明村改所にて拝承、村々製 造印取調べ行届き申さず他に付) (古川)岩之助→ (富岡)良右衛門様	5月晦日	横切継紙・1通	え2004-9
(書状、5ヶ村並びに内川村一条願書写相添え委細認 め才領の者へも東京小野呼立てにて御承知に付) (池田)荘右衛門→(富岡)良右衛門様・(八田)慎蔵様・(中 村)鉄蔵様	6月3日	横切継紙・1通	え2004-10
(書状、商法社御手形引換願いとて大勢罷出で、腰 懸に集まり騒動に付) *(端裏書)「商法社引替願人前 之内金子紛失之義申上」/下書 商法掌	9月6日	横切継紙・1通	え2004-11

## 4.会所・商社/2.松代商法社

(書状、御藩印調印の上先ず500丈差上げにて御入手なさるべく等に付) 竹華善富→富岡良右衛門様・八田慎蔵様・中村鉄蔵様	6月4日	横切継紙・1通	え2004-12
(網掛村小宮五郎右衛門、積100枚願立ての処蚕種製造仕る由御問合わせ仕り、取計い方致したきに付願書)		横切継紙・1通	え2004-13
(書状、出荷不行届にて晦日出荷にて、同村林九兵衛鑑札引替るべく一同東京へ参るに付) (古川)岩之助→(富岡)良右衛門様	2日	横切継紙・1通	え2004-14
(この1本御用の義、村継滞り無く商法方へ相達すべき達書) 内川村出役池田莊右衛門(印)→矢代村(下札「御用ニ付無印」)・雨宮村(印)・土口村(印)・岩野村(印)・右村三役人	6月6日午中刻	横切継紙・1通	え2004-15
(書状、鑑札落手のところ不足にて、150枚なり200枚なり御都合下されたき他に付) (池田)莊右衛門→御三君様	6月6日	横切継紙・1通	え2004-16
(書状、内川村出役池田君より別紙到来、世話役たる者の心得違い御勘弁下されたきに付) (中村)鐵蔵→(富岡)良右衛門様	6月朔日	横切紙・1通	え2004-17
(書状、内川村世話役兩人共門苗実苗違い御勘弁下されたく、並びに製造人判押し方如何に付) (池田)莊右衛門→(富岡)良右衛門様・(八田)慎蔵様・(中村)鉄蔵様		横切継紙・1通	え2004-18
(蚕種製造方御規則相達の処、相済み難き事に付達)		横切紙・1通	え2004-19
(書状、製造人印鑑押し方心得違い庶務掌御評議の処、別紙の通りにて御廻しに付) (中村)鐵蔵・(八田)慎蔵→(富岡)良右衛門様	5月27日	横切継紙・1通	え2004-20
(書状、向八幡村出役の御用状、世話役不調法は役場の不行届と存じ、菊家様へも御含迄に付) 斎助→(八田)慎蔵様・(中村)鉄蔵様		横切継紙・1通	え2004-21
庶務掌贈答手紙		綴/(え2005-1~30は一綴)・1綴	え2005
(袋) * (袋上書)「庶務掌贈答手紙 上」	巳12月	袋・1点	え2005-1
(書状、福島村願御聞済みと申す訳には如何に付) * (端裏書)「拜復」	12月23日	横切継紙・1通	え2005-2
(9月朔日夜5つ時迄ほか御旧例十七度)		横切継紙・1通	え2005-3
(書状、八幡村和田弥左衛門伴冥加金上納仕り御切手私へ願上げ、並びに稲山村兩人弥左衛門宿請けにて楮鑑札2枚願上げに付)	12月20日	横切紙・1通	え2005-4
(書状、絹袖売買所願い立て書面熟覽に付) 計政庶務粗掌→商法掌御中	12月17日	横切紙・1通	え2005-5
(書状、過刻命を蒙る日勤帳取調べ差上げ御落手に付) * (端裏書)「書入御免可被成下候」	12月16日	横切継紙・1通	え2005-6
(書状、売買所の者共2分上納、御手形錢札の内拝借の義別紙願出でに付) 商法掌→御両所様	12月16日	横切継紙・1通	え2005-7

(書状、掛御手充の義、細々仰せ蒙るにて失敬ながら書入御覧に入れたきに付) * (端裏書)「早々伺 要文書入拝復」	25日	横切継紙・1通	え2005-8
(書状、御局開御酒肴御開き平服にて辰半刻罷り出に付) 小林惣兵衛→産物方御四方様急用	正月7日	横切継紙・1通	え2005-9
(書状、産物方附彦五郎役儀訴訟致したく旨、一昨日七兵衛より申聞く処、いづれ御高法をも伺上げ差函仕りたきに付) * 勘返状 (富岡)良右衛門→斎助様・竹阮様		横切継紙・1通	え2005-10
(書状、産物方足軽亀太郎・彦五郎明日呼出の義取計うべきに付) * 勘返状 商法掌→計政記録様	10日	横切継紙・1通	え2005-11
(書状、産物方足軽亀太郎へ明日仰付けにて当人並びに彦五郎名代1人御呼出しに付) 記録→商法掌様	正月10日	横切継紙・1通	え2005-12
(書状、別紙御達しの処、お手の方にて御調査御廻下されたきに付) 記録→商法掌様	12月27日	横切継紙・1通	え2005-13
(書状、11日開局御祝い別紙の趣取調べの処御勘弁伺いに付) * 勘返状 (富岡)良右衛門・(八田)慎蔵→斎助様・竹阮様	9日	横切継紙・1通	え2005-14
(書状、大里忠一郎北越筋へ出張し米穀買上仰渡され、製造御手形1万両農物方へ御下げ商人共へ買付方申渡しに付) * (端裏書)「試案 ○御尤心得候然ル処御手形二而も早々無御座是大概当惑仕候偏に妙策願候」		横切継紙・1通	え2005-15
(11日開局副主事2人ほか膳物書上控)		横切継紙・1通	え2005-16
(書状、産物懸かり御手元の義、今年は1人1両位のもの並びに追物差出したきに付) * 勘返状 商法掌→斎助様・竹阮様		横切紙・1通	え2005-17
(書状、産物掛出精にて書面の通り御手充て下されたきに付) * (端裏朱書)「産物方御手当之事」	12月	横切継紙・1通	え2005-18
(書状、御用状1封御便次第大里氏へ御申上下さるべきに付) 竹阮→(富岡)良右衛門様	12月	横切継紙・1通	え2005-19
(書状、御名村佐市150金も拝借願ひにて御説諭下されたきに付) * 勘返状 (富岡)良右衛門・(八田)慎蔵→斎助様・竹阮様	12月21日	横切継紙・1通	え2005-20
(書状、書紙1筆受取りに付) * (端裏書)「拝答」 斎助・竹阮	12月19日	横切継紙・1通	え2005-21
(上納之事・寺院鉄之助の事ほか書上)		横切継紙・1通	え2005-22
(書状、藍瓶税金増しの義、別紙通り取調べ差上げにて尚御勘弁取計い願上げたく他に付) * 勘返状 (富岡)良右衛門→坂本様・丸山様	14日	横切継紙・1通	え2005-23
(書状、別紙仰渡され心得るべきに付) 商法掌		横切紙・1通	え2005-24
(才覚金並びに内預金共名目無く出納の処、向後出納名目認むべくに付仰渡し書)		横切継紙・1通	え2005-25

4.会所・商社/2.松代商法社

(書状、黛新右衛門、紺屋職ご勘弁下さるに付) *(端裏書)「口上認取」	12月18日	横切継紙・1通	え2005-26
(書状、新地村御貸附所より東京へ罷越しの添状の義、越岸之助別紙の通り願出でに付) *勘返状 商法掌→斎助様・竹阮様	12月16日	横切継紙・1通	え2005-27
(書状、金子御入用にて先日御預かりの箱御人へ相渡すにて御承知下されたきに付) (八田)慎蔵→(富岡)良右衛門様御用書相添	16日	横切継紙・1通	え2005-28
(書状、越州新潟表松代商会所より12月8日積出し、才領喜代松差越すにて早々継送りに付) *(端裏書)「十二月十四日喜代松出廻」 松代産物会所→大瀧より長島町迄宿々問屋中		横切継紙・1通	え2005-29
(書状、越州新潟表松代商会所へ願ひにて四十物など買付け、榊屋幸松宛に仕送書到来に付) *(端裏書)「十二月十四日喜代松出廻」 松代産物会所→善光寺町金右衛門・田之口村作蔵		横切継紙・1通	え2005-30



表題・作成等	年代	形態・数量	整理番号
(第六十三国立銀行関係書翰など綴)	(明治12～18年)	綴/(え1791-1～15は一綴)・1綴	え1791
(6月31日金8000円他、林数右衛門長野銀行への返済金など金銭書上)		青色罫紙(10行)・1冊	え1791-1
(書状、借入金多額に達し返済今日迄に許容の御沙汰の処廃業にも到り、今般長沢氏へ社務代理委任にて負債の件については同人より申上に付) 大里(忠一郎)→甚兵衛様親展	明治18年5月11日	青色罫紙(10行)・1冊	え1791-2
(書状、昨夜より疝気にて本日銀行へ出頭出来ず、東京向の事件万端依頼などの業務に付) 荒木(印「荒木」)→松代第六十三国立銀行ニテ中江正直殿・八田知道殿	2月8日午前11時出ス	朱色罫紙(10行)/(貼紙あり)・1通	え1791-3
記(6月13日中江様御依頼に付、田中様へ電報料金など金5円36銭受取) 長野出張所(印「荒木尊助」)→御行御役員中	7月27日	朱色罫紙(10行)・1通	え1791-4
記(人力車3丁代金など金1円60銭取替代支払書) 荒木(印「荒木尊助」)→八田様	8月3日	横切紙・1通	え1791-5
(書状、中津取締5日来行大困難とは不案内、尊君月岡氏等と熟談のこと内密に付) 春風→(大里)忠一郎様	8月3日	青色罫紙(10行)・1通	え1791-6
(書状、中津取締本行調査等の様子にて、尊君へ御尋ねのうえ大里氏と付合わせに付) 春風→(八田)知道様	8月3日	青色罫紙(10行)・1通	え1791-7
長野出張所設立現送約定証之事(開設資金25000円貸付、為替金営業中約定条文) *下書 松代第六十三国立銀行頭取八田知道→第六十三国立銀行長野出張所取締荒木佐右衛門殿	明治13年5月1日	朱色罫紙(10行)・1通	え1791-8
記(紙幣下附出来旅費日当・交際費65円15銭受取書) 荒木(印「荒木尊助」)→第六十三国立銀行出納課中	明治12年3月19日	茶色罫紙(13行)・1通	え1791-9
証(金200円出張所為換金予備として受取書) 長野出張所荒木佐右衛門(印「荒木」)→松代第六十三国立銀行頭取八田知道殿・支配人中江正直殿	明治12年7月2日	茶色罫紙(10行)・1通	え1791-10
診断書(体質・平、病名・脳溢血ほか病状など書上) 埴科郡松代町医師吉原一安印→長野県土族埴科郡松代町八田知道56年3月	明治15年5月4日	茶色罫紙(10行)・1通	え1791-11
証(簿記清算表1455枚など代金8円余受取書) 記録局(印「大蔵省記録局之印」)→第六十三国立銀行	(明治)12年3月12日	茶色罫紙(13行)/(版心)「大蔵省」・1通	え1791-12
(書状、岩寄五郎左衛門初め19人委任証書19葉差上げ、然るべく取扱願に付) 荒木・酒井→八田様・大星様・中村様	11月22日	朱茶色罫紙(13行)・1通	え1791-13
(書状、金録公債証書利子下げなど当銀行資本金25万円の株主より公債、特別のことにて委任状返したきに付) 酒井・荒木→八田様・中林様・大星様	11月21日午前8時	朱色罫紙(13行)・1冊	え1791-14

5.第六十三国立銀行頭取

<p>私書偽造盗印詐欺取財ノ告訴(第六十三国立銀行頭取八田知道・原告右代理全行員田中喜三郎、私書偽造盗印詐欺取財の告訴に付) *下書 長野県信濃国埴科郡松代第六十三国立銀行頭取八田知道・右代理全行々員田中喜三郎(奥書)八田知道→長野輕罪裁判所検事石川重玄殿</p>		<p>朱色罫紙(13行)・1冊</p>	<p>え1791-15</p>
<p>第六回半季實際考課状(明治14年1月1日より6月30日迄6ヶ月間の施行所務の顛末及び諸勘定を精査し株主各位に示すに付) 松代第六十三国立銀行支配人瀧澤久武、取締役荒木佐右衛門・同増田徳左衛門・同岡野元賢・同中澤彦吉・同太田藤右衛門、頭取八田知道→株主各位御中</p>	<p>明治14年7月</p>	<p>B6版・1冊</p>	<p>え1881</p>

表題・作成等	年代	形態・数量	整理番号
(諸書類綴)		綴/(え1800-1~29は一綴)・1綴	え1800
(袋) * (袋上書)「本印差引書入」/(紙背文書使用)		袋・1点	え1800-1
覚(会合の節寄金高金257両他ノ金298両金銭書上)		横折紙・1通	え1800-2
覚(芝町無尽に付山越様へ返金に付取替金1両2分2朱余など金銭書上)		横切紙・1通	え1800-3
(子3月金10両など金銭書上)		横切紙・1通	え1800-4
覚(丑11月より寅3月迄金40両拝借、元利金42両2分徳嵩殿へ相渡すに付)	寅4月	横切紙・1通	え1800-5
覚(丑6月5日仁照へ金10両渡す等63両3分余金銭書上)	(丑)	横切紙・1通	え1800-6
今朝之趣以手外(4匁2分は外人の不足得心あるともこの度の1人は得心せずにて、19匁2分嘉印より差遣わしの旨書留)		横折紙・1通	え1800-7
(浄雲寺等20人人名書上)		横折紙・1通	え1800-8
覚(紺屋町普請入料金1分など金銭書上) (田村)昌仙	7月13日	横切紙・1通	え1800-9
覚(金1分別紙の通り作料請取書) 紺屋町為吉[印文「酒屋」]→田村昌仙様	未7月13日	横切紙・1通	え1800-10
(札、御蔵御荷物江戸表へ御出の節9疋の内伝馬1疋) *(端裏書)「善兵衛」 伊勢町巳之作	戌9月8日	札・1点	え1800-11
(札、御蔵御荷物江戸表へ御出の節8疋の内伝馬1疋) *(端裏書)「勇助」 伊勢町巳之作	戌6月8日	札・1点	え1800-12
(札、御蔵御荷物江戸表へ御出の節11疋の内伝馬1疋) *(端裏書)「栄治郎」 伊勢町巳之作	未閏2月朔日	札・1点	え1800-13
(札、恩田空様御立帰御用に付2疋の内伝馬1疋) *(端裏書)「栄治郎」 伊勢町小八	未閏2月8日	札・1点	え1800-14
覚(金1両2分当戌町内無尽懸金請取書) 中町名主善兵衛(印)→八田長左衛門殿役代金弥殿	戌6月13日	横切紙・1通	え1800-15
覚(戌3月13日紺屋町嘉兵衛西家賃銭残金1分22匁など金銭書上) (田村)松仙	戌5月6日	横切紙・1通	え1800-16
覚(金1両2分引残り金3分出来兼ねに付極月20日まで日延願) 中町新之丞(印)→田村松仙様	戌6月	横切紙・1通	え1800-17
覚(金1分2朱人足休料1間半前請取書) 白木屋金弥[印「松代中町白木屋」]→八田長左衛門様小八殿	戌3月	横切紙・1通	え1800-18
覚(金1分2朱人足料として請取書) 木町巳之作(印)→小八殿	戌3月6日	横切紙・1通	え1800-19

## 6.混合文書

(書状、拝借米このたび拝借有難く、切手差上に付ご落手下されたきに付) 庄助→(八田)嘉右衛門様	8月10日	横切継紙・1通	え1800-20
覚(金1両当戌御役馬飼料として請取書) 名主左兵衛(印)→田村昌仙殿・小八殿	戌2月3日	横切紙・1通	え1800-21
(札、御蔵御荷物江戸表へ御出の節14疋の内伝馬1疋) * (端裏書)「勇助」 伊勢町巳之作	酉10月9日	札・1点	え1800-22
(札、殿様御働等付御同心衆休息所宿料3疋の内伝馬1疋) 伊勢町巳之作	酉5月27日	札・1点	え1800-23
(札、御蔵御荷物江戸表へ御出の節13疋の内伝馬1疋) * (端裏書)「磯右衛門」 伊勢町巳之作	酉10月8日	札・1点	え1800-24
(札、御跡御荷物江戸表へ御出の節6疋の内伝馬1疋) * (端裏書)「弥八」 伊勢町小八	酉6月2日	札・1点	え1800-25
(札、御跡御荷物江戸表へ御出の節6疋の内伝馬1疋) * (端裏書)「栄助」 伊勢町巳之作	酉6月2日	札・1点	え1800-26
覚(上組間紙代金263文他ノ387文金銭書上) 白木屋金弥→木町小八様	12月大晦日	横切紙・1通	え1800-27
覚(金3分酉人足料受取書) 木町巳之作(印)→小八殿	文化11年戌正月	横切継紙・1通	え1800-28
覚(初太郎殿金3分ほか金銭書上) 昌仙	戌正月	横長半・1冊	え1800-29
(八田嘉右衛門諸書類綴)	(文政2年)	綴/(え1783-2-1~11は一綴)・1綴	え1783-2
覚(丑寅中借金残金90両長国寺へお手元仰渡され分等差引勘定書)	(文政2年)閏4月朔日	横切継紙・1通	え1783-2-1
(書状、何年何月何日より病気欠勤なのか仰下されたきに付) 菊池孝助→八田嘉右衛門様	(文政2年)3月18日	横切紙・1通	え1783-2-2
(酒方300両・質方2000両など金銭書上)	(文政2年)	横切紙・1通	え1783-2-3
(書状、この程大勸進にて品々道具差遣わすべきに付) 与良弥門→八田嘉右衛門様	(文政2年)5月25日	横切継紙・1通	え1783-2-4
覚(小作年貢取集金10両受取に付) 八田辰三郎(印)→長岡藤吉殿	文政2卯年12月	横切紙/(え1783-2-5-1・2は一綴)・1通	え1783-2-5-1
覚(人別口々無尽割合の内、正金割分金6両3分受取に付) * (端裏書)「辰三月一日差引帳印形致候付此印書取戻申候」 八田嘉右衛門(印)→長岡助右衛門様	文政2卯年12月27日	横切紙・1通	え1783-2-5-2
(往來の出家山伏行人虚無僧には宿貸さず米銭取らすまじき旨達書) 成沢小右衛門	(文政2年)12月5日	横切継紙・1通	え1783-2-6
口上覚(私儀去12月より痔疾発し薬服用養生のところ、この程月代仕り近所歩行したき旨願書) * (端裏書)「下書」 八田嘉右衛門→鹿野外守様	2月18日	横切紙・1通	え1783-2-7
口上覚(関田莊助へ江戸善兵衛より預ヶ金の懸合に付、親類中より申聞あれば承知し出金する旨) 八田嘉右衛門→鹿野外守様	8月30日	横切継紙・1通	え1783-2-8
口上覚(当時江戸住居の本小田原町一町目善兵衛よ	8月	横切継紙・1通	え1783-2-9

り関田庄助儀預金のところ、出方一向になく、無心に及ぶに付) 親類惣代長谷川源四郎→八田嘉右衛門様			
(書状、今般日光名代御働きの祝儀として家中へ御酒下賜の節、家具不足分を間に合わせ、鮎3尾内々下賜、頂戴すべきに付) 望月権之進→八田嘉右衛門様	12月15日	横切継紙・1通	え1783-2-10
(書状、植木氏無尽は来丑終会の処、当暮積金にて会合済ましたき旨願いに付) (矢野倉)惣之進参上→(八田)嘉右衛門様	11月	横切継紙・1通	え1783-2-11
(諸方到来状綴)		綴/(え1813-1~70は一綴)・1綴	え1813
(袋) *(袋上書)「諸方到来状」	申12月	袋・1点	え1813-1
(書状、例年通り川上挽拔蕎麦2呎進上に付) 犬井条左衛門篤豪(花押)→八田嘉右衛門様	12月19日	横切継紙・1通	え1813-2
(書状、川上蕎麦2呎拝領御礼に付) 八田嘉右衛門知義(花押)→犬井条左衛門様	12月20日	横折紙・1通	え1813-3
(書状、御肴一折進上に付) 堀内楳一郎泰禮(花押)→八田嘉右衛門様参人々御中	12月晦日	横折紙・1通	え1813-4
(書状、旧冬御茶料兩年分有難く落手、その御御注文の御茶金300疋飛脚へ渡し、江戸御上屋敷買物役所迄御頼みの処、御国迄駄賃掛け目なきに付飛脚差戻しなど御茶代支払いに付) 河井村武村千蔵→八(八田)嘉右衛門様御取次中様	11月7日	横切継紙・1通	え1813-5
(書状、桂魚など御恵投有難く、相願い置く印形早速有難く等に付) 梅兆→山長舎様極机下		横切継紙・1通	え1813-6
覚(御取替代4口駄賃代ともメ金5両銭135文御渡しに付) ほり内茶之間→八田様御買方勝之助様	丙申12月	横切継紙・1通	え1813-7
(書状、旧年御祝儀御手重の御品拝受、御礼申上げたく御門前まで会所御懸かり罷出での処、繁多の様子伺い再応と存ずる処、御受け御延引に付) 中島隠居→伊勢町様	正月2日	横切継紙・1通	え1813-8
(書状、年末御覽の為御目録の通り金100疋懸けられ、貴意御懇志浅からず忝なきに付) 阿藤通碩→八田嘉右衛門様貴答入	12月25日	横切紙・1通	え1813-9
(書状、病氣にて御役御訴えの処緩々と加養勤め仰付けられ有難きに付) 興津権右衛門→八田嘉右衛門様・八田嘉助様	12月27日	横切紙・1通	え1813-10
(書状、都鄙一円差支え御威光諸国御静温に付) 六郎左衛門→(八田)嘉右衛門様・(八田)嘉助様	12月18日	横切継紙・1通	え1813-11
(書状、海鼠数丁歳暮の御祝儀の印にて御笑い留め差上に付) 孝三郎・久右衛門→(八田)嘉助様	12月17日	横切継紙・1通	え1813-12
(東福寺新田米穀取れ高および代金書付覚)		横切継紙/(貼紙あり)/(朱入れあり)・1通	え1813-13
(書状、私義御役替え若君様御膳番・御刀番兼帯に付) 小野喜平太→八田嘉右衛門様・八田嘉助様	(天保7年)12月10日	横切紙・1通	え1813-14

6.混合文書

(書状、歳尾の御祝儀御目録通り贈下され御礼) 横山正逸→八田嘉右衛門様	12月25日	横切紙・1通	え1813-15
(書状、今夕水井公など会所へ出張あり、酒など用意無用に付) (八田)喜兵衛→(八田)嘉助様	12月6日	横切継紙・1通	え1813-16
(書状、大報胴爐柄杓1本取寄せあらば、入用の儀あるにて御貰いたくに付) 勇記→(八田)嘉助様	11月8日	横切継紙・1通	え1813-17
(書状、拝顔の節御願の儀不都合なれば、10枚にても8枚にても宜敷下されたきに付) 興(興津カ)藤左衛門→八(八田)嘉助様	13日	横切継紙・1通	え1813-18
(東福寺村など小作年貢納取計い、今年凶作にて年貢上納方に付覚)		横切継紙・1通	え1813-19
(書状、私預り同心名代結に江戸へ遣わす処不埒あり、組内忠平へ出府申含め8両持たす処、なお15両遣わす様忠平願いにて金子借用願) (岡野)陽之助→お梅殿		横折紙・1通	え1813-20
(書状、先達ての御結い金10両遣わしに付) (岡野)陽之助→おむめ様	12月29日	横切継紙・1通	え1813-21
(書状、年暮の御厚礼申上げ、尚上納金御落手下されたきに付) 証左衛門→(八田)嘉助様	12月29日	横切継紙・1通	え1813-22
(書状、珍しからざる例の失念申訳なきに付) 梅兆拝→山長舎様	師走巳ノ日	横切継紙・1通	え1813-23
(書状、昨日御持参の品御返し慥に受取り、尚上納金当人方へ申入れの処、是非春中迄御日延願に付) あら友→菊勝殿		横切継紙・1通	え1813-24
(書状、恩借金の返済、当暮れは不幸など混雑甚だ延引恐入るも、利息のみ則ち金1分3朱返済に付) 藪下→八田様	29日	切紙・1通	え1813-25
(書状、歳暮の祝儀御肴200匹願御恵投下され、今年も御手元御心配の御中山々恐入るに付) (関田)守之丞参上→(八田)嘉助様	12月29日	横切継紙・1通	え1813-26
(書状、歳暮の祝儀として小杉5束進上、御笑納下されたきに付) 太一郎→(八田)嘉右衛門様	12月29日	横切紙・1通	え1813-27
(書状、歳暮の御祝儀金200疋御恵贈下され参上御礼に付) 立田元泊→八田嘉右衛門様	12月25日	横切紙・1通	え1813-28
(書状、歳暮の御祝儀呈上、御笑納下されたきに付) (矢野倉)惣之進→(八田)嘉右衛門様	12月28日	横切紙・1通	え1813-29
(書状、志川村文治郎利金1両2歩御下げあり、5両2歩の内にて御差引御渡下さるべきに付) 栄作→(八田)嘉助様	12月27日	横切継紙・1通	え1813-30
(書状、直胤の儀大勢者の御馳走御厄介御礼、並びに米1斗御廻し方御賢慮にて御家来代料金200疋差上に付) 盛之丞→(八田)嘉助様	12月27日夜	横切紙・1通	え1813-31
(書状、御肴一折・御菓子の御礼に付) (矢野倉)惣之進→(八田)嘉右衛門様	12月29日	横切紙・1通	え1813-32

(書状、借金利息に付) 丈助→(八田)嘉助様	12月	横切継紙・1通	え1813-33
(書状、歳暮の御祝儀肴代金1両など御礼に付) 中村原民→八田嘉右衛門様	12月26日	横切紙・1通	え1813-34
覚(未使用銭受取証) 八田嘉助(印)	天保7申年12月27日	横切紙・1通	え1813-35
覚(未使用銭受取証) 八田嘉助(印)	天保7申年12月27日	横切紙・1通	え1813-36
覚(未使用銭受取証) 八田嘉助(印)	天保7申年12月27日	横切紙・1通	え1813-37
覚(未使用銭受取証) 八田嘉助(印)	天保7申年12月27日	横切紙・1通	え1813-38
覚(未使用銭受取証) 八田嘉助(印)	天保7申年12月27日	横切紙・1通	え1813-39
覚(未使用銭受取証) 八田嘉助(印)	天保7申年12月27日	横切紙・1通	え1813-40
覚(未使用銭受取証) 八田嘉助(印)	天保7申年12月27日	横切紙・1通	え1813-41
覚(未使用銭受取証) 八田嘉助(印)	天保7申年12月27日	横切紙・1通	え1813-42
(書状、御役替えにより若殿様御側御納戸仰付けられに付) 常田三郎右衛門→八田嘉右衛門様・八田嘉助様	12月10日	横切紙・1通	え1813-43
(書状、御内々の話により御出で下さるべきに付) 大嶋磯右衛門→八田嘉助様	11月6日	横切紙・1通	え1813-44
(書状、御近習役仰せられに付) 長谷川忠治→八田嘉右衛門様・八田嘉助様	(天保7年)12月10日	横切紙・1通	え1813-45
(片桐氏方引替出来、御内借願書) (関田)守之丞→(八田)嘉助様	11月29日	横切紙・1通	え1813-46
(書状、その節御頼みの義、いかん哉承りたきに付) 多吉→(八田)嘉右衛門様	27日	横切紙・1通	え1813-47
(歳末の御祝儀頂戴、早速御請け罷出での処、風邪煩い引き籠もり、出初めの節まで宜敷御取繕い下さるべきに付口上覚) *(端裏書)「口上覚 神戸忠兵衛」神戸忠兵衛→八田嘉右衛門様御左右中	極月29日	横切継紙・1通	え1813-48
(書状、よんどころ無く願の私方にて少々外へ取替金仕る処、向こう様より返済金古小判古1分金持参にて差支えの処、御蔵内にては引替えに罷出べき哉内々伺いたきに付) *(端裏書)「略答御用捨奉希候」/勘返状 (関田)守之丞→(八田)嘉助様	11月29日	横切継紙・1通	え1813-49
(書状、御祝いの肴進上に付) 堀内祿一郎泰礼(花押)→八田嘉右衛門様参人々御中	7月13日	横折紙・1通	え1813-50
(書状、八朔の御祝いの肴進上に付) 堀内祿一郎泰礼(花押)→八田嘉右衛門様参人々御中	7月27日	横折紙・1通	え1813-51
(書状、同店へ送る7両2分、明後日御便に為替願い証文にて送り申したきに付) (水井)忠蔵→(八田)喜兵衛様・(八田)辰三郎様・(八田)嘉助様	11月3日	横切紙・1通	え1813-52
(書状、当冬は太守様御留守の趣承知、家来惣社司も病氣全快仕らず、掛橋藤兵衛代務申し付くゆえ、社司休役仕らすにて承知下さるべく、且又干鯰1	10月21日	横切継紙・1通	え1813-53

6.混合文書

袋献ずにて御笑い留め下されたきに付) 廣田筑後→八田嘉右衛門様人々御中			
(書状、小幡公漸く7両受取、是は未年分にて1年の利足申せども出来兼ねの様子に付) 与一右衛門→(八田)嘉右衛門様	正月2日	横切継紙・1通	え1813-54
(書状、先達て軽少の品御目に懸けの処、ていねいな御挨拶痛み入り、尚又御便にまかせ名茶1箱御送下され、ことさらこのみの品ゆえ有難くに付) 六左衛門→(八田)嘉右衛門様	11月19日	横切継紙・1通	え1813-55
(書状、私儀滞り無く去月20日京都到着、諸国とも凶作にて京都も不景気、家中は濱田より棚倉に引越、大津宿にて大勢に逢い目も当てられぬ難渋の様子、移り替わりの世の中とはいえ大津宿茶屋休の者までも涙を流し居り、この外別段の義無く只米の高直成るはなしばかり等に付) (松本)嘉十郎→(八田)嘉右衛門様・(八田)喜兵衛様・(八田)辰三郎様・(八田)嘉助様	11月5日	横切継紙・1通	え1813-56
(書状、寒中見舞い状) 淳輔→御叔父様申上	臘月11日認置	横切紙・1通	え1813-57
(書状、この節何か御覧に入れたく存せども御座なくにて、蜜柑1箱差上等に付) 二郎右衛門→(八田)嘉助様	12月10日	横切継紙・1通	え1813-58
(書状、一代給人格仰付けられに付) 片井京助→八田嘉右衛門様・八田嘉助様	(天保7年)10月4日	横切紙・1通	え1813-59
(書状、歳暮の祝儀金500疋下され有難く、御口入金利分8両3分取り集め差上に付) 藤吉→(八田)嘉助様	12月29日	横切継紙・1通	え1813-60
(書状、歳暮の御礼に付) (佐竹)周蔵→(八田)嘉助様御請	12月29日	横切紙・1通	え1813-61
(書状、御茶一箱到来等に付) 太兵衛→(八田)嘉助様	霜月9日	横切継紙・1通	え1813-62
(書状、別紙返上仕るにて御落手願上げに付) 斎助→(八田)慎蔵様	7月28日	横切紙・1通	え1813-63
(書状、御内々申上の幸蔵へ懸る芳岡氏差引別封の趣申来たり、何分勘弁下されたきに付)	25日	横切紙・1通	え1813-64
覚(元金30両、午11月より未7月まで9ヶ月利金4両2分メ金34両金銭書上)		横切紙・1通	え1813-65
(書状、去11月中大谷幸蔵へ30両差引残返金成りかね当惑仕り、然る処去春中同人よりの借入金あり、この内にて別紙金高差引返済仕りたく願上げに付) (富岡)良右衛門→斎助様・(八田)慎蔵様内願	未7月24日	横切紙・1通	え1813-66
(金95両、午2月より未7月迄19ヶ月利金22両2分1朱など金銭書上)		横切紙・1通	え1813-67
覚(金37両2朱余差引他メ金23両1分2朱余差引に付) 安達六兵衛(印)→八田喜兵衛様	午極月22日	横切継紙・1通	え1813-68
(書状、先達ての松前土産物の儀延引、態々定吉差上の処、右品時候後に相成り見合わせの旨新湯飛脚へ尊書下されども、定吉出立後尊書到来残念、当	12月22日	横切継紙・1通	え1813-69



方も着船の砌は直段も引下がり30両余にもなれども、その頃追々引下がる趣に付買入れも仕らず等商品売買に付) 安達六兵衛→八(八田)喜兵衛様			
(書状、旧臘道之助事、公辺より仰付けらる趣もあり恐入り、私も無事相勤め安意下さるべく並びに無沙汰御用捨、時候挨拶状) 依田市右衛門繁嘉(花押)→八田嘉右衛門様人々御中	11月12日	横切紙・1通	え1813-70
(金銭受払並びに諸書類綴)	(天保8~10年)	綴/(え1843-1~66は一綴)・1綴	え1843
覚(紅綿代金他ノ金9両余書上)		横切紙・1通	え1843-1
覚(風呂釜1つ代金2分1朱の内金1分1朱支払願に付) 鍋屋久右衛門→菊屋傳兵衛様	11月24日	横切紙・1通	え1843-2
(書状、旧臘御常用中隠居御手伝いの御礼鮭1尺呈上に付) 傳兵衛・勝之輔→藤吾様御種添	正月2日	横切紙・1通	え1843-3
覚(金1両孫右衛門他ノ金5両1分2朱書上)		横切紙・1通	え1843-4
覚(金1分2朱亀吉他ノ金3両1分書上)		横切紙・1通	え1843-5
(短歌、「年なからたもつ宝や涌いてん人のこゝろのゆるむ徳風呂」ほか筆初書付) 七十八翁拜	(天保10年)亥の初とし	横切紙・1通	え1843-6
覚(湊屋買物ノ金3分余代金書上)	(天保9年)戌12月28日	横切紙・1通	え1843-7
覚(飾り2つ代金36文他ノ294文書上) 湊屋→上	12月28日	横切紙・1通	え1843-8
覚(ぶり代銀他ノ24匁余請取に付) 現金屋祖吉→菊屋傳兵衛様	28日	横切紙・1通	え1843-9
(書状、去年中山本方無尽御出金分2両9匁返金願いたきに付) 貞蔵→勝之助様	12月17日	横切紙・1通	え1843-10
(書状、妻科村年賦金差上、並びに御年末御祝儀として交貝1籠進上に付) (矢野倉)惣之進→(八田)嘉右衛門様金子箱ニ入	12月21日	横切紙・1通	え1843-11
(銭11文、喜左衛門ほか金銭書上)		横切紙・1通	え1843-12
覚(新酒両に5斗3升、1升代148文で売出たき旨伺いに付) 酒造方→御元方	11月19日	横切紙・1通	え1843-13
覚(鉄砲2挺、玉目100匁他ノ30挺分代金書上) 八田嘉右衛門	10月	横切紙・1通	え1843-14
(和七様雪駄代金364文ほか惣差引金4両3分2朱余書上)		横切紙・1通	え1843-15
覚(鍵切拵糸手間紙代銀6分他ノ銀13匁9分受取に付) かち町義左衛門→菊屋勝之助様	10月	横切紙・1通	え1843-16
覚(政吉に払い國重御刀1腰、鞘塗拵代共銀33匁2分他ノ金9両2朱余書上)	(天保9年)戌閏4月	横切紙・1通	え1843-17
覚(9月分銭1貫348文他ノ銭2貫文、2月町割銭書上)		横切紙・1通	え1843-18
(預り金利足渡す旨書付)	(天保9年)戌12月29日	横切紙・1通	え1843-19

6.混合文書

(小村茂兵衛殿他3名伊勢講寄銭ノ3貫550文書上)	(天保9年)戌12月6日	横切紙・1通	え1843-20
覚(飯山9枚代銀16匁2分他ノ銀42匁余書上) 大黒屋徳兵衛→八田様内勝吉様	(天保9年)戌12月26日	横切紙・1通	え1843-21
覚(肴代銀3匁5分他ノ金3分1朱余書上) かし町藤吉→菊屋勝之助様	(天保9年)戌12月	横切継紙・1通	え1843-22
覚(新床14枚代銀35匁他ノ銀94匁余書上) かし町義左衛門→菊屋勝之助様	(天保9年)戌極月	横切紙・1通	え1843-23
覚(飯山表9枚代銀17匁2分他ノ銀42匁1分余受取に付) * (端書)「角店分」 大黒屋徳兵衛→勝之助様	(天保9年)戌12月晦日	横切継紙・1通	え1843-24
覚(買極内金2両請取に付) 須坂外田屋式右衛門(印)→松代菊屋傳兵衛殿	(天保10年)亥2月16日	横切継紙・1通	え1843-25
覚(普請金10両2分3朱余他ノ金13両3分2朱余より内残金6両3分2朱余受取に付) 大工寅藏→(笠井)和七様・勝之助様・喜左衛門様	11月25日	横切継紙・1通	え1843-26
覚(飯山表4枚紺へり1丈代銀13匁6分他ノ銀19匁6分書上) かし町義左衛門→菊屋勝之助様	11月	横切紙・1通	え1843-27
覚(新床2枚表共代銀7匁5分他ノ金3朱余書上) かし町義左衛門→菊屋勝之助様		横切紙・1通	え1843-28
覚(金200両借用に付) 八田嘉右衛門→小野友作殿	天保9戌年12月9日	横切紙・1通	え1843-29
覚(岩村田出向入用金2両預りに付) 中町平兵衛(印)→御本店勝之助様	(天保9年)戌極月16日	横切継紙・1通	え1843-30
覚(金10両受取に付) 名印→多左衛門殿・又五郎殿	12月18日	横切継紙・1通	え1843-31
覚(指桶1本代金1分1朱他ノ金1分2朱受取に付) 相ノ嶋樽や源藏→菊や喜左衛門様	3月2日	横切紙・1通	え1843-32
覚(10月16日11ツ嘉右衛門様他ノ49金3朱払済に付) 弁治→御上様・勝之助様	(天保9年)戌極月	横切紙・1通	え1843-33
覚(徳風呂釜代金1両3分2朱ほか金銭書上) 大工逸作→勝之助様	(天保9年)戌極月	横切紙・1通	え1843-34
覚(燈身117代銭1貫61文ほか受取に付) 和助→幾久屋喜左衛門様	(天保9年)戌極月	横切紙・1通	え1843-35
(鍵入用他ノ銭832文、角屋敷通付込分金銭書上)使寅藏	(天保10年)亥正月7日	横切紙・1通	え1843-36
(書状、100両渡すべきところ御用捨願うに付) 小布施十八や文右衛門・平兵衛(印「信州小布施伊勢町十八屋」)→松代角菊屋傳兵衛様・清十様封金四十両相添	12月28日	横切継紙・1通	え1843-37
覚(筋紙代銭188文他ノ銭2貫539文書上) 美濃屋喜兵衛→菊屋傳兵衛様	(天保9年)戌極月	横切継紙・1通	え1843-38
覚(太縄代銭124文書上) ミのや喜兵衛→傳兵衛殿	12月	横切紙・1通	え1843-39
覚(上溜ノ6升代銀12匁余受取に付) 中町平兵衛→御本店御茶之間	(天保9年)戌極月30日	横切継紙・1通	え1843-40
覚(左官5人代銀12匁5分他、角店普請入用金ノ金3分	(天保9年)戌12月	横切紙・1通	え1843-41

銭144文金大晦日払い済みに付) 左官松五郎→角ミ せ勝之助様			
覚(黄縮緬8寸5分代銀1匁余他ノ銀57匁余書上) ミ よしや和助→幾久屋勝之助様	(天保9年)戊辰月	横切紙・1通	え1843-42
覚(白砂代銀21匁6分書上) 瓦や弥次郎(印)→三好や和 助殿	12月27日	横切紙・1通	え1843-43
覚(無尽金1本御渡しの筈に付) 藤吉(印「信松代紺屋 町柏屋」)→勝之助様		横切紙・1通	え1843-44
筆はしめ(「此亥年二五七九十一と覚ゆるまてに しるゝ大月」ほか短歌書上) 七十八翁拜	天保10年	横切紙・1通	え1843-45
覚(大工3人半代銀7匁余他ノ金2朱余受取に付) 藤 屋和兵衛→勝之助様	亥2月	横切紙・1通	え1843-46
覚(足袋3足代銭72文他ノ銭600文、芝町おつるへの 払銭書上)		横切紙・1通	え1843-47
覚(ちろり2本ほか酒店品々書上)		横切紙・1通	え1843-48
覚(今井村茶屋払銭124文他ノ金2両3分1朱余受取に 付) 福嶋村茶八(印「信州高井郡福島宿伊勢屋」)→松代 菊屋傳兵衛殿	12月	横切紙・1通	え1843-49
覚(10月15日銭288文他ノ銭4貫文書上)		横切紙・1通	え1843-50
覚(杉板3200枚寺尾馬方他ノ2万9005枚代金5両2分 余ほか金銭書上) 善光寺佐吉	12月29日	横切紙・1通	え1843-51
(書状、御願いの20金御繰合せ下され、御礼に付) 貞蔵→勝之助様御請	24日	横切紙・1通	え1843-52
口上申上(来24日無尽会合痛気のため紙面にて申上 げ、何分御会合へ成下さるよう願いに付) 中澤孫 右衛門→(八田)嘉右衛門様御役人中様	12月22日	横切紙・1通	え1843-53
乍恐以書付奉願候(旧冬造入分薄酒のみにて、御用 酒は許容に付) *下書		横切紙・1通	え1843-54
(書状、金100両繰合せ借用願、借用書共) 八田嘉助→ 小林唯蔵様	天保9戌年12月2日	横切紙・1通	え1843-55
覚(酉3月21日~24日4人他ノ35人代銭7貫文受取に 付) 熊吉(印)→松井平兵衛様		横長半・1冊	え1843-56
覚(太縄2束代銭243文受取に付) 鍵屋伴之助(印)→上	(天保8年)酉8月20日	横切紙・1通	え1843-57
覚(釜石3本代金2朱余請取に付) 石や一作→松井平兵 衛殿	(天保8年)酉9月	横切紙・1通	え1843-58
覚(東西土蔵庇繕のため金1分銀5匁余受取に付) かしはや磯吉→松井平兵衛様	8月朔日	横切紙・1通	え1843-59
覚(南土蔵前庇繕のため桐板400枚代銀5匁4分他ノ 銀12匁1分受取に付) 柏屋磯吉→松井御店分	10月5日	横切紙・1通	え1843-60
覚(小刀1掛代銭164文他ノ1貫354文書上) かし町藤 吉→まつ井平兵衛様	(天保8年)酉12月	横切紙・1通	え1843-61

6.混合文書

覚(棧瓦156枚他メ金2分2朱余受取に付) 瓦師恒右衛門→松井様分	10月11日	横切継紙・1通	え1843-62
覚(塩6匁代銀43匁8分他メ銀64匁7分受取に付) 平兵衛[印「信州松代松井御陶器店」]→長崎源吾様・伊東数右衛門様	(天保8年)酉7月	横切継紙・1通	え1843-63
覚(手間1人代銀2匁余他メ金2両銀6匁3分余受取に付) 伊せ町大工吉蔵→中町松井平兵衛様	10月日	横切継紙・1通	え1843-64
覚(上田大釜引合代金3両受取に付) 原村佐助→松代中丁平兵衛様		横切継紙・1通	え1843-65
おほえ(袖しま1反代金2分余他メ金24両余書上)呉服店→御茶之間	(天保8年)酉の暮	横切継紙・1通	え1843-66
(嘉永7年閏7月中より12月迄到来之要用書簡)		綴/(え1859-1~43は一綴)・1綴	え1859
(袋) *(袋上書)「嘉永七甲寅年閏7月中より到来之要用書簡入 同十二月中迄」	嘉永7甲寅年閏7月~12月	袋・1点	え1859-1
(書状、昨日途中申入の内借金当礼金早速上納に付) 春日栄作→八田慎蔵様	11月晦日	横切継紙/(貼紙あり)/(虫損)・1通	え1859-2
(書状、御献上物取扱は直様御膳番へ差上御覧に入るところ、宜しく申し遣わすよう宇敷殿より伝言他に付) 伊右衛門→(八田)慎蔵様要用答	28日	横切継紙・1通	え1859-3
(書状、江府への書状取調べのところ、御一覽思召しの儀あらば書加え下さるべく、忠治殿へも一通りお返し下さるべきに付) (松木)東→(八田)喜兵衛様・(八田)慎蔵様	(嘉永7年)閏月21日	横切継紙・1通	え1859-4
(書状、御内借金上納方取調べ、御礼金は延ばすとも御元金御繰合わせ手段仕りたきに付) (水井)忠蔵→(八田)慎蔵様	8月3日	横切継紙・1通	え1859-5
覚(金200匹請取、披露仕るに付) 宝昌寺納所→八田慎蔵様御使中様	8月18日	横切紙・1通	え1859-6
(書状、少々御鑑定願いたき品も有るにてお出で下されたきに付) 寺町→いせ町様	6日	横切継紙・1通	え1859-7
(書状、利休の会並びにこの地のとてもよろしく私方の本余り僣本恐入るに付) 大沢久慈→八田慎蔵様	正月4日	横切継紙・1通	え1859-8
(書状、為替の儀詮議のところ70両廻る由印書御廻し取計うべきに付) 金吾→(八田)慎蔵様内用申上置	10日	横切継紙・1通	え1859-9
(書状、差上の銀箱この者へ遣わし下されたきに付) (水井)忠蔵→(八田)慎蔵様	8月10日	横切継紙・1通	え1859-10
(書状、浪人株譲渡の儀、吉村隼人父子他の動向並びに浪人株近年50両位の取引にて、半金25両位の事にて相談然るべき等ご承知下さる様に付) (八田)嘉右衛門拜→(八田)慎蔵様御直披	3月17日	横切継紙・1通	え1859-11
(書状、御亡父様へ願いの紺屋町兼や五郎兵衛店差引一条に付) 馬喰町儀兵衛拜→いせ町様	24日	横切継紙・1通	え1859-12

覚(8寸20人前ほか拝借に付) 大竹玄樹→八田慎蔵殿	(嘉永7年)寅12月23日	横切継紙・1通	え1859-13
(書状、今年の御利分2両2分この者へ頂戴仕りたきに付) 重大夫→(八田)慎蔵様内用	24日	横切継紙・1通	え1859-14
(書状、伝兵衛元御家来当時お暇下さるやに承知、栄八遣わし尋ねたき御用のところ私方へ早速罷出るようお願いに付) 持田庄右衛門→八田慎蔵様要用貴報奉願上候	(嘉永7年)閏7月4日	横切継紙・1通	え1859-15
(書状、御用評定所の申渡は矢嶋・樋口外1人に如何の答かご教示下されたき旨、並びに樋口は殿町の樋口か伺いたきに付) *勸返状 (八田)慎蔵→寺町様極密用	25日	横切継紙・1通	え1859-16
(書状、陽之助様御拝借前後僅の事ご返上ご懸意有り難きに付) * (端裏書)「御請申上」 革治	(嘉永7年)閏月11日	横切紙・1通	え1859-17
覚(前後漢書 全部拝借受取に付) 岡野陽之助(印)→高野車之助殿	嘉永6癸丑年正月	横切継紙・1通	え1859-18
(書状、柄沢一条の儀尤も至極、家督・浪人株引受等に付) *下書	3月20日	横切継紙・1通	え1859-19
(書状、白雲庄半帖1帙他2本落手に付) * (端裏書)「貴酬」 源太郎	10日	横切継紙・1通	え1859-20
口上(金子お回し下され有難く落手、並びに証文御通帳とも返上落手下されたきに付)	正月4日	横切紙・1通	え1859-21
(書状、大手前への5両下され落手、並びに銭切手差上に付) 渡浪→(八田)慎蔵様印書入	12月29日	横切紙・1通	え1859-22
(書状、先達て大手前様御願金如何の儀か伺いたく御繰合わせ願いに付) 渡浪→(八田)慎蔵様内用	12月26日	横切継紙・1通	え1859-23
(書状、大広蓋借用仕りたきに付) 北沢新平→八田慎助様	15日	横切継紙・1通	え1859-24
(書状、金子何分ご都合下されこの者に御遣わし願いたきに付) 右衛もん→(八田)慎蔵様	2日	横切継紙・1通	え1859-25
舌代(払い方に差支え千疋借用願いたきに付)	29日	横切紙・1通	え1859-26
(書状、明日登城仕るべきの処不快にて急遽痛みの御届け成下されたきに付) 興右衛門→(八田)慎蔵様	(嘉永7年)閏7月29日	横切継紙・1通	え1859-27
(書状、書付遠方の処態々ご持参下され有りがたきに付) (伊藤)盛太郎拜→(八田)慎蔵様	(嘉永7年)閏7月2日	横切紙・1通	え1859-28
(書状、拝借御覧に入れの画譜・書画帖御下げに相成り返上落手下されたきに付) (師岡)敬次郎→(八田)慎蔵様御服紗包添	26日	横切継紙・1通	え1859-29
(書状、お手紙拝見、当面は掛金差引16両2分にて宜しきやに付) * (端裏書)「貴答」 (師岡)敬次郎	29日	横切継紙・1通	え1859-30
(書状、昨日御廻しの江府への書状御返し下され落手し明日藤助氏へ差越すべきに付) (松木)東→(八田)慎蔵様	22日	横切継紙・1通	え1859-31

6.混合文書

(書状、拝見の書画帖拝借したきに付) 師岡敬次郎→八田慎蔵様	12月22日	横切紙・1通	え1859-32
(書状、別紙の品拝見仕りたく又外にも有り合わせあらば拝見仕りたきに付) 芳三郎→(八田)慎蔵様	12日	横切継紙・1通	え1859-33
(書状、別紙到来拝見、別段申上もないので差上に付) (八田)喜兵衛→(八田)慎蔵様	(嘉永7年)閏月21日	横切継紙・1通	え1859-34
(書状、江戸表への書状差上何分然るべく、又竹山丁公よりも兼ねて仰せの次第もあるので愚意少し差加えに付) 寺町→いせ町様	22日	横切紙・1通	え1859-35
口上(御内借金お返し下され落手に付) 栄作→(八田)慎蔵様	12月晦日	横切紙・1通	え1859-36
(書状、大手前様より別紙の通り到来にて宜しく願上げに付) 渡浪→(八田)慎蔵様内用	12月16日	横切紙・1通	え1859-37
(書状、伊勢町様へ御用立て金当年何分の元利御下げ下さるべきに付) 与三右衛門→片桐様申上	12月15日	横切継紙・1通	え1859-38
(書状、陶器竈上覆普請の儀、庫之助見聞大歪みに成り大工に見積もりさせては如何に付) (八田)喜兵衛→(八田)慎蔵様	(嘉永7年)閏月27日	横切継紙・1通	え1859-39
(書状、旧臘願い置きの少金迷惑ながらこの者へ拝借仰付けられたきに付) (八田)義三郎→(八田)慎蔵様	5日	横切継紙・1通	え1859-40
(書状、御道具拝借目録差上るので落手下されたきに付) 新左衛門→(八田)慎蔵様御目録添	(嘉永7年)閏月5日	横切継紙・1通	え1859-41
(書状、ご厚情の一条この節お手元の様子如何や、又斎藤の方も片付き兼ね何か肩身せまき様にてご催促申上に付)	正月9日	横切継紙・1通	え1859-42
(書状、亡父取替金の儀、春日様へも段々願上げの次第にてご相続成下されたく願上げに付) *下書		横切継紙・1通	え1859-43
(嘉永7年2月取調 要用書簡類綴)	(嘉永7年)	綴/(え1810-1~36は一綴)・1綴	え1810
(袋) *(袋上書)「嘉永七甲寅年二月取調 要用書簡類」	嘉永7甲寅年2月	袋・1点	え1810-1
(書状、御恩金の儀は早春まで猶予のところ、春より眼病にて申訳なきに付) 安兵衛→(笠井)和七様	3月25日	横切継紙・1通	え1810-2
(書状、表柴町へ15両御用達の分、何分早速引遣わし下されたきに付) 磯右衛門→(八田)嘉助様内用	正月10日	横切紙/(虫損甚大)・1通	え1810-3
三拾両無尽巳十二月廿三日十会目御出金辻(発起分金1両などメ金15両2分金銭書上)		横切継紙・1通	え1810-4
(書状、水井氏より南原の伊藤氏娘内間を頼まれ明日承合わせ申したく、然る処この程内話の下屋敷方の様子如何なる哉伺いに付) (八田)喜兵衛→(八田)嘉助様極内用御直披可被成下候	7月晦日	横切継紙・1通	え1810-5
(書状、明夕御來駕願い置くところ、用事出来にてなにとぞ延引下されたきに付) 加兵衛→(八田)嘉助様	5月頃日	横切継紙/(虫損)・1通	え1810-6

三拾兩無尽之方(一口金3兩ほかメ12兩書上)		横切紙・1通	え1810-7
(6兩2分2朱等メ10兩1分余書上)		横切紙・1通	え1810-8
(書状、御懸物の儀は当月中には帰宿にて、着次第早速貰い受け差上げる旨) 清大夫→(八田)嘉助様	3月8日	横切継紙・1通	え1810-9
(書状、先日中より種々寄附金の儀、亡父よりも拝借金等ある由だが、年内は余裕なく来春相談したきに付) 宥謙→(八田)嘉右衛門様几下	12月27日	横切継紙・1通	え1810-10
(書状、延引のところ又々恐入る旨) 儀右衛門→伊勢町様御受申上	5月8日	横切継紙・1通	え1810-11
(書状、下屋敷御子息様江府にて養子出の節御入料の品々、取替懸け合いのところ未だ片付かぬに付) (八田)喜兵衛→(八田)嘉助様内要用	7月28日	横切継紙・1通	え1810-12
(書状、陶器一条彼是故障申立てまじき様子等に付)(水井)忠蔵→(八田)嘉助様御直披	5月19日	横切継紙・1通	え1810-13
(書状、御入料払い切りの儀私手元では分かり兼ねるに付) (松本)嘉十郎→(八田)辰三郎様御受申上	3月14日	横切継紙・1通	え1810-14
(書状、信州甘草は通用宜しく、既に他所者願立もあり取締願に付)	2月24日	横切継紙・1通	え1810-15
(書状、御隠居より御咄の儀一向存ぜぬ由、御隠居の外にては御取合いなされ難きに付) *(端裏書)「御直披願」	正月14日	横切継紙・1通	え1810-16
皆神山御普請覚(拙手間入金40兩2分3朱余などメ内渡し共払方メ金56兩余の内、金53兩1分余無尽金取入れなど金銭書上) 世話人→和合院様御納所	酉12月	横切継紙・1通	え1810-17
(書状、拝借金返済約束の処、違作にて取延べに付) 利兵衛→(八田)嘉助様内用貴答	26日	横切紙・1通	え1810-18
覚(伊藤一学殿金4兩1分余など9会分メ金86兩2分余金銭書上) *(端裏書)「去年中之書面写」(堀内)与一右衛門	天保5年年12月日	横切継紙・1通	え1810-19
(書状、甘草一条は会所懸添書等があると却って宜しからず等に付) 松本嘉十郎→(八田)嘉助様	3月21日	横切継紙/(虫損)・1通	え1810-20
(書状、昨日申上の甘草の儀、水井公へ御目に掛け内話のところ、外手にて申立方に取極めになれば残念だが是非なきに付) (松本)嘉十郎→(八田)嘉助様差懸申上	2月22日	横切継紙・1通	え1810-21
(書状、差懸りの儀、去年中お品入手の旨にて添書き認め差上げ等に付) (水野)友作→(八田)嘉助様	6月9日	横切継紙・1通	え1810-22
(書状、当月2表拝借仕りたく、然る処通帳御手へ御戻しの由、関田氏仰せあり、明2日附出したくこの者へ御渡し願いたきに付) (水野)友作→(八田)嘉助様箱添要用	7月1日	横切紙・1通	え1810-23
覚(琉球メ高691貫500匁の内積勘定書上)	11月14日	横切継紙・1通	え1810-24
(書状、先月末迄の100兩御取替の分は、一日も早く	6月24日	横切継紙・1通	え1810-25

6.混合文書

都合なされたきに付) 上柴丁より→いせ町様申上			
(書状、仰せを蒙る195両1厘、5月より7月迄3月分4両3分2朱早々申上に付) *(端裏書)「同人被成下候与申事付認置候義御座候」 上柴町より→いせ町様御答	8月5日	横切継紙・1通	え1810-26
覚(御取替金当亥利分として200両利足金10両他メ金104両2分受取証文) 水野友作(印)→八田嘉右衛門殿	天保10亥年12月27日	横切継紙・1通	え1810-27
(書状、この節江戸送り 紬仕入金に差支え100金内借願上げに付) *(端裏書)「要用御直覧可被成下候」/勘返状 伊勢町→上柴丁様	4月8日	横切継紙・1通	え1810-28
(書状、内借の事、関田氏両置の由この分私方へ廻すよう御断り願うに付) 上柴町より→伊勢町様申上	9月6日	横切継紙・1通	え1810-29
(書状、今日御渡の75両は貸出になり、来月御渡分は私方才覚金にて差上げる旨等に付) (水野)友作→(八田)嘉助様	5月24日	横切継紙・1通	え1810-30
(書状、73両落手した旨、並びに利分返上する旨に付) 上柴町より→いせ町様御答	12月29日	横切継紙・1通	え1810-31
(書状、昨夜願い置く脇差差上げ、鞘師金治方へ御廻し渡し方へ持参仕る様に付) *(端裏書)「脇差服紗包ニ入添」 上柴丁より→いせ町様	8日	横切紙・1通	え1810-32
(書状、条助一儀、条助を尋出し金子も弁済する趣にて、取計下されたき旨等に付) *下書 八田孫左衛門→早川嘉十郎様	3月25日	横切継紙・1通	え1810-33
(書状、条助は店支配勘定不埒の上欠落、弟孫兵衛に行衛尋ねさせる旨、並びに嘉兵衛近來身持ち悪しく不安心の旨に付) 早川嘉十郎→八田孫左衛門様	3月9日認	横切継紙・1通	え1810-34
(書状、嘉兵衛の儀、4月中に御下り下されたく願うに付) *下書 八田孫左衛門→早川嘉十郎様	3月25日	横切継紙・1通	え1810-35
(書状、条助欠落にて別紙返答するので披見下されたき旨) 早川嘉十郎→八田孫左衛門様参人々御中	3月9日認	横切紙・1通	え1810-36
(安政2年正月より到来要用書簡)	(安政2乙卯年正月)	綴/(え1827-1~66は一綴)・1綴	え1827
(袋) *(袋上書)「安政二卯年正月中より到来之要用書簡入」 八田知道	安政2乙年正月	袋・1点	え1827-1
(書状、御請け罷出られず難渋の処御取極め下されたきに付)	2月12日	横切継紙・1通	え1827-2
(会津屋416文1升代ほか金銭書上)		切紙/(虫損)・1通	え1827-3
(書状、御承知の藤助・利兵衛願の会所伺書草稿加削願いに付) (八田)喜兵衛→(八田)慎蔵様	3月3日	横切継紙・1通	え1827-4
(書状、来る7日諏訪宮大般若転読にて4つ時参詣下さるべきに付) 練光寺→八田慎蔵様	4月4日	横切継紙・1通	え1827-5
(書状、貴答申上の後再案の処、佐助方へ三ツ星様罷越し段々の次第申聞き、追って厳敷取計いに付) (八田)喜兵衛→(八田)慎蔵様	14日	横切継紙・1通	え1827-6



(書状、今日夕刻明日産褥明けの所、風邪欠勤水井公へ問合わせ仕りたきに付) (八田)喜兵衛→(八田)慎蔵様	2月15日	横切継紙・1通	え1827-7
覚(金3分8厘に付) 大丸屋惣兵衛→八田様御内	(安政2年)卯2月15日	横切紙・1通	え1827-8
(書状、如何なるとも実に御差出し相済むや伺いに付) *勤返状 (八田)慎蔵→儀三郎様	17日	横切紙・1通	え1827-9
(書状、嘉吉儀段々ご厚情成下され、今日考経頂戴有難きに付) (八田)喜兵衛→鉄次郎様	正月23日	横切継紙・1通	え1827-10
(書状、別紙当惑の次第、水井公へ願ひ、尊君様へも談じ下さるよう西木町様と申上げ勤考仕りたきに付) (八田)喜兵衛→(八田)慎蔵様	4月25日	横切紙・1通	え1827-11
(書状、昨夜8半時迄増田に居り空しく引取り、孫兵衛には一向面会も仕らず、当人存念不当の儀申張りに付) *(端裏書)「敬復」 寺町	24日	横切継紙・1通	え1827-12
(金銭日用調書上伺帳へ日々買上もの、現金買通帳買上の米・穀・真木等も取調べ差出すべきに付書留)		横切紙・1通	え1827-13
(書状、この程館氏より壹印書面到来、内々申立てお縋りの趣にて翌朝佐竹公御願ひ申上げ、館氏と内会申入れの処、尚又別紙貳印書面佐竹公へ到来、この方は竹山町様内々御手にて御願ひ下され、佐竹公も草間公へは手も届かぬに付) (八田)喜兵衛→(八田)慎蔵様	2月8日	横切継紙・1通	え1827-14
(書状、産物御勘定帳差出しの処、弘化4末年より差出し無きや御内々御尋ねに付) 考右衛門→壹印(八田)喜兵衛様	2月4日	横切継紙・1通	え1827-15
(書状、産物方御勘定後の儀御奉行所へ内々申上げ、未年以来右会の差支え、その段書取差出しに相成るようお通し申すべく、さも無ければ子丑勘定方へ帳回し難きに付) 考右衛門→貳印(佐竹)周蔵様	2月7日	横切継紙・1通	え1827-16
(書状、今朝春日氏より別紙到来、何れ柴町へも内談、江府へ仰せ遣わさず迷う間敷に付) (八田)喜兵衛→(八田)慎蔵様	3月12日	横切継紙・1通	え1827-17
(書状、榮八明日坂浦へ引越、内意は上州坂本へ移りたく兼々歎願、佐助へも相願ひの趣先生へもお縋り申上げ、御賢慮相成り別格の御仁恕お含み下されたく他に付) (八田)喜兵衛→(八田)慎蔵様	14日	横切継紙・1通	え1827-18
(書状、昨日喜左衛門罷越し佐藤氏と一同下野辺へ罷越し、同国小俣村大川繁右衛門と申す豪家あり、右のもの共相談御貸付名目にて貸出し致す趣、御上御借入金申談じも出来に付) (八田)喜兵衛→(八田)慎蔵様	16日	横切継紙・1通	え1827-19
(書状、藤助売買所の儀外売買所にて差支え、内々申遣わす事は御評議、事により当人より外向き明珠引受け買取願ひ、その節の様子次第、会所においても利兵衛信州のものと承知致し宜しかるべきや御賢考然るべきやに付) (八田)喜兵衛→(八田)慎蔵様	4月2日	横切継紙・1通	え1827-20

## 6.混合文書

(書状、差図にて藤助・利兵衛願い仰渡され下さるべき伺いに付) (八田)喜兵衛→(八田)慎蔵様	4月8日	横切継紙・1通	え1827-21
(書状、春日公少しも早く否の挨拶承知致したく、私より尚又才覚申上げ呉との事、迎も熟談出来ず他に付) 寺町→いせ町様	3月12日	横切継紙・1通	え1827-22
(書状、大切の御産巾拝借用の処御用済み返却に付) 新左衛門→(八田)慎蔵様申上	祝月13日	横切継紙・1通	え1827-23
(書状、去る13日着府、出立御饞別有難く、並びに奥様御安産肥立ち遊ばざるや伺いたくに付) 慎平→(八田)慎蔵様	2月24日	横切継紙・1通	え1827-24
(書状、来る18日稽古初め、8つ時お出で下されたくに付) (松本)束→(八田)慎蔵様	正月14日	切紙・1通	え1827-25
(書状、藤助・利兵衛御受御配りの儀、郡方凡そ2枚町方3枚会所懸20疋ずつにて然るべきに付) (八田)喜兵衛→(八田)慎蔵様	4月3日	横切継紙・1通	え1827-26
(書状、御請給わるまでに有合わせの籠品呈上に付) (八田)喜兵衛→(八田)慎蔵様	正月23日	横切継紙・1通	え1827-27
(書状、御内密の一条困り入る仁物、さりとて内々取計い無事済ませずば、際限も無く果ては家名差障り近親面目にも懸かるに付) *(端裏書)「奉復」 寺町	2月17日	横切継紙・1通	え1827-28
(書状、春中より家具類その他諸道具借入にて金3斤下されに付、御廻し申し頂戴成さるべくに付) 金井諫→八田新蔵様	11月10日	横切継紙・1通	え1827-29
(書状、先達て服部敬順さま逗留中、品々借用にて金2両下されに付) 仙田忠左衛門・永野権三郎→八田新蔵様	12月23日	横切紙・1通	え1827-30
(書状、内々お咄申上の通り、この者に御渡下されたきに付) 秀大夫→(八田)慎蔵様内用	14日	横切紙・1通	え1827-31
覚(極月19日250文など金銭書上に付) 江戸屋初五郎→八田様御内	正月24日	横切継紙・1通	え1827-32
(書状、孫七方へ御送りの毛総の事、孫七売払いの段承知並びに尊君様年々15両宛年賦約定の所、傳兵衛名目にて御状御廻下されたきに付) 松本嘉十郎→八(八田)新蔵様御直披	2月13日	横切継紙・1通	え1827-33
(書状、善光寺柄沢氏の三橋浪人株の儀、拝借金引当に成る処、去子浦町松本氏次男養子に貰受けの上、三橋給人株へ片寄せ一条六ヶ敷浄福寺方丈立合中より大難洪一件に付) (松本)嘉十郎→(八田)慎蔵様御内々進	2月7日	横切継紙/(虫損)・1通	え1827-34
(書状、道中御供滞り無く勤め、着府仕る他に付) 敬次郎→(八田)慎蔵様	5月22日	横切継紙・1通	え1827-35
(書状、西木町御抱屋敷絵図面拝借仕りたく、その上1ヶ年諸入用御差引御手受に罷り成るや、5ヶ年平均位の所、伺いたく兼ねて内話にて気懸りに付) (水井)忠蔵様→(八田)慎蔵様御内披	5月10日	横切紙・1通	え1827-36

(書状、お手許へ差上置きの子、去寅年分利足御下げ金に付) 太郎→(八田)慎蔵様	3月27日	横切継紙・1通	え1827-37
申上(田町より別紙申参り、御帳面出来文言御手許にて決め、決まり兼ねれば御家の帳面遣わし証文案書問合わせ申すべきに付)	16日	横切紙/(虫損)・1通	え1827-38
(書状、町内伝馬人足雇料300文拝借仕りたきに付) (八田)義三郎→(八田)慎蔵様	2日	横切継紙/(虫損)・1通	え1827-39
(書状、年始挨拶状) (岡野)陽之助→(八田)慎蔵様	正月5日	横切継紙・1通	え1827-40
(書状、昨暮多分不足にて水井へ頼み、水井も種々手段致しくれ、それにて先ず凌ぎぬけにて金子無心に付)		横切継紙・1通	え1827-41
(書状、2反の内1反は下屋敷手にて差入れ、他1反はだんまり義三郎の引受けに致さず嚴重の取計い、それとも1反は外物にて三ッ星殿の品とは違い申すべきや、何れの筋にも三ッ星屋方とは極く内々にて取計い隠密に致し、仰せ遣わされ置く方然るべく、義三郎方も一応尋ね御内談申上に付) (八田)喜兵衛→(八田)慎蔵様	14日	横切継紙・1通	え1827-42
(書状、満照寺来状の義お断り仰付けらるの所、過日春日氏参り内談の通り片桐竹山町且師岡伯母方ちと不承知に付、穿鑿相詰め致したくに付)	4月19日	横切継紙・1通	え1827-43
(書状、更級代残念、大金にて出来難く、ご縁無き仕合に付)	(安政2年)卯月15日	横切継紙・1通	え1827-44
(書状、日野口200金内借、当春以来一向御上納無きに付) (水井)忠蔵→(八田)慎蔵様	5月22日	横切継紙・1通	え1827-45
(書状、南原へ手紙の儀熟考、手紙にて明細申遣わずまじく、いつ政へ穿鑿方頼置き、いづれ他1ヶ所問合わせ故、南原へのお人は見合わずよう、及び徳田公昨年何方にて穿鑿問合わせ、御勘考下されたきに付) 寺町→いせ町様	4月15日	横切継紙・1通	え1827-46
(書状、今日初めて御目見、籠酒一献差上たく、夕刻御光駕下されたきに付) (八田)喜兵衛→(八田)慎蔵様	4月25日	横切継紙・1通	え1827-47
(書状、孫七より飛脚差遣しの一条委細承る処、康楽寺へ貸直しの金子にて藤二郎並びに御手の方とも約定年賦の廉小立に付) 松嘉(松本嘉十郎)→伊勢町様御書披	5月27日夜	横切継紙・1通	え1827-48
(書状、炭孫一条、急内談仕りたきに付) 山田屋にて高井三九郎→八田慎蔵様急用書	5月28日	横切紙・1通	え1827-49
(書状、翌日新太郎手合わせの処、世間宜しくは申さずとも、又差支える程の儀も無く、同姓も申聞き趣、先年の病人代病症、虚実何分疑と御穿鑿下されたく、右一条肝要にて何分相願いなどに付) (八田)喜兵衛→(八田)慎蔵様	26日	横切継紙・1通	え1827-50
(書状、春日氏の手にて御廻しの小森様親類書面内々拝借したきに付) 寺町→いせ町様	8日	横切紙・1通	え1827-51
(書状、只今人差遣わずにて帰り次第お答え申すに	17日	横切紙・1通	え1827-52

## 6.混合文書

付) *(端裏書)「御答」(八田)義三郎			
(書状、寅年無尽金懸け金拝戴致したく他に付) 楽水→(八田)慎蔵様	2月13日	横切継紙・1通	え1827-53
(書状、柴町様へ参り無念等閑願いにて出張取計い御調書有難くお請けに付) (八田)義三郎→(八田)慎蔵様	4日	横切継紙・1通	え1827-54
(書状、大病人瘡毒にもこれ有るや、葬式などにも小森様より一人も参らざる由、熟談なく様子及び病人続柄入用など申上の処留守等に付) (八田)喜兵衛→(八田)慎蔵様	9日	横切継紙・1通	え1827-55
(石川村源之助・岡田村分十郎別家春吉ほか来歴書上)		横切継紙・1通	え1827-56
(書状、伊勢町小森様の縁談何分ご勘弁下されたきに付) 弥左衛門→(八田)喜兵衛様	3月12日	横切継紙・1通	え1827-57
(書状、恩借仕りたくに付) 松野四郎→(八田)慎蔵様机下	12日	横切紙・1通	え1827-58
(書状、鉄次郎一件、取替金に付ご一声願いたきに付) *下書	4月4日	横切継紙・1通	え1827-59
(書状、別紙の趣伯母共へ申談じの処不承知、数日延引迷惑の次第、直々面談も病人ゆえ私よりお断り申すにてご承知下されたきに付) (八田)喜兵衛→(八田)慎蔵様	4月28日	横切継紙・1通	え1827-60
(書状、寺町公へ御内命の趣その意を得、水井公へも御咄、ふと悪評起り御役人案内に顔に薬付け居り見苦しき件等に付) 馬喰町拜→いせ町様	4月23日	横切継紙・1通	え1827-61
(書状、更科家縁談に付、岡田七郎左衛門異病お問合せご不審尤もにて、右異病には無く瘡毒にて、暫く療治仕るも毒相増し終に死去、更科家葬式に罷越さずご不審尤もにて、更科家不徳不過、右縁談熟慮の場合、八田公までも罷出で明白の処申上げ、この上一日も早く熟談仕るよう願に付) 道□→儀左衛門様	初夏22日	横切継紙・1通	え1827-62
(書状、昨夕源七戸隠より帰り、明朝出立にて今日盃催すに付、閑暇にてお出で下されたき旨) 源太郎→(八田)慎蔵様	26日	横切紙・1通	え1827-63
(書状、松屋新兵衛方へ懸合向き、旧臘家主藤吉・榎沢方罷越し、去る夏より新兵衛方へ懸合うも一向挨拶無く、元より養子と取り究め無く、早々片付け埒明かず探索の処、見世方売却大借、本宅も二重の質入れ、夏頃より出入りに相成り、化けの皮頭れ練油店も出来ず無商売の躰にて、この一条はこれ限りに付) 三田屋改市郎兵衛→小林様	2月17日	横切継紙・1通	え1827-64
(書状、新兵衛一件片付き、鉄公も広くなされ方と存じ、尚又竹山町始めご相談御勘弁他に付) (岡野)陽之助→(八田)慎蔵様	3月2日	横切継紙・1通	え1827-65
(書状、廻状御順達落手下されたきに付) (八田)義三郎→(八田)慎蔵様	19日	横切継紙/(虫損)・1通	え1827-66

(安政3年5月中より来簡綴 義井堂)	(安政3年)	綴/(え1857-1~30は一綴)・1綴	え1857
(袋) * (袋上書)「安政三丙辰年五月中より来簡入 義井堂」 義井堂	安政3丙辰年5月	袋・1点	え1857-1
(書状、願いの一条如何の御様子哉委細伺いたく並びに返書、長助より内々お話の祢津村星合弟利右衛門上田米正へ頼入り御世話申すに付) * 勘返状 (八田)慎蔵→(八田)義三郎様貴用御答	4日	横切継紙・1通	え1857-2
(書状、御着以来鉄治郎一条御深情の取計い下され、並びに竹山町・寺町・水井等に御相談願ひなどに付) * 下書 (八田)慎蔵→(岡野)陽之助様	(安政元年カ)閏7月22日	横切継紙・1通	え1857-3
(書状、不快御尋ねに付) 覚之進→(八田)慎蔵様御受入	6月4日	横切紙・1通	え1857-4
口上覚(願の金子の儀一兩日も早くお支払いに付) 佐助	4日	横切紙・1通	え1857-5
(書状、町方にて差遣わし方色々役念もあり昨日草間公より宮下公へ懸合引取に付) (八田)喜兵衛→ (八田)慎蔵様	5月28日	横切継紙・1通	え1857-6
(書状、今朝罷越し面会し申談じに付) (松木)東→ (八田)慎蔵様	5月29日	横切紙/(虫損甚大)・1通	え1857-7
(書状、日本紀事の儀常山翁へ掛合に付) 源八→拜口		横切継紙/(虫損甚大)・1通	え1857-8
(書状、小児出生により満悦のこと等に付) * 下書 (八田)慎蔵→(岡野)陽之助様	4月16日	横切継紙・1通	え1857-9
(書状、去冬佐助長屋にて厄介のこと等に付) * 下書		横切継紙・1通	え1857-10
(書状、杏仁取締触方、御領分一統の触に仕りたきに付) (松本)嘉十郎→(八田)慎蔵様・(八田)喜兵衛様	2月4日	横切継紙・1通	え1857-11
(書状、松木氏より申来たり触れ出し、会所切りにて差出す訳には参らず、且森村役人・大行司呼出し申諭す等御賢慮願うに付) (八田)喜兵衛→(八田)慎蔵様	6月14日	横切継紙・1通	え1857-12
(書状、森村役人並びに大行司ども病身と申出ず、一統の風聞松代にて相場立て等より出で事哉に存じ、役人並びに代行司呼び出し理解下されたきに付) (松本)嘉十郎→(八田)慎蔵様・(八田)喜兵衛様御内用申上	14日	横切継紙・1通	え1857-13
(書状、盆前には兎も角も太甘草15両分だけ内々成下されたきに付) (松本)嘉十郎→いせ町様・寺町様御内覧奉願候	14日	横切紙・1通	え1857-14
(書状、新八罷越し御厄介製菓の義も兄上様御承知下され有難く等に付) * (端裏書)「相届く」(金井鉄治郎)	5月29日	横切継紙・1通	え1857-15
(書状、栄八へ謝礼色々御手支え無き様工夫致せども等に付) 金井鉄治郎→八田御兄上様	5月24日	横切継紙・1通	え1857-16
(書状、先日尚八郎・栄八へ上本陣佐藤家の事頼み等に付) (金井鉄治郎)		横切継紙・1通	え1857-17

## 6.混合文書

(書状、先日より書物のこと度々願上等に付) (金井鉄治郎)		横切継紙・1通	え1857-18
(書状、伊木氏よりの返書到来、拝見の上御廻下されに付) 下田町→寺町様	4月10日	横切紙・1通	え1857-19
(書状、金子の儀少々上納に付) 伊木拝上→樋口様	4月7日	横切紙・1通	え1857-20
(書状、伊木氏よりの返書到来に付) * (端裏貼紙)「相済候一条」 (八田)喜兵衛→(八田)慎蔵様	7日	横切紙・1通	え1857-21
(書状、産物方御勘定帳差出さずに付) 権右衛門・周蔵→(八田)慎蔵様	5月10日	横切継紙・1通	え1857-22
(書状、産物会所冥加上納金なきに付) 草間元司→八田慎蔵様	3月14日	横切紙・1通	え1857-23
(書状、産物御勘定帳調べ中にて差出ご猶予願いに付) (館)孝右衛門→(八田)慎蔵様	3月24日	横切継紙・1通	え1857-24
(書状、別紙今朝到来、是は宅の方へ御仕懸成下されては如何有るべき哉に付) (八田)喜兵衛→(八田)慎蔵様	3月17日	横切継紙・1通	え1857-25
(書状、草間氏返翰過刻到来、則ち差上御覧に入れ御勘弁、水井氏とも御相談取計い無くば相済む間敷に付) (松木)東→(八田)慎蔵様	3月16日	横切紙・1通	え1857-26
(書状、勝手より産物方御勘定帳今日御勝手より御用にて御呼び出しの上早速取調べ差出すように付) 館孝右衛門→産物御掛様	3月16日	横切紙・1通	え1857-27
(書状、会所御勘定向延引に付)	3月16日	横切継紙・1通	え1857-28
(書状、常山先生御手元の二本御下げ下されたきに付) * 勘返状 (八田)慎蔵→源八様承り申上	9日	横切継紙・1通	え1857-29
(書状、先便で願上の竹内家娘の義貰い物に成る哉内分願い等に付) 金井鉄治郎→八田御兄上様	6月9日	横切継紙・1通	え1857-30
(明治元年12月中よりの来簡状綴)	(明治元年)	綴/(え1862-1~21は一綴)・1綴	え1862
(袋) * (袋上書)「明治元辰年十二月中より之来簡入 澹庵子静」 澹庵子静	明治元辰年12月	袋・1点	え1862-1
(書状、300両金札にて受取、金子計にては取落としになり、矢野倉殿へ御取替あれば、御廻下されたきに付) 清右衛門→(八田)慎蔵様	2月10日	横切紙・1通	え1862-2
(書状、金札東京表で大下落の所、領分の金札多分の刻引にて正金と引替え不容易の由、内々申越しに付)		横切継紙・1通	え1862-3
(書状、御内々取上げの処、5月頃の都合にて300金の願上げは如何の様子内々伺いに付) * 勘返状 (八田)慎蔵→清右衛門様内用申上	2月9日	横切継紙・1通	え1862-4
(書状、謙兵衛殿方へ今日返済取計いにて、300両は明日夕刻より御廻しに付) 清右衛門→(八田)慎蔵様	3月2日	横切継紙・1通	え1862-5

(書状、当月朔日より昨28日まで受取の冥加金別紙の如く上納に付) *勘返状 (八田)慎蔵→唯之進様金子入	29日	横切継紙・1通	え1862-6
(書状、5月返の300金の辻、明日遣わす段申越し、何程か御下げ成し下されたき等に付) *(端裏書)「申上 (朱書)「金子添」/勘返状 (八田)慎蔵	2月9日	横切継紙・1通	え1862-7
(書状、横田数馬子この間東京より帰着承り、佐恪その節東京にいる様子にて、おてふも殊の外案じ居る様子に付) 松山丁→伊勢町様	2月27日	横切継紙・1通	え1862-8
(書状、金札上へ御用達の儀は水野へお世話になるどころ、上にては歩合等では無く怒り入の最中に付) 松山丁→伊勢町様	2月9日	横切継紙・1通	え1862-9
(書状、お店の方へ鶴声御願う所、以来の儀は斯様にならぬよう懇願に付) 表柴丁拜→伊勢町様	2月16日	横切継紙・1通	え1862-10
(書状、去冬中は遠方の処、見事なお品ご恵贈の御礼に付)	3月15日当賀	横切紙・1通	え1862-11
(書状、愚父が先月晦日死去し、遠方の処お使い下され御礼に付) 山田健蔵→八田慎蔵様	3月15日	横切継紙・1通	え1862-12
(書状、無尽金3円落手下され取扱い下されたく、且つ年御祝儀の驗までに些少の品進呈に付) 伊藤盛太郎→八田慎蔵様	12月27日	横切継紙・1通	え1862-13
(書状、駒村佐十郎方への返済金は当年も私方へ御廻下されたき処、大いに出金仕るにてこの箱へご出金願いたきに付) 池田富之進→八田慎蔵様	12月29日	横切紙・1通	え1862-14
(書状、旧臘差上置いた200金のうち150金返済され喜び入るに付) 唯之進→(八田)慎蔵様御請	7日	横切継紙・1通	え1862-15
(書状、伊藤源太郎当会掛金は金8両の書入に付) *(端裏書)「内用」 伊勢町	14日	横切継紙・1通	え1862-16
(書状、御取替え申上の金200両返済下され落手にて利足は1割5分御廻下されたきに付) 表柴丁→伊勢町様御印書入	正月26日	横切継紙・1通	え1862-17
(書状、差向き入用にて金札90両繰合わせ拝借願いに付) 弥五右衛門→伊勢町様	2月14日	横切紙・1通	え1862-18
(書状、御一新にて行政官すべて廃止され、正月27日に中之条御役所は御請証文を提出の旨心得に付) 義大夫→八田様	3月9日	横切継紙・1通	え1862-19
(書状、酒造鑑札の儀、御領主様書改札納めにて、尊家にて草々返渡されたきに付) 義大夫→八田慎蔵様当用書	3月9日	横切継紙・1通	え1862-20
(書状、土州商会の如く、本藩にても商会御取立て国産数品輸出したき旨他お答えに付) *(端裏書)「巳三月関田長右衛門来状在坂也」 (関田)莊助→(八田)慎蔵様	2月19日	横切継紙・1通	え1862-21
(諸書類綴)		綴/(え2012-1~59(は一綴)・1綴	え2012

## 6.混合文書

(書状、100金ほか落手下されたきに付) *勸返状 (八田)慎蔵→(八田)喜右衛門様金札入	11日	横切継紙・1通	え2012-1
(書状、焼酎見本お目に懸けるので思召しに叶えば 注文願いたきに付) 五郎治謹拜→伊勢町様申上	6月24日	横切継紙・1通	え2012-2
覚(平林村へ古借入金30両他金銭書上)		横折紙・1通	え2012-3
覚(無尽金10両3分2朱他メ金33両金銭書上)		横切紙・1通	え2012-4
覚(松本嘉十郎殿無尽金6両2分他金銭書上)		横切継紙・1通	え2012-5
北海船積荷物数(カイ太<□に喜>150箇他荷物数書 上) 「御産物附」(墨消)菊屋傳兵衛	戊6月19日	横切継紙・1通	え2012-6
覚(油屋富作殿渡金6両他メ金160両金銭書上)		横切継紙・1通	え2012-7
(書状、甘艸作、鑑札ある者にのみ売り払うに付) *(端裏書)「申渡大意」	9月	横切継紙/(虫損 甚大)・1通	え2012-8
当七月下旬明代傳兵衛へ甘艸一條忠兵衛より掛合 申来候事(8月晦日迄日延他箇条書上)		横切紙・1通	え2012-9
覚(酉年忠兵衛積み登せ買品金109両2朱余他メ金 613両余金銭書上)		横切継紙・1通	え2012-10
(書状、甘草荷物は売払い多分の損金にて、喰違い目 印をお改め下されたきに付) *下書 信州松代菊や 傳兵衛代栄八→大坂炭屋御手代松兵衛様・孝兵衛様		横切継紙・1通	え2012-11
(書状、利足は江戸上屋敷へ来12日納めにて替金500 両お受取り下げされたきに付追啓)		横切継紙・1通	え2012-12
(書状、無尽金の儀委細申し述べ、御落手下されたき に付) *(端裏書)「御請」 (八田)競	12月27日	横切紙・1通	え2012-13
(午8月迄164人雇い代銀1貫66文ほか元吉日雇い調 査書上)	(午8月～未12月)	横切継紙・1通	え2012-14
(札、「才木方取調元帳」)	辰12月改	札/(え2012-14と 16の間に挟込)・1 点	え2012-15
(書状、15、6日では不都合にて宅の分はその俣にし たきに付) *(端裏書)「拜答」 恕堂	6月4日	横切継紙・1通	え2012-16
(書状、寺澤長岡より持参に酒をお試しに差上げる に付) *勸返状 (八田)慎蔵→松山町様	8日	横切継紙・1通	え2012-17
(書状、野生病気は宜しき方に無く当惑にて、医師を 転じたきに付) 坂本九拜→八田様	水無月21日	横切継紙・1通	え2012-18
(書状、長沼揚鮒物運賃の儀は御米とは相違の旨ほ か承知願いたきに付) 兵馬→両君様御請	6月19日	横切継紙・1通	え2012-19
(書状、飯米差支え間に合わせ願いたきに付) 本之 進→伊勢町様内願用	6月3日	横切紙・1通	え2012-20
(書状、運賃御下げ分30金落手に付) (青柳)増太郎・ (富岡)良右衛門→(八田)慎蔵様	6月9日	横切継紙・1通	え2012-21



(書状、蚕種改方の儀願うところ、委細ご教示他の御札に付) 竹阮→(八田)慎蔵様	6月12日	横切継紙・1通	え2012-22
(書状、先日の残鰻を少し隣家庖丁する旨に付) 松山→伊勢町様	6月21日	横切継紙・1通	え2012-23
(下高田村逸作、外国輸出蚕種製作方の儀にて申し渡す儀に付差紙) 産物御役所(印)→右(下高田)村三役人(印)	5月28日	横切継紙・1通	え2012-24
(書状、官札引換残りの分は今日中に引かえるべきに付) 三郎右衛門→(八田)慎蔵様	22日	横切継紙・1通	え2012-25
(書状、飯米の儀繰合わせ間合わせの程願うべきに付) 本之進→伊勢町様歎願申上	7月10日	横切継紙・1通	え2012-26
(書状、誠貞院三十三回忌を執行、御家内様御出御焼香下されたきに付) 敬一郎→(八田)慎蔵様	5月29日	横切継紙・1通	え2012-27
(書状、新潟よりにしん参る事承り、松本の女只今帰りに遣わしたく2つ程願いたきに付) 松山→伊勢町様	7日	横切継紙・1通	え2012-28
(書状、御内用にて、この手紙届き次第、御側御納戸方へお越しになるべきに付) 西澤甚七郎→御用筋塚田源吾様	6月19日	横切継紙・1通	え2012-29
(この1封を早々順達し届けるべきに付申渡書) 郡政御役所(印)→東寺尾村より小市村迄村々役人	6月19日	横切紙・1通	え2012-30
(書状、昨日着の分3艘は荷揚げ済み、明朝出帆したき旨に付) *勘返状 (八田)慎蔵→新七様申上	6月18日	横切継紙・1通	え2012-31
(書状、瓜漬の事、代料何程位やに付) 松山丁→伊勢町様	9日	横切継紙・1通	え2012-32
(書状、奉書紙漸々買上の趣にて、御手の方には何朱計ずつあるか取調べ願いたきに付) 斎助→(八田)慎蔵様	6月20日	横切継紙・1通	え2012-33
(書状、今日荷揚げ御用米運賃分をお調べ書き入れ願いたきに付) *勘返状 (八田)慎蔵→(青柳)増太郎様御報	念日	横切継紙・1通	え2012-34
(書状、今2日、20両官札下げにて、賃銭都合があれば後刻迄に差上たきに付) (富岡)良右衛門→(八田)慎蔵様	18日	横切継紙・1通	え2012-35
(書状、九蔵よりの借入金当月返済分引残り150金を進呈に付) (青柳)増太郎→(八田)慎蔵様御報金子入	5月26日	横切継紙・1通	え2012-36
(書状、暑中伺い並びに麦粉1袋を例年通り進上に付) 幸右衛門→(八田)慎蔵様尊下	水無月27日	横切継紙・1通	え2012-37
口上(ご様子伺いたきに付) 竹山町より→いせ町さま	21日	横切継紙・1通	え2012-38
(御用肩書達書) 鈴木庸→青柳増太郎殿・八田五十司殿	5月12日	横切紙・1通	え2012-39
(書状、庶務掌より伝達の趣は至急触示したく、下案御廻し願いたきに付) (青柳)増太郎・(八田)五十司→(八田)慎蔵様	5月29日	横切継紙・1通	え2012-40

6.混合文書

(書状、今日は少々早帰りしたくお含み願うに付) 兵馬→産物御役所ニ而(八田)慎蔵様	6月20日	横切紙・1通	え2012-41
(書状、上田参事へ面会所の儀、別紙の通り遣わし安心されたきに付) 松山丁→伊勢町様	5月21日	横切継紙・1通	え2012-42
(書状、30金調達のところ両3日は引替休暇にて24日に引換返上したきに付) (富岡)良右衛門→(八田)慎蔵様内用願	21日	横切継紙・1通	え2012-43
(書状、この両書を早速当人共へ御渡し願いに付) 恭蔵→(富岡)良左衛門様・(八田)慎蔵様申上	6月20日認置	横切紙・1通	え2012-44
(書状、先年鑑札取扱の節、賄代の窺いに付) (八田)慎蔵→与助様	19日	横切紙・1通	え2012-45
(書状、内々御願いの御引替今日はいかがか伺いに付) *勘返状 (八田)慎蔵→(富岡)良右衛門様	4日	横切紙・1通	え2012-46
(書状、材木鍛冶など税金を今日預けたきに付) 三人→(八田)慎蔵様	5月23日	横切継紙・1通	え2012-47
(書状、飯米差支えお繰合わせ願いに付) *(端書)「内願用申上」本之進		横切紙・1通	え2012-48
(書状、布野村清右衛門・栄左衛門、外国輸出蚕種製作方の儀にて至急申渡す儀あるに付差紙) 産物御役所(印)→右村三役人(印)	5月28日	横切継紙・1通	え2012-49
(書状、五十司へ金3分・増太郎へ金2朱落手に付) (青柳)増太郎・(八田)五十司→(八田)慎蔵様	7月10日	横切継紙・1通	え2012-50
(河原舎人殿ほか会席献立ほか書上)		横切継紙・1通	え2012-51
(書状、預置き金103両1分のところ、御手元出納御引合わせ間違いなきかに付) (八田)五十司→(八田)慎蔵様	即時	横切継紙・1通	え2012-52
(書状、1つ御神酒2分金差上にて引替願いに付) 片桐貫→いせ町様密秘	夷則初六	横切紙・1通	え2012-53
西二月廿三日出(琉球包9箇御用状添代銀98貫300匁他2月中産物御荷物書上) 御荷物懸り	4月	横切継紙・1通	え2012-54
(書状、炭彦よりの返書評議のところ、栄八帰国できるか伺いに付)		横切継紙/(破損甚大)・1通	え2012-55
(当戊7月迄父方にて出金の分差引残金14両1分2朱余ほか金銭書上)		横折紙・1通	え2012-56
江戸書状(祢津数馬様他5名、内衆名披露状の旨ほか人名書上)		横折紙/(虫損)・1通	え2012-57
覚(小山田重太夫様ほか44人名書抜)		横半半折/(虫損)・1冊	え2012-58
(書状、米代の儀200両時借願う様子伺いに付) (富岡)良右衛門→(八田)慎蔵様	25日	横切継紙・1通	え2012-59

表題・作成等	年代	形態・数量	整理番号
--------	----	-------	------

## 7.その他

(袋) * (袋上書)「明治廿年八月廿七日」	明治27年8月27日	袋・1点	え2042
(包紙) 善光寺吉村木鷲[ ](虫損)→松代八田紫都雄様書 在中		包紙/(虫損甚大)・1点	え1964
(白紙)		縦紙/(虫損甚大)・1通	え1963

### 〈欠番〉

作業に関わって、次の番号が欠番となった。

え2028

既刊目録に見られる八田家文書群の階層構造一覧

SF	S	SS	f	Sf	その1	その2	その3	その4	その5	その6	その7
01	内方(御茶之間)				1	2	3	4	5	6	7
	01	系図・親類書			1	2					
		01	由緒			2					
		02	扶持方請取			2					
	02	相続			1	2				6	
		01	家督			2					
	03	家訓・規定			1	2				6	
		01	条目・遺言		1						
		02	勝手向取締(家政立て直し)		1	2					
		03	役代調印規定		1						
		04	帳簿口立規定		1						
		05	店人足規定(奉公人規定)		1						
		06	帳面仕立方			2					
		07	元方・勘定一式			2					
	04	人別改			1						
	05	家族・奉公人(別家・日傭)			1	2	3	4	5	6	7
		01	鉄之助内室出産					4			
		02	市兵衛意見書					4			
		03	人名・年齢書上					4			
		04	儀礼						5		
		05	役代						5		
		06	店人別規定(奉公人規定)			2					
		07	奉公人勤向			2					
		08	奉公人給金不払一件			2					
		09	奉公人給金出入								
										3	
	06	親類								3	
		01	増田徳左衛門家勝手向立て直し							3	
		02	親類不埒示談仲介							3	
	07	田村半右衛門書状綴						4			
	08	家政							5		
	09	藩への上納金・才覚金						4	5		7
	10	藩関係									7
		01	御目見								7
		02	救恤								7
		03	その他								7
	11	町関係									7
		01	立入人								7
		02	上水関係								7
	12	給人格取立・扶持加増						4	5		
	13	土地経営(所有地経営)			1		3				6
		01	持地		1						6
		02	借家								6
		03	江戸屋敷								6
		04	持地・抱屋敷絵図		1						
		05	抱屋敷肝煎用留		1						
		06	買取・質取		1						6
		07	売渡		1						
		08	田畑見廻		1						
		09	田地譲渡								6
		10	家賃・小作年貢取立		1	2					
		11	小作年貢滞納出入		1	2					
		12	小作方日記		1						
		13	年貢諸役上納		1						
		14	米・桑売渡		1						
		15	家屋敷建築			2					
		16	下屋敷			2					6
		17	抱屋敷引請			2					

SF	S	SS	f	Sf	その1	その2	その3	その4	その5	その6	その7
			18 抱屋敷普請			2					
			19 手作地			2					
			20 田地譲渡取調			2					
			21 質地証文・借用証文					4(SF)			
			22 小作					4(SF)			
			23 土口村小作			2					
			24 矢代村小作			2					7
			25 生萱村小作			2					
			26 長岡助右衛門小作			2					
			27 古屋敷小作			2					
			28 東寺尾村新堰			2					
			29 居屋敷・土蔵					3			
			30 自作・小作貸出					3			
			31 質入							6	
			32 小作							6	
			33 田野口村								7
			34 後町								7
			35 清野村								7
			36 東条村								7
			37 平林村								7
			38 練光寺								7
			39 その他								7
	14		小作年貢滞出入一件			2				6(SS)	
		01	岩村田小作年貢滞一件			2					
		02	飯山小作年貢滞一件			2					
		03	田野口村小作年貢滞一件			2					
		04	中野質地一件			2					
		05	赤倉湯一件			2					
	15		材木方			1	2			6	
	16		通船方			1	2				
	17		金融			1	2	3	5	6	7
		01	借入金・預り金			1		3	5	6	
			01 松代藩御用達金預り運用					3			
		02	貸付金			1	2	3	5	6	
		03	他家借財片付			1				6	
		04	無尽			1	2	3(S)	5	6	7
		05	預り金利払				2				
		06	貸付金調				2				
		07	貸付金返済滞				2				
		08	広田筑後・岩出六右衛門無尽一条				2				
		09	皆神山無尽				2				
		10	家中侍借財勝手向立直し				2				
		11	質地・借金						5		
		12	飯山藩・岩村田藩領小作年貢滞一件						5		
		13	伊勢山田御師廣田筑後一件						5		
		14	家中借財勝手向立直							6	
		15	貸借金								7
	18		飯山領								7
		01	無尽								7
		02	訴訟								7
	19		岩村田領								7
	20		出張			1	2				
		01	出張				2				
	21		金銭・穀物請払			1			5	6	7
		01	店方江下ケ金・上納金			1	2				
		02	金銭請取			1	2				
		03	暮方見積			1					
		04	入用			1					

SF	S	SS	f	Sf	その1	その2	その3	その4	その5	その6	その7
			05	買物方日記	1						
			06	金銭出入帳(金銭請払帳)	1						
			07	金銭差引帳	1						
			08	穀物・諸品請払	1			4(S)			
			09	金銭穀物請払取調勘定	1						
			10	請払勘定覚		2					
			11	木町伊勢町差引帳		2					
			12	金銭払方		2				6	
			13	雑穀		2					
			14	売掛金滞		2					
			15	金銭勘定						6	
			16	普請						6	
	22	賄			1	2			5	6	
			01	賄穀物請払	1						
			02	入用	1						
			03	勝手方日記・控帳	1						
			04	御膳日記	1						
			05	諸品通帳(家計)		2					
			06	諸品請払						6	
	23	勝手向						3			
			01	勝手向立て直し				3			
			02	勝手向取極・諸入用				3			
			03	金銭出入帳				3			
	24	棚卸			1	2					
	25	日記・控留			1						
			01	被仰付書・願書控留	1						
			02	状留	1						
			03	茶之間日記・元方日記・役代日記他	1						
			04	万書留帳	1						
			05	手控	1	2					
			06	殿様湧泉亭御入一条		2					
	26	儀礼(家族)			1	2	3			6	7
			01	為知帳	1	2					
			02	赤飯配	1	2					
			03	献上・進物	1		3				
			04	献上・寄付						6	
			05	来訪人名面帳	1						
			06	到来物	1	2	3				
			07	贈答覚帳(贈答)	1						7
			08	婚姻・離縁	1	2				6	7
			09	葬儀・法事	1	2				6	7
			10	大福帳(諸儀礼覚帳)	1						
			11	年中行事帳	1						
			12	宴会	1						
			13	引越為知		2					
			14	祝儀入料		2					
			15	書状[儀礼的書状]			3			6	
	27	旅			1						
			01	社寺参詣	1						
			02	入湯	1						
	28	社社奉加			1	2			5	6	7
			01	社寺奉加		2					
			02	菩提寺浄福寺一件		2				6	7
			03	その他							7
	29	家財			1						
			01	武器	1	2					
			02	衣類・諸道具・絵画他	1	2					
			03	武具・印章等注文			3				

SF	S	SS	f	Sf	その1	その2	その3	その4	その5	その6	その7
			04 茶道具等売払				3				
			05 諸道具貸出				3				
	30	投資									7
			01 松代貯積銀行								7
	31	蔵書			1		3			6	
	32	見聞・風説書			1	2	3			6	
	33	アメリカ船渡来情報収集						4			
	34	外交・軍事情報							5		
	35	諸芸			1	2	3			6	7
			01 文芸		1	2			5(S)		
			02 茶の湯		1	2					
			03 学芸				3				
			04 能				3				
			05 柔術				3				
			06 水術				3				
			07 松明製法				3				
	36	学校			1		3			6	
			01 試験問題				3				
	37	証書			1						
			01 生糸改会社証記簿		1						
			02 横浜正金銀行創立証書		1						
	37	養蚕					3				
	38	信心					3				
	39	書状類							5		7
	40	諸書類							5		
	41	その他			1						
02	店方				1	2			5	6	7
		01	酒造方(酒蔵・酒店)		1	2	3	4		6	7
			01 酒株・酒造高書上		1		3	4		6	
			02 酒造鑑札		1						
			03 内方より拝借米金・上納金		1						
			04 酒造入用		1						
			05 酒蔵より酒店出酒		1						
			06 売渡		1		3				
			07 金銀出入帳		1						
			08 取替(立替)		1						
			09 棚卸		1	2					
			10 酒蔵・酒道具貸付		1	2					
			11 諸控留		1	2					
			12 蔵書		1						
			13 酒蔵・酒店勘定			2					
			14 酒売掛帳			2					
			15 酒蔵普請			2					
			16 水油			2					
			17 質地証文					4			
			18 酒株・鑑札								6
			19 仕法								6
			20 使用人								6
			21 手充								6
			22 諸品請払								6
			23 借入金								6
			24 一件								6
			25 道具調								6
			26 書状								6
	02	呉服店			1	2			5		7
			01 売買		1						
			02 御会符荷物		1						
			03 棚卸		1						

SF	S	SS	f	Sf	その1	その2	その3	その4	その5	その6	その7
		04	控留		1						
		05	呉服仕入勘定			2					
		06	古着			2					
	03	油店			1	2				6	
		01	内方より拝借金・上納金		1						
		02	金銭請払		1						
		03	棚卸		1						
		04	油・醤油			2					
	04	醤油店(松井店)			1	2	3			6	7
		01	内方より拝借金・上納金		1						
		02	仕入		1						
		03	売渡		1						
		04	売買差引勘定		1						
		05	入用		1						
		06	取替(立替)		1						
		07	棚卸		1						
		08	道具調		1						
		09	越後赤倉松井店		1						
		10	店立て直し				3				
		11	藩御用				3				
	05	赤倉松井店									7
	06	質店			1	2				6	
		01	内方より拝借金・上納金		1						
		02	入用		1						
		03	取替(立替)		1						
		04	棚卸		1						
		05	控留		1						
	07	その他			1						
	08	陶器方				2	3	4			
	09	甘草方						4			
	10	諸勘定							5		
03	町方/町年寄				1	2	3	4	5	6	7
	01	控留			1						
		01	高札・条目写控		1						
		02	町年寄用留		1		4				
	02	触留							5		
	03	宗門改							5		
	04	諸役・貢税			1						
		01	家数・町役書上		1						
		02	伝馬役		1						
		03	巡見本陣役		1						
		04	明治期貢税取調		1						
	05	殿様御用			1					6	
		01	殿様帰城出迎		1						
		02	殿様御入接待		1						
	06	救済			1						
		01	飢饉		1						
		02	火災・水害		1						
	07	講			1						
		01	町内無尽講		1						
		02	恵比寿講		1						
	08	町会所				2					
	09	穀行事				2					
	10	御巡見様入用				2					
	11	大庄屋				2					
	12	触書写控					3				
	13	転切支丹類族改					3				
	14	殿様御入					3				



SF	S	SS	f	Sf	その1	その2	その3	その4	その5	その6	その7
	15	飢饉時米調達					3				
	16	町政								6	7
	17	御取締								6	
	18	御巡見様御用								6	
	19	貸借								6	
	20	社倉								6	
	21	町内無尽								6	
	22	一件								6	
04		松代藩御用			1	2	3			6	
	01	年貢諸役取立請負・御用米金調達			1	2					
	02	御勝手御用役			1		3				
		01 月番表			1						
		02 用留・日記			1						
		03 融通金			1						
	03	産物御用掛			1		3	4			
		01 用留			1						
		02 産物取立無尽			1		3				
		03 国産方入用			1						
		04 産物御用掛任命					3	4			
		05 藩より拝借金					3				
	04	手控			1						
	05	御用達金預り運用					3				
	06	産物売捌方問屋					3				
		01 褒賞					3				
	07	川船会所					3				
		01 通船免許					3				
		02 通船貸下					3				
		03 通船取締					3				
		04 会所世話料					3				
		05 金子・田畑屋敷貸下					3				
		06 冥加金					3				
	08	接待用諸道具貸出					3				
	09	御用金・御用米								6	
	10	江戸運送								6	
	11	人足								6	
05		会所商社・系会所			1(S)	2	3	4	5		
	01	藩より拝借金品			1(SS)		3				
	02	諸方より預り金・借入金			1(SS)		3				
	03	会所貸下金			1(SS)		3				
	04	借入金・預り金・貸付金						4	5		
	05	繭中買人仲間・糸元師仲間			1(SS)			4			
	06	糸元師への鑑札給付						4			
	07	糸元師不正取締						4			
	08	糸元師の統制							5		
	09	紬市統制						4			
	10	紬中買人仲間			1(SS)						
	11	糸売買			1(SS)						
	12	買物帳			1(SS)						
	13	取替(立替)			1(SS)						
	14	金銀請払			1(SS)						
	15	日記・用留			1(SS)						
	16	御内用荷			1(SS)						
	17	系会所締掛任命					3				
	18	糸元師					3				
	19	紬類売捌					3				
	20	上州売り捌き						4			
	21	紡会所				2					
	22	木綿行司				2					

SF	S	SS	f	Sf	その1	その2	その3	その4	その5	その6	その7
		23 諸書類綴						4			
06	会社商社・産物会所				1(S)		3	4	5	6	7
	01 触順				1(SS)						
	02 拝借金									6	
	03 藩より拝借金・上納金				1(SS)		3	4	5		
	04 会所江献上金				1(SS)						
	05 会所貸下金				1(SS)		3				
	06 会所より貸下げ品・拝借金							4	5		
	01 蚕種紙							4			
	02 拝借金							4			
	03 諸品							4			
	07 産物改				1(SS)						
	08 出役				1(SS)						
	09 鑑札渡				1(SS)						
	10 産物会所鑑札名面						2				
	11 冥加金取立				1(SS)	2					
	12 絹紬類買入				1(SS)						
	13 絹紬類売捌				1(SS)						
	14 絹紬類貸下				1(SS)						
	15 甘草・杏仁大坂取引				1(SS)						
	16 駄送				1(SS)						
	17 麻・木綿売買				1(SS)						
	18 蚕種・生糸売買				1(SS)						
	19 入用				1(SS)	2					
	20 金銭請払				1(SS)						
	21 金銭請払取調勘定				1(SS)						
	22 棚卸				1(SS)						
	23 日記・用留				1(SS)						
	24 褒賞				1(SS)						
	25 過料				1(SS)						
	26 産物助成講				1(SS)						
	27 道具帳				1(SS)						
	28 蔵書				1(SS)						
	29 会所役人心得方・取計方条々						3				
	30 藩江献上金						3				
	31 藩入用品調達						3				
	32 諸方より預り金						3	4			
	33 産物会所仕入金融通					2					
	34 産物無尽					2					
	35 産業統制						3	4	5		
	01 市役金・店口銭						3				
	01 糸市役金						3				
	02 店口銭						3				
	02 絹紬・木綿布・麻布等他製品商売禁制						3				
	03 諸国より城下入込商人改						3				
	04 行司						3				
	05 産物改						3				
	01 木綿会所						3				
	02 縮緬改						3				
	03 産物会所并取締役						3				
	06 鑑札						3		5		
	01 領産取締						3				
	02 絹紬仲買鑑札						3	4			
	03 繭仲買・蚕種商売・糸繭買・唐糸師等の鑑札						3	4	5		
	04 蚕種・生糸鑑札						3	4			
	05 木綿商買・木綿布仲買鑑札						3				
	06 杏干仁商売鑑札						3	4			

SF	S	SS	f	Sf	その1	その2	その3	その4	その5	その6	その7
			07	甘草仲買鑑札			3	4			
			08	天秤振商売(香具)鑑札			3	4	5		
			09	煙草鑑札			3				
			10	楮商人荷宿并鑑札			3	4	5		
		07		糸商売免許			3				
		08		冥加金			3				
			01	絹紬仲買冥加金			3	4			
			02	繭仲買冥加金			3	4			
			03	唐糸師冥加金			3				
			04	木綿師冥加金			3				
			05	品々冥加金			3				
		09		陶器竈場			3		5	6	
		10		桑畑			3				
		11		縮緬製造			3				
		12		関係書類綴					5		
	36			絹紬類売買			3				
		13		絹紬類織立			3				
		14		絹紬類買上			3				
		15		絹紬類売捌			3				
			01	絹紬類専売仕法替			3				
			02	上州吹屋村一件			3				
		16		絹紬類貸下			3				
		17		蚕種・絹紬				4	5		
			01	紬売り代金書上				4	5		
			02	隠糸挽				4	5		
			03	触留					5		
			04	仕法替え					5		
			05	糸繭取引					5		
			06	紬ほか売り代金書上					5		
			07	荷札					5		
		18		甘草				4			
			01	取締筋				4			
			02	植え付け				4			
		19		杏仁				4			
			01	買入れ				4			
			02	惣勘定				4			
			03	「杏仁御買上二付入用之雑書類入」				4			
			04	諸書類綴				4			
		20		杏仁・甘草		2(S)		4	5		
		21		楮				4			
		22		天秤振				4			
		23		蚊帳				4			
		24		明礬				4	5		
		25		白粉				4			
		26		硫黄				4			
		27		木綿				4	5		
		28		麻					5		
		29		薬草						6	
		30		銅山						6	
		31		諸品				4			
		32		その他				4			
			01	鑑札給付				4			
			02	鑑札制作				4			
	37			葉藍		2					
	38			陶器竈		2					
	39			大坂交易			3	4	5	6	
		01		嘉永期甘草・杏仁等大坂売捌仕法			3	4	5		
			01	大坂交易関係文書書留			3				

SF	S	SS	f	Sf	その1	その2	その3	その4	その5	その6	その7
			02	甘草相場下落			3				
			03	炭屋孫七手許不繰合一件			3				
			04	大坂表無心一件			3				
		02		西国産物買入			3				
		03		安政期杏仁大坂売捌仕法			3	4	5		
			01	杏仁買上			3				
			02	杏仁大坂試捌			3				
		04		維新时期京坂交易			3				
		05		西国産諸品買い上げ				4			
		06		北国への荷物運送駄賃・取引				4	5		
		07		炭屋孫七割済金関係				4			
		08		炭屋彦五郎からの預り金				4			
		09		炭屋孫七関係書状など綴				4	5		
		10		諸仕切状綴				4			
		11		その他				4			
	40			大坂にて金子調達		2					
	41			京都での取引				4		6	
	42			横浜での取引				4			
		01		才覚金徴集				4			
		02		横浜交易取扱所				4			
	43			近郷での取引				4	5		
	44			江戸での取引				4			
		01		諸品				4	5		
		02		売り捌き代金滞り				4	5		
		03		荷物送り状				4			
		04		取引					5		
	45			江戸への荷物運送駄賃・取引					5		
	46			その他地域での取引					5		
	47			麻・木綿売買			3				
		01		麻売買			3				
		02		木綿売買			3				
	48			明礬江戸送			3				
	49			蚕種・生糸改并外国交易			3				
	50			検断・調停			3				
		01		不実商い吟味			3				
		02		商い出入調停			3				
	51			入用			3				
		01		諸入用			3				
		02		会所普請・作事入用			3				
	52			勘定			3				6
	53			会所運営・賄い領収書				4	5		
		01		近代産物会所領収書綴				4			
		02		御用米世話料				4			
		03		荷物駄賃				4			
		04		諸品				4			
		05		通船川岸端地所売り渡し				4			
		06		役人任免・俸禄					5		
		07		用地取得					5		
		08		賄い領収書					5		
		09		相場状					5		
	54			産物会所手控		2					
	55			産物会所勤人別		2					
	56			産物会所仲間給金		2					
	57			川船会所				4	5		
		01		貸付金				4			
		02		廻送荷物の改め				4			
		03		船手の者の願書受付				4			
		04		小作証文				4			

SF	S	SS	f	Sf	その1	その2	その3	その4	その5	その6	その7	
		05	その他					4				
	58	藩内地域の産物会所						4	5			
		01	力石村					4				
		02	内川村					4				
		03	向八幡村					4				
	59	役人任免・俸禄						4				
	60	駄送								6		
	61	一件								6		
	62	諸書類綴					3	4	5	6		
	63	用状					3					
	64	その他					3					
07	会社商社・松代商法社				1(S)			3	4	5	6	7
	01	商法社貸出金			1(SS)							
	02	貸付金の貸与						4				
	03	蚕種・生糸売買			1(SS)							
	04	商社手形・太政官札引換			1(SS)							
	05	入用			1(SS)							
	06	棚卸			1(SS)							
	07	商社引払			1(SS)							
	08	諸書類綴								6		
	09	商社					2					
	10	書状								6		
09	長野県						3					
	01	勸業					3					
		01	蚕種・生糸交易				3					
10	松木家						3					
	01	書簡					3					
11	副区長(第大区小区)									6		
12	第六十三国立銀行頭取									6	7	
13	混合文書										7	
14	内方・産物会所混合文書							4	5			
	01	「有用之紙屑」						4				
	02	書状・領収書ほか一括						4	5			
	03	白紙・断簡							5			
15	内方・店方・産物会所混在文書									6		
16	その他							4		6	7	
	01	諸書類綴						4				
	02	真田家郡方当番日記						4				

『信濃国埴科郡松代伊勢町八田家文書目録(その1～7)』より作成

SF=サブフォンド、S=シリーズ、SS=サブシリーズ、f=ファイル、Sf=サブファイル

史料目録 第99集

信濃国埴科郡松代伊勢町八田家文書目録

印刷発行 平成26年3月31日

発行者 人間文化研究機構 国文学研究資料館

編集 調査収集事業部

〒190-0014

東京都立川市緑町10-3

電話番号 050-5533-2900 (代)

印刷 三鈴印刷株式会社

©人間文化研究機構 禁無断複写

(本目録は国文学研究資料館史料館の『史料館所蔵史料目録』(第78集まで発行)を継続しています。)

(本文用紙は中性紙を使用しています。)

978-4-87592-170-7